

平成 28 年 6 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月13日】

1 服部孝規（日本共産党） 16～25ページ

議案第46号 市道路線の認定について及び議案第47号 市道路線の変更について

- 1 「市道路線の認定」と「市道路線の変更」があるがその内容について
- 2 地域の住民の理解について
- 3 土地所有者との交渉について

議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

- 1 条例の制定のもととなった「農業委員会等に関する法律」の主な改正点について
- 2 農業委員の定数を10人としたことについて
- 3 農地利用最適化推進委員の定数を20人としたことについて

2 櫻井清蔵（ぽぶら） 25～35ページ

議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

- 1 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数について
- 2 農業委員の任命について
- 3 農地利用最適化推進委員の職務について
- 4 農地利用最適化推進委員の選任について

報告第5号 平成27年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、移住交流促進事業について

3 宮崎勝郎（緑風会） 35～44ページ

議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

- 1 農業委員及び農地利用最適化推進委員について
 - (1) 定数について
 - (2) 職務について
 - (3) 任命について
 - (4) 報酬について

議案第44号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第9款 消防費、第1項 消防費、第3目 消防施設費、施設維持補修費2,950千円の増額について

議案第46号 市道路線の認定について

- 1 市道住山11号線新設の経緯について

4 福沢美由紀（日本共産党） 45～51ページ

議案第48号 専決処分した事件の承認について

- 1 亀山市国民健康保険税条例の改正内容について
- 2 国民健康保険税の軽減対象世帯数について
- 3 国民健康保険税軽減分の補てんについて

議案第44号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

- 1 第2款 総務費、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業12,531千円の増額について

議案第45号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 1 第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費、システム修正委託料1,490千円の増額について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月14日】

1 今岡翔平（ぽぶら） 54～68ページ

市立保育園と幼稚園の防犯カメラの違いについて

- 1 防犯カメラの設置状況について
 - (1) 幼稚園の現状について
 - (2) 保育園の現状について
 - (3) 防犯カメラ設置の意義について
 - (4) 性能が違うことを市で把握しているのか
- 2 今後の対策について
 - (1) 幼稚園と保育園に通う子どもたちに違いがあるのか
 - (2) 幼稚園と保育園の設備の違いを把握し、指摘するのは一体誰の役割なのか

消防に十分な人員配置ができてきているのかについて

- 1 消防の人員配置の現状について
- 2 定員適正化計画に基づくことが正しいのか
- 3 人事部門との調整について

大盛況であった亀山里山公園「みちくさ」春のイベントについて

- 1 イベントの告知の方法について
- 2 振り返りをどのようにやっているのか
- 3 他の部署に情報やノウハウが共有されるのか

2 高島 真（緑風会） 68～76ページ

安心・安全について

- 1 防犯灯のLED化について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 今後の予定について
 - (3) LED防犯灯の貸与について
- 2 防犯カメラについて
- 3 木造住宅補強事業について
- 4 住宅リフォーム助成事業について

3 中崎孝彦（新和会） 76～90ページ

病院事業について

- 1 医療センターの現状に対する認識について

2 医療センターの経営健全化について

- (1) 予算編成時における業務予定量は現在の医療体制で対応できるのか
- (2) 医業収益と医業費用について
- (3) 一般会計補助金（赤字補填分）について
- (4) 純損失について

3 地域包括ケアシステムについて

- (1) 現状に対する認識について
- (2) 地域包括ケアシステムの確立に向けた今後の取り組みと見通しについて

4 在宅医療の現状と課題及び今後の対策について

- 5 今年度が最終年度となる地域医療再構築プラン（第2次）の進捗状況と次期計画の考え方について

4 服部孝規（日本共産党） 90～102ページ

国民健康保険の県単位化について

- 1 平成30年度から始まる国民健康保険の県単位化で国民健康保険制度が抱える構造的な問題は解決するのかについて
- 2 国民健康保険税額は県で統一されるのかについて
- 3 一般財源からの法定外繰入はできなくするのかについて
- 4 国保税の滞納を三重地方税管理回収機構へ移管するのかについて
- 5 県単位化を議論する「三重県市町国保広域化等連携会議」や、その下部組織である「作業部会」の会議の公開と情報公開について

川崎小学校校舎改築工事（建築工事）における談合情報への対応について

- 1 談合情報の内容とその後の対応について
- 2 亀山市建設工事等談合情報取扱規程の「談合の事実がなかったことを確認」できたのかについて
- 3 開札せずに、どうして談合のおそれがあると判断し、聴き取り調査をしたのかについて
- 4 現在の談合情報取扱規程のままでいいのかについて

5 森 美和子（公明党） 102～117ページ

防災・減災対策について

- 1 平成28年熊本地震が発災し、自治体における防災対策が改めて問われている。今後第2次総合計画を策定していくにあたり、亀山市の防災・減災の考え方を問う
 - (1) 防災拠点としての庁舎のあり方について
 - (2) 被災者の生活再建支援に係る手続きについて
 - (3) BCP（事業継続計画）の策定状況について
 - (4) 災害時要援護者の避難支援について

食品ロス問題について

- 1 食べられる食品が捨てられている「食品ロス」問題について市の認識と取り組みを問う
 - (1) 市の認識について
 - (2) 学校、幼稚園及び保育園における啓発について
 - (3) 市民と事業者が一体となった取り組みについて
 - (4) 災害備蓄品の有効活用について

6 豊田恵理（創政クラブ） 117～131ページ

シティプロモーションについて

- 1 亀山市が考えるシティプロモーションとは
- 2 これまでの検証と結果について
- 3 委託の考えについて

オープンデータについて

- 1 市の考え方について

地域公共交通について

- 1 これまでの検証と結果について
- 2 市と地域との関わり方について
- 3 市と企業との関わり方について
- 4 各連携について

各部署間の連携体制のあり方について

- 1 市民文化部が本庁と関支所に分かれていることの弊害について
- 2 長寿健康づくり室の設置後について
- 3 各部署間の連携体制のあり方について

質 問 内 容 （通告要旨）

【6月15日】

1 鈴木達夫（ぽぶら） 134～146ページ

各種公共施設のランニングコストについて

- 1 次の施設の現状と、今後の展開、運営について問う
 - (1) 「関の山車会館」
 - (2) 亀山里山公園「みちくさ」
 - (3) 亀山森林公園「やまびこ」
 - (4) 都市公園
 - (5) 川崎小学校
 - (6) 総合環境センター
 - (7) 市庁舎

2 尾崎邦洋（緑風会） 147～159ページ

今後、発生が危惧されている南海トラフ地震に備えて

- 1 想定する被害状況について
- 2 非常食等の備蓄状況について
- 3 市庁舎の非常電源について
- 4 福祉避難所について
- 5 仮設住宅の建設用地について
- 6 市庁舎及び他の公共施設の耐震基準について
- 7 被災後の職員の確保と支援について
 - (1) 職員の応援態勢について
 - (2) 罹災証明等の各種証明書の速やかな発行について
 - (3) 職員のメンタルケアについて
- 8 地籍調査について

3 中村嘉孝（新和会） 159～172ページ

地方分権（地方分権一括法関連）について

- 1 これまでの分権改革に対する見解について
- 2 第6次地方分権一括法について
 - (1) 必置規制の廃止・緩和について
 - (2) 義務付け・枠付けの見直しについて
 - (3) 権限移譲について

- (4) 提案募集方式の取り組みについて
- 3 今後の分権改革に対する考え方について

地域コミュニティのしくみづくり支援事業について

- 1 地域活性化支援事業補助金について
- 2 地域予算制度について
- 3 地域担当職員の配置について

障害者差別解消法について

- 1 法律の具体的な内容について
- 2 法律の目的及び位置付けについて

4 福沢美由紀（日本共産党） 172～184ページ

2017年4月からはじまる介護予防・日常生活支援総合事業について

- 1 制度が変わることによって影響を受ける人はどういう人か
- 2 どのような制度になるのか
- 3 要介護認定の申請権について
- 4 基本チェックリストについて
- 5 基準緩和中心型について
- 6 介護の卒業という認識について

市指定の天然記念物の保護について

- 1 天然記念物保護の目的について
- 2 日常的な管理・保護について
- 3 樹木の樹勢回復、病害虫駆除等の補助について

5 前田 稔（創政クラブ） 185～197ページ

地域包括ケアについて

- 1 現状について
- 2 課題・問題点について
- 3 今後の取り組みについて

空家等に関する条例について

- 1 昨年12月定例会で建設部長は空家等に関する条例を6月定例会に提案すると答弁されたが9月に延期になったのはなぜか

リニア中央新幹線計画について

- 1 リニアの東京・大阪間の開業が前倒しされるという報道について

6 櫻井清蔵（ぽぶら） 197～207ページ

町並み保存事業について

1 30年間の歩みについて

- (1) 保存事業(公共事業および民間事業を含む)の実績について
- (2) 重伝建指定家屋で空き家となり荒廃している物件に対する今後の対応について(修復か解体か)
- (3) 隣接する居住者への対応について

新教育長制度の考え方について

- 1 3月定例会において、新教育長の人事案件が否決され、教育長不在の異常事態の中、現況と今後の対応について

7 宮崎勝郎(緑風会)	207~216ページ
-------------	------------

消防の現況と今後の消防力の充実について

- 1 災害の発生件数について
- 2 火災の対応について
- 3 救急の対応について
- 4 ドクターヘリの活用について
- 5 現在の消防力と今年度策定される消防力充実強化プランについて

リニア中央新幹線の今後について

- 1 リニア中央新幹線の現況について
- 2 リニア中央新幹線駅亀山駅誘致活動と今後の亀山市のまちづくりの思いについて
- 3 リニア中央新幹線誘致に伴う基金の積み立て強化の考えについて

質 疑 内 容 （通告要旨）

【6月24日】

1 服部孝規（日本共産党） 229～234ページ

議案第49号 工事請負契約の締結について

- 1 今回、なぜ総合評価方式という入札を適用しなかったのか
- 2 条件付き一般競争入札（事後審査型）での入札だが、どのような内容の入札なのか
- 3 企業要件の地域要件として、「県内に本店を有する者」に絞ったのはなぜか
- 4 入札に参加したのが3者しかなかったが、「条件付き」に該当する企業は何者あったのか

平成 2 8 年 6 月 3 日

亀山市議会定例会会議録（第 1 号）

●議事日程（第1号）

平成28年6月3日（金）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 第 6 議案第43号 亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第44号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 8 議案第45号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 9 議案第46号 市道路線の認定について
- 第10 議案第47号 市道路線の変更について
- 第11 議案第48号 専決処分した事件の承認について
- 第12 報告第 4号 平成27年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について
- 第13 報告第 5号 平成27年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第14 報告第 6号 平成27年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について
- 第15 報告第 7号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について
- 第16 報告第 8号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡辺満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから平成28年6月亀山市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長におきまして、

2番 西川憲行 議員

11番 岡本公秀 議員

のご兩名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から6月24日までの22日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から6月24日までの22日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

まず、今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおりそれぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から、例月出納検査結果報告書6件が、また亀山市土地開発公社、公益財団法人亀山市地域社会振興会、公益社団法人亀山市シルバー人材センター及び社会福祉法人亀山市社会福祉協議会から、平成27年度事業報告書及び収支決算書がそれぞれ提出されておりますので、ごらんおきください。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について、報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成28年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様へのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、去る4月14日の平成28年熊本地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福と早期の復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げます。

本市といたしましては、発災直後に市内に平成28年熊本地震連絡調整会議を立ち上げ、被災地支援のため、アルファ米3,000食を搬送するとともに、被災建築物応急危険度判定士として2名の職員を派遣いたしました。引き続き全国市長会、県などの関係機関と連携した可能な限りの支援を行ってまいります。

さて、我が国の経済につきましては、先月発表された内閣府の月例経済報告において、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されるものの、海外経済で弱さが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあるとされています。こうした中で、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響等、平成28年熊本地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしています。

また、政府においては、東日本大震災からの復興・創生に向けて取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、平成27年度補正予算を迅速かつ着実に実施するとともに、平成28年度予算について、できる限り上半期に前倒しして実施することとされています。

こうした状況を踏まえ、本市といたしましては、今後の国の動向を注視するとともに、地域経済、

雇用等の変化に的確に対応してまいります。

さて、先月26日、27日の両日、伊勢志摩サミットが開催され、世界中からこの三重県が注目されました。本市におきましても、去る4月25日に「2016年ジュニア・サミット in 三重」の分散型体験・交流行事が関宿で開催されましたことは、G7各国の高校生と県内の高校生の皆さんに東海道を生かした豊かな伝統文化を体験していただくとともに、小・中学生を初めとした地域住民の方との交流を深めていただく機会となったものと考えております。ご協力いただいた関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。今後は、伊勢志摩サミットを契機とした来訪者の増加なども見込まれることから、これを好機と捉え、さらなる本市の魅力の発信に取り組んでまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第1次亀山市総合計画の基本施策の体系に沿って、ご説明申し上げます。

まず、快適な都市空間の創造についてでございますが、企業活動の促進、雇用の創出につきましては、市内における工場適地でもあります民間工業団地、亀山・関テクノヒルズについては、平成20年1月から経済情勢や造成済み用地の販売状況等を理由に、一部工区の造成工事が中断されておりました。こうしたことから、市では、開発主体に対し、継続的に早期着手の働きかけを行ってきたところ、開発区域北側の約33ヘクタールの造成工事が本年3月末に再開されました。市といたしましては、開発主体との連携をより密にしながら、亀山・関テクノヒルズへの企業誘致を一層進めることで産業振興につなげてまいります。

次に、農林業の振興につきましては、本年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の選出方法及び定数の基準等が変更されるとともに、農地利用の最適化を推進するための活動を行う農地利用最適化推進委員が新たに設けられました。このことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、本議会に関係条例の制定を提案いたしております。

また、農業共済事業につきまして、より一層の合理的で効率的な事業運営を目的に、三泗鈴亀農業共済事務組合を含む県内全域の農業共済組合等を1組合化するため、平成29年4月の三重県農業共済組合（仮称）の設立に向けた調印式が来月に予定されております。

次いで、上下水道の整備のうち、流域関連公共下水道事業につきましては、本年3月末に亀田町、羽若町、住山町、野村一丁目、和田町、川崎町、田村町、能褒野町、布気町、関町鷺山、関町会下の一部区域の供用を開始いたしました。これにより、公共下水道処理人口普及率は、昨年度より1.3ポイント増の49.4%となっており、後期基本計画の目標値である平成28年度での50%達成に向け、引き続き整備を進めてまいります。

続きまして、市民参画・協働と地域づくりの推進についてご説明申し上げます。

まず、地域コミュニティの活性化のうち、地域コミュニティの新たな仕組みづくりにつきましては、各地域におきまして、自立した地域まちづくり活動を促進するための多様な主体による包括的な仕組みづくりについて議論がなされ、4月の8地区、先月の4地区、合わせて12地区において、新たな地域まちづくり協議会が設立されました。このことにより、市内の全ての地域に22の地域まちづくり協議会が設立されたところであります。

市といたしましては、引き続き地域担当職員の配置や活動補助金等の多様な支援を行うとともに、平成29年度からの実施を目指し、地域予算制度の制度設計を進めてまいります。

次に、男女共同参画の推進につきましては、ワーク・ライフ・バランスを見詰め直す機会として、先月2日に、家族の時間づくりを実施いたしましたところです。

また、今月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせ、本年度で10年目となる三重県内男女共同参画連携映画祭が22会場で開催され、本市では、今月19日に市文化会館において映画上映が行われます。こうした機会を捉え、男女共同参画への理解が深まるよう啓発に努めてまいります。

続きまして、健康で自然の恵み豊かな環境の創造についてご説明申し上げます。

まず、地域医療の充実のうち、医療センターにつきましては、地域医療の包括的な推進体制の整備と経営改善を図るため、地域医療統括官を配置する中、在宅復帰を支援する地域包括ケア病床を設置することとし、先月、国への施設基準に係る届け出を提出したところであります。

また、医療センター総合診療医と地域の方との気軽な会話を通じて、医療を身近なものとする機会として、医療カフェを本年度から本格的に実施することとし、今月末に神辺地区コミュニティセンターにおいて開催してまいります。

さらに、三重県地域医療構想の策定において、鈴鹿地域医療構想調整会議に医療センターから院長及び地域医療部長が参画し、鈴鹿地域の地域医療の推進を図る上で医療センターの果たす役割について検討を行っております。

次に、防災力の強化につきましては、今月12日、26日の両日、市域の防災力強化の一つとして、三重県建設労働組合亀山支部のご協力のもと、高齢者や障がい者など災害時要援護者宅を訪問し、家具等転倒防止事業を進めてまいります。

また、国民保護につきましては、来月5日に任期満了となります亀山市国民保護協議会委員の任命に向けた準備を進めるとともに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び平成28年三重県国民保護計画の変更に伴い、亀山市国民保護計画の見直しを進めてまいります。

次いで、消防力の充実・強化につきましては、亀山市消防力充実強化プランの最終年度となりますことから、消防本部に亀山市消防力充実強化プラン策定検討委員会を設置いたし、現計画の検証を行いつつ、新たなプランの策定を進めてまいります。

一方、地域の安心・安全を確保するために欠かせない消防団につきましては、来月16日に三重県消防学校で開催されます平成28年度三重県消防操法大会の小型ポンプの部に、本市を代表して亀山市消防団第10分団が出場することになっており、連日連夜訓練を重ねているところであります。

続きまして、生きがいを持てる福祉の展開についてご説明申し上げます。

まず、スポーツの推進につきましては、亀山市スポーツ推進計画が最終年度となりますことから、現在、次期計画策定に向けた市民アンケートを実施しております。スポーツ推進審議会において審議をいただきながら、本年度中の策定を目指して進めてまいります。

また、今月1日から、運動施設のリアルタイムでの空き状況の把握や施設の予約が可能となるインターネットを利用した予約システムの運用を開始いたしており、利用者の利便性の向上を図っております。

次に、地域福祉力の向上につきましては、地域福祉の推進役として活躍いただいております民生

委員児童委員の任期が本年11月30日に満了となりますことから、次期候補者を各地区の自治会長から推薦いただき、来月下旬の亀山市民生委員推薦会の選考を経て、三重県に進達してまいります。

次いで、高齢者の多様な生活スタイルの支援につきましては、介護保険法の改正に伴い、鈴鹿亀山地区広域連合の調整会議において、平成29年4月からの新しい介護予防・日常生活支援事業の実施に向けた準備を進めているところであります。

一方、認知症高齢者への対策といたしましては、昨年度に引き続き認知症カフェを開催して、交流や相談のための場づくりを行うとともに、亀山医師会の専門医なども参加する認知症初期集中支援チームによる早期対応を図っております。また、4月からは新たに認知症や閉じこもりの予防として、高齢者みずからの自己啓発を促すための脳の健康教室を開催しております。

次に、障がい者の社会参加の促進につきましては、昨年度から本格実施をいたしております市の施設における職場体験実習を経て、1名の方が本年4月に市内の特例子会社へ就職をされました。こうした機会を通じて、一人でも多くの方が一般就労へつなげられるよう、支援機関との連携を図りながら、引き続き実習事業を進めてまいります。

また、本年4月からの障害者差別解消法の施行に伴い、聴覚障がい者等の方との円滑なコミュニケーションを図れるよう、週に1日、手話通訳者を窓口配置いたしております。今後の利用状況等を勘案しつつ、合理的配慮を行い、窓口サービスの充実に努めてまいります。

次いで、社会保障の充実ににつきましては、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者等に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。本市におきましては、給付対象者となる可能性のある方への周知を行い、先月24日から受け付けを開始いたしました。申請期間は8月24日まででありますことから、制度の周知を図るとともに、対象者への円滑な支給事務に努めてまいります。

続きまして、次世代を担う人づくりと歴史文化の振興についてご説明申し上げます。

まず、子育て支援につきましては、本年4月より関認定こども園アスレを開設いたしました。本市での最初の認定こども園となりますことから、今後の就学前教育・保育のモデル園として、運営状況を検証しながら、その充実に努めてまいります。

また、放課後児童健全育成事業につきましては、待機児童の発生を未然に防ぐため、本年4月から、亀山東小学校区の2カ所目となる放課後児童クラブが開設されました。これを含めた市内16カ所の放課後児童クラブにおいて、4月1日現在で入所を希望された児童全員に利用していただくことができたところであります。

一方、保育所につきましては、3歳未満の低年齢児を中心に、4月1日現在で6人の待機児童が発生しておりますことから、民間力を活用した小規模保育事業の促進を図るため、国や県の支援制度を見きわめつつ、民間事業者との協議を進めており、早期解消に取り組んでまいります。

また、相談体制や対応方法の充実に図るため、本年度より三重県立草の実りハビリテーションセンターから専門職員の派遣を受け入れ、関係機関との連携を図りながら療育相談事業に取り組んでまいります。

次に、文化芸術の振興につきましては、平成29年度の「かめやま文化年2017」の開催に向けて、「かめやま文化年2014」の検証を踏まえ、かめやま文化年プロジェクト基本構想の見直

しを行いました。近く、プロジェクトの全体的な運営や、推進の中核となる文化年プロジェクト推進委員会を開催し、事業の企画立案など諸準備を進めてまいります。

次いで、歴史文化の継承につきましては、歴史博物館において、現在、春の企画展示として「亀山藩政と武士の日常～加藤秀繁日記から～」を今月12日まで開催しております。

また、亀山市域近世近代史資料調査につきましては、昨年度に続き、市指定文化財である旧田中家住宅に伝来する史資料の調査を進めているところであります。

次に、歴史的なまちなみの保存整備につきましては、関の山車の保存と祭りばやし等の伝承活動の拠点として、関の山車会館整備事業に着手いたしました。現在、用地取得に向けた手続きを進めているところであり、3年後の開館に向けて事業を進めてまいります。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、自立した行政経営の推進のうち、旧国民宿舎関ロッジにつきましては、今月から来月末までの期間で、現施設を利用した運営事業の提案募集を開始いたしました。

次に、第2次亀山総合計画の策定につきましては、市民の方の声をお聞きする機会として、先月22日に亀山ショッピングセンターエコーにおいて、市民フォーラム「まち×カフェ in 亀山」を開催いたしました。当日は、21人の市民の方にご参加いただき、さまざまなご意見をお聞かせいただいたところであります。また、現在、市ホームページにおいて、基本構想（中間案）に関するご意見を募集しており、これらの機会を通じた市民の方からの幅広いご意見を参考にしながら、計画策定を進めてまいります。

さて、本市におきましては、昨年度策定いたしました亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の本格的な取り組みをスタートさせる年度として、4月に移住相談窓口を開設いたしました。さらに、シティプロモーション戦略プロジェクトチームを設置いたし、本市のよさや魅力を戦略的に発信するためのシティプロモーション戦略の策定に着手いたしました。また、先月13日には、「（仮称）かめやま若者会議」を設置し、若い世代の交流を通じた暮らしの充実に向けた取り組みをスタートさせております。重点プロジェクトを核とする総合戦略の展開により、人口減少社会を克服するべく、若い世代の定住促進と市の魅力の向上を目指してまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説明申し上げます。

最後に、本年2月16日から5月15日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

また、同期間における負担つきの寄附でない100万円以上の寄附受納の実績はございませんでした。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長職務代理者に教育行政の現況について、報告を求めます。

井上教育長職務代理者。

○教育長職務代理人（井上恭司君登壇）

平成28年6月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況についてご報告をし、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、4月の平成28年熊本地震によって甚大な被害が発生いたしました。犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、関係者の皆様方にお見舞い申し上げます。また、学校の中には休校を余儀なくされたところもあり、一日でも早く、従前の活気あふれる学校生活や教育活動を取り戻せるよう祈念するところであります。

さて、教育に関する国の情勢であります。政府の教育再生実行会議では、これまでに8次にわたり提言がまとめられ、中央教育審議会において審議と逐次答申等が行われているところです。この中で、チームとしての学校や、地域と学校の連携・協働の推進などの答申内容を強力に推進していくため、本年1月、次世代の学校・地域創生プランが策定され、学校と地域の関係をより一層強めることで、両者が一体となって地域とともにある学校の実現に向けて、体系的な取り組みを進めていくこととしています。

次に、県の情勢であります。本年3月、三重の教育の基本的な方針や施策を定めた三重県教育施策大綱が策定されました。生き抜いていく力の育成と教育安心県の実現、教育への県民力の結集などの6つの基本方針と11の教育施策が掲げられています。それを踏まえて、10年先を見据えた4年間の計画として、三重県教育ビジョンが策定され、三重の教育宣言を基本理念として8つの重点取り組みを定め、着実に実行していくとしています。

また、子供の貧困対策の方針や取り組みなどを示した三重県子どもの貧困対策計画が新たに策定され、地域の実情に応じた施策に取り組んでいくとしています。

こうした国や県の動向や施策を見きわめつつ、教育委員会といたしましては、市長部局との連携を図りながら、第1次亀山市総合計画後期基本計画第2次実施計画の事業のほか、各種計画を着実に推進するとともに、次期、亀山市学校教育ビジョン及び亀山市生涯学習計画の策定を進めてまいります。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、学校体制の充実につきましては、本年度も少人数教育推進教員を配置し、指導体制の充実を図ったところです。また、教科指導の個別対応や学校生活への対応支援を行う学習生活相談員、特別な支援が必要な児童・生徒への介助員等の配置を行うことで、きめ細かな支援体制の充実を図っているところです。

次に、児童・生徒への防災教育につきましては、各校の年間計画に基づく防災訓練・防災学習に加え、県を初め関係団体、保護者、地域住民との連携のもと、学校の実情やさまざまなケースに応じた避難訓練の充実を図ってまいります。

次いで、学校給食につきましては、亀山市学校給食検討委員会から提出された報告書を受けて、本年3月に、教育委員会としての今後の中学校給食についての方針を取りまとめました。今後、第2次亀山市総合計画策定の中で関係部署との調整を行ってまいります。

次に、学習環境の厳しい生徒を対象とした学習支援事業につきましては、本年度は4月当初から学習教室を開設し、3中学校区で取り組みを実施しています。子供たちの学びの場として、今後も充実を図ってまいります。

続きまして、教育研究関係についてご説明申し上げます。

まず、学力向上につきましては、亀山市学力向上推進計画にのっとり、取り組みを進めてまいります。引き続き授業改善を中心に、授業規律の徹底、読書や家庭学習を含めた学習習慣の確立に取り組んでまいります。

次に、次期亀山市学校教育ビジョンの策定につきましては、本年4月に第3回目の策定委員会を開催したところであり、子供たちが確かな学力を身につけ、生きる力を育み、みずからの将来を切り開いていくことができる学校教育の指針となるよう検討を進めてまいります。

次いで、ICT機器の環境整備につきましては、国が示す教育の情報化に対応するため、ネットワークサーバーの更新、教育用可動式パソコンの導入準備を進めております。

次に、学校図書館につきましては、本年度、学校司書の配置を拡大いたしました。また、学校図書館を活用した授業づくりの研究実践集を作成し、各学校へ配付したところであり、図書館の利用を推進してまいります。

次いで、幼児教育につきましては、本年4月に保幼共通カリキュラムを策定いたしました。本年度も、就学前の幼児教育の充実と円滑な小学校への接続に取り組んでまいります。

次に、コミュニティ・スクールにつきましては、昨年度までに指定いたしました3校に加え、白川小学校と野登小学校が国の研究指定を受けました。引き続き、地域とともにある学校づくりに取り組んでまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

川崎小学校改築事業につきましては、現在、改築工事の発注事務手続を進めております。この工事は議会の議決に付すべき契約でございますことから、準備が整い次第、工事請負契約の締結についての議案を提出させていただきたいと考えております。

そのほか、亀山東小学校及び亀山中学校の校舎内部改修工事など、学校の夏季休業期間を活用して実施する予定の工事につきましては、その発注準備を進めております。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、次期亀山市生涯学習計画の策定につきましては、「「亀山っ子」市民宣言」の理念を十分に踏まえるとともに、学びを起点とした地域創生にまで視野を広げて検討を進めてまいります。

次に、家庭・地域の教育力向上につきましては、家庭教育出前講座の開催や配付物など、地域や家庭への働きかけを推進し、子供の基本的な生活習慣、自己肯定感の確立に向けて取り組んでまいります。

次いで、公民館講座につきましては、学びの成果を地域に生かしていただくことを念頭に置き、地域課題を意識した学びの展開を進めてまいります。

次に、青少年総合支援センターにつきましては、地域において青少年健全育成にご尽力いただいている方々や関係機関との連携を深めてまいります。また、青少年の自立支援に向けては、関係機関などとの連携により、切れ目のない細やかな取り組みに努めてまいります。

続きまして、図書館についてご説明申し上げます。

昨年度の年間利用実績につきましては、入館者数が約10万4,000人と過去最高となりました。引き続き、来館者の声に耳を傾け、求めていることのヒントが見つかるやわらかい場所となるよう、図書館サービスの充実を図ってまいります。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

教育長職務代理者の現況報告は終わりました。

次に日程第5、議案第42号から日程第16、報告第8号までの12件を一括議題とします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されました。これにより、農業委員会の委員の選出方法が、選挙及び市町村長の選任制から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されるとともに、農業委員とは別に当該農業委員会に農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が設置されることとなりました。

これに伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数は条例で定めることとされたため、本条例を制定するものでございます。

制定内容は、まず1つ目といたしまして、本条例の趣旨を定めます。

2つ目といたしまして、亀山市農業委員会の委員の定数は10人とすることといたします。

3つ目といたしまして、亀山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は20人とすることといたします。

なお、施行日は公布の日とし、附則において、亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例は廃止いたします。

また、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の際、現に在任する農業委員会の委員については、この法律の経過措置により、その任期満了の日まで、なお従前の例により在任することから、この場合においては、本則の規定を適用しないこととする経過措置を設けるとともに、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、農地利用最適化推進委員の報酬及び旅費を定めることといたします。

次に、議案第43号亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、関連する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例で引用している農業委員会等に関する法律の条項の整理を行います。

なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ2,932万3,000円を追加し、補正後の予算総額を208億4,532万3,000円といたしております。

最初に、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

総務費では、一般財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業補助金のほか、社会保障・税番号制度におけるシステム総合運用テストに係る業務委託料や、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金を計上いたし、消防費では、安坂山町サイレン吹鳴装置取りかえに係る修繕料及び坂下地区消防団詰所の浄化槽取りかえ工事を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び個人番号カード交付事業費補助金を計上し、諸収入では、コミュニティ助成事業助成金を計上いたしました。

そのほか、補正財源として、前年度繰越金を計上いたしております。

次に、議案第45号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、国民健康保険の広域化に伴う電算システム改修に係るシステム修正委託料を計上いたしており、国庫補助金が交付されることから、補正額は歳入歳出それぞれ149万円を追加し、補正後の予算総額を52億1,699万円といたしております。

以上が、今回提案をいたしました一般会計及び国民健康保険事業特別会計の補正予算の主な内容でございます。詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第46号市道路線の認定についてでございますが、和賀白川線の道路改良に伴い、当該路線と接続する住山11号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第47号市道路線の変更についてでございますが、和賀白川線の道路改良のための終点の変更について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第48号専決処分した事件の承認についてでございますが、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、平成28年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、平成28年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の軽減対象の拡大のため、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について改正するもので、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を26万5,000円に引き上げることといたします。また、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗ずる金額を48万円に引き上げることといたします。

なお、施行日は平成28年4月1日とし、平成28年度以降の年度分の国民健康保険税について適用することといたしました。

続きまして、報告第4号平成27年度亀山市一般会計継続費繰越計算書についてでございますが、し尿処理施設長寿命化事業に係る継続費につきまして繰越額が確定し、平成28年度へ逐次繰り越したいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号平成27年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成27年度に繰越明許費の承認をいただいておりますシティプロモーション推進事業など、12

事業につきまして繰越額が確定し、平成28年度へ繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第6号平成27年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、阿野田町地内配水管工事などの建設改良費につきまして繰越額が決定し、平成28年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書についてでございますが、関第3処理分区下水管渠布設工事などの建設改良費につきまして繰越額が確定し、平成28年度へ繰り越しいたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

最後に、報告第8号放棄した私債権の報告についてでございますが、亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項の規定により、市の私債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成28年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

今議会に提出をいたしました一般会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の歳出から、説明欄をごらんいただきながら、順次ご説明を申し上げます。

9ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の総務費の自治会支援事業220万円につきましては、平尾地区自主防災会におけます防災備品整備事業及び中町四番町自治会が所有する山車の見送り幕の整備事業が、また地区コミュニティ管理運営費500万円につきましては、白川地区及び関南部地区まちづくり協議会における印刷機やイベント用テントなどの備品整備事業が、それぞれ一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業として採択をされましたので、市を經由して補助金を交付するものでございます。

次に、中段の社会保障・税番号制度システム導入事業664万2,000円につきましては、国のシステムである情報提供ネットワークシステムとの情報連携開始に向けた総合運用テストを行うための業務委託料を計上いたしました。

次に、下段の個人番号カード交付事業1,253万1,000円につきましては、国から平成28年度分の通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金の上限額が示されましたので、当初予算との差額を計上いたしました。

次に、11ページをごらんいただきたいと存じます。

消防費の施設維持補修費295万円につきましては、安坂山町サイレン吹鳴装置の取りかえ修繕料及び坂下地区消防団詰所の浄化槽取りかえ工事費用を計上いたしました。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

上段の国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金529万円につきましては、情報連携の総合運用テストに対する補助金を、また個人番号カード交付事業費補助金1,253万1,000円につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金に対する補助金を計上いたしております。

次に、中段の繰越金でございますが、今回の補正財源として前年度繰越金430万2,000円を計上いたしております。

次に、下段の諸収入のコミュニティ助成事業助成金720万円につきましては、平尾地区自主防災会ほかへの補助金の財源として、一般財団法人自治総合センターの宝くじの助成金を計上するものでございます。

以上、簡単ですが、一般会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

21ページをごらんいただきたいと存じます。

歳出でございますが、平成30年度からの国民健康保険の広域化に対応するため、電算システムの修正委託料149万円を計上いたしております。

一方、歳入におきまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

先ほどのシステム修正委託料の財源として、国庫支出金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金149万円を計上いたしたところでございます。

以上、簡単ではございますが、国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

以上で、上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす4日から12日までの9日間は、議案精査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

あす4日から12日までの9日間は、休会することに決定しました。

次の会議は13日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さんでございました。

（午前10時54分 散会）

平成28年6月13日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成28年6月13日（月）午前10時 開議

第 1 上程各案に対する質疑

議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第43号 亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

議案第44号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第46号 市道路線の認定について

議案第47号 市道路線の変更について

議案第48号 専決処分した事件の承認について

報告第4号 平成27年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報告第5号 平成27年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第6号 平成27年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第7号 平成27年度亀山市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

報告第8号 放棄した私債権の報告について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
12番	宮崎勝郎君	13番	前田耕一君
14番	中村嘉孝君	15番	前田 稔君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

11番 岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市 長 櫻井義之君 副 市 長 広森 繁君

企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

これより日程第1、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないようご注意ください。

通告に従い、順次発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

おはようございます。

それでは、通告に従い質疑に入ります。

まず、議案第46号、市道の認定と47号の市道路線の変更についてであります。

この市道は、国道1号線——いわゆるバイパスですが——の斎場の進入路付近の側道まで完

成した和賀白川線をさらに住山町まで延ばす区間の道路であります。

そこでまず、同じ市道で今回市道の認定というのと、それから市道路線の変更という2つの議案になっておりますが、その内容をまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

先ほどのご質問にお答えいたします。

市道の路線認定につきましては、新たに市道にしようとする場合には、道路法の第8条の規定に基づき市長が認定するもので、路線の変更につきましては、既に認定された市道を変更する場合に、同法第10条の規定に基づき市長が変更するもので、いずれも議会の議決を経ることと規定されてございます。

また、この路線の認定、路線の変更とは、路線を特定する行為をいい、この認定、変更による法律上の効果は、当該路線に属する道路が道路法上で特定された道路となり、また道路管理者、亀山市にあっては亀山市長が道路管理者として決定されることとなります。

今回提出させていただいた議案についての概要でございますが、まず先に議案第47号のほうからご説明いたしますと、市道の路線の変更につきましては、先ほど申し上げましたとおり、既に認定を受けてございます和賀白川線の終点を市道亀田小川線と接続するように変更、延伸しようというものでございます。

次に、議案第46号の市道路線の認定につきましては、変更しました市道と賀白川線と現在の市道亀田小川線をつなぐ新設道路を新たに認定しようとするものでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

1点だけ確認しますが、市道路線の変更の説明で、既に認定されている道路を変更するという答弁でしたけれども、いわゆる現在完成している側道までのところは市道として認定されているという理解でよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

既に認定されている部分につきましては、先ほど議員のご指摘のとおりでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、今回、終点を延ばすという形ではありますけれども、初めて市道として認定するかどうかを議案として上げていただいたというふうに理解をしておきます。どの辺のことをいうのかわかりにくいので、ちょっとパネルを見せてください。

このオレンジ色で太く塗ったのが、いわゆる国道1号線、我々はバイパスと呼んでおるところであります。これの側道のところまで和賀白川線は完成している。ここから、いわゆる斎場への進入路がずうっと斎場に向かってあるわけです。

今回の市道の変更というのは、ここまでの終点であった路線を住山町の、ちょうどここが円福寺になるんですけど、円福寺よりも少し東のところまで住山町のところに当たるような路線を和賀白川線としてつくるといふことと、それからもう1つは、その手前で東の方向を向いて、ちょうど住山の公民館のあたりへつなぐ、この上のオレンジ色ですけども、これはいわゆる亀田小川線やったね。いわゆる「あいあい」、医療センターの前を通過してずうっと小川のほうへ抜けていく道ですけども、ここに接続をする道路、この2本、これが市道の終点の変更であって、こちらが新たに認定をするという内容であります。

そこでまずお聞きしたいのは、住山市道11号線、いわゆる新たに和賀白川線から分岐をして住山の公民館付近につなぐ道路ですね。これがなぜ必要になったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

どうしてバイパスルートが必要になったかということですが、現在の市道亀田小川線の住山公民館前の道路につきましては、現在S字カーブで道路幅も狭いことから交通安全上非常に危険な道路でございます。現道を拡幅して道路事業を進めることも一つの手法としてはございますが、今回バイパスルートを選択いたしました理由としましては、環状線の機能を確保する上で、現道の幅員であればS字のカーブが改善されないといった問題や、家屋への影響が多く、事業費が増加する等の理由から事業費の縮減も考慮し、交通安全の向上が図れるバイパスルートを選択し、道路名も今回提出させていただきました住山11号線として新規に路線認定を行いたいというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この市道住山11号線ができますと、医療センターのほうから車がS字を通らずに真っすぐに通る抜けることができる。小川まで行くことができるということで、通過交通だけを考えた場合には、より安全になるだろうと。S字を通らなくてもいいという意味で安全になるだろうというふうに思いますけれども、しかしこの新しい道路と、それから今ある、現在あるS字の道路ですね。これを生活道路として残すということをお聞きしております。そうすると、この交差点は非常に複雑な交差点になります。直線で医療センターから小川のほうへ抜ける道路と、それからS字の道路、それに、さらにS字からちょっと延びたところに北に向いてずっと太巖寺のほうへ抜ける道ということで、この交差点は非常に複雑な交差点になるのではないかとことを思います。

そこで、この交差点の安全ということについてどんなふうに考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

交差点の交通安全につきましては、現在のまま道路を接続いたしますと、鋭角の非常に危険な交差点になってしまいますので、それぞれ亀田小川線、あるいは市道と和賀白川線と亀田小川線の交差点につきましては、なるべく直角に交差できるような形で、取り付け部分につきましては改良を進める考えでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いずれにしても、非常にちょっと複雑な車の流れになるかなあというふうに思います。

多分これ、直線になると、ドライバーというのはS字のときよりもスピードを出すのではないかなあ。要するに、スムーズに流れるけれども、それだけ車のスピードは出るのではないかなあというふうに思います。そういう意味で交通量がふえたりスピードが出たりすることなんですけれども、この付近を見てきたんですけれども、現在の、いわゆるこの付近の亀田小川線、いわゆる住山の公民館の付近のところ、旧の中道商店のあたりまで歩道がないんですね。こういうふうな形で道路が新たに整備をされて交通量がふえたり、私の予想ではスピードが出るのではないかなあというふうに思うんですけれども、歩行者の安全という面ではどんなふうに考えてみるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

歩行者の交通安全につきましては、本来であれば亀田小川線につきましても、歩道を整備、拡幅してまいるのが一番交通安全上よろしいかというふうには考えてございますが、現時点でまだそちらのほうに事業を展開するという予算と計画もございませんので、引き続き速度を抑えるような安全対策をあわせて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いわゆる住山11号線のほうは新たにつくられる道路なので、当然歩道ができるということですね。その点、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

今回、和賀白川線の取り付けに伴いまして設置します住山11号線につきましては、歩道を備えた道路として整備する計画でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のところ歩道を整備する計画はないと言われましたけれども、片方で歩道ができて、いわゆるS字を解消した形の交差点ですね。そこから先は歩道がないという状況になるので、やっぱりこれは今後考えていく必要があるのではないかとというふうに、事故が起こる前にぜひこれは対策を考える必要があるのではないかとというふうに思います。

それから、今、私が思いつくだけでいろいろ質疑させてもらっていますけれども、やっぱり課題とか問題点がいろいろ出てきます。この住山11号線ですけれども、和賀白川線も含めて地域の人たちへの説明というのはどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

和賀白川線整備事業につきましては、地元への合意形成は非常に重要であるというふうに認識してございます。概略設計の着手に当たりまして、関係する城北地区コミュニティの役員の皆様にご説明を行い、今後も相談の窓口となっていただけるよう打ち合わせを行ってまいりました。また、概略設計完成時には、住山自治会への事業説明を行うなど、合意形成を図ってきてございます。また、路線測量の実施に当たりましては、地権者の皆様に説明を行ってきたところでございます。

現在繰り越しで進めてございます道路詳細設計におきましても、個別の地権者や沿道の関係者の皆様に対して丁寧な説明を行い、合意形成を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

一部の役員さんには話をしたということですが、まだまだこの地域の人全体には話はされていないということです。私はこの地域に住んでいるわけではないので、この地域に住んでいる人からするといろんな問題が出てくると思いますので、やっぱり丁寧にその辺は地域の人声を聞いていただいて、できる範囲のところを、やっぱり設計を見直すとかというようなことを取り入れていただきたいと思います。

それから次に、道路をつくるという新たな議案なんですけれども、地図上に線を引いただけであって、個人の所有者との間の用地買収というのはまだこれからだというふうに思いますけれども、今後どういうふうに進めていかれるのか、どうなっているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

和賀白川線整備事業につきましては、今年度用地測量費の予算が計上されてございまして、実施に当たりましては、合意形成を図り、用地の立ち会い測量を進めてまいります。

また、和賀白川線整備事業の今後の工程につきましては、今年度用地測量を行った後、次年度に用地買収に着手をさせていただき、30年度には用地買収の継続とあわせて工事に着手いたしまして、平成31年度の完成を目指して事業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

用地買収はこれからということですね。十分理解が得られるようにしなきゃならんというふうに思いますけれども、最後に私たち議員団として、ずうっとこの和賀白川線については、今の財政状況やとかいろんなことを考えて、交通量、そういうものを含めて、果たして今どうしてもやらなきゃならない事業なのかということはずっと言ってきました。予算としても5億円から6億円と、当初見込みですけれども、かかるという。果たしてそれを今本当に優先的にやらなきゃならないのかという疑問は持っています。ただ、ここで言われている亀田小川線、いわゆる住山11号線という形で亀田小川線のS字を解消するという、この辺のことについては賛成をいたしますけれども、和賀白川線を今の終点からさらに延ばすということについては、私たちは異論を持っているということだけつけ加えて、次の議案に移りたいと思います。

次は農業問題なんですけれども、議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定という問題であります。

この条例制定は、農業委員会等に関する法律が改正をされて、その中で条例で定めるというふうにされた事項が今回提案をされております。しかし、この法律でどこが変わったのか、何が変わったのか、こういうことがわからないと条例制定の意味も理解できませんので、この農業委員会等に関する法律でどこが変わったのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。

まず農業委員会は、農地の売買や貸借といった農地に係る権利移動の許可、農地の転用に関しての意見、農用地利用集積計画の決定、遊休農地の調査、新規就農者の相談などを行っております。今般、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、またはその解消、新規参入の促進に取り組むことがまず任意業務から必須業務に変更されました。制度的により強固に位置づけられたところでございます。

また、農業委員の選出方法が選挙及び市長の選任制の併用から議会の同意を要件とする市長の任命制へと変更されるとともに、農業委員の構成について、原則として農業委員の過半数を認定農業者で構成することが必要となりました。さらに、農業委員と連携し、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のために、現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新たに設けられたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、今まで農業委員さんがしてみえた仕事の一部、特に現場の仕事なんかを新たに推進委員という方が担われる。その分仕事が減るので、農業委員の数も減らせるだろうということだろうと思います。私は、この法律の改正、私なりに4つの主なところで変わっているんだろ

うというふうに思います。

1つは、第1条の法の目的のところですか。ここに、従来の法律には、農民の地位の向上というのが書かれてありました。これが削除をされた。要するに、これは国会の審議を聞いていますと、農業委員会の主たる使命を、農地利用の最適化にすることであることを強調するためにこれは削ったんだと言われますけれども、やはりこれは重要な私は規定だろうというふうに思います。

2つ目は、選出方法ですね。先ほど言われましたように、公選制から市町村長の任命制に変えた。これが大きな変化だというふうに思います。

それから3つ目は、農業委員の仕事から、先ほど言いましたように、農業及び農民に関する事項についての意見公表、それから他の行政庁への建議、いわゆる意見を上げるということですね。こういうのも従来あったんですけども、これも法律上削除をされたというんですね。農業委員の業務を本当に農地利用の最適化の推進ということに絞るといえるのか、力点を置くといえるのか、そんなふうな法律改正がされたということですね。

それから4つ目は、今言いました、そういう関係があって、新たに農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の制度が導入された。この4つが主に法律の改正のポイントではないかなあというふうに思います。この推進委員というのは、農業委員会が農地利用の最適化を推進する担当区域を決めて委嘱するということですね。そういう推進委員さんができるということなんですね。

そうすると、この役割分担によって何が起こるかということ、今まで農業委員の方は、農地の移動、転用の許可等、合議体としていろんな決定をされてきたわけですけども、それとあわせて地域における現場活動もやられてきたということですね。耕作放棄地であるとか、農地利用の集約・集積といったような現場活動もやられてこられた。ところが、そういった農地利用の集約・集約化や耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動は、もう農業委員さんの仕事ではなくなりますよ。推進委員さんがやりますよというふうになったということなんですが、その理解でよろしいですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今般、法改正によりまして、新たに設けられた農地利用最適化推進委員の役割ということだと思いますが、今おっしゃったように、いわゆる現場活動については推進委員さんがやっていただくということですが、推進委員も問題となった自分の担当地区における課題につきましては、農業委員会に出席して農業委員等に報告、あるいは意見を述べることができるというふうになっておりますので、全て農業委員会において農業委員が全て行うというものではないというふうに理解はしております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういうふうにお聞きすると、なぜわざわざ今の農業委員会の体制、制度、役割をこんな形で分けたのかというのがぴんと来ないんですね。別に今のままで特に農業委員さんの中から、こういう制度でなしに変えてくれというふうな話があったというふうにも聞いていませんし、どちらかとい

うと、これは国の農協改革と言われるものの一環として出されてきたものだというふうに思いますので、この辺については非常に、今後どうなるのかなあという思いを持っています。

議案の中では、農業委員の定数というのは、今、農業者から選挙、公選制で20人ですね。それから、議会とか土地改良区とかというところから推薦されて市長が選任する4人ですね。合わせて24人というふうな形で現在農業委員の定数があるわけですけども、それを今回10人にするということなんです、その理由と根拠をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員の定数につきましては、農業委員会等に関する法律の中で、農業者の数、農地面積及び農地利用最適化推進委員の委嘱の有無に応じて上限基準が定められております。亀山市における法改正後の農業委員の定数の上限は19人となります。今般の法改正に伴い農業委員会の会議を機動的に開催できるよう、現行の定数の半分程度とすることとされたことから、現在の選挙により選出された農業委員20名の半数といたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

上限が19人で、半数程度と言われるので10にしたということですけども、先ほども言いましたように、確かに公選制では20人なんです。選任で4人おりますので、24というのが農業委員の数だと思うんですね。だから、これは別に半数程度という、もし国が言うものに合わせて数を決めるとしたら、12人という考えもあったのではないかと。19までいけますので。そういう考えはなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今般の法改正の趣旨でございます農業委員会の会議の機動的な開催を行うためには、より少人数での会議運営が適切であることと、農地利用最適化推進委員との連携により少人数でもその責務を果たすことができると考えたことから、農業委員の定数を選挙による委員の半数である10人としたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ちょっと理解できません。選出方法は、公選制であれ選任制であれ農業委員には変わらない。それは24人いるんです。その半分程度と言われれば、やっぱり12人というのが妥当やないですかね。それをなぜ10人にするのか。機動的と言われますけれども、2人ふえて機動性がなくなるわけやないので、どうもこれは、私は説得力のない話だなあと思います。

それからもう1つ、新たに設置をされる農地利用最適化推進委員、長い名前でちょっとかむんですけれども、これを20人にしたという、この理由についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農地利用最適化推進委員の定数の20人の根拠でございますが、この推進委員は法の中で農業委員会の区域内の農地面積により上限が定められており、亀山市における法改正後の推進委員の定数の上限は20人でございます。現在の選挙により選出された農業委員20人は、それぞれが担当地区において許可・申請等があった場合には、申請に係る現地確認や申請内容の確認、遊休農地の調査、新規就農相談等を行っており、農地利用最適化推進委員は農業委員と連携して地域において現場活動を行うとともに、現地で得た地域の声を農業委員会に届ける役割も担っております。こうしたことから、現在の選挙により選出された農業委員の担当地区数と同数の20人といたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

上限いっぱい20人ということで理解をしておきます。

最後に、ちょっと市長にお聞きしたいんですけれども、公選制から任命制に変わるということがあります。これまで農業委員になるには、市内に居住して農地を所有し、耕作に従事することが資格要件であったということなんですけれども、選任制になると必ずしもそのような資格が要件として要らなくなるという。例えば、地域外の企業の役員も中立委員というような形で選出が可能になってくるというようなことが言われております。つまり、先ほど企業の参入と部長も言われましたけれども、そういうような形でのことも考えられますし、いわゆる市内の人で農業委員を構成することじゃなくして、市外の人を入れるんだというような、それから農業をやっていない人も入れるんだというような形になってきますので、市長がどういう方を選任されるかということは非常に重要な問題になるだろうと思いますが、例えば農業者でない企業の役員などを選任するという考えがおりなのか、市長、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

服部議員のお尋ねであります。国政においてもさまざまな議論がなされた法改正でございました。

今回の法改正の趣旨は、少しお触れにされましたが、昨今の耕作放棄とかTPPなど、農業を取り巻く厳しい環境にあって、これは政府の規制改革会議を受けた農協改革など、一連の流れの中にあるというふうに認識をいたしております。特に、農業委員会の公選制の廃止につきましては、これは従来の法が昭和26年の制定でございましたので、本当に戦後の大きな抜本的構造転換だというふうに認識をいたしております。その趣旨は、農業委員会には、引き続いて権利移動の許可などの農地の番人としてその役割を果たしていくということと、もう1つは、今の現状の中で農地の集積・集約化、新規参入の促進などの攻めの役割も期待をされておるといことであろうと思いま

す。

これらの法改正の趣旨でありますとか、本市の農業を取り巻く現状を考えまして、当然、今、法の中では認定農業者を半数ぐらい入れるとか、あるいは年齢、職業、それから例えば弁護士、司法書士、あるいは企業人、そういう部分につきましても、今回の法改正はそれを可能としておるところであります。

いずれにいたしましても、この趣旨、それから亀山の現状等々を考えて、農業に関する豊かな識見をお持ちいただく方、そして農地等の利用の最適化について適切と思われる方をやっぱり考えていく必要があるというふうに思っております。

企業人を現時点でその中にとということのお尋ねでございますが、先ほど申し上げたような基本方針に沿って最もふさわしい方を選任していく必要があるというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

最もふさわしい方をと。当然のことです。今回の条例制定というのは、法律の改正で新たに農業委員の定数と、それから推進委員の定数を決めるという内容であります。

ただ、今回の法の改正というのは、昨年国会で農協改革関連法の一環として出されてきた、それで成立をしたものであります。先ほど、市長もいみじくも言われましたけれども、やっぱりそこに入っている考え方というのは、TPP受け入れを前提とした国内体制づくりがやっぱりあるのではないかとということですね。これは多くの方が指摘をされております。そのことによって、家族農業中心という戦後の日本の農政の大もとを変えてしまうのではないかとというふうな危惧もあります。こうした法律の改正でこういう条例を制定するんですけれども、今後この法律の改正によって農業がどう変わっていくのか、本当によくなっていくのか、厳しくなっていくのか、このあたりを懸念しながら見守っていきたいということを申し上げて質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

おはようございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてですけれども、先ほども服部議員がいろいろ質問されましたけれども、これは、国の法改正により全国の自治体が農業委員会の従来の制度を改正されるということで提案されたものと思っております。

その中で、先ほど服部議員も聞かれたように、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数、農業委員は10人、それから推進委員は20名という形で書いてありますけれども、その中でちょっとお聞きしたいんですけれども、選任に当たって農業委員及び推進委員の定数を超えた場合、これはあくまでも公募制ですから、法の改正の中で、いただいた資料で9ページですけれども、農業委

員の選任に当たっては、原則として、認定農業者である個人、または法人が過半数を占めなければならないというようなことが原則として上がっております。その中で、市内の個人、認定農業者、市内に何人、法人、どんなぐらいお見えになるのか、一遍ちょっとそれを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在、市内の認定農業者の数でございますが、法人も含めまして47、個人あるいは法人で、そのうち法人は5者でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

認定農業者は法人を含めて47件ということですが、基本的に法改正の前は、農業委員24名の中の20名は公選制でやっておりました。ところが、公職選挙法に基づいて、合併後3区分にしまして、1区から3区まであって、各選挙区で8名、7名、5名という形で選挙をしておりました。当然、選挙に当たっては選挙人登録名簿をつくりまして、その中で登録者が有権者として投票行為を行って選挙をしておりますけれども、今伺いました47名の中で過半数と。その中に法人格、大体10名ですから6名になると思うんですけれども、5名を過半数とするのか、6名を過半数とするのかわからないですけれども、私の考え方でいくと、6名の方を認定農業者の中から選定せんらんとする基準があるかと思うんですけれども、そこら辺の考え方は、どこら辺までをやっていくのか。そして、これはあくまでも公選制ですからどのような形で公募するのか、その辺、ちょっと考え方を聞かせてください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、農業委員の過半数を認定農業者とする必要があるということでございますが、農業委員の定数につきましては、10名で提案させていただいておりますので、過半数は当然6名というところになります。

この農業委員につきましては、候補者につきまして、おおむね1カ月程度ぐらいの期間を設けまして、農業者等に対し候補者の推薦を求めると同時に、委員になろうという方の募集を行った上で今後設置する選考委員会において各候補者の評価を行い、候補者を選出いたしたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。定数を超えた場合及び満たない場合においては、規則の中で5条2項及び11条3項で必要な措置として行くと。それは、一般的には、推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聞く。2番目に前任者の農業委員または推薦委員の意見を聞く。3番目にパブリックコ

メントを行う。4つ目には、選考委員会を設けると。今、部長、選考委員会を設けることを主体に物を申されたんですけれども、当然6名の認定農業者、個人及び法人、これについては、選考委員会も可能やと思うんですけれども、残り4名として、選考委員会での基準、そこら辺をどのように担当部局として思っているのか。それを当然市長に進言して、市長が任命権者になるんですから、残り4名ですな。認定農業者の6名の方については、当然選考委員会で選考できるよと。だから、私はこの6名については危惧しておらずです。ただ、残り4名ですな。4名はどのように行われるのか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員の任務につきましては、さきの服部議員の答弁の冒頭で申し上げました。特に今回、農地の利用集積の役割が重要となったところでございますので、その辺の役割、職務をより適切に行っていただける方を選考委員会で選考されるものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、確認したいのは、その4名の中に、俗に言う女性の方の農業委員を従来の24名の中に、選挙を経て選出するのが20名、残り4名は学識経験者及び女性の委員を設置すると。その4名の中に、当然、市長がよく言う、市の女性職員の幹部職員を30%にするというようなことを言うていますので、当然農業委員の中にも、認定農業者の中に女性の方がお見えになったら当然そこをはめてくると思うんですけれども、もし認定農業者に女性の方がお見えにならなれば場合は、女性の方をその4名の中に何名ぐらい考えているのか。学識経験者というか、税理士とか法律の方を入れるのか、そこら辺の考えを持っているのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず女性の任命の件でございますが、今回の法改正によりまして、委員の年齢、性別等に著しい隔たりが生じないよう配慮しなければならないという規定が設けられましたことから、6名に限らず10名の委員全体の中でそのような配慮が必要かというふうに考えております。

先ほど市長も答弁申し上げましたように、いわゆる学識経験者等についても、農業委員の職務をより適切に行っていただけるかどうかという観点の中から選考いたしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

質問があちこちに行って申しわけないですけれども、次に農地利用最適化推進委員の選任についてですけれども、この案件については、農業委員の方は地域的なバランスは設けやんでもいいと。だけど、推進委員の方は、7ページですけれども、農業委員の選任に当たっては、あらかじめ地区

や団体ごとの定数枠を設けて推薦を求めることは、当該地域の団体の構成員で応募する者の選任の機会を制限することになり、適当ではないということが7ページにあります。

それで、上に、推進委員を委嘱するときは、各推進委員が担当する区域を定めよと法第17条第2項に規定されている。当該区域で推薦、募集を行うことされています。これが法律の第19条第1項。その際、いずれの推進委員も担当しない区域が生じないようにする必要があるという項目がありますね。その中で、現在の農業委員は地区推薦で20名と。冒頭にも申し上げたように、各区域ごとに、選挙区ごとに8名、7名、5名というような中選挙区というんですかね、区分したと。そうすると、亀山市内を20区画に割らんなんというわけですかね、定数が20ですから。それで、ここにも選考に当たっての留意点で、20区画に割らんなんと。その区割りはもう既にできておるのか。できていなかったらどのような考え方でその区割りをするのか、ちょっとその点について教えてください。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農地利用最適化推進委員の候補者につきましては、現在の農業委員の選挙区と同じ区域及び人数で募集、推薦を行いたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、基本的に、私は第3選挙区に住まいをしておりますもんで、第3選挙区は5名です。旧関町、旧坂下村、旧加太村、旧白川村、それから旧明村ですな。こういうような形で割っていくんですけれども、そこら辺の区分を考えてみえるのか。ほかの第1、第2もいろいろ区分分けをせんなんと。大ざっぱに第3選挙区は5名ですけれども、恐らく5名選ばれると思うんですけれども、その区分割りはまだやっぱり今選考中なんですかね。そこら辺をちょっともう少しはっきりしていただいて、できましたら1から3までどのような区分割りをするのか、そこら辺の考えを持ってみえるのかどうかだけ。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

区分分けにつきましても、現在の選挙による農業委員の区域と同じというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

西口部長、もう少し詳しく説明できやんかな。再質問でもいいけれども。

（「議長」の声あり）

○議長（前田耕一君）

結構です。再質問しますので。

じゃあ、櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

部長、もう一遍聞いておってくれよ。旧関は、定数5名で今まで選挙をやったわけね。そして、

それぞれの推進委員が担当しない区域が生じないようにする必要があるというんですけれども、私は今まで農業委員会というのは、3条、4条、5条、それぞれの土地利用で、当然、農用地、農振地域、それからいろんな区分けがしてあります。その転用に当たって、やっぱり農業委員会でいろいろ審議して、農地を取得する場合には、亀山市は30アール、3反以上を所有していないとあかんという条件がありました。これが3条申請です。3条に基づいて、農業従事者が3反以上を持っておる者は農地を取得することができます。だけど、3反未満の者は農地を取得することができないというようなことで農地を買えないと。だけど、いろんな形で農地をほかの用途に利用する場合には、5条申請によって農地転用をして、農業委員会が許可を出して、農業委員会の許可のもと、地元自治体の長の了解で農地の取得ができるというのが農業委員会の今までの役やったんです。

それで、この新制度による農業委員は、推進委員の意見を聞いて、農業委員会に諮って、農業委員会が許可申請を出すというシステムに変わろうとするわけですね。その中で、地域的なバランスをきちっと考えていかないとあかん中で、その区域は限定していかんならんと。例えば、関の第3選挙区においては、旧関、加太村、坂下村、明村、白川村という5つの区域があると。そうすると、バランス的に坂下の耕作面積と旧関町の耕作面積、旧明村の耕作面積、旧加太村の耕作面積、それから旧白川村の耕作面積、それぞれバランスが違うと思うんです、全体ね。ちょっと私能力がないもんで、第3選挙区が何ヘクタールか、ちょっと今数字をよう拾っていませんもんであかんで、例えば推進委員を、旧関の場合はエリアからいくと2名ぐらいを配置しようやないかと。旧加太と旧坂下とは一山越えていますから1人ずつ置くとか、そういうような形で、第1選挙区から第2選挙区同じような条件が出てくると思うんですわ。やっぱり、野登地区で1名か、川崎地区で1名とか、まさかみどり、みずほ、みずきが丘で1名置かれてもほとんど農地というのはありませんから、やっぱりそこら辺のバランスも考えた中で、推進委員の配置、旧の農業委員の定数で配分するんやったらそこら辺まで考えてあるのかどうかを一遍聞きたいんですわ。わかってもらえましたかな。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

大変失礼いたしました。

新たな推進委員の区域割りでございますが、今現在考えておりますのが、もう一度申し上げますと、今現在の選挙による農業委員の区域割りと同じというふうに考えておまして、今も1、2、3とあるわけですが、同じく1、2、3区とさせていただく中で、例えば先に2区を申し上げますと、2区については、栄町、井尻町、和田町、小下町、川合町、井田川町、みどり町等で同じく7名、それから第3区といたしまして、白木町、小川町と旧関町の区域として同じく5名、第1区として第2区、第3区を除く区域として同じく8名というふうに考えておるところでございます、先ほど申し上げたように、農業委員の選挙による区域と全く同じ区域を考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

市長も、これは任命権者になるんですから、選任に当たってちょっとこれだけはやっぱり、聞き

取りのときにここまで言うていませんだもんで、部長、大分困っておりましたけれども、基本的にやっぱり地域バランスを、正直、農業委員の選挙というのは、公職選挙法に基づいて今までずうっとやってきたんですけれども、大概水面下と叫べたら、これも本会議で言うてええもんかどうかわかりませんが、いろいろ調整してくるわけですね、地区が。以前、私知っているんですけど、隣同士で農業委員に立候補した選挙もあったんですわ、同じ地区でね。話し合いがつかんと。それで、選挙戦に入ったというような場合もありますので、やっぱり推進委員さんの選任については、かなり慎重にやっていたかしないと地域間のバランスが崩れると。だから、できたら行政のほうで、この地区とこの地区は一緒になっていただいて1人の定数と。この地区とこの地区とこの地区は一緒になってもうて1名と。そういうような区割りをするように、やっぱり市長が指示をしていただかないと、地区にお任せとなると、その地区の中で要らんいがみ合いをせんならんと困りますから、直接私ら議員にも農業委員さんを任命するという、議決する責任がやっぱりありますから、議決する際にきちっとそこら辺の、法律によって農業委員会の委員が推進委員を選出する仕事を持っていますから。そうですね。そういうような法律になっていますから、法律改正になりましたから、農業委員が推進委員を推薦する、選任する仕事を持っていますから、やっぱりそこら辺の区分けをきちっとしてもらわんことには、やっぱり地域間のお互いのために、私も百姓ですから農業従事者が困る場合がある。また、農業従事者が、農地を持っている者が何らかの都合で売買するときには当然農業委員会の許可が要りますから、売買も不可になってくると。そうすると、選任された推進委員がきちっと決まっておらんことには、その地域の農地の利活用、荒廃農地が大分ふえていますから、ほかのものにしようというときに、当然農業委員会、推進委員の役割というのももっときちっとしてくると思いますので、またきちっとせんならんと。

ちなみに、他の市町村、ほかの議員さんに教えていただいたんですけれども、農業委員会の権限を、農地法の権限をその市町の首長で許可するという市町が県下にあるかと思うんですけれども、亀山市はそれに入っていないらしいですので、農業委員会の仕事は大変重要な立場になるし、そこら辺をやはり、市長、そういうような指示をやっぱり担当部長に出す必要があると思うんですけれども、そういうような思いは、この農業委員会が変わった思いはありますか。そこら辺、ちょっとお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問で、農業委員会に対する今回の法改正に伴う条例の制定に伴って、基本的にどういう思いを持っておるのかというご趣旨であろうかというふうに思います。

先ほど服部議員にも申し上げましたが、今回の法改正の中で、本当に農業委員会が従来の農地の番人としてその役割を一層発揮していただくだけでなく、さらに農地の集積とか集約、それから新規の参入促進などの攻めの農業の展開にも大きな役割を果たしていただく必要があろうかと思っております。そういう法改正の趣旨とか、亀山の現状を踏まえまして、農業に関する豊かな識見を有して、なおかつ農地等の利用の最適化に関する事項など、全市的な視野で新農業委員会の職務を適切に行っていただける方を任命していきたいというふうに考えておるものでございます。

そして、今、議員が後段で触れられました農地利用最適化推進委員は、ご案内のように、少し触

れていただきましたが、農業委員会が委嘱をいただくものでございますけれども、農業委員会が新たに設置をされ、農業委員会が委嘱することから選考委員会を設置して決めていただくということになります。

いずれにいたしましても、私どもはこの法改正の趣旨をしっかりと受けとめて、議員いろいろご懸念のこともあろうかというふうに思っておりますけれども、本市の農業の振興にきっちり機能できるような内外の環境をしっかりと組み込んでいきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私も百姓ですので、ただ百姓であっても、土地利用については、やっぱりまだもうちょっとこの区分けについて、はっきりした答弁をいただきましたかった。今、ちょっと後ろのほうからやじ的なあれで出てきたけど、はっきりしているんやったら一遍はっきりここでしてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど部長が何度も申し上げておりますように、新たな推進委員の区域と定数につきましては、現在の農業委員会の3つの選挙区の区域と定数に準ずるというふうに申し上げておるところであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、それは私もわかっているんですわ。だから、この法律の第17条第2項に規定してある、その際いずれの推進委員も担当していない区域が生じないようにする必要があるというて、これは法で決まっているんです、第2項でね。だから、その区割りはきちっと1、2、3と。ちなみに3選挙区は5人やったら、5人のエリアはきちっと決めておいてくださいよというておるの。決めてくださいよというの。今までは選挙して、さっきも要らんことを言うたけど、隣同士で農業委員に出た人もおるんやし、それで選挙をやったんですよ。で、片方は当選して片方は落選したんですよ。票がない者は当然落選しますわな。そんなことが今まで生じて、それが何で生じたのか僕は知っているけど言えまへんで、ここでは、知っているけど、言えまへんけれども、そういうようなことがないように担当区域をきちっと升目で割ってくださいよと。というのは、恐らく面積割りで基本的に割るべきやと私は思うているの。それから、農業従事者、専業従事者と兼業の農業者と、それから認定農業者、何ヘクタールやということ、そういうような区分けをきちっと選定するに当たっては、農業委員会のほうにきちっとこういうような形で選定してくださいという資料を提出してくださいよと私は言うておるの。それによって、この法第17条の2項がちゃんと満たされると私は思うけれども、そのようにしていただけますかなということ、もう一遍、部長下さい。部長のほうがあえと思う。一遍、その区分けを委員会にやっぱり提出すべきやと私は思う。どういうふうに区分けをするかというね。それはできると思うけれども、そういうふうをお願いしたい。どうですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

推進委員の区割りにつきましては何遍も、今も市長も申し上げたとおりでございまして、市内を3つに分けて現在の農業委員の選挙と同じように、8・7・5と定数をさせていただくというものでございます。

議員は、推進委員をどういうふうを選ぶのかという観点からお尋ねかと思うんですが、これも何遍も申し上げていますように、現在の農業委員会を設置される選定委員会の中でその20名を選定し、農業委員会が推進委員を委嘱するという、これも議員がおっしゃいました。これも農業委員と同じく、1カ月程度の期間を設けて農業者等に対して候補者の推薦と募集を行うわけでございますが、当然20名以上の推薦、応募がある場合もございしますが、その場合は、農業委員会内に設置される選考委員会で最適化推進委員の職務により適した方を選んでいただけるというふうを考えております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、私が一番懸念しているのは、基本的に農業推進委員も公募せんならんですよ。私、調べましたら、権利があるんです、これは。農業委員会、推進委員についても、地域で私がしますと手を挙げたら権利があるんです。そうでしょう。ありますな。もう一遍確認、あるでしょう。手を挙げてなりたい者はなれるわけです。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

手を挙げて農業委員ないし推進委員になれるかという話ですが、手を挙げてなれるのは候補者であって、その中からそれぞれの選考委員会が選んで農業委員なり推進委員を選んでいただくという流れでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、もう1つ質問があるので余り長いと、もう1つ質問を放ってもいいんやけれども、だから区域をきちっと割っておかんと、例えば第3ブロックで、第3選挙区で5人と。そこできちっと割っておかんと農家の百姓が困りますのや、正直。農地を持っている農家自身が。例えば、公募制で6人出てきたと。同じ地区で、5人区でそれを5つの区域に割ったと、区域を。その1つの地域から2人出てきたと。そのときは農家で決めなさいよとなるわけですわ。選考委員会が決めるけれども、2人が有志したらその選考委員会が決めるやんならんのやけど、何を基準にして選ぶのかといたら、これ困るんですよ。困らないようにしておいていただきたいというのが私の気持ちなんです。私は30年間、そんなことで、農業委員の選挙は4年置きですか。やるたびに困ってきたんや、正直。どなたをするか。だから、そういうような困ったことにこの法改正でならんようにして

おいてくださいよと言うておるの、私は。5人選ぶんやけど、隣同士で出てきたらどうするんやな。そうやから、地区割りをしておくべきやと私は思うんですよ。第3区でも、やっぱりこの地域、この地域、このエリアで、農家で話して、ある程度農業委員会のほうで推薦として公募してもらおうと、手を挙げてもらうというような方法にはできないですかと。だけど、公募に対しては妨げすることはできやんという法律もありますよ、応募者に対しては。そうすると、公募になったところで選挙をせんならんわけですよ、逆に。

だから、この法律にも書いてあるんです。手を挙げた者をむげにおろすことはできやんと法律で決めてあるんですよ、これ。そこら辺が起こらんように、この法改正に伴ってやっておく必要があるんじゃないかなと私は懸念しておるんですよ。地区でもめることになったら困るからね。そこら辺を行政としてきちっとやっぱりやってもうておく必要があるんじゃないかと私は思うておるの。いかがですか。わからんかなあ。やっぱり、農業委員会の選挙に携わってみえたのかどうか。職員の方は、恐らく市長も農業委員会の選挙に行ったことはないと思うけれども、私は農業委員会の選挙のたびに、選挙があった場合には必ず行っていますのや。そこら辺をきちっとしておくべきやと思う。いかがですか。部長でええわ、部長で答えなはれ。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

議員のご質問の趣旨は、8・7・5、第1・第2・第3の区割りをさらに細分化できないかというご趣旨だと思いますが、現在考えておりますのは、今の選挙による区割りと同じということで、現在のところさらなる細分化は考えていないところでございます。

今までは選挙であったわけですが、それにかわるものが選考委員会による選考ということになったわけですので、今と同じ区割りでいいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もめたときは、あんたらがまとめてくださいね。ようけもめておるのや。嫌な経験を私はようけしているもんで、嫌というほど経験しているもんで、もめたときは市長初め部長がきちっと地域をまとめてください。

もう1点、市長にお聞きしたい。

議会に任命を議決いただくと。1人ずつ提案されるのか、一括提案なのか、どっちや。市長や。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

農業委員に係る選任同意の議案を1人ずつの提案か一括の提案かというご趣旨でございましたが、現時点で一括で提案するのではなくて、農業委員一人一人を提案させていただきたいというふうに考えておるものでございますが、議会のほうとも十分協議をさせていただきたいというふうに、相談させていただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議会と協議するって、議会の誰と協議するのか知らんけど、協議する場所もないもんで。基本的に、私は農業委員としてやっぱりそれなりの資格要件、年齢、性別、それぞれ段階的に分けなさいというようなことですので、やはり一括上程では僕はだめやと思うています。やっぱり個々に、従来の教育委員の皆さん方も、各種委員の皆さん方も、固定資産の評価委員等々もそれぞれ個々に1人ずつ選任同意をやっていると。そういうような方式をとるべきやと私は思うていますけれども、議会に相談される前に、市長がここで個々に選任同意を求めるといふようなことをおっしゃっていただくわけにはいきませんか。議会に相談、どなたに相談か知りませんが、私に相談しても困りますし、やっぱり任命権者の市長が提案者ですから、ここではっきり個々に選任同意を求めて農業委員会の法改正に行くという方針をここで示していただくわけにはいきませんか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げたように、今までも行政委員会委員の選任同意議案につきましては、私どもはお1人お1人提案させてきていただきました。ですから、基本的にはそのように考えさせていただいておるものでございます。

議会とのそれぞれ議案の提出に当たりましては、いろいろ相談させていただいたり、協議をさせていただく、議長さんを中心にそういう場面もありますけれども、そういう趣旨で申し上げたところでありますが、基本的には一人一人の提案とさせていただきたいというふうにお考えしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

提案に際しては、任命の場合は一人一人ですね、議会としても選任同意する責任がありますから、やはり農業委員さんの職務も大事な職務ですから、議会としてもしっかり市長が任命された方をチェックするのが仕事ですから、1人ずつ出していただきたいと思えます。

もう残り2分45秒ですので、簡単で結構ですのでちょっとお聞かせ願いたいんですけども、報告第5号の平成27年度亀山市一般会計繰越明許費の計算書について、第2款総務費、第1項総務管理費、移住交流促進事業ですか。これ、555万あるんですけども、人件費が229万、パンフレット作成140万、どこまで進んでおるのか、555万の進捗状況をちょっと教えてください。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま移住交流促進事業の進捗状況ということでございますが、この555万の中には、今ご指摘ございました定住支援員というのが262万6,000円ございまして、定住支援員は本年4月1日から配置をさせていただいたところでございます。

それと、大きな事業といたしましては、移住促進のパンフレット作成が140万ございまして、これにつきましては、現在内容等を精査した上で事業を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

もう既に4月1日から推進の事業の262万、総理が言われた一億総活躍社会のあれやと思うんですけども、既に臨時職員を雇われたと。しっかり仕事をしていただいていると思いますので、またその内容も今後とも聞かせてもらいたいですけれども、パンフレットの140万、内容を精査と言うていますが、大体何部ぐらい刷るつもりですか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

現在国に申請しました交付金によりますと、2,000部を作成するという予定で申請させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

2,000部ということですが、基本的に総理が一億総活躍社会を言い出したのは早い時期ですわ。各自治体に交付金を交付するというのは私でも知っていますので、だからやっぱり行政としてその情報を、この移住促進に使うんやったら、県に補助金を申請するんやったら、2,000部をつかってその内容はこんな内容やと。速やかにそれをすると。人だけ早いところ雇ったと。人を262万で雇った時点でこのパンフレットができていなかった。なぜですか。ちょっと不思議なんですけれども、それはまた総務委員会等で、私たちの同僚がおりますので聞いていただきますけれども、人を雇用した段階でパンフレットが同時に机の上に置いてあるというものが本来の姿やと、行政の姿やと思っていますので、ちょっと苦言になりますけれども、それを申し上げて質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時32分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

それじゃあ、早速質疑に入らせていただきます。

私は、議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、それから43号の亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例に絡みますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について、それから議案第46号市道路線の認定についてと、3つの議案について質疑をさせていただきます。

それでは、まず議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。先ほど服部議員、櫻井議員から質疑がございましたので、多少かぶる点もあると思います。答弁されたことについてはそのまま結構でございますので、再度お尋ねする場合がありますので、よろしくお願ひしたいと。

まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員についての定数でございますが、これについて、農業委員は10名、それから農地利用最適化推進委員については20名ということで先ほど答弁ございましたが、まず農業委員の10名については、先ほども聞かせていただきましたが、櫻井議員のところでも聞かせていただきましたけれども、この定数は過半数が認定農業者ということで、他は公募によるというふうに答弁されたと思うんですが、そこらをもう一度確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員の定数につきましては、先ほど来答弁申し上げておりますように、10名と提案させていただいたところでございます。そのうち過半数である6名以上については、認定農業者ということになっております。先ほど來說明しております農業委員の団体からの推薦、あるいは公募につきましては、残る4名だけではなくて、10名全体について推薦、公募を行うというものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

よくわかりましたが、いわゆる認定農業者の6名とか、公募ですが、これは地域割りにかかわらず市全体として推薦するのか、任命するのかというのを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員につきましては10人については、いわゆる地域割りというのはございませんので、市全体として考えていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

わかりました。

それじゃあ、農地利用最適化推進委員についてでございますけれども、これについては、先ほど

来聞いておられますと、現行の農業委員の数20名の地域に割りたいというような意向だったと思うんですが、それは先ほど櫻井議員にもございましたように、さらに細分化した地域から出すのかどうかというのを確認したいと思いますが、私は、この最適化推進委員については、ある程度地域を分けて推薦せんと、農地の最適化のやはり今までの流れがあると思います。そういうふうな流れは、やはり自分のところの地区はその地域の方がよくわかっておるということを私は思っておりますが、そこらをどのようにするのか。今までの現行の農業委員の選挙の中では、非常に難しい問題があったように聞いておりますし、我々の地域では選挙が行われました、前回も。そのような中で、やはり地域割りをきちっとして、それを地域の皆さん方に知らしめるということをやっているかないと問題が起こってくるんじゃないかなあというふうに思っておりますが、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども櫻井議員のご質問に答弁申し上げましたように、農地利用最適化推進委員の区域につきましては、現在の選挙による農業委員の地域と同じで、今の第1選挙区、第2、第3選挙区をそれぞれ第1区、第2区、第3区として、定数についても8名、7名、5名の定数を同じというふうに踏襲させていただく予定です。

○議長（前田耕一君）

細分化はないんやな。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在のところ、細分化は考えておりません。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

考えていないという話でございますが、私はさらに、櫻井議員も関の例を挙げて言われておったんですが、私はやはりある程度は細分化していけないのかというのが1つございます。先ほども申しましたように、やはりその地域の農地をよく知ってみえるという方が私は大事なんじゃないかなというふうに思っております。

例えば例を挙げますと、我々の地域、亀山地域というんですかな。それについては、例えば樺世の方とか住山の方とか、ようけ見えて、安知本、楠平尾のほうにたまたまおらんというふうになれば、非常に難しい問題かと思うんですね。そやで、さらに細分化したほうがいいんじゃないかなあという私の考えですが、そこらを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今、議員おっしゃった現在の現地確認等においては、24名の農業委員が原則として現地確認を行うわけですから、いろんな関係のない、いわゆる地元でない委員さんも含まれておると思っております。

さらなる細分化のお話ですが、櫻井議員にも、それから先ほども答弁申し上げましたように、現

在としては、現在の農業委員の選挙区の3つの区割り、8・7・5の区割りを考えておるのみでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうしますと、関、今、櫻井議員が例を挙げて質疑されておった地域をという解釈であれば、ほかの、他の1区、2区もやはり割っておくべきではないのかなというふうに思っておりますが、1区、2区はそういう考えは持っておらんということですか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

1区、2区だけではなく、1、2、3全ての区域割りについて、先ほど申したような考え方でおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そこらをうまく考えていただいて、禍根を残さないようお願いしたいなというふうに思っております。

それから次に、職務でございますが、農業委員と、また農地利用最適化推進委員という方の職務については、私は、以前の農業委員会の振興部会とか農地部会とか、そういう頭がまだ残っておったので、ちょっと古いので理解ができておらなかったんですが、先ほど来聞いておりますと、そうやないというふうに確認させていただきました。

それじゃあ、任命についてですが、この条例でうたっております任命については、ここで上げられておるのは、仕事はここで上げられておるのかちょっと確認がしにくいんですけども、この条例の中で、いわゆる制定内容を見ますと、農業委員と推進委員の定数を定める条例ということで出ておりますが、任命については、今言うた区割りの話で理解させてもうたらよろしいですか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員と推進委員の職務の内容というお尋ねでよろしかったですか。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

任命。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず農業委員の任命につきましては、先ほど来説明させていただいておりますように、まず推薦、あるいは公募を行った上で現在の農業委員会に設置される選考委員会に諮って選考させていただいて、その選考させていただいた委員を市長が議会のほうの同意を得て任命するという流れでございます。

推進委員につきましては、同じく推薦、公募をかけた上で、今度は、あっ、済みません、間違えました。農業委員につきましては、農業委員会外に設置する選考委員会で選考いたします。推進委員につきましては、同じく公募、推薦を行った上で、現在の農業委員会に設置する選考委員会で設置をいたしまして、農業委員会が推進委員を委嘱するという流れになっております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

選考委員で決めるということですが、この選考委員会はどのような組織でどこにあるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず農業委員のほうの選考委員会について申し上げますと、これにつきましては、市内部に設置したいというふうに考えております。それから、推進委員の選考委員会につきましては、先ほども申し上げましたように、現在の農業委員会の中で現在の会長が指名して設置をされると。選考委員を示して設置をされるというふうなものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

農業委員会の中に最適化推進委員は選考委員会をつくるということによろしいんですか。いや、現在の農業委員会はなくなるとお思いますのでね、新たな農業委員会、そこらを確認したいと思うんですけど。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

現在の農業委員の任期は、来年の3月10日まででございます。ですので、来年の3月11日から新たな農業委員会の発足の必要がございますが、ほぼ同時に推進委員の委嘱も必要となっております。ということから考えますと、推進委員の選考につきましては、新たな農業委員会ではなく、現在の農業委員会の中で選考する必要があるというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の時期はそうであろうかもわかりませんが、今後新たな農業委員、例えば10人の農業委員ができたときに今後はどうしていくのかということを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

その前に、まず農業委員の任期を申し上げますと、来年の3月11日から3年間となります。推

進委員につきましても、農業委員の任期中、推進委員として選出されるということになっておりますので、今回は現在の農業委員会で選考委員会が設置されますが、次期の選考委員会については、当然3月11日以降の新たな農業委員会で設置されるものというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

現在の農業委員会の選考委員は何人、新しくは何人考えていますか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

農業委員の選考委員会につきましては、先ほども申し上げましたように、市内部で設置をしたいというふうに考えておまして、副市長初め関係部長等数名を今考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それじゃあ次に報酬をお聞かせ願いたいと思うんですが、報酬については43号でうたわれておりますが、これについては、農業委員さんは今までの月額1万5,200円ですか。それから、農地利用最適化推進委員については1万600円というふうに聞いておりますけど、それでいいのか。いわゆる43号でこれは定めていくということで確認したいと思えます。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

新たな農業委員等の報酬のお尋ねですが、全てちょっとお答えをさせていただきますと、農業委員の報酬については、農業委員会会長、それから農業委員会会長職務代理者及び農業委員というふうになっておまして、これらの報酬については、おっしゃったようにこれまでどおりということで、会長が月額2万1,400円、職務代理者が1万7,500円、農業委員が1万5,200円でございます。農地利用最適化推進委員の報酬につきましては、今回の制定によりまして、新たに月額1万600円とさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

それじゃあ、次に移ります。

議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、施設維持補修費295万円の増額について確認したいと思えます。

この内容については、修繕費と工事費があったと思うんですが、そこらを確認したいと思えます。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

施設維持補修費295万円の内容についてお尋ねでございます。

修繕料145万円の増額につきましては、安坂山町地内に設置しておりますサイレン吹鳴装置のサイレン本体が故障し、取りかえが必要となったことによるものでございます。

また、工事請負費150万円の増額につきましては、関町坂下地区消防団詰所の浄化槽に地下水が劣化に伴う亀裂等から流入しており、浄化槽本体の取りかえが必要となったことによるものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今、安坂山町のサイレンが故障したと。それから、坂下の下水が故障したということで、特に坂下の消防団詰所の汚水の処理については、多少辛抱してもうて、今の補正まで待ってもいいと思うんですけども、安坂山町のサイレンについては、いつ故障したのか。それで、修理の概要はどのようにしていくのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

安坂山町のサイレンはいつ故障が判明したのかということでございますが、本年3月でございます。3月にサイレンが鳴っていないという連絡を受けまして、故障が判明したものでございます。

議員申されますように、サイレンの吹鳴につきましては、災害時における消防職団員の招集に加えまして、市民の皆さんへの周知ということで大変意義あるものと思っておりますことから、現在緊急対応といたしまして、既決予算において事業を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

現在、既決予算で進めていただいているという答弁でございますが、それはそれで結構だと思うんですけども、やはり私は、既決予算は事業を考えておると思います。もう6月ですので入っていかなければならんと思いますので、こんな場合は例えば予備費を使うとか、財務部長、何かそういう考えは持っていないのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、当初予算に見込むことができなかつた施設や設備の故障等による修繕が必要な場合の予算措置につきましてでございますが、原則は補正予算での対応というふうにご考えておるところでございます。しかし、緊急かつやむを得ない場合には、既決予算の流用や予備費の充用により迅速に対応いたしたいと考えておるところでございます。今回は、流用も含めて、まずは緊急ということで

対応させていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

了解しました。

それから、坂下地区の消防団詰所の汚水の処理については、現在、あそこは農業集落排水が行っていないのか、確認したいと思います。下水の部長さんにお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

草川上下水道局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

坂下地区消防団詰所に関連します沓掛地区農業集落排水事業につきましては、平成11年度から工事に着手し、平成13年度末に供用開始しております。当時の汚水処理計画では、地域の将来的な状況、長期的な管理や改築まで含めた経済性により、平成8年度から平成10年度にかけて整備区域等の計画を行っております。

今回の坂下地区消防団詰所などの公共施設は、現在整備区域に入っておりませんが、その当時につきましては、その当該施設に浄化槽が設置済みであったこと、また沓掛地区集落との距離が100メートルほどあり、また途中には水路があり管路の埋設が深い位置になることから、その分の工事費がふえ、地域の方の受益者分担金に影響するというふうなことを考慮して整備区域には入れていなかったというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

議案と少し離れますので、余り深くは入っていきませんが、やはり消防団なんかの詰所もしょっちゅう使わんならん施設でございます。また、あの地域については、馬子唄会館とか、鈴鹿峠自然の家か、それもあります。そのような地域になぜ農集の管が行っていないのか、確認がしたい。公共の施設やで入らんでもいいんやと、入れなかったんやと。私は、それは逆さまやと思いますけれども、そこらを確認したいなと思います。

○議長（前田耕一君）

草川局長。

○上下水道局長（草川博昭君登壇）

公共施設の下水道への接続の考え方ということで申し上げますと、下水道事業への接続につきましては、公共下水道事業は区域を定めて面整備をしていることから、区域内の方はもちろん、公共施設についても接続することとなります。また、農業集落排水事業は、集落ごとに整備区域を定め、公共ますの設置申請を提出された方が対象となりますが、公共施設につきましては、一般的には整備区域内で下水管を埋設した沿線では接続していただきたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうなると、やはりあそこらも管を引いて接続するべきだと私は思うんですが、例えば公の施設を管理しておる財務部、一遍そこらはどんな考えでおるのか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回補正の坂下地区消防団詰所の浄化槽については、地形的な課題や経済性により整備区域外であること、また浄化槽の劣化に伴う亀裂等により早急に取りかえする必要があることから、時間的なことも考慮し、事前協議の上、従来 of 処理方法、今の浄化槽を直すという方法で対応をさせていただいたところでございます。

今後については、沓掛地区の処理施設の耐用年数の関係も出てきますので、下水道の農集の担当部署で協議をされるものだというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

了解しました。そこらほうまうお願いしたいなと思っております。

次に、議案第46号市道路線の認定についてでございます。

服部議員が朝からこの部分については聞かれておったんですが、私は私なりにちょっと確認したいなあと。特に私は、今回、市道住山11号線の新設の経緯についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど服部議員のご質問でもお答えしたとおりでございますが、新設として行いましたのは、亀田小川線の住山公民館前の道路がS字カーブで道幅も狭いことから非常に危険な道路であります。現道を拡幅して道路事業を進めることも一つの手法としてございますが、今回はバイパスルートを選定した理由といたしまして、環状線の機能確保をする上で、現道拡幅であればS字カーブの改善が図れないことや、家屋への影響が多く、事業費が増加する等の理由から事業費の縮減も考慮し、交通安全の向上が図れるバイパスルートとして選定させていただき、住山11号線として新規に認定を行うように考えたものでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

亀田小川線のバイパス的な機能を果たすということで、それであれば私は、和賀白川線の終点ですか。合うところで終点にして、それから先はバイパスとして整備をやったらいかがかなというふうに思うんですね。

それと、今走っておる道路について、カーブが多いと。ここまですで直してこなかった。今になって危険って、そんな話はないと私は思うんですが、そこらの理由が私ははっきりわかりませんが、現道を整備し直したらいいんじゃないかと私は思うんですが、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほどもお答えしたとおり、現道を直すということになりますと建物等に影響が出てくることもございまして、事業費が増加するという理由から、経済的な方法としてバイパスルートを選定させていただいたところでございます。

それから、先ほど議員がおっしゃられたように、路線の区割りを変えるのはどうかというようなご意見でございますが、そういった部分につきましては、今回の議案を提出するに当たりまして、亀山市道路審査会におきまして、そういった案も含めて議論させていただきましたが、本議会への提案に当たりましては、平成23年3月の一括認定の際に内部で取り決めました路線の再編基準に基づき、重複認定だとか、2つの路線をそのまま同一名で行うといったようなことはできるだけ行わないということにしているため、今回のような市道認定及び変更を提案させていただいたところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

そうすると、どの地域においてもまたそういうような場合があった場合に、新たな新設の道路として認定していくのかというのを思うんです。現道を修復というのか、改良するのではなく、新しい通りやすい空き地があつたら通らしてもうて、新しく道をつけるという考えに私は聞こえるんですが、そこらはどうですか、確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

道路の改良等につきましては、当然基本は現在ある道路を改良していくというのが好ましいのだというふうに考えますが、そのときの状況、あるいは路線の現在の線形等によりまして、今回のような新たな路線をつくったほうが経済的な面、あるいは地域への影響等を考慮すると、有利になる場合はそのようなことも今後考えていくかというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

もう時間がないのでこれで終わりたいと思いますが、いろいろな場面もありますので、今後さらなる検討をして、一番いい方法で新設をしてください。よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質疑は終わりました。

質疑の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午後 0時08分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

議案第48号から質疑を始めたいと思います。

専決処分した事件の承認について、亀山市国民健康保険税条例の改正内容についてお伺いします。

この専決については、保険税が軽減されるという私たちにとってはいい内容の改正だと思うんですけども、具体的にどういう軽減になっていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

専決処分した事件の承認についてお願いをしております。

亀山市国民健康保険税条例の一部改正でございますが、これは、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、平成28年4月1日から施行が必要であった規定について所要の改正を行ったものでございます。

国民健康保険税につきましては、低所得者の負担の軽減を図るため、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の所得の状況に応じて、課税額のうち、被保険者均等割額と世帯平等割額の合計額を7割、5割、2割それぞれ軽減する制度がございます。今回の改正内容は、その国民健康保険税の軽減対象となる範囲を拡大するため、5割及び2割軽減の軽減判定所得を改正したものでございます。5割軽減につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5,000円に引き上げ、例として3人世帯では、現行、所得110万円以下が対象であったところを改正後は所得112万5,000円以下にまで拡大するものでございます。また、2割軽減につきましては、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げ、例として3人世帯では、現行、所得174万円以下が対象であったところを改正後は所得177万円以下にまで拡大するものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

5,000円とか1万円とかわずかな幅で、所得にすると大きくまたかかってくる人が大幅に変わってくるのかなあとお聞きしたんですけども、この軽減について、かかる人は申請が必要なのかどうかを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

この軽減措置を受けるために市に申請が必要なのかというお問い合わせでございますが、この軽減の措置につきましては、市で把握しております市民税の課税情報に基づいて軽減対象となる所得

基準に該当する世帯であるかを判断して国民健康保険税の軽減を行いますので、この軽減を受けるために市民の方から改めて申請をいただく必要はないところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新たな申請は必要ないということでした。

それでは、今回の軽減によって国民健康保険税が軽減される対象の世帯数、そしてこの軽減によって幾らぐらいの金額になるのか、軽減幅が。まずそれだけをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の改正により軽減対象となる世帯の状況でございますが、平成27年度の保険税の課税データで算出いたしますと、新たに5割軽減の対象となる世帯は19世帯で、軽減額は約92万円となります。また、新たに2割軽減の対象となる世帯は16世帯で、軽減額は約34万円となります。世帯の構成員数によって異なるところでございますけれども、平均しますと5割軽減の世帯で約5万円、2割軽減の世帯で約2万円の軽減ということになります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

平均すると、5割軽減の方が今までよりも約5万円軽減、2割軽減の方が今までよりも2万円軽減ということですね。

それでは、今言っていた92万円、34万円と軽減にかかってくる費用の軽減分の補填についてどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

軽減分の財源補填でございますが、この軽減分につきましては、一般会計からの法定内繰り入れである保険基盤安定繰入金で財源補填をされることとなります。なお、保険税軽減分に係る保険基盤安定繰入金につきましては、政令の定めるところにより、国民健康保険基盤安定負担金として県から4分の3が補助されることとなっております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

県から4分の3ということは、市で4分の1を見るということですね。わかりました。

今回の軽減について伺ってきたんですけれども、今回の軽減以外に国保税の軽減するものがあるのかどうか、またそれは申請が要るものなのかどうかということも含めて最後に確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の軽減措置以外の減免制度としましては、対象者の申請に基づき実施される国民健康保険税条例第28条による、災害その他特別の事情により著しく納税の能力を欠いた方に係る減免及び倒産、解雇などにより離職した方に係る所得割額の軽減措置がございます。これらの減免制度につきましては、市への申請が必要でございますので、該当されると思われる方は市へご相談いただければと存じます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

災害や倒産によって著しく暮らしが大変になった方ということなんですけれども、リストラによるものもまだあるんですね。リストラによってということもまだちゃんとあるかどうか1点確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

倒産、解雇などによる離職や雇い止めなどにより離職をされた方に対しての軽減措置というのは、平成22年4月から始まっておりますが、現在も続けております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。申請の要るほかの軽減措置もあるということでした。

次の議案に移りたいと思います。

議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業の1,253万1,000円の増額についてお伺いしたいと思います。

この増額は、当初予算に対して大幅な増額となっておりますが、この増額の内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

1,253万1,000円の増額の内容でございますが、今回補正予算を計上させていただいております通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金につきましては、全国の地方自治体分の個人番号カード製造等の事務をまとめて行っている地方公共団体情報システム機構（略称J-LIS）に対しまして、その事務に要した費用について、亀山市分として交付する事務委任交付金でございます。今回の補正額1,253万1,000円につきましては、当初予算議決後の本年4月にJ-LISから、本年度の事務委任交付金について亀山市分の上限見込み額が示されたことから、当初予算との差額分について補正計上をさせていただいたものでございます。

今回どうして大きな補正になったかというところでございますが、国及びJ-LISとしまして

は、平成27年度において、多くの個人番号カードの交付が進むことを想定し、平成27年度途中には追加の補正予算を確保するような通知もあったところでございます。しかしながら、平成27年度においては、個人番号カード交付事業開始当初にJ-LISにおけるシステムのふぐあいが発生するなどという理由から、平成27年度分として予定した国全体のカード交付事業が進まず、その結果、平成28年度分として実施するカード交付事業が増加することになり、このたび補正予算として計上させていただくことになったところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

昨年度、いろんなふぐあいがあってカードの交付とかが進まなかった分を今年度されるために、当初予算で378万というような額だったのが今回大きい1,253万ということで、随分大きいのでびっくりしたんですけれども、去年ふぐあいがあったからその分がこっちに繰り上がってきてというか、それで大きい補正になったということなんですね。

このJ-LISという一つの会社が、ふぐあい起きると日本全国で困ってしまったわけなんですけれども、一体どういう団体なのか、またその事務内容はどういうものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

地方公共団体情報システム機構（略称J-LIS）は、平成26年4月に地方公共団体情報システム機構法に基づいて設立された総務省が所管する法人でございます。全国の地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法及び番号法等の規定による事務並びにその他地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体にかかわって行うなどといった業務を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

カードの交付に係る事務を行うということなんですけれども、それじゃあ今回の補正、1,253万1,000円ということだったんですけれども、例えば今後交付枚数がふえることによって追加があるとか、また全く何かのことで進まないことによって減額があるとか、そういう性質のお金なんですか。どうやって決められるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金はどういうふう決められるかということですが、その算出の根拠のほとんどは、J-LISが全国の地方自治体分として個人番号カード製造等の事務に要した総費用について、全国の地方自治体の住民基本台帳人口によって案分して各地方自治体が交付する額が決定されるところでございますので、亀山市における交付状況によりま

して、大きく交付金の額が変わるというものではございません。ただし、全国ベースで必要となった総費用が変わりますと、それを全国の自治体の人口で案分するため、亀山市における交付額というのも増減することになります。なお、増減をいたしましたとしても、この交付金に対しましては、基本的に全額国庫補助金が充当される予定となっております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

全国レベルで大きい変化がない限り、今回1回の補正であるというふうに確認させていただいていいのかなあと思うんですけども、わかりました。

次の議案に移りたいと思います。

議案第45号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてです。

この中の一般管理費のシステム修正委託料149万円の増額について、この時期この補正がなぜ必要なかをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回のシステム修正委託料の内容ということでございますが、国民健康保険事業につきましては、その構造的な課題に対応するため、国において制度改正が進められており、平成30年度からはこれまでの市町村個別の運営にかわり、都道府県が国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などの国保運営の中心的な役割を担うことで制度を安定化し、また市町村は、地域住民との身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うという制度改正が行われることとなっております。この制度改正に伴う新たな保険者事務が効率に実施されるよう、国において国保事業費納付金等算定標準システム、国保情報集約システム、市町村事務処理標準システムの3つのシステムの構築が進められており、都道府県は財政運営の責任主体として、国保事業費納付金等算定システムを利用して市町村ごとの国保事業費納付金や標準保険料率の算定を行うこととなります。

今回補正予算を計上させていただいておりますシステム改修は、県が各市町村ごとの国保事業費納付金や標準保険料率を算定するために必要となるデータを市から提供できるよう、市の自庁システムを改修するというものでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

県が標準保険料率などを算定するために必要な情報を市から県に渡すためのシステム修正だということですね。一体その料率を算定するための情報というのは、改修内容ですけども、どういったものを県に差し出すのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

県が国保事業費納付金や標準保険料率等の算定に必要なデータは、現在、延べで約470項目が想定されております。今回のシステム改修によって市が提供するデータというのは、このうち所得階層別世帯数や所得総額、介護保険2号世帯数等のデータでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

470項目という割にはあっさりしたご答弁だったんですけども、賦課は市で行っていくということですので、個人情報的な、名前ですとか、そういうものは県には必要ないのかなあと思うんですけども、もうちょっと具体的に、一体どういう内容が行くのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

詳細は今後徐々に詰まっていくことになろうと思いますが、現在、県が各市町の納付金や標準保険料率を算定しているようなデータ数は約470項目ということでございますが、これにつきましては、今回市から提供するデータのほかに、もともと全国的に把握すべきようなデータ、あるいは現在市と国保連合会との間で共有しておるデータ、そういったものも含まれてくるということでございまして、合わせて470ということになります。

そして、今回につきましては、そのうち所得階層別の世帯数であるとか、所得総額とか、固定資産税額とか、介護保険の2号の世帯数とか、そういったことでございまして、これに関しましては、総数的なものですので個人情報というのは想定していないところでございますが、ただ平成30年度からは三重県も保険者となりますので、現在国保連合会と共有しておるような個人的なデータというの県が把握することもあり得ると。ただ、その場合には、当然県としましても厳重な個人情報の保護をされるということになろうかと思っております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

要は、一体誰がどんな病気になってどういう治療をしたかとか、どういう所得なのかとか、個人的なことがわかる情報が今のところは行くことはないけれども、後ほどはそれも県が全て把握するようになっていくということを今おっしゃったんでしょうか。ちょっと後半が聞こえにくかったので。

○議長（前田耕一君）

45号とちょっと離れている部分があるので、もうちょっとうまく質問してください。

○8番（福沢美由紀君登壇）

このシステム修正の内容についてお伺いしたいんですけどもね。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

詳細につきましては、今後決定してくるものではございますが、現在も市と国保連合会の間ではそういった診療報酬の状況とか、個人的な情報というのは当然共有しておりますので、県が保険者となったときに、そういったことについての情報共有というのもあり得るのではないかというふう
に今現在私として考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

このシステムを修正するに至った目的が、構造的な国保の課題に対応するということがあったんですけれども、これだけ470項目のデータを県に差し出して対応するというからには、統一料金・統一サービスというようなことになったりとか、構造的な課題の一つである高過ぎる国保税とかのことに對してきちんと対応していただくように、ただ情報を提供するだけではなくて、物を言っていくシステムがあるということなのかどうかを最後に確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の制度改正というのは、国主導で行われてきておりました、いろんな国保事業が持つ構造的なことに對して対応していくということでございます。そんな中で、県も責任を持って財政的なことを担っていくということでございまして、当然市町の意見も合わせて詳細な制度をつくっていくということでございます。そういう機会はあるということでございます。

○8番（福沢美由紀君登壇）

終わります。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

以上で、日程第1に掲げた上程各案に対する質疑は終結します。

続いて、ただいま議題となっております議案第42号から議案第48号までの7件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託します。なお、報告第4号から報告第8号までの5件については、関係法令の規定に基づく報告でありますので、ご了承願います。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

議案第43号 亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

教育民生委員会

議案第48号 専決処分した事件の承認について

産業建設委員会

議案第 4 2 号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第 4 6 号 市道路線の認定について

議案第 4 7 号 市道路線の変更について

予算決算委員会

議案第 4 4 号 平成 2 8 年度亀山市一般会計補正予算（第 1 号）について

議案第 4 5 号 平成 2 8 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（前田耕一君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

あす 1 4 日は午前 1 0 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 1 時 2 5 分 散会）

平成28年6月14日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成28年6月14日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（17名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
12番	宮崎勝郎君	13番	前田耕一君
14番	中村嘉孝君	15番	前田 稔君
16番	服部孝規君	17番	小坂直親君
18番	櫻井清蔵君		

●欠席議員（1名）

11番 岡本公秀君

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合 浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長	松 井 元 郎	議事調査室 長	渡 邊 靖 文
書 記	高 野 利 人	書 記	新 山 さおり

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

おはようございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

1 番 今岡翔平議員。

○1 番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

ぽぷらの今岡です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1つ目が、市立保育園と幼稚園の防犯カメラの違いについてというテーマです。

私、議員にならせていただいて2年近くがたつんですけども、亀山市、いろいろな課題があるなど思っているんですが、その中で、例えば同じ市立中学校に通う中学生なのに、学校によって食べられる給食が違ったり、あるいは同じ小学校に通っているのに、エアコンがついておる教室があったりなかったりというような、子供たちによっていろいろ差があるということが判明しています。

それからもう1点が、同じ会派の櫻井議員が川崎小学校の改築について質問をしているんですけども、大阪の池田小学校の事件なんかも例に出しておっしゃられていたんですけど、子供たちの安全について質問されていました。それで、それに関連して小学校のことを櫻井議員が調べられていたので、市立の幼稚園と保育園について、防犯カメラってどういうふうになっているかなということで今回少し調べてみました。

結論を言ってしまうと、大まかに言うと、幼稚園はカラーのカメラで、保育園は白黒のカメラがついていると。さっき私が冒頭に申し上げた、同じ亀山市の子供であるのに、安全という基準で見たときに差がついてしまっているということが判明したという次第なんですけど、やっぱり私の考えでは、保育園でも幼稚園でも亀山の子は亀山の子で、防犯についても安全についても同じ基準であるべきと考えます。その点について、市の考えをお尋ねしたいと思います。

それでは、まず1つ目の防犯カメラの設置状況についてなんですけど、項目の3つ目に先に行きたいと思います。それぞれ幼稚園と保育園にお聞きをしたいんですけど、そもそも防犯カメラを設置する意義というのを感じられていなければ、この質問が全く成り立たないということで、それぞれ防

犯カメラの設置の意義についてどういうふうにかえられているか、お尋ねいたします。

○議長（前田耕一君）

1番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

おはようございます。

幼稚園における防犯カメラの設置意義でございますが、まずは防犯カメラを設置することにより、幼稚園への不審者の侵入を抑止し、園児等の安全を確保することが上げられます。そのため、各幼稚園では、出入り口に向けて防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラが設置してあることの表示もいたしております。

また、万一不審者が侵入するようなことがあった場合には、録画画像によりその者の特定にもつながるものと考えております。

これらのことから、防犯カメラの設置には大きな意義があるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

おはようございます。

保育園のほうです。防犯カメラの設置の意義につきましては、犯罪防止、犯罪動機の抑止など、犯罪を未然に防ぐことを目的に設置しております。各保育所等におきましては、この目的の効果を一層発揮するために、保育所等の周囲に防犯カメラ作動中の看板を設置し、不審者の侵入防止や犯罪防止、犯罪動機の抑止などに努めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それぞれ、犯罪の抑止であったり、安全の確保、それから犯罪が、事件が起こってしまった後の解決につながるであろうと。要するに設置の意義について見出しているという答弁をいただいたと認識して、次に行きたいと思っております。

1番目、まず幼稚園のほうについて、市立の幼稚園が4つあると思うんですが、市立幼稚園それぞれ4園にカメラが何台ついているのか、カラーか白黒か、そういった情報についてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

幼稚園4園におけます防犯カメラの設置状況でございますが、平成14年度に初めて設置いたしまして、その後、平成20年度にカラーの機器に更新を行ってございます。各園とも正面出入り口に向けて1台設置を基本としてございまして、亀山東幼稚園につきましては、屋外に3台、屋内に1台の計4台を設置しております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、亀山東幼稚園だけ台数が違うということですが、その東幼稚園、なぜ台数が違うのかについてお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

大澤次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

亀山東幼稚園につきましては、平成22年度に園舎を改築いたしております。その際、改築後の園舎の配置、また近隣の環境を勘案しまして、正門出入り口のほかに、園舎の西側、陰涼寺山のほうでございます、また南側、そちらに各1台、職員室に1台の計3台のカメラを増設した経緯がございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

地形的条件であるとか、そういった特殊な例であるということで、台数は違うけれども、同じ基準で安全を確保していこうとされているというふうに認識いたします。

それでは、お待たせいたしました。保育園の現状についてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

関認定こども園アスレ及び8公立保育所における防犯カメラの設置の状況でございますが、まず関認定こども園アスレにつきましては、施設が建設されました平成15年度に防犯カメラ3台を設置しております。

次に、加太保育園以外の7保育所につきましては、公立幼稚園と同様に、平成14年度に防犯カメラを各1台設置しております。

加太保育園につきましては、防犯カメラを設置しておりませんでしたことから、本年度設置いたします。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、同じように、こちらも手元に情報をいただいているんですが、加太保育園についていなかった、今年度設置予定ということなんですが、ついていなかったという理由と、それから関認定こども園アスレに3台ついていないという理由についてお伺いいたします。

それから、先ほどカメラとおっしゃられましたが、これが白黒なのかカラーなのかについて、もう一度お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

加太保育園に防犯カメラが設置されていない理由は定かではありませんが、正門は国道25号に面しており、近くに警察官立ち寄り所、旧加太駐在所なんですけれども、があり、また地域の住民の皆さんが警察官立ち寄り所を拠点に防犯活動をしていただいていることなどの理由から、防犯カメラが設置されていなかったものと考えております。

関認定こども園アスレのほうですが、旧関町におきまして、平成15年度に関乳幼児センターアスレとして建設され、その際に園舎の立地状況等を考慮し、防犯カメラ3台が設置されております。白黒かどうかということでしたが、モニターのほうは白黒となっております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

加太保育園について設置されていない理由をお答えいただきましたが、さっきの防犯カメラの意義を認めていただいている答弁とちょっと矛盾するのかなあとと思います。

全てついているカメラは白黒であるということでした。ちょっと性能でいくと、白黒とカラーという観点で、保育園のほう少し落ちるといふふうに考えて、保育園のほうにお伺いしたいと思うんですが、幼稚園のほう一方カメラがカラーであるということについて、そういった差があるという認識をされていたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

幼稚園と保育所等における防犯カメラの設置状況や性能の違いにつきましては、今回カメラの設置台数やモニターの性能などについて、改めて幼稚園と保育所等での差異を確認したところです。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、その差を認識された上で、どのように考えられていますでしょうか。

○議長（前田耕一君）

伊藤センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

就学前の教育・保育につきましては、一貫した指導・支援ができる体制を構築してきており、ソフト面では、教育委員会を中心に幼稚園教諭と保育士が連携協力して、就学前の全ての子供が同じカリキュラムによる遊びや生活の経験を通して就学を迎える準備ができるよう、亀山市保幼共通カリキュラムを作成し、幼稚園と保育所、認定こども園で実践しております。

ですので、ハード面におきましても、就学前の子供が同様の環境下で教育・保育を受けられますように、幼稚園を所管します教育委員会と、保育所及び認定こども園を所管します子ども総合センターが、これまで以上に連携を密にし、共通の設備基準を設けるなど、よりよい環境のもとで就学前の教育・保育を行えますよう努めてまいります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

差を認識された上で、認定こども園なんかも今進めていただいていますけれども、幼稚園部署と連携しながら差を埋めていきたいということで、子ども総合センターは現場の部署に当たると思うんですが、現場のほうからはそういうご答弁をいただいたということで、2番目に入っていきたいと思います。

今後の対策についてというところですが、そもそも私が亀山市の子供だから差はないと、同じであるというようなことを繰り返し申し上げておったんですけれども、そもそも、これは市長にお伺いをしたいんですけれども、当たり前の質問やんかという話かもしれないんですが、幼稚園と保育園に通う、さっきのエアコンとか給食の話とかもあったりするので、改めてちょっとお伺いしたいんですけど、幼稚園と保育園に通う子供たち、市長、亀山市にとって何か違いがあるのかどうかについて、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

今岡議員のお尋ねであります。当然ながら、幼稚園であろうと、保育園であろうと、また認定こども園であろうと、そこに通う子供たち、亀山の子供たちに違いがあるわけではございません。一緒であろうというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

市長から私と同じ認識のご答弁をいただけて安心をしております。

それでは2番目なんですけれども、幼稚園や保育園の設備の違いを把握して指摘するのは一体誰の役割なのかということなんです。今回、正直執行部のほうから言うのは難しいと思うんですけれども、防犯カメラって、保育園の部署の中での優先順位って、正直予算要求をする段階では低いと思います。

なぜかという、ふだん子供たちは別にカメラの性能が悪いからといって、泣いたり困ったりとかいうことはないと思うので、実際子供に接している現場から、防犯カメラを何とかしてほしいという声は上がりづらかったんじゃないかなというふうに考えます。

これは、現場に関する部署に任せておくだけではなくて、ほかの部署の目が入る必要があった問題なのではないかなと思うんですが、例えばカメラという設備管理という視点で、多分財務部の所管になると思うんですが、設備管理という視点で、幼稚園と保育園、ついておる性能が違うやないかというのを指摘いただく余地があったのかなかったのか。つまり、一定の基準のもとに設備管理というのが行われていると思うんですが、このケースがそれに当てはまっているのかそうでなかったのかについてと、あとこのカメラについて差が出てしまっている現状についてどう思われるか、ご答弁をお願いします。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

おはようございます。

今まで、幼稚園では幼稚園の設置基準、保育園では児童福祉施設最低基準に基づき運用を図ってきたところでございます。

議員ご指摘の防犯カメラの設置基準が違う点につきましては、防犯カメラだけではなく、他の設備についても、今年度から認定こども園制度がスタートしたこともあり、調整が必要だと認識をいたしております。今までも予算編成に当たりましては部局間で調整を行うよう、予算編成要領で指示をいたしてきたところでございますが、しかしこのような事象を拝見すると、できていない部分もあるんだろうと感じたところでございます。

このことから、教育委員会と福祉部局に、設備基準について調整をお願いいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

設備基準の調整をお願いしていただいたということで、早急にこの差を埋めていただけるようにしていただきたいと思います。

それでは、次のテーマに移ります。

消防に十分な人員配置ができているのかについてお伺いをいたします。

5月19日に、私、総務委員会に所属をしているんですが、所管事務説明ということで、午後から亀山消防署に伺って、はしご車を使った消火活動、人命救助ですとか救急車の出動、応急救護、そういった訓練の実演を見せていただきました。やっぱり私たち議員にとって、実際に自分の目で訓練ですとか、どういうふうに対応がされているのかということについて見せていただくって、本当にありがたいことだなあと。

非常にいい経験ではあったんですけども、その中で1つ、私が署員の方の説明でちょっと気になったことが、こういった訓練に20名であったり、30名ほど参加をいただいていたんですけども、訓練を見せていただいている一方で、火事ですとか救急の要請があったときにきちんと出動できる体制も整えてありますよというようなご説明がありました。これは本当に当たり前といえば当たり前なんですけれども、こうした視察を行っている最中にも、火事ですとか救急というのはもちろん要請があることは十分考えられるんですが、これだけ視察のために非常に訓練に人を割いていただいた上に通常の出動体制を整えるということについて、無理が出ていないのかなということが疑問に残りました。

それで、1つ目の質問に入っていきたいと思うんですが、消防の人員配置の現状についてということで、まず人員についての現状についてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

おはようございます。

冒頭、今岡議員が申されました総務委員会の視察、大変ありがとうございました。お受けをさせ

ていただいて、我々も光栄でありましたし、今後業務に励むという意味もさらに強くなったものと思っております。

そんな中で、人員体制の現状についてというお尋ねでございます。

現在、消防職員数は84名で、市出向者1名を除くと、亀山市職員定数条例で規定しております定数と同数の83名となっております。なお、県消防学校初任科へ5名を派遣しておりますので、現在は78名で業務に当たっております。

78名のうち24名は消防本部で勤務しており、うち18名は日勤勤務、残りの6名は情報指令室で隔日勤務をしております。また、消防署勤務は残りの54名で、各種出動に対応しているところでございます。担当区域内で出動が重複した場合は、他の部署から適応した車両を出動させるほか、勤務人員のみでは対応できない災害が発生した場合には、できる限り翌日が週休の職員や非番職員の招集で対応するなど、運用しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

概要についてご説明をいただきました。

担当区域内で出動が重複した場合なんかは、ほかの部署から車両を出動させたり、人員をかりてきたり、勤務人員で足りない災害であった場合は、週休の職員、非番の職員を招集して対応することもあるというようなご答弁をいただきました。

それでは、この視察のときなんですけれども、このときの人員体制というのはどうだったのか、このとき週休の方というのは出勤されていたんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

視察をいただいたとき、ちょうど私も受け入れの指揮をとらせていただきましたので、このときの勤務体制を承知しております。消防署の署長、副署長、また指揮支援隊を除きました署員は8名であったと記憶しております。

また、週休者の対応についてのお尋ねもございました関係から、この日は災害が発生したときの初動態勢を確保するという意味合いがあつて、週休者2名も勤務につけさせていただいておりました。

平素から消防署においては災害が発生した場合にはそれぞれの署所が一同に対応するという中で災害対応をしております関係から、当日の分署勤務員等も考慮して、週休者の勤務につきましては最小限にとどめたところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

視察のときに、やはり週休の方が出勤されていたというようなお話でした。

この週休についてなんですけど、週休の方が、さっきの最初のご答弁であったように、大災害、とても一つの署で間に合いませんよというときに、ほかの部署からも力をかりて、それでも間に合い

ませんよというときに出てきてもらうというようなお話だったんですけども、週休の方が勤務に入るときって、そういった大災害のときだとか、あるいは視察のときもあったと思うんですが、ほかに週休の方が勤務に呼ばれるときの状況って何かあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

週休者が出勤するときの状況であります。もちろん、議員申されましたように、災害が多発した場合、また規模が大きな場合、そのときについては当然のことながら週休者を招集して勤務に当たらせませんが、当然ではあります。これ以外に例えば急な病気休暇であったりとか、慶弔休暇等が発生した場合、どうしてもそれぞれの部署の最低人員を確保できない状況がありましたときには、やむを得ず週休者で勤務をさせて最低人員を確保する場合がございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

例えばどなたかが体調不良であったり、ご不幸があったりして休まざるを得ないというときに、週休者の方にかわりに入っていていただいで対応することがあるというようなご答弁でした。

さっき最低人数を補うというようなお話がありましたが、亀山、北東分署、関分署と3つあると思うんですけども、各署の1日の最低人員について、数字をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

最低人員につきましては、亀山消防署は7名でございます。また、関分署は4名、北東分署は3名という規定を設けております。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど最低人員が、亀山7、北東分署3、関が4というふうにお答えいただきました。

それでは、この中で、北東分署について絞って質問をしていきたいと思っております。

まず北東分署の体制についてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

北東分署の勤務人員でございますが、開署したときにいろいろ議論をさせていただきまして、現在13名を署員としております。13名のうち1名は分署長でございますことから、残りの12名をそれぞれ6名ずつに分けた24時間の交代制勤務で隔日勤務としております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

改めてお伺いしましたが、北東分署13名のうち、お1人が分署長で、残りの12名を6名ずつの1班を2班分つakって、それぞれ隔日勤務でその2班を回しているというようなご答弁でした。

その2班なんですけれども、これはどういうふうな基準で班に分けられているんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

それぞれ職員の配置のお尋ねでございます。

北東分署に限らず、消防署全般についてでございますが、まず消防職員は階級制度を使っております関係から、それぞれの階級をもとに、また職員、そのほか救急救命士であったり、大型自動車の運転免許等の資格も車両の運用等にも必要でありますことから、それぞれの資格を有した者をバランスよく配置させていただいておる現状でございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

その班は、それぞれ資格、救急救命士であるとか大型免許であるとか、いろいろ勤務するに当たって必要な資格があると思うんですが、資格であったり、それぞれの方の階級で分けているというお話でした。

この1班と2班、1つ目の班と2つ目の班があるんですけど、ここが隔日勤務で、6名中2人は週休をとって、残り4人で勤務に当たるというふうにお伺いしています。それで最低人数3人を満たしているというような現状であるとお伺いしていますが、この認識で正しいかどうか教えてください。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

ちょうど昨年4月でございますが、北東分署の開署を機に、これまでの2署体制から1署2分署体制ということで組織改編をさせていただきました。私、いろいろな場面でこのことを申し上げますが、この組織改編の効果といたしまして、亀山の署長が中心となって、各署所間の署員の異動によります勤務体制を構築することが可能となりましたことから、大変そのことによって体制の構築はよくできておると思っております。

また、先ほども申しましたが、本当にやむを得ない事情の中には、これに加えて週休者の補勤にて対応しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

この認識でよかったというご答弁だと認識しているんですけれども、つまり最低人員が3人というところに通常勤務されているのが4人で、余裕が1人しかないような状況かなど。ほかの署から要請があつて援護に行ったりというようなお話もあるんですけれども、結局この北東分署の場合は2班あつて、しかもこの2班ってそれぞれの班がばらばらになることというのはなくて、さっきの

資格であるとか、階級の基準であるとか、あるいは日々の訓練で培ったチームワークというのも含めて6人1組で動いていると。そういったときに、何か突発な事項で休みをとるというときに、その6人の2人が週休をとっている、残り4人で、1人休みであるという可能性が出てきたと。そういう事態が発生したときに、すぐ最低人員にいつてしまうと。もう1人何か例えば長期的な休みをとっている人がいて、突発的な休みをとるという人が出たときに、最低人員ってどういうふうに補うんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

最低人員の補いということですが、これまでご答弁を申し上げたとおり、署所間の中で余剰人員がある場合、余剰人員という表現は適切ではないかもわかりませんが、最低人員を上回る人員が他の部署に勤務しておりました場合は、それぞれ署長の判断で不足する署所へ、当日異動を命じて、勤務をさせております。

また、長期休暇のご質問もございましたが、当然のことながら、結婚休暇であったりとかいろいろな事情で、病気休暇もそうだと思いますが、長期休暇を有する場合がございますが、それについても先ほど申し上げた体制の中で整理をさせていただいておりますし、早くから休むことがわかっておる職員がおる場合につきましては、事前に勤務表を組みかえて、申し上げております最低人員が確保できるような体制で臨んでおります。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

先ほど、突発的な休みであるとか長期の休みが出たとき、どういうふうな対応ですかというような質問ですが、もう1つ、先ほど少し触れたんですけれども、消防の勤務、業務に当たっていろいろな資格というのがあるんですね。例えば救急車に乗って医師の指示のもとに救急救命処置を行う医療技術者である救急救命士という資格があるんですけれども、救急救命士の資格を取るには、5年または2,000時間以上の救急活動を行ってきた方で、その方は東京で大体7カ月から8カ月ぐらい研修を受けて救急救命士を取ると。ちょっと特殊なところは、消防に入った上で経験を積んで、また抜けて研修をして資格を取るところがちょっと特殊なんじゃないかなあと思うんですが、こういったさっきの休みに対応するというのと別軸で、それぞれの方が必要な資格を取るといような資格取得に向けての研修期間についての考慮だったり、配慮というのはどのようにされているんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

服部次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

救命士の資格取得に伴うお尋ねでございました。

議員申されますように、救命士の研修所へ派遣するための事前の救急業務の実務経験といたしまして、5年間または2,000時間という規定の中で、約7カ月ほど研修所へ派遣をいただきまして、その後国家試験を受験するという形となっております。

この間の人の配置でございますが、先ほども少し触れましたが、事前の研修日程というのがわかっておりますので、それに伴う勤務人員を、新たに勤務日を設定し直しまして、毎日の勤務を確保しておるとい状況であります。場合によっては、署所のほうから異動させて、その不足する署所へまた補うという臨時の異動も考慮に入れた中で対応させていただいております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

資格を取る上で、ある程度の期間、研修に行ってもらい必要があるもので、事前に把握した上で、配置を変えるなり、人を埋めるなりして対応を考えているというようなご答弁でした。

ちょっと市長の現況報告にも触れられていたんですけども、これから消防の充実強化プランであるとか、そういったことができてくるということなんですけれども、そういったプランの構想の中で、こういった人員配置についてどういった方針になっていくのかなということが少し疑問に残ったんですが、その点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

人員につきましては、どのように増員・減員、これは将来の事案の情勢というものが推測は非常に難しいところでありますので、計画は難しい面がございますが、人員の現在の状況について十分か否かという考えからいきますと、出動対象事案の発生頻度とか重複頻度、または出動から帰署するまでの時間、こういうものが日々一定ではありませんので、何名をもって十分な人員かということには難しいものがあります。

なお、週休とか研修、年次休暇等で勤務できない日を除きますと、毎日の最低人員を確保することができないという現状はありますが、出動態勢を維持するために、休日給を支給するなどして、必要人員の維持確保に努めているところであります。

また、これは県内の全ての署においても同じような状況があります。

また一方では、市民の皆様のご理解とご協力による出動件数の抑止対策として、火災予防や救急車の適正利用の広報啓発など、さらに強く推進してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

ご答弁をいただいたんですが、先ほど私、救急救命士について申し上げたときに、5年以上の救急活動が必要ですよということを私も申し上げましたし、次長からもご答弁いただいたんですけども、救急救命士の資格を取るためには、消防に入って5年以上勤務した上で取りに行ってもらいと、例えばそういう資格になります。

ということは、3年、4年勤務した上でちょっと何かの都合で退職されてしまうと、救急救命士の資格を取りに行ける条件を満たす人をまた一から育てていかなければならないというようなところが特殊なんじゃないかなと。

ですので、結構日々ぎりぎりで行って行く中で消防署員の皆さんに負担が生じることで、資格取

得であるとか、体制自体もそうなんですけれども、人材の育成とか体制についても支障が出てくることあるんじゃないかなと思いました。最低人員も補えていないこともあるというふうに消防長もおっしゃられていたので、ちょっとそういった点については改善をいただければと思います。

先ほどからしばらく消防のほうにお伺いをしていたんですけれども、2番目の項目で、定員適正化計画のほうに入っていきたいと思うんですが、市役所で人を採るという中で、人事部門が関連してくると思うんですけれども、まず定員適正化計画がつくられていると思うんですけれども、定員適正化計画に消防についての数字も掲載されていますが、消防について定員適正化計画というのはどのように適用されているのかお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

定員適正化計画に掲載しております消防の職員数は、類似団体との比較をあらわしたもので、あくまでも参考として記述をしております。本計画につきましては、消防職員と病院職員を除いた計画となっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

消防についてはこの定員適正化計画がつまり適用されないというような答弁であると受け取って、次に移ります。

人事部門との調整についてですが、消防部門での採用について、消防のほうから人事にこれぐらいの人が欲しいですよというような要望が出されて、採用が行われるというような流れなんじゃないかと思うんですが、そういった認識でいいのか悪いのか、お答えをお願いします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まずもって、本来、消防職員の採用を含めた任命権につきましては消防長にございます。したがって、人員配置につきましても、消防部局の意見や考えを十分に尊重した上で、市職員全体として採用計画を策定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

それでは、救命救急については消防のほうで市役所の中で専門家であるのではないかなというふうに思うんですが、消防のほうから出された要望というのはどのぐらいかなっているものなのでしょう。消防長が任命されるというようなことだったんですが、事前に例えば何か折衝があって、提案が修正されるというようなことはないのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

救急救命士の養成につきましては、消防からの要望につきましては、現在100%対応しているところでございます。あと、事前折衝等があって、それについて修正がなされたかということでございますが、私が記憶しておる限り、そのようなことはないというふうに認識をしております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

最低人数が満たせないということが一方でありながら、要望については100%かなえていただいているというような不思議な状況であるということが質問でわかりました。

では、残り少ないんですけれども、次に移りたいと思います。

大盛況であった亀山里山公園「みちくさ」春のイベントについてお伺いをいたします。

5月15日に里山公園「みちくさ」で春のイベントが行われまして、私も自転車で見に行ったんですけれども、非常に盛況で、自治会であるとか市民団体の協力があって、職員さんも非常に生き生きとイベントに参加されて、私は成功だったのではないかなあというふうに思います。

まず、このイベントの概要と結果、集客人数、客層とか、あるいは満足度についてと、1番の項目に入るんですけれども、このイベントの告知というのをどのようにされているか、お伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

西口産業環境部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

亀山里山公園「みちくさ」は平成18年度に開園いたしまして、今年度で11年目となります。春のイベントにつきましては平成19年度から実施しており、里山公園「みちくさ」に来園してもらい、里山の自然に触れることで環境保全の意識を高めてもらうことを目的としております。

また、春のイベントにつきましては、椿世の自治会であったり、亀山ライオンズクラブや自然環境に関する活動をしている市民団体の方々にご協力をいただき、運営をしております。

来園者数でございますが、平成19年度当初は約200人程度でございましたが、年々来園者が増加してきておりまして、今年度のイベントにつきましては約1,000人の方に来園をしていただきました。

それから、告知の方法でございますが、市広報、市ホームページ、市フェイスブックなどで市民等に広く周知するとともに、市内の幼稚園、保育園、小学校を通じて全園児、全児童へチラシを配付しております。子供たちに興味を持ってもらうことで、その保護者も含めて、幅広い方々を対象としているものでございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

大盛況であったという、集客が1,000名で、自治会であるとか市民団体に協力をやっぱりしっかりしていただいていたと。当初平成19年度に始まったころから人数もふえていますよというようなお答えでした。

では2つ目なんですけど、このイベントについての振り返りというのは行われたのか、それから反

省点というのは、その中でどんなものだったと考えているのか。この場合、成功したというふうに私は認識しているんですけども、うまくいったこととか、よくできたことについてもきちんと上げられているのかについてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

イベントの検証につきましては、まず担当の環境保全室内で問題点や課題を出し合う反省会を行っております。

また、イベントの運営にかかわった他室の職員からも、よかった点や改善点などの意見を出してもらい、出された意見につきましては次回のイベントに反映させていただくこととしております。

ことしの春のイベントにつきましては、まずよかった点として、昨年意見をもとにブースの配置転換を行ったことで、各ブース間の連携がとれ、内容の充実が図れたということがございました。

逆に反省点といたしましては、一部担当者が、事務的な作業だけでなく、環境の啓発を行ってはおったんですが、まだまだそれが全体的に不十分であったというような意見が出されたところでございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

部署内で反省を行って、他室の応援があった方からも意見をいただいて、よかった点、悪かった点について反省点を出して、次回へつなげるというようなご答弁でした。

よくありがちなかなあと思うのが、結構できなかつたとか悪かつたというようなことがたくさん上げられて、よくできた、うまくいったということが見過ごされがちなのが割と多いことじゃないかなあと思ったので、そういったいいことはいい、成功したことは成功したということで、きちんと残していける風土というのをつくっていただければというふうに思います。

では、3番目のほかの部署にこういったイベントに関する情報ですとかノウハウというのは共有されるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほども申し上げましたように、環境産業部内におきましては情報やノウハウを共有しておりますけれども、他部署との連携につきましては十分できていないというふうに認識をしております。

今後、環境産業部といたしましては、他部署のイベントも含めて、その情報やノウハウを積極的に共有していくことで、横のつながりをさらに図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

今岡議員。

○1番（今岡翔平君登壇）

環境産業部の中で反省をしたところで、ほかの部署にはまだ余り展開されていないということだったので、イベントに参加したりですとか、情報交換をしていきたいというようなことでした。

特に、もう時間もないので、仕組みについては触れないんですけども、うまくいったこととか成功したことって、やっぱりそこからも学ぶことってすごく大きいと、いろいろ材料があると思うので、ぜひ部署間で共有いただいて、結構私、失敗したイベントじゃないかというような指摘もしてきましたので、失敗したイベントもあったんじゃないかというふうに過去質問したこともあったので、そういったよかった事例、悪かった事例、両方、部署間でしっかり共有いただいて、いいイベントをつくっていただければというふうに思います。

それでは、質問を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

1 番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時55分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 高島 真議員。

○3番（高島 真君登壇）

緑風会の高島でございます。

本日は、私、一般質問で安心・安全について基本中のことをいま一度、ずうっと言っていることなんですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

まず1番目に、私ずうっと予算決算委員会でも言わせてもうておるんですけども、防犯灯のLED化についてお伺いさせていただきます。

26年度に関しては、私、自分なりにあれなんですけれども、LED化が進んでいる今、亀山市で26年度は669灯、従来の蛍光管が3,740、約4,400灯がついております。そして、年に100灯ずつLED化を交換して、推進していっておるという話で、何年かかるかというのは、それは置いておきまして、まず現在27年度の防犯灯の設置基数、そしてLED化がどれぐらい進んでいったのかお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

3番 高島 真議員の質問に対する答弁を求めます。

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

LED防犯灯は環境に優しく、省エネで長寿命でありますことから、近年需要が高まっているところでございます。

設置状況でございますが、平成27年度につきましては新たに設置しましたのは40基ございまして、全てLED防犯灯でございます。そして、既設防犯灯につきましては105基をLED灯に更新いたしました。これによりまして、平成28年の3月31日現在で、市内の防犯灯設置総数は4,449基で、そのうちLED灯は814基で、設置率としましては18.3%となっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それでは、1点お伺いします。

新規に関してはLEDがついていっていくんですけれども、既存のやつをLEDにかえていこうとするのは、今のお答えを考えていますと100基程度なんですけれども、それで間違いございませんか。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現在、防犯灯のそういった設置、あるいは更新につきましては、新設で40基程度、更新で100基程度ということで進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほど、年に100基、間違いないよと、105基、間違いないよといただきました。そうしたら、3,840基が従来のものになっております。それを100基で割っていきますと、これは決算委員会でも言うたんですけれども、約38年かかって、今の現在からやっていくと38年、それからふえていきますので、もっともっとかかっていくという計算が成り立つんですけれども、そんなゆっくりしておってもいいのかというところが問題かなあと思うんですけれども、従来の姿勢を崩さず、年100基、38年から39年かけてやっていこうかなあと思うてはるんですか。まずそれをお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

議員ご指摘のとおり、今のペースでいくとかなり長い時間がかかるかということで、庁内のほうでももう少し早く進められる方法がないのかと、そういった検討は行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

それについてなんですけれども、現在、お隣の鈴鹿市さんがLED防犯灯をやるということで、市がLED防犯灯を一括調達し、申請のあった自治会に貸与すると。10年間リースをしましょうということであります。平成27年度の調査によりますと、市内約1万5,669灯の防犯灯のうち約1万2,484灯があり、従来かえるのは補助金を充ててやっていこうという、メーカーがあつて進んでいくと。これは新聞にも載っておりました。防犯灯、5年で一気にやっ飛ばさうという計画が持ち上がっていると。そこの中にはいろいろ問題・課題点もあります。品質の問題もあると思いますが、そういう取り組みについて市のほうはどうやって考えているのかなあと思ひまして、今後、やろうと思えば、5年間で1万5,000灯、年3,000灯を目標にLED化の新規更新を

進める方針であるということになっております。

その中でいろいろな、私も資料を取り寄せていただきまして、鈴鹿市の方針等いろいろやってみましたけれども、まず部長のほうにお伺いしたいんですけども、この鈴鹿市がやったということ、もう調べておると言うんですけども、どのように考え、今後どうしていこうかなあと思うておるのかお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

本年度より鈴鹿市が導入いたしました自治会が管理する防犯灯のLED化対策については、鈴鹿市がLED灯の本体を申請のあった自治会に10年間貸与し、貸与されたLED灯を自治会が設置し、10年間の貸与終了後には自治会に無償で譲渡するという制度でございます。鈴鹿市では、ご指摘のとおり、5年間で市内の防犯灯のLED化を一気に進めようというものでございます。

なお、鈴鹿市においては、防犯灯の電気代については全額自治体負担というところでございますが、この制度につきましても、鈴鹿市では自治会への10年間のLED灯貸与において、器具の購入について10年間のリース契約により対応しているということで、このことによってLED化による初期投資額の抑制を図っているというふうに理解しております。

亀山市として同様の取り組みを行うことが適当であるか、さらに調査を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

先ほどちょっと自治会が全て負担とか言われましたけれども、僕の持つておる資料ではそういうことは書いてなくて、事業全体で年間1,000万の予算をつけて鈴鹿市はやっている。それで、本体プラス工事費で1万6,000円から6万円程度がかかると。亀山市では1万5,000円から5万円程度でやっている。さほどその自治会負担が変わらないはずであると思います。これは市の予算をつけていったからできるのかなあと思っておりますが、これに関してはいろいろな、次ありますけれども、もう一度聞きます。これは自治会負担でみんなさせようと、部長、思っているわけなんですか。ちょっとそれがひかかりましたので、済みません。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

先ほどの答弁のほうで少し述べさせていただいたのは、電気代につきまして、鈴鹿市のほうでは自治会のほうで負担をしておると言うことであって、設置費のほうは当然、補助なりそういった制度で市のお金が入ってするというところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

電気代のことやったんですね、済みません。

これをしていくに当たって、そうしたら、仮定の話があれなんですけれども、やっていくやっていかんで、電気代の補助をやめようかなあとか、そういう考えは間違ってもお持ちじゃないですよ。その辺のところをまず確認しておかないと、次の話には行けませんので。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現段階としましては、その部分、総合的に考えていくこととなりますが、今のところ自治会への補助をすぐになくすというようなことは考えておりません。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

基本的に今の歩幅を崩さずやっていこうという方向でやってもらわないと、これをやるから自治会に負担がふえますよという話では自治会としても納得がいかないと私は思います。

それで、最後にLED化について市長にお伺いしたいんですけれども、市長は三十何年かかるといふのを、鈴鹿市さんのこれは課題はあると思うんですよ、確かに品質の問題とか、市内業者の問題とか、いろいろ課題はあると思うんですけれども、ええところだけを抜いてでも、亀山は早いところLED化を進めていこうということは考えておられると思いますけれども、間違っても38年待っておればええなあとは思ってはいないと思いますけど、その辺のご回答をひとつお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

私自身の公約でもございましたので、LED化は前へ前進をさせていこうということで、平成23年度からこのような取り組みを進めてきております。

今後につきましても、この必要性も含めて前進をさせていきたいというふうに考えております。

ただ、いろんな手法ややり方もあろうかと思えますし、本市の場合、今ご紹介いただいた鈴鹿市との関係でいいますと、例えば電気代を亀山市の場合は全額市が負担をしておると。約2,000万前後かけておるところであります。これについては、そのコスト削減は当然必要であろうと思っておりますが、この制度も亀山独自のある意味施策判断でございますので、こういうトータルの政策として今後どのように効率的に進めていくのが、スピードも含めて、何がベストなのかということにつきましては、さらに検討を加えながら考えていきたいというふうに思っておるところであります。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

亀山独自の制度で電気代を出しておる。今までそうして来たので、それで僕はいいと思うんですよ。それを減らして次行こうという、先ほども言いましたけど、部長はないと言うて、じゃあ市長は切ろうと思っておるわけなんですか、腹のうちは。その電気代を、2,000万からかかるで、

次にLED化を進めていくんやったら、その電気代を自治会に持てよという腹でおるといことな
んですか。あるのかないのかだけ、一遍教えてください。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

鈴鹿市の制度のご紹介をいただきましたので、初期投資を抑えるか、後のランニングコストを応援していくのかという部分で、本市の場合は現在の仕組みがよりベストであろうという思いを今申し上げたところであります。

亀山独自の今の電気代の補助につきましても、当然、今後も可能な限り展開をしていくという考え方に変わりはありません。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

正直、ありがとうございます。僕、LED化を進めるんやったら電気代は自治会で持てよと言われるのが一番自分でもまずいよなあというラインでおりましたので、今後これはないということで私は理解させていただきましたので、今後そのLED化について進めていって、いろいろな問題は鈴鹿でもあるとは聞きましたので、その辺を解決していってほしいと思います。

それで、お伺いしたいんですけれども、次、防犯カメラについて行きます。

先ほども防犯カメラとか幼稚園のことを今岡議員が言うてみえましたがけれども、私、まず一つ一つ押さえていくのが一番あれかなあと思ひまして、まず以前お伺いをいたしました井田川駅の防犯カメラについて進捗はどのようになっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

まず井田川駅周辺の地域住民の方々に対しましては、平素より井田川駅周辺の防犯環境向上のために見回り活動や清掃活動等を実施していただいておりますことについて感謝を申し上げます。

井田川駅待合室におきましては、一部の悪質な利用者によりタバコの吸い殻や家庭用ごみの投棄等が常態化しており、待合室としての機能が損なわれている状況でございます。このようなことから、井田川駅待合室における不法行為等を未然に防止し、また快適に施設が利用できるよう、施設管理部署である建設部と調整し、防犯カメラの設置に向けた準備を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

つけていただけるということですので、それ以上は言いませんけれども、井田川駅、本当に一部の利用者によって、網戸も焼かれておりましたし、いろいろな問題、椅子もライターで焼けておるとい状態、一部の利用者によってされておるとい状況が続いておりますので、私もちょくちょく見に行くんですけれども、その辺のところをよくやってもらひまして、防犯カメラ、犯罪を防ぐというカメラですので、その辺でひとつつけていって、早急につけてくださいというのがあれなん

ですけれども、つけてもらえるんですけれども、いつつけてもらえるのかというのをまず聞いてこいと言われましたもんで、いつまでもつけてもらえるのかというのを教えてください。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

現在準備を進めておりまして、できるだけ早い時期につけさせていただけることになると思います。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

早急に、早急にということは早急にですので、6月、7月中にはつくかと思っておりますので、またちよくちよく見に行つて、私これいろいろなカメラの件もご質問させていただきたいと思っております。

次に、木造住宅補強事業についてお伺いをさせていただきます。

ことし熊本地震がございまして、倒壊数約9,904件ございます。死者数49人、避難者数が3万3,600人の方がお見えになって、関連死の方が16人という状況になっております。

亀山市においても木造の補強事業というのがございます。平成23年、24年、25年、26年と、23年が、診断数が180件、補強事業が25件、24年が、診断事業が200件、補強事業が45件、平成25年になりますと、診断数が130件、耐震補強事業が30件、26年になりますと、耐震事業が24件になるわけですか、27年度は23件、まあまあ平均してあると思うんですけれども、これについて、熊本のほうは前震、本震、余震と震度7クラスが3回来ております。この耐震補強というのは基本的に、よくよく聞いておると、3回震度7クラスが来て3回耐えるものでもないということを知りました。1回耐えたらそれでいいというか、1回耐えて逃げる分だけの時間を稼ぐということを私初めて知りましたので、ああそうなんだとは思いましたが、全てがよくなるというあれじゃないんですけれども、この数、耐震補強事業、年間約30件ぐらいの方が利用されておるといことなんですけれども、僕は少ないと思うんですけれども、この件数については普通なのか、少ないのか、もっともっと利用してほしいのかということをお聞かせください。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、今回の熊本地震を踏まえまして、多数市民の方々からこの制度に関しましてご質問なり、お問い合わせを頂戴しているところでございます。

先ほどございましたように、今回の地震の中で前震、本震、余震というような考え方を示される中、私どもの木造住宅補強事業に関しましては、市民の安心・安全を第一に考えまして、事業開始以来、6億円強の事業費を投入する中で進めてきておりますことは既にご承知のとおりでございます。

それから、さきにお示しをされましたように、平成28年の4月でございましたが、亀山市耐震改修促進計画というのに基づきまして、32年度末までに耐震化率90.6%を目指してまいりたい

というようなお話をさせていただく中で進めておりまして、現在市内では3,000戸ぐらい対象家屋があるのではなかろうかというような話もさせていただいております。

先ほどございましたように、こういった件数の把握状況の中で、この歩みそのものがこの制度にマッチするのかなというご質問かと存じ上げますけれども、やはり費用対効果も含めまして、この事業が国、県、私どもということで予算もございますので、そういったものを最大限生かしつつ、耐震補強を図ってまいりたいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

予算もあるのも非常によくわかるんですけども、もっとも僕が言いたいのは、そのあと3,000戸数の耐震補強をしていくというのは、それは国、県、市の三者で一体になってやっていかなあかんことなんですけれども、その補助率を上げるとか、もっともっとしてもらうために何か考えていくとか、そういうお考えはないのかというのを聞きたいのが1点あります。

けさもインターネットで出ておりましたけれども、まだ壊れて家の中はぐちゃぐちゃやし、住めやんという人が、まだ車中泊で車の中で寝ておる人が、きょう現在でも575件、熊本でおると。結構あれなんですよ。そうしたら、ちょっとでも補助率を上げてしていけば、目標の90.どれだけに目標を掲げたからにはやり通さなあかんわけですから、その辺をどのようにやって、今までどおりでやっていきやあ達成するのか、もっと考えてやっていかないと無理なのかというのを教えてください。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご質問の補助金の拡大と申しましょうか、現在の本市の状況でございますけれども、ご承知かと思いますが、無料にて耐震診断を実施いたしまして、耐震の計画、また補強工事並びに付随するリフォーム工事及び除却というような流れをつくり上げまして、補助金を交付しているところでございます。

三重県の木造住宅耐震支援制度や近隣市町の同事業に関しましても手厚く補助を行っていることは、既にご承知のとおりでございます。事例的に申し上げますと、例えば診断無料というのはご承知かと思いますが、補強計画においても他市よりも8万円多うございます。また、補強工事においても、平米数にもよりますけれども、最高30万多いというような現状もございますので、今後こういったものをPRしつつ進めてまいりたいと思っているのが1点でございます。

ただ、後半でご質問されましたように、今回の地震を踏まえまして、こういった今まで以上に進めていかなければならないというのは承知しているところでございまして、件数実績につきましても、先ほど議員おっしゃいましたように、例年横ばいであったり、また減少する年度もございまして、となりますと、補助金交付に関します、先ほどご答弁させていただきましたが、国、県等と十分に調整を行いまして、またホームページの掲載、耐震相談の実施等による啓発をさらに進め、亀山耐震推進委員会との協力体制の中で、リフォーム工事とのタイアップも含め、耐震化の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

リフォーム工事まで言うてもらいましたのであれなんですけれども、そのリフォーム工事というのは、リフォーム補助金というのはもう終わっておったものやと僕自身も思っていましたので、課が違うのかなあと、これがあれなのかなあと思っていましたけれども、そうしたら住宅リフォームについてちょっとお伺いをしたいと思います。

危機管理局にある住宅リフォーム助成事業というのは一体何かと。それと、木造耐震補強事業とどのようにリンクさせていけば一番道理がいい、使い勝手がいい制度になるのか、幾らぐらい出てくるのかというのを一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員も既にご承知かと思うんですけれども、こういった緊急耐震対策事業フローというのを用意しまして、市民の方々にご説明をさせていただいております。危機管理室が所管しております件ですけれども、住宅リフォーム助成事業といたしましては、私どもが進めております木造住宅の耐震補強事業を同時施工していただいた折に適用させていただいております。施工が市外業者ですと20万円、それから市内業者ですと40万円を上限ということで補助金を交付させていただいている次第でございます。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

リフォームと耐震とセットでもっともっと売り出していくというか、その3,000件をあと90.どれだけまで持っていこうという、いかなければならないわけですよ。

そこで、最後に市長にお伺いしますけれども、これ、もっともっとあって、予算の関係もあると思いますけれども、もっとふえていくと思うんですよ、今回地震があったり、いろいろありましたので。それについて、予算の関係上、もし予算がそこでなくなっていけば、もっとふやしてでも進めていこうという気持ちはあるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、耐震補強をいかに進めていくのか、促進させるのかというのは、私どもの大きな政策課題の一つであります。今日までも本当に平成18年からしっかりと対応させていただいてまいりましたが、今後につきましても、中長期的にどう、他の施策との整合とか財源とか、こういうこともあろうかと思っておりますので、その施策の趣旨はしっかり踏まえながら、中期的な展望の中でしっかり見ていきたいというふうに考えておるものであります。

ご案内のように、現在、総合計画の策定中でもございますので、そういう過程において、しっかりそこは見きわめていく必要があるというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

高島議員。

○3番（高島 真君登壇）

わかりました。

じゃあ、本日はそのようなLEDと防犯カメラと木造住宅リフォームとさせていただきました。今後ともこれを注視しながらやっていきますので、一言だけ、電気代は自治会には絶対押しつけないでください。それだけはよく言うておきます。お願いします。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

3番 高島 真議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時36分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 中崎孝彦議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

新和会の中崎でございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

きょうは、病院事業について聞きたいというふうに思います。

ことし4月から、地方公営企業法の全部適用に伴いまして、病院事業管理者として地域医療統括官が任命され、新たなスタートを4月から切ったわけでございますけれども、言うまでもなく、医療センターの経営状況、また地域医療を取り巻く環境、非常に厳しいものがあります。解決すべき課題が山積しており、その対応は待ったなしであります。

きょうは、それぞれの課題につきまして、病院事業管理者としての考え方、認識、またどのように取り組んでいき、その見通し等々について聞きたいというふうに思います。

最初に、病院事業管理者に聞きたいと思います。

医療センターの現状に対する認識についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

当医療センターについてでございますが、平成2年6月、開院しておりまして、約四半世紀に及ぶ間、地域医療を支える自治体病院として、その役割を果たしてきたものと考えておるところでございます。

その間におきましては、国の施策によります新医師臨床研修制度、それから看護師の配置基準7対1、こういう制度が創設されたことの影響を大きく受けまして、医師不足、看護師不足などによりまして、平成19年ごろでございますが、一時的に診療を制限する、内科の新しい患者さんを制

限したり、あるいは救急患者の受け入れの抑制など、こういうことをさせていただいた関係で、大きく患者が減少いたしました。

ところがその後、三重大学との連携、あるいは支援をいただきまして、現在は一定の医師の確保ができておりまして、地域の医療機関や医師会との連携によりまして、医療サービスを提供させていただいておるものと考えております。

しかしながら、医療センターの経営状況でございますが、過去の診療制限などの影響によりまして、激減した患者数の回復にはまだ現在至っておらないものと考えております。その中で、市の一般会計からの補助金を繰り入れながらも、純損失を計上する収支赤字状況が続く厳しい状況となっております。このような厳しい経営状況について、全職員がこういうこれらの情報を共有し、一丸となって経営改善に向けて取り組むことが重要であると考えております。

さらに、病院というのは医師あってというふうに言われておりますように、医師の確保が最も重要なことであると考えております。現在は一定の医師数は確保されていると認識しておりますが、この維持とさらなる医師の確保に向けて、三重大学との連携をより一層強化してまいりたいと考えておるところでございます。

これらの取り組みによりまして、医師・看護師等を安定的に確保し、医療サービスを充実させることによりまして、市民の医療センターへの期待に応えることが収益の増となり、経営改善につながるものと考えておるところでございます。

また、同時にコスト感覚による経費の縮減も大切であると考えておりまして、支出全般について調査・検討し、経費縮減につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

今申し上げましたようなこれらの取り組みを早期に積極的に進めることが私の責務と考えており、精いっぱい努めさせていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

きょうは2点ほど資料を提出させていただいております。資料をちょっと映し出してください。

私、この3月議会の予算決算委員会でも業務予定量については質問をさせていただいたということがあるわけでございますけれども、今のこの亀山市の病院事業会計予算の事業の予定量及び実績というのは、24年度からことしの予算の編成の28年度までという短い期間ではございますが、ちょっと出させていただきました。

これによりますと、業務の予定量ということで、病床は100床を運用したいと。それで、入院患者数、年間外来患者数というのがあるわけですが、この中で予定量と実績、これは外来患者も入院患者も大きく乖離しておるということございまして、計算はしていませんが、例えば入院患者数でいきますと、24年度は4,800人余り実績が少ない。そして、外来患者については、24年度を比較しますと、約3,800人ぐらい実績が少なくなっておるということで、24年度から27年度にかけて、全てその予定量と実績とは大きく乖離しておるわけでございます。

そして、そんな中で27年度の例えば外来患者、4万9,419人という予定量に対して、実績はまだ27年度で見込みではあります3万8,000人ということで、1万1,000人も実績とかけ離れておるということで、これだけかけ離れておるのかかわらず、28年度予算ではまた外

来患者を4万9,000人にしておるといふことで、その辺の対応は私も非常に疑問を持つわけでございますけれども、この予定量で予算編成をずうっと24年度、その前はどうかちょっと調査していないのでわかりませんが、しておるわけでございますけれども、この予算編成時に業務予定量は示しておるわけでございますけれども、現在のこの医療体制で果たしてこの業務予定量が対応できるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合医療センター事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

病院事業会計予算につきましては、収益的収支については、医業収益の目標額や一般会計補助金を勘案した上で、収支均衡予算として編成してまいりました。決算におきましては、医業収益が予算額に達しなかったことから、赤字を計上する状況となっております。

予算第2条の4の予定量とは、当該事業年度の業務活動の基本的目標を定めるもので、その中で病床数100床といひますのは、医療法による許可を受けた病床数を掲げております。ただし、入院収益の予算計上に当たりましては、過去の実績等を勘案して、65床として積算しております。過去におきましては、平成20年11月策定の亀山市立医療センターの今後の方向性についての中で、入院については一般病床100床の6割程度の運用とするとされておまして、平成24年度には看護師不足によりまして、1病棟で60床運用を行いました。

しかし、その後、医師・看護師の確保によりまして、1病棟60床運用という枠にとらわれず、平成26年度後半からは2病棟体制に戻しまして、積極的に入院患者を受け入れている状況でございます。

ご質問の件でございますけれども、現在の医療体制におきましては、予算に掲げる業務予定量に対応できる体制であると考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁をいただきました。この私が申し上げた業務予定量、これだけの業務予定量を今の医療体制で対応できるという答弁でございましたが、そうした場合には、そうしたら看護師不足でも医師不足でもないわけだと思ふんですよ。この業務予定量で予算を編成した。収支均衡の予算だということなら、これは患者さんがどれだけ来るかどうかというのはわかりませんが、業務予定量というのは物すごく大きな意味を持つと思ふんです。

そんな中で、医師不足・看護師不足ということをよく耳にするわけですが、今の事業管理者の認識の中でもそういうことを言われましたが、私はそういうことをおっしゃるなら、医師不足でも看護師不足でもないんじゃないかというふうにお思ふんですが、その辺はどうですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

一定の医師は確保しているという認識でございますが、例えば内科医につきましては透析の常勤医師が不足していると考えておったり、整形外科は常勤1名でございますので、あと1名確保でき

たらなということで、診療科別に見ますと、医師は不足しているというふうに認識しておるところでございます。

そして、看護師は現在のところ充足していると考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁いただいたんですけど、その答弁を聞いておりますと、決して医師不足というようなことは、私感じられないと思うんです。それで医師不足だ、医師不足だと。透析の関係もよく聞いておりますけれども、そういうことで、例えばこの編成時にこれだけの業務予定量を上げたということで、医師不足ということで正規のお医者さんが少ないと、補充せなあかんということは今もおっしゃいましたけれども、そうしたらこの業務予定量に対応していくためには、例えばこの業務予定量を立てたときに、どれだけ非常勤の医師を雇用しなければこの業務に対応ができないのかというような、そういうふうな検討をされておるといふことで理解していいんですか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

業務予定量を達成するために、常勤医師で不足するところは非常勤医師で対応していくというところで考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

業務の予定量に対応できなければ、それはもう当然、非常勤のお医者さんを雇用して対応していかないかんというふうに思うんですが、予算編成時にこれだけの業務予定量でいくんだということで業務予定量を立てたわけで、医師が足りない、不足するんだということで非常勤の医師を雇用するわけでございますから、そうすると24年度から27年度まで、業務予定量に対して実績が物すごく落ち込んでおるわけですよ。そうしたら、予算編成時にこれだけの業務予定量ではこれだけの非常勤のお医者さんが要るんだということで雇用しますとすると、1年間経過せぬ患者さんがどれだけ見えるかというのはわかりませんが、現実的には例えば平成27年度では1万人も減っておるわけです。そうしたら、予算編成時にこれだけの非常勤のお医者さんが要るんだということで決めて、非常勤のお医者さんを確保したとします。そうすると、業務予定量に対してこれだけ実績が少ないということは、結果的ですけども、非常勤のお医者さんを雇い過ぎたということになるんじゃないでしょうか。

ということは、この次の質問でもお伺いしますけれども、業務予定量というのをシビアに考えないと、これは医業費用にはね返ってくると思うんです、私。その辺はどのように考えているのか、一遍、事業管理者の人、お答えください。

○議長（前田耕一君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

まず1点、看護師の部分からお答えいたしますと、平成25年……。

(「医師だけで」の声あり)

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

医師の部分ですと、例えば非常勤、常勤、いずれも三重大との連携をとっておりまして、非常勤ゆえにことし言うてすぐに来ていただけるということではございません。ですから、何年も何年も積み重ねたものによって医師の確保に努めておる結果として、65床であったり70床、あるいは80床を埋めるだけの患者がお越しになっても対応できる体制を整えております。

さらには、ご存じのように24時間365日救急体制もとっておることから、一定の医師・看護師数は、患者さんが見える見えないにかかわらず整えておく必要があります。

そういうことに備えて、大学と調整した結果、非常勤と常勤で現在一定の医師を確保したと申し上げておるところでございます。それゆえに、結果として入院や外来の患者さんが少なかったからと、経費が比率としてふえておることはございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

医師不足に対する対応ですね、これは今も事業管理者さんが言われたとおり、私もそう思いますが、後ほど質問させてもらいますが、これほど医業費用が、私ばかり過ぎておるといふふうに認識しておるわけですが、そういうことなら、今、事業管理者の方が言われたところへ何らかのメスを入れないと、医業費用というものの積み上げというか、かさばっておるといふのは、私は解消されないというふうに思っておりますので、このことばかり言っても次の質問に行けませんので、その辺の対応もひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、医業収益と医業費用についてお聞きしたいというふうに思います。

ちょっと資料をまた映し出してください。

医業収益が平成19年度以降、大幅に落ち込んだのはなぜかという質問をさせていただくんですが、これは今全体の病院事業を取り巻く認識についてというところで、病院事業管理者の方が触れられておりましたんですが、もう一度お聞きしたいんですが、この資料に基づきます、私もこの資料で疑問に思って、そういういろいろな問題があったというようなことを今聞いたんですが、平成19年度以降に物すごく事業収益が落ち込んでずっと現在に、平成26年まで来ておるわけですが、平成18年度はこの資料によると16億2,200万ぐらいあったやつが、平成19年度以降12億6,000万というふうに、4億、5億、3億ですか、だんだん少なくなってきておるわけですが、なぜこれだけ落ち込んだのか、もう一度その辺のなぜかというところについて聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医業収益が平成19、20年度、激減しておるといふことでございますけれども、これの直接的な原因といたしますのは、国の施策による新医師臨床研修制度や7対1看護師配置基準の創設の影響を受けまして、医師が大都市へ流れていくということで、三重大の医師不足があつたりしまして、

医療センターから医師が三重大学のほうに行ったと、医師不足が起こったということが直接的な原因でございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

国の施策でそのようになったということですが、19年度以降、そういうことになったということでいろいろ努力をしていただいて、それで19年以前は医師数が11人とか12人というふうなことで、平成19年度から9人、7人、6人というふうなことで、一番少ないときが6人ぐらいになったわけですが、これが国の方針とか施策でそういうふうになったというものの、大幅に医業収益が落ち込んだというのはもう19年度から26年度までずっと続いているわけですが、この辺の国がそうだったからということは、それもそうあったと思うんですけども、何らかの施策とか、そういうものが打てなかったのかなあと、私らこういう事業の経営とかいろいろなことで素人の目から見ると、そんなことを思うわけですが、僕も思うようなことは、市民の大半の方もそのようなことを思っているんじゃないかなあというふうに思うわけです。

この辺の医業収益についても、医師不足とかいろいろなこともあると思いますが、その辺のもっと、例えばこれで見ますと全部、事業が平成2年からあって、赤字の年度ばかりじゃない、純利益を計上した年もあるわけですから、純利益を計上したときには医業収益が18億ぐらいあるということで、なかなかそこまで行くのは今の状況では難しいと思うんですが、その辺の目標を目指して、ぜひとも医業収益の向上といいますか、上げるというようなことにももちろん目も向けていただいて、やっていただきたいというふうに思います。

それで、次に医業費用ですが、医業費用が平成19年度以降、病院の医業収益がこれだけ落ち込んでおるわけですね。落ち込んでおる割には収支比率が、平成19年以前と比較すると、この資料にもありますように、非常に高いわけですよ。

私、医業費用というのがなぜこれだけかかるのか、かかり過ぎじゃないか、その辺の原因というのは何ですか。医業収益が3億、4億と落ち込んでおるのに、その以前に比べると、収支比率は19年度以前は1.04ぐらいなんです。それから、19年以降になるとこれが、ここの表にもありますように、平成20年度はもちろん物すごく落ち込んで10億ぐらいの収益ですが、これが1.40。それで、ずうっと1.2ぐらいで進んでおるわけです。1.04と比べると相当、医業収益に対する医業費用というのはかかり過ぎておると思うんですが、それはなぜこれだけかかったのか。いろいろな原因があると思うんですよ。その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

医業収益と申しますのは、入院、外来等の医療行為に係る収益であり、ここ5カ年は12から13億円で推移しております。

一方、医業費用は、現金の支出を伴う給与費、材料費、経費などと、現金の支出を伴わない減価償却費などでありまして、ここ5カ年は15から16億円で推移しております。

医業費用を医業収益で割った収支比率、ここ5カ年は1.2程度であり、収益1に対して費用1.2を要しているという計算になります。

その中で、費用の中で平成2年度から推移を見ますと、ほとんど余り変化がないのが給与費でありまして、医業費用に占める給与費の割合は高いということになっております。これも患者さんが見えたときに医師不足で治療ができないとか、そういうことであってはいけないもので、非常勤、常勤について人件費は確保しておきたいという姿勢のあらわれでございます。

そしてまた、今現在、全国的に地域包括ケアシステムの構築が大きな課題となっております。医療センターとしましては、在宅医療の推進や地域包括ケア病床の設置に向けて取り組みを進めております。このような状況の中で、市民の皆様の医療センターに対するニーズは今後高まっていくものと認識しておりまして、そのためにも医師・看護師等の医療スタッフの一定の人件費の確保は不可欠であると考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今お聞きしましたがけれども、人件費というのは、給料なんかはもうほとんど、公務員の給与もそんなに上昇はしていないわけで、大幅にベースアップとかそんなものはない時代ですのでそういうことですけれども、看護師さんとか病院の給与を確保しておかなければいけないということは、私はよく合点がいかんので、確保をしておかなければいけない。今現在働いてみえる常勤のお医者さん、それから非常勤のお医者さん、看護師さん、いろんな病院のスタッフの方が見えると思うんですけど、そういう人の給料というのは、その日の、その年で決まっておるわけで、そんなに変動するわけがないんですけども、今の答弁の中で、そういう看護師さんとかお医者さんの人件費を確保しておかなければいけないという、その確保というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

看護師、医師の人件費を確保ということは、ただいま申し上げましたように、患者さんが診療に見えたときに、医師不足で診られないというふうな状況は避けたいもので、ある程度の常勤医と、そして非常勤医師を確保しておくということでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

患者さんが見えたときに、その患者さんを診療することができないために確保をしておくということは、結局、確保ということは、もうその年度ではそういう常勤のお医者さんとか非常勤のお医者さんというのはそこに確保してみえるわけですから、それは給料を払わなあかん、報酬を払わなあかんということですけども、これだけの収益が落ちておるのに医業費用がふえておるというのは、ちょっとその辺がよう僕も理解できやんのですけれども、どういうことですかね。

そうすると、医業収益が落ちておるけど、患者さんが来るか来んかわからんもんで、来たときに対応せんならんで、そういうふうには非常勤の医師も確保しておるということなんでしょうか。そ

ういうことですね、それでいいんですかね。

それならそうだろうということだと思うんですけど、その辺が僕もよう合点がいかん。今言う業務の予定量に対する実績ということからいくと、その辺の確保、そういうことをしておるもので医業費用がはね上がっておるというようなことになっておるのかなあというふうに思うわけですけども、その辺のところにメスを入れないと、いつまでたっても赤字体質から脱却できないというようなことを思うわけですけども、これではまずいなあと私は思うんですが、その辺の方策というのは何か考えてみえるんですかね。

○議長（前田耕一君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

先ほど事務局長のほうで申し上げました確保というのは、賃金的に別にどこかに取っておくということではなしに、人員をきちっと整えておる。そのためには、人件費が100床のときも50床のときも同じだけの人員を整えておかなあかんということでございます。

さらに、比率が高くなるのは当然のことながら、収入が減れば人件費の占める比率がどうしても高くなってまいります。そのために、じゃあどうするんやということでございますが、どうしても非常勤のほうの人件費比率は高くなります。常勤でおっていただく先生方のほうが、年間の全部の給与額の中でいろいろなことができますが、非常勤という、非常勤ゆえに1回当たりの単価は常勤の先生より高く設定しております。それはもう大学との関係でやむを得んことでございます。ですから、常勤の先生方でできれば体制を整えたいという努力をしておるところでございます。

さらには、単純に収入と先生方の給料、これの効率、効果というふうなことを考えますと、常勤の先生がおっていただくほうが、当然のことながら、収益にはつながるといふふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

よくその辺のことが、確保ということだもんで、あらかじめそういう予算のお金を確保しておいてということで、ちょっと僕の認識違いだったということで、よくわかりました。

それからもう1つ、こういう機会ですのでお伺いというか、眼科が非常勤の先生だけだということで、診療時間が10時ぐらいからだということで、これは中京病院から来てみえるということで、今の事業管理者の答弁から申しますと、医師不足で非常に確保が難しいということがありますが、眼科が10時以降ということになっておるもんで、非常に患者さんが朝早う来て急いで診てもらおうと思ったら、待ち時間がどうのこうのという話も聞きますので、医師の確保は非常に難しいわけでございますけれども、その辺のことをまた眼科に対しては最優先で医師確保に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

それで、次の質問に入ります。

一般会計の補助金ですね、赤字補填、これについてちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

自治体病院は経営が他の病院と異なるというのは、私が言うまでもなく、全ての経費を料金収入

で賄うのではなくて、公共的部分については一般会計から繰り入れによって行われているという点であるというふうに思うわけですが、それでも提出資料にあるように、開設以降、赤字経営はずうっと続いてきておるわけですが。

しかし、私も思うんですけども、このような経営赤字は、地方公営企業法にもあるように、地方公営企業法というのは、公共性の発揮と、それから事業性の発揮、この二律背反とも言えるような、そういう法のもとで事業を進めていく上で、困難も十分あるということは私もよく理解はしているつもりであります。

しかし、こうした構造的赤字を生んだ体質、これは独立採算である医業部門に開設当初から赤字補填のために一般会計から補助金を支出したことが、職員の意識というか経営努力に大きな影を落としているんじゃないかというふうに、そういう一面もあるんじゃないかなあという、私も思いがあるわけですが、提出資料にもありますように、平成2年の開設当初から平成26年までの25年間、黒字の年もあったわけですが、25年間で赤字補填額の累計というのが32億1,000万円に上っているわけです。これは非常に大きな金額だと私思っています。

この赤字体質から早期に脱却する、これは非常に喫緊の課題、もう本当にやらなければいかんというふうに私も、難しい問題ですが、あると思うんですが、この脱却に向けて、事業管理者として、その決意と、こんな方策を考えておるんだと、こういう方策もあるんだというようなことがあると、そういうことについて聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

赤字脱却ということでございますが、当然、私の責務として、その取り組みということが緊急の課題だと思っております。

具体的にはじゃあどうするんやということでございますが、例えば一番大もとにあるのは医師の確保、常勤医、専門医の確保、これは大事なことやと思います。それにつきましては、私、以前に5年事務局長としておりましたし、それからずうっと大学とのつながりを保っておりますので、そういうことをもとに、さらに積極的に働きかけて医師確保に努めていきたいというふうなことは思っております。

もう少し具体的な話になりますと、例えば病床利用のあり方ですね。今議員の質問で、後からもありますが、地域包括ケア、そういうことで取り組むためには、医療センターの立ち位置がどんな立ち位置がいいんやと。いわゆる1.5次救急というようなことを今まで申し上げておりましたが、それだけではなしに、急性期で総合病院なんかに入院されて、急性期を過ぎた方から在宅へつなぐ、そういう機能も果たすべきではないかというふうな考えもございまして、地域包括ケア病床というのが新しく創設されております。そういう取り組みをしたらどうかと。

経営的な面から申し上げましても、入院基本料というのが病院にはございます。これはもう国が決めておりますが、それが地域包括ケア病床になると、入院基本料の算定が、今、国の施策として進めておる関係で、高く設定されております。そういうことから、病院経営にもプラスになると。市民のためにもなると。そんなことも考えております。

さらには、例えば投薬関係ですね。院外処方にかきかえることもどうかということもあわせて検

討しております。ここら辺になりますと、じゃあ院外処方にしたら病院はもうかるのかということだけではないんですが、市民のプラスになる、あるいはジェネリックの普及につながるとか、いろいろな観点からそういうことにも努める必要があると。

さらには、2年に1回診療報酬の改定がございます。この改定に的確に病院が対応して、きちっと算定できるものを算定する、こういうことの積み上げによって収益の確保も図ってまいりたいと。こういうことが、まず医師の確保、医療スタッフの安定的確保、さらには先ほど申し上げましたようなことに取り組んでいくということがまず取り組むべき課題と思っております。

こういうことに取り組むためには、私一人幾ら頑張っておってもこれはできませんので、こういう情報とか状況を病院スタッフ全員にいろいろな機会を通じて説明しながら、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

いろいろ方策とか決意とか今述べていただいたわけですが、この質問の前にも述べましたように、地方公営企業の企業性の発揮と、そして公共性の発揮と、二律背反したもの2つを求められておるといことで、非常に病院経営というのは困難を伴うと思うんですが、この赤字脱却ということには本当に最優先に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

次に、純損失についてでありますけれども、平成2年度から一般会計から繰り入れによる赤字の穴埋めを平成21年から制限をしたと。それ以降は、純損失が提出資料のように計上されておるわけでございますけれども、この純損失の処理というのはどのようにしていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

落合事務局長。

○医療センター事務局長（落合 浩君登壇）

純損失と申しますのは、経常収益から経常費用と特別損失を差し引いたものでありますが、経常費用の中には、現金の支出を伴わない減価償却費などが含まれております。したがって、実際の現金収支の動きとは異なりまして、公営企業会計上の赤字を示す決算数字であります。

この純損失を解消していくにはどうすればいいのかということでもございましたが、地域医療統括官が答弁いたしましたように、市民ニーズに応えるための医療職員の安定した人材確保、特に透析専門医の常勤配置や在宅復帰を支援する地域包括ケア病床の設置などの病床利用方法の見直し、また亀山医師会や地域の医療機関との連携、救急医療や在宅医療の推進、2年に1回改定される診療報酬に即応した診療報酬の確実な確保などにより経営改善に取り組んで、純損失の削減に取り組んでいくものでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁いただいたんですけれども、私が聞いておるのは純損失の処理ですね、どのようにしていくのかということ聞いたわけで、解消にどうやって努めていくんやということは、私は聞いていないわけですが、どういうふうに純損失って、この表にもありますように、平成21年度から、例えば21年度は7,300万とかというふうにずうっと計上されておるわけですけど、これがずうっと積み上がってきたら相当大きなお金になってくる、どんどん、今の計上からすると。これをどうやって純損失というのを処理していくんですかということ。一般会計の補助金で補填しておるのは、赤字を補填してきましたと。21年度からは制限を加えました。純損失が出ましたということですから、赤字は一般会計の補助金で補填していくんですけど、純損失が出てきておるけど、この純損失はどうやって処理をしていくんですかということをお聞きしておるものですから、私が勉強不足かどうか知らんですけれども、その辺のことをちょっとお答え願います。

○議長（前田耕一君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

ちょっと経理的な話になるんですが、純損失をここ数年累積しておるんですが、それについては経理上ではそのお金をどうするんやということじゃなしに、留保資金というのがございます、減価償却費とかそういうのを積み上げた。そういうもので補填しておるとというのが現状でございまして、ただ、だからいいということではなしに、そういうことをやっておると、将来設備投資をするときに留保資金がないというような事態になりますので、経営改善をしなければならないということでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、事業管理者から答弁いただきましたが、留保資金からそういうのをやっていくんだという話ですけど、今も話がありましたんですけれども、留保資金というのは、病院を将来建てかえないかん、改築せないかん、例えば医療機器を更新せないかん、そのための留保資金でありまして、これを今の経営状況でいってどんどん純損失が出てきた場合に、将来のことを言いますと、病院を建てかえるときには大きなまた企業債か何か借金をせないかんというようなことになる可能性というのが非常に大きいわけですから、これは早くそういう留保資金からというのを、こんなことを言うたら怒られるかもしれませんが、安易な考え方でそうやってやっていけばええんやというやなしに、このところを一つ大きな問題がある、病院事業の運営では問題があるということを指摘しておきたいというふうに思います。

とにかくもう今、病院が開設してから25年たつわけですから、あともう20年や25年たったら病院の建物というのはもう40年、45年になるわけですから、もう耐用年数が来るわけですから、これが今の経営状況でどんどん純損失を内部留保で入れていったら大変なことになると思うんですよ。もう私らはそんな時分におらへんであれですけど、そんなことではいかんと。将来の人にツケを回してはいかんということですから、その辺は十分に考えて経営改善に努めていただきたいというふうに思います。

それから、次の質問に移らせていただきます。

平成28年度、ことし4月から医療センター内に地域包括ケアの推進と調整を行う地域医療部というのが新たに設置されました。そして、地域包括ケアシステムの確立に向けて、組織も強化されたというふうに私も理解しておるわけですが、簡単に質問に答えていただきたい、時間も押しておりますので、地域包括ケアシステムの現状に対する認識について聞きたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

地域包括ケアシステムというのは、新聞等でよく言われておりますが、高齢者が住みなれた地域で最後まで生活を続けられるよう、いろいろなサービスを、全体を包括的に提供する仕組みを地域包括ケアシステムということでございます。

今回の組織改正、あるいは病院の全部適用、地域医療部の新設等でどう影響するかといいますと、これまでからいろいろな施策に市として取り組んできております。ホームケアネットとかを立ち上げさせていただいておりますが、さらに物理的にも連携がとりやすい体制とするということで、行政の組織、地域医療部というのを病院のほうへ設置することによって、日々医療スタッフとの連携がとりやすくなる、さらにスムーズな形をとればということで、組織を新設いたしました。

それによってもう既にいろいろな効果が出ておるところでございますが、簡単に申し上げますと、医師との意思の疎通が日々できるということで、地域に医師が出向いていろいろなことをやるとか、在宅医療につながるとか、いろいろな効果が出ておるというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今、地域包括システムの現状をお聞きしたわけですが、まだまだ地域包括ケアシステムというのは道半ばだというふうに理解するわけですが、これをしっかり確立に向けて今後の取り組みと見通し、地域包括ケアシステムの確立というのは、これも赤字の問題と一緒に、本当に今非常に大事というか、喫緊の課題だというふうに思うわけですが、その確立に向けた今後の取り組みと見通しについて、もう時間も押しておりますので、簡単にちょっと答弁願います。

○議長（前田耕一君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域包括ケアシステムの確立には、医療、介護、福祉の連携が不可欠でございます。高齢者が最後まで住みなれた地域で生活するために、医師、歯科医師、看護師、薬剤師などの医療分野、介護支援専門医やホームヘルパーなどの介護分野、生活支援高齢者施策を担う福祉分野のそれぞれの専門職が連携し、包括的かつ継続的に在宅医療や介護の提供を行うことが必要であると考えております。

当市におきましても、医師会の先生方の協力によりまして進めております在宅医療連携システム、亀山ホームケアネットが既に稼働をいたしております。当医療センターにおきましても、後方支援病院としてシステムの重要な役目を担っております。今後もこの在宅医療の連携システムを充実さ

せることによりまして、地域包括ケアシステムの実現に近づくものと考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

一生懸命やっけていただいておりますということで、見直しについてという答弁はなかったんですが、とにかく道半ばの地域包括ケアシステムの確立に向けて、最大限の努力をしていただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に入らせていただきます。

介護保険法が改正されて、原則として要介護3以上の人でないと特別養護老人ホームには入所できないなど、国は在宅介護というものを非常に大きな柱として位置づけておるということでございますけれども、また一方で、訪問診療とか訪問看護などを通じた高齢者ケアなどの福祉領域への対応も含めた在宅医療の比重というものがますます大きくなるというふうに思っておるわけでございますけれども、在宅医療の現状と課題及び今後の対策について聞きたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

当市における在宅医療の取り組みは、先ほども申しあげました在宅医療連携システム、これは昨年の2月に本格的に稼働いたしております亀山ホームケアネットがございます。

まず稼働開始からこれまでに46名の方が、訪問診療や訪問看護、訪問介護などのサービスを受けながら在宅での療養をされてきております。その46名のうち28名の方が既にお亡くなりになっておりますが、その中で19名の方がご自宅で最期を迎えられました。

現在、市内を中心に9つの医療機関でこのホームケアネットに登録された方の訪問診療を行っていただいております。今後、ますます最後まで在宅での療養を希望される方がふえることが予想されています。また、末期のがんのため、在宅で緩和ケアを希望される方への対応もふえることが予想されております。

このような現状に対応するため、今後も医師会の先生方にご協力いただきまして、在宅への訪問診療を行っていただく医療機関の増加、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問看護員等の多職種連携をますます強化することによりまして、より多くの方の在宅での療養を支援できる体制を構築していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

今答弁いただきましたが、本当にお年寄りの方というのは、特別養護老人ホームでずうっと暮らしてみえるというよりも、やっぱりお年寄りは、私の親戚もそういうところにおるわけですが、時々行くんですが、やっぱり家へ帰りたいというのが一番の大きな望みだというようなことを私も実感しておるわけでございますけれども、ついの住みかとして、ぜひとも在宅医療というものをますます充実させていただいて、そういうお年寄りのために、本当についの住みかが、自分が生まれ育った、自分が嫁いできた自宅で終える、そしてしっかりと在宅医療をしていただく、そういう

ふうな方向でしっかりとこれには取り組んでいただきたいというふうに思うわけでございます。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから次、もうあと4分こそないんですが、最後に5番目ですが、今年度が最終年度になる第2次地域医療再構築プランの進捗状況と、それから次期計画への考え方、これを簡単にちょっと教えていただきたいというふうに思ひます。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

地域医療再構築プランにつきましては、その計画の策定を私ども地域医療部で担当しておりますので、私のほうからご答弁させていただきます。

第2次亀山市地域医療再構築プランにつきましては、公立病院改革プランを含めた計画として、平成26年度より地域医療の体制整備に向けて各施策に取り組んでまいりました。その中で病院事業における成果の主なものといたしましては、病院総合管理システムの更新により、電子カルテ化やエックス線のデジタル化を行ったところでございます。

また、先ほど来言うております経営健全化に向けて、地方公営企業法の全部適用を導入いたしました。

また、今年度はその地域医療統括官のもと、経営の健全化を図るべく、病床利用法の見直しや院外薬局の設置に向けた検討など、計画に基づいた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、次期計画の方向性といたしましては、従来、保健と医療分野は各分野別計画に従い、それぞれの施策を進めてまいりましたが、次期計画では保健、医療分野を一体的、総合的に展開するため、これらの計画を統合して策定いたしたいというふうに考えております。

なお、現行の計画に含まれている公立病院改革プランにつきましては、総務省の新公立病院改革ガイドラインに基づき、独立した計画として今年度中に別途策定する予定でございます。

○議長（前田耕一君）

中崎議員。

○6番（中崎孝彦君登壇）

第2次が28年度で終了して、29年度から新しい再構築プランができるということで、しっかりそこにうたいこんでいただいて、次はどのようなふうなプランを立てるんだということをしっかりと示していただきたいというふうに思ひます。

時間、あと2分ですが、最後に事業管理者に一言申し上げたいというふうに思ひます。

平成2年の医療センター開設以降、一般会計からの負担金、それから、もう1つは補助金ですね。一般会計からの負担金は、公共的部分で法定内ということです。それから、補助金については、これはもう赤字補填分。それから、出資金というのがあるんですね、これ。企業債の償還金の3分の2は出資金として一般会計から負担しておるといふことなんです。これ3つあるんです。合わせて平成26年度までの25年間に61億6,500万円、これは一般会計から出ておるんです。これはもちろん大変なお金です。これは税金なんですね、もちろんそうです。このことを病院事業管理者の方に重く受けとめていただいて、胸にしっかりと刻んでいただいて、経営改善に向けたその成果、これを早期に市民の皆さんに見える形で示していただくことを強く要望しておきたいというふ

うに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

質問を終わります。

○議長（前田耕一君）

6番 中崎孝彦議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時55分 休憩）

（午後 2時04分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い、質問をいたします。

まず国民健康保険の県単位化の問題であります。

平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。現在、国民健康保険の保険者は市町村ですが、この法律の成立により、平成30年度からは、国民健康保険の保険者が都道府県と市町村になります。1961年、昭和36年に始まった現在の国民健康保険制度は、55年の歴史の中で大きな転換点を迎えようとしております。

保険者が都道府県と市町村になるといっても、実質的には国保のさまざまな実務、賦課、徴収、給付や健診などの実務は市町村が行い、そして都道府県が国保の財政を握り、大きな権限を持つと、こういうことであります。

これまで一般質問で、国保制度には加入者や市町村の努力だけでは何ともできない構造的な問題がある、それが払いたくても払えない高い国保税になっているということを述べてまいりました。櫻井市長もこの構造的な問題については同じような認識を示されております。こうした国保制度が持つ構造的な問題が、今度の県単位化で解決できるというふうに思ってみえる方も結構いますけれども、私はそうではないというふうに思っております。

そこで、まず櫻井市長にお聞きします。平成30年度から始まる国民健康保険の県単位化で、国民健康保険制度が抱える幾つもの構造的な問題は解決すると考えてみえるのか、見解をお聞きしたいと思ひます。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

服部議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今日まで随分、国保の仕組みの構造的な問題につきましてご議論させていただいてまいりました。その構造的な課題については、珍しく共通の認識をさせていただいておるものではございますが、ただ、今おっしゃっていただく国保制度の改革が、都道府県単位化、それから公費による財政支援

の拡充ということは、国保の財政上の構造的な課題を解消するためというふうに国は申しておるものでございます。

その中身につきまして見てみますと、具体的には昨年度、平成27年度から約1,700億円の公費を、それから平成30年度からはさらに約1,700億円、合わせて約3,400億円の公費を投入して、非常に脆弱な国保の運営主体であります市町村、国保の財政基盤の強化を図ろうというものであります。

ご指摘のように、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となりまして、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営に中心的な役割を担うことによって、この制度全体の安定化を図ろうというふうにされておるものでございます。

ただ、この都道府県の単位化が、全て国保の今の税制度の構造的な問題を解決でき得るというふうには、これは考えてございませんでして、私どもは従来から市長会等を通じまして、国に対して国保事業の財政基盤の安定・持続性につきまして、公費による財政支援の充実、拡大をかねてから要望いたしてまいっておるところでございます。公費拡大の動きにつきましては、一定の評価を現時点ではさせていただいておるものではございます。

また、今議会には、国保税の軽減対策の拡充ということで、きのうも福沢議員のご質問にお答えさせていただきましたが、こういうことの原因に対して拡充するという方向については一定の評価をさせていただいておるものではございますが、今後、国民皆保険制度の維持には、これは従来申し上げておりますけれども、最終的な目標でもあります医療保険制度の一元化を目指していくことが大変重要であるというふうに考えてございまして、今後の国の動向の中で、これらの市長会、それから市議会議長会、それから知事会など、地方6団体の力を結集して、しっかりと国に要望していくことが大変重要だというふうに考えておるものでございますが、いずれにいたしましても、この国保制度改革には的確に対応してまいりたいというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この構造的な問題が解決できるというふうには考えていないということと、それから公費の拡大が必要だと、この点も一致をいたします。

先ほど、市長、珍しく一致すると言われましたけれども、認識は一致するんですけれども、方向性が違うんですね。私はあくまでもそういう状態があるからこそ国保税を引き下げなさいよということを、公費を使ってでも引き下げなさいよと言ってきたんですけれども、そういう方向にはなかなかかじを切られない。この点は、認識は一緒でも方向性が違う、その点だけ申し上げておきたいと思います。

構造的な問題というのは、もう今までも言ってきましたのであれですけれども、年齢構成が高いとか、それによって医療費が高くなる、それから加入者の所得水準が非常に低いというような問題、だから他の医療保険と比較しても非常に高い保険税になるというような問題、それから市町村の間での格差が非常に大きいという、こういう問題がやっぱり構造的な問題としてあるということ、これは厚生労働省のいわゆる県単位化を議論しているところでも出されている問題であります。だから、そういう点は一緒なんです、ただ今回の県単位化で問題なのは、この最も重要な保険税

の負担が高い、このことに対して対応が全く抜けていると、この問題なんです。これでは、市長言われたように、構造的な問題の解決はできないわけでありませう。

今回の県単位化がなぜ出てきたのかという問題ですけれども、国のいろんなあれを見ますと、結局、国保を医療費削減の道具にしたい、こういうことがあるようです。平成26年に成立した医療介護総合確保推進法という法律の中で、都道府県が地域医療構想を策定するというようなことがちゃんと義務づけられて、三重県でも幾つかの地域に分かれて医療構想づくりが議論されている、これとセットなんですね。

だから、地域医療構想で都道府県別にベッド数などの医療の供給体制の枠組みを決める、つまりベッド数を減らすということですね。そういうようなことを一方でやって、もう一方で医療費の大きなウェートを占めている国保を県単位化にして、要するに県が財政を握って、医療構想と、それから県が財政を握ることで国保の医療費の削減をやるよというのが、県単位化の一番大きな、私は狙いだらうというように思います。

今回、保険税の問題があります。どんな保険税になるのかということが一つ大きな問題になるんですけども、いろんな資料を読みますと、1つは、県が標準保険税率をまず一つ出す。それからもう1つは、一般的に市の標準保険税率を出すというのは2つ。それから3つ目は、各市町、例えば亀山市なら亀山市で、算定基準に基づいて標準保険税率を出すよ。この3つの標準保険税率を示して、要するに国が当初言っていたのは、県が示すいわゆる一般的な市の標準保険税率を参考にし、各市町がそれぞれ保険税率を定めたらよろしいよというようなことを言っておったんですが、どうも違うようですね、最近の動きを見ていると。

そこで、一番問題になるのは、この国民健康保険制度が県の単位化されることで保険税が県一本になるのかどうか、この点について、今どんな状態にあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

先ほど議員がおっしゃられましたように、平成30年度からは、県は国保財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う一方、市は地域住民との身近な関係の中、国保被保険者の資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととなります。

保険税額の決定につきましては、県は標準的な算出方法により、市町村ごとの標準保険税率、保険料率の算定を行い、市はその県が算定した標準保険税率を参考に市の保険税率を決定するということとなります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国はもう将来的に統一するという方向で動いていますよ。そのことだけ申し上げておきたいと思っています。

ちょっとパネルを見ていただきたいんですけども、これは平成26年度の1人当たりの国民健康保険税を29の市町別に高い順にずうっと並べてみました。一番保険税の高いのが木曽岬です。

1人当たり11万ぐらいですね。一番安いのは大紀町で6万ぐらいですね。だから、これを見ていただくとよくわかるんですけども、この29市町、三重県内だけで29市町ありますけれども、それだけでも保険税にこれだけの開きがある。これをもしどこかで統一する、多分高いほうで統一されると思うんですけども、例えば10万、11万で統一されれば、大紀町などは1人4万ぐらい引き上げないと統一保険料にならないんですね。だから、こういうことをやればどういう事態が起こるかということは、もう誰が考えてもわかるんです。だから、統一保険料ということをやったら大変なことになるということがわかっていただけだと思う。現時点でこれだけの市町村間に格差がある中で統一保険料をやったら、本当に大変なことになると。だから、今、坂口部長が答弁されたように、当面そんなことは考えていないような答弁をされるんですけども、これをやった一番の目的は、やっぱり県で一本にしたいというのが狙いにあるわけですから、やっぱりそういう意味でいくと、最終的には統一した保険料にするんだろうというふうに思います。

なぜこれだけ格差が出るかということをちょっと幾つか、私調べてみたんですけども、例えばこの20番目から安いほうにずらっと並んでいるところ、20番目から29番目までであるところは、伊賀市を除くとみんな県南部なんです。県南部のところほど保険税が安い。何で安いのかと。要するに医療機関がないんですよ。医療機関がないんじゃないわね、少ない。だから、なかなか医療機関にかかれない。そのために医療費が少なくて済んでいるわけですね。

ところが、北勢なんか、特に名古屋に行けば高度医療も受けられますので、そういうところは結局高い医療費を払っているという、こういう地域の差があるわけですね。

こういうことを現状としてある中で一本化したら、本当に私は大変なことになるというふうに思いますので、これはやっぱりぜひやらない、一本化しないという方向でやるべきだろうと思います。今のところ、部長の答弁では、一本化するというものではありませんので、ぜひそういうふうな市町村の判断でやるという方向で進めていっていただきたいと思います。

それから、次にもう1つ問題になるのは、一般会計からの法定外の繰り入れなんです。過去に、平成21年と22年度ですかね、市長が最初になられた直後に、2年間で30%の国保税の値上げをしたときに、大幅な値上げになるので、これを抑えるためにということで、一般会計から法定外の繰り入れをして値上げを抑えたということがありました。こういう形で一般会計からの繰り入れは、保険税が余りにも高くて大変になる、そういうことにならないように、全国でもたくさん行われているやり方であります。

ところが、国が示している都道府県国民健康保険運営方針策定要領、いわゆるガイドラインと呼ばれるやつらしいんですけども、ここでは赤字補填目的の一般会計繰り入れはすべきでない、こういう趣旨のことが書かれています。もっともこれは法律ではありませんので、法的に禁止ということではありませんけれども、国はこういう一般会計からの繰り入れはすべきでない、こういう考え方でおるようであります。

そこでお聞きしたいのは、今回の県の単位化によって、こういう一般会計からの繰り入れ、これは私は今までどおり必要になると思うんですが、その点についてどうなるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

今回の国民健康保険制度改革における公費による財政支援の拡充により、国保の財政基盤の強化を図るため、平成27年度から保険者支援制度を拡充し、加入する低所得者数に応じた財政支援約1,700億円が行われ、平成30年度からは保険者の取り組みに対する財政支援制度改正等により、さらに約1,700億円の財政支援、合計約3,400億円の財政支援が行われることとなっております。

現時点で、平成30年度から市町村における一般会計からの法定外繰り入れが全くできなくなるまでは聞き及んでいないところでございますが、国においては、この公費による財政支援の拡充やその他の制度改正などの総合的な取り組みによって、市町村における一般会計からの法定外繰り入れなどの構造的な問題を解決することを見込んでいるところでございまして、制度改正の流れとしては、市町村によるそういった決算補填のための法定外繰り入れを解消する方向にあると理解しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

先ほどの市長の答弁でも、今の部長の答弁でもありましたけれども、要するに国が低所得者対策として1,700億円予算化をして各市町村に配分をしたと、こう言うんですけれども、じゃあ亀山市はそれを低所得者対策に使ったんですか。使っていないやないですか。国保の会計には入ってはありますけれども、国が低所得者対策として出してきたお金を低所得者対策として使っていないやないですか。我々は再三要求しました。低所得者対策として国が予算をつけたんだから、保険税を引き下げなさいよということを言いましたけれども、そういうふうには使っていないんですよ。こういうときになると、1,700億円、低所得者対策でと言うんです。明らかにこれは欺瞞です。もしそれを言われるんなら、きちんと低所得者対策のために保険税を引き下げるとかということをやったりやるべきですよ。やってもいないのに、こういうときになったらそういうことを言う。これはもうちょっと許せませんね。

もう1つ、一般会計の繰り入れも解消するというようなことをたしか部長言われました。とんでもない話ですよ、これ。こんなことをやったら結局、保険税を上げるということですよ。そういうことにしかならないんです。もう今でも負担し切れないぐらいの金額になっておるのに、そんなことをやったら本当に大変なこと。ましてやこの統一した保険税になって、亀山市も9万ぐらいですので、10万、11万の統一した保険税になったら、それだけでも2万円上がりますよ、1人。こんなことになったら払えませんか、これ。

それで、市長に聞きたいと思います。一般会計からの法定外の繰り入れ、今後ともやっぱりやるべきだと思いますが、その意思があるのかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今少し国の3,400億等々、これは全体でいくと国保の保険料の1割を超えるわけでございまして、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果は見込まれておるといのが実際あるのかとい

うふうに思います。それとあわせて、例えば今の税の減免の対象が、本市の場合、国保世帯がご案内の6,700世帯ありますけれども、7割軽減22%であります。5割、2割を入れて47%の世帯が、約1億四、五千万になりますけれども、これは軽減をしておるということは、やはり一定の財政の投入があるからこそ、これが可能であるということは、私どもも一定の歓迎をしておるところでございます。今回の条例の改正もそういう中でのことというふうに私は感じておりますが、そのところをご理解を頂戴したいというふうに思います。

その上で、いわゆる一般会計からの補填につきましては、当然受益と負担の問題、それから国保以外の例えば協会けんぽでありますとか、それぞれそれ以外の健康保険の制度もあるわけでございますので、一般会計からこれを入れていくということについては、一定のコンセンサスが必要であろうというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、そういう問題を本当に今回の国の制度改正の中でしっかり整理をしていっていただくということが、今回の制度改正の本当に根幹であろうというふうに考えておるものでございまして、まさに国の政治において、そのところを所得の再配分を含めて考えるということが大変重要であるという認識を持たせていただいております。

したがって、国の公費負担が現在、国保の場合25%という、この財政基盤をしっかり入れていくことによって、今ご指摘の問題も解消されるものというふうに認識をいたしておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり理解をしていないですね、市民の生活というのは。本当に所得の少ない人の負担って大変なんです。今その1,700億円の話はちょっときょう、議論と外れますので、もうあえてしません、今回は。

市長、コンセンサスということを言われました。他の医療保険があるというね。私は、コンセンサスというのであれば、一体じゃあ国民健康保険税が一般的に払える金額は幾らなのか、これこそ私はコンセンサスを求めるべきものです。今の1人当たり9万なんて金額は、これは当然払える額やないですよ。だから、コンセンサスというのであれば、国保税、一体幾らぐらいならみんな払えるような状態になるのかということを考える必要があるんですよ。そこでコンセンサスを得るべきです。現に他の医療保険と比べて、負担の割合が、例えば他の医療保険であれば一桁ですよ、負担は。7%、8%、10%までですよ。ところが、国民健康保険は10%以上負担しているわけでしょう、所得に対して。そういう違いがあるにもかかわらず、それを無視して議論するということは、私はおかしいというふうに思いますので、やっぱりその点はそれをカバーするのが公費だろうというふうに思います。そういう意味では、国がお金を十分出さないのであれば、やっぱりあえて市が出さなければ、これはやっぱり市民の生活は守れないということになるので、やっぱり一般会計からの繰り入れは、私はどうしても必要になるんだろうというふうに思います。

次に進みたいと思います。

今、国民健康保険税というのは、滞納した場合に、三重地方税管理回収機構へは移管はしておりません。これはいわゆる地方税だけあります。これはなぜかというと、回収機構も言っています

けれども、国保税が社会保険のための目的税であるということと、それから国保税を対象にすると、いわゆる国保税という言い方をしている市町もあります。だから、2つある、国保税という呼び方をしているうちのようなどころと国保税という。だから、国保税だけを対象にするということになれば、国保税との公平性がとれない。こういうことで今、移管をするということはしていないんですね。それをどうもこの国保税も回収機構へ移管できるようにしようという検討をされていると、こういうふうに聞いておりますが、その点そうなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

議員が言われるように、三重地方税管理回収機構への国保税の滞納に係る移管につきましては、市民税、固定資産税などの市税と重複している場合のみ、あわせて移管できるものとして、国保税単独では移管できないとなってきたところでございます。

その理由といたしましては、市町によっては、保険料を税としてでなく、料として賦課・徴収しているところがありまして、そういった市町とのバランス等により移管できないという理由と伺っております。

という状況でございますが、現在のところ、そのような方針でこれからもいくものであると私は認識しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今のところは移管しないという方向であるというふうな認識だというふうに言われましたので、ぜひこれはもう移管をしないということでやっていただかないと困ります。私も移管された方のそれ以降の話をいろいろ聞きましたけれども、私は、移管されてすぐはその人にいろいろ事情を聞くのかなあと思ったんです。そうしたら、来た最初の日にもう競売にかけますよと、こうなんです。だから、はなからもう取り立てることしか考えていないのがいわゆるこの管理回収機構なんです。だから、普通なら、どういう事情があって、どういう形でなら払ってもらえるのかという話をした上で、それが無理なら次へ進むのはわかりますけれども、もうはなから競売にかけます、こうですよ。こんな取り立て屋のような、県下でたくさんこの問題が出ていますけれども、こんなところに移管すべきではないということだけ申し上げておきたいと思います。

最後に、こういう問題がほとんど私たちに情報として入らないんです。今、県の単位化を議論している組織が、県と29市町全部が入った三重県市町国保広域化等連携会議、こういうのがあります。その下に4つの作業部会があります。亀山市もそのうちの1つに入っています。この55年間の歴史を持っている国民健康保険制度を大きく変えるという、根本から変えてしまうような、こういうようなものであるにもかかわらず、その議論の中身が全く我々議員にも市民にも知らされていません。検討して決まってから結論だけ知らされても困るんですよ。

だから、やっぱり議論の過程で我々が意見を言える、市民が意見を言えるという仕組みにする必要があると思いますが、そこでこういう連携会議、それから作業部会、この会議を公開して、情報も全て公開すべきだと思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

三重県市町国保広域化等連携会議は、県が定めることとなる広域化支援方針等国保の広域化に関し、関係者の意見を調整するため設置した会議で、市町の国民健康保険担当課長、国保連合会事務局長及び県医務国保課長により構成されております。

また、その下部組織である作業部会は、所掌事項の調査研究等のため設置されるもので、国保財政運営部会、収納率向上部会、医療費適正化部会、事務標準化部会の4つの部会があり、市町の国保担当課職員、国保連合会職員及び県医務国保課職員で構成されております。

三重県市町国保広域化等連携会議及びその下部組織である作業部会の会議の公開等、情報公開でございますが、県が主催する会議でありますことから、同会議の事務局である県医務国保課に確認しましたところ、連携会議及び作業部会は、県と他の機関等の連絡調整等、意思疎通を図ることを目的として設置された連絡調整会議に位置づけられ、公開対象とはしていないとのことございました。

また、情報公開につきましては、公文書の公開請求があった場合は、県情報公開条例の規定に基づき、適切に公文書を公開することとなるとのことございました。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

納得できませんね。要するにここで決まるんですよ。単に連絡調整やないんですよ。ここで決まっていくんですよ、これ。決まってから我々は知るんですか。おかしいでしょう、そんなことは。議論する過程でいろいろな意見が反映されて決めるべきでしょう、やるなら。そういうこともしない、公開もしない、情報も出さない、決まりました、これでいきますって、こんな話では到底納得できませんよ、これは。それとも、そういうことを公開すると都合の悪いような議論をしているわけですか。

これはやっぱりきちんと市長、言うて下さいよ。公開をすべき、その途中であっても、市民なり、議会なり、意見がちゃんと反映できるような、そういう仕組みにすべきだと。この点については市長、ぜひ物を言っていたいただきたいと思います、どうですか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

意思形成過程の情報について、可能な限り公開されることが必要であるというふうに思いますが、これは県が主催される会議でございますし、複雑な課題を整理いただいておりますというふうに思います。

ただ、市につきましては、その会議の公文書の請求等がございましたら、情報公開の条例に基づきまして、連携会議の資料等は公表させていただきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市に請求をすれば、市の職員が出ている連携会議の資料は公開されると、こういうふうに理解をしたいと思います。

次に移ります。時間が残り少なくなりました。

次の問題は、川崎小学校の校舎改築工事（建築工事）における談合情報への対応についてお伺いをします。

川崎小学校校舎改築工事の建築工事については、5月27日に入札が予定されていたところ、前日に談合情報が市役所に寄せられたということで、この日の開札を延期したということが新聞で報道されておりました。そこで、まず入札の前日に寄せられた談合情報の内容とその後の対応について、経緯をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

談合情報への対応につきましては指名審査会で対応いたしておりますので、私のほうよりご答弁を申し上げたいと思います。

川崎小学校校舎改築工事（建築工事）でございますが、これにつきましては、条件つき一般競争入札事後審査型ということで、5月27日を開札予定日として公示をいたしました。開札予定日の前日夕方に、川崎小学校校舎改築工事（建築工事）の入札においてA建設が予定価格の97%前後で落札する見込みであるとの複数の建設業者からの情報があり、これに関する記録があるとの電話がございました。これを受けまして、亀山市建設工事等談合情報取扱規程に従いまして、対応を行ったところでございます。

まずは情報提供者に対して情報の詳細を確認するとともに、開札を延期し、入札参加者に対する聞き取りを実施することを決定いたしました。

次に、情報提供者に対して詳細を確認し、入札参加者に対する聞き取りを行った結果、談合の事実は確認できなかったため、入札参加者に誓約書の提出を求め、入札執行後に談合の事実があったことを確認した場合には入札を無効にする旨を通知した後に開札を行いました。

また、開札後に積算内訳書の内容審査などを行い、問題がないことを確認して、落札候補者を決定いたしました。

現在、仮契約の締結に向けて事務作業を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

大体経緯はわかりました。

6月3日付で各議員に財務部長から文書がありました。そこには、談合の事実は確認できませんでしたと書かれていました。

市の談合情報取扱規程というのがありますよね。この規程の第6条には事情聴取の実施が規定をされて、8条では談合の事実があったことを確認した場合の報告が規定をされ、9条では談合の事実があった場合の対応の決定が規定をされている。10条には談合の事実がなかったことを確認し

た場合の報告という、こういう規定がされております。つまり、今回のような入札執行後、談合情報が寄せられた、こういう場合には、事情聴取をした後、談合の事実がなかったことを確認した、この場合は開札すると、こういうふうになっているんですね。

ところが、先ほど言いましたけど、微妙な言い方ですけども、財務部長の文書は、談合の事実は確認できませんでしたと。つまり、あったかもしれませんが、私は確認できませんでしたと、こうとれるんですよ。

ところが、取扱規程にははっきりと、談合の事実がなかった場合はと書いてあるんですよ。この違いは一体どういうことなのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず入札参加者への聞き取りにおいて、談合の話し合いを行っている事実は確認できなかったこと、各社が協力会社への見積もりを徴収して適正に積算を行っていることが確認できたこと、情報提供者への聞き取りにおいて、当初の提供情報を裏づけする具体的な証拠の提示がなかったこと、以上の3点から談合の事実は確認できなかったと指名審査会で判断をしたものでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

いやいや、私が聞いているのは、取扱規程は、談合の事実がなかったことを確認したら開札すると書いてあるんですよ。ところが、あなたが出した文書は、談合の事実は確認できませんでしたと書いてあるんですよ。なかったとは書いていないですよ。確認はできなかったと。あったかなかったかわからんけれども、確認はできなかったと。この違いは何なのかと聞いているんですよ。どちらなんですか。なかったから開札したのか、それとも確認できなかったから開札したのか、どちらなんですか。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

積算内訳書の確認をする必要があるんだろうということもあって、積算内訳書の確認を行っていないために、談合の事実はそれまでの状況では確認ができなかったというふうなことで述べさせていただいたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局、談合情報というのはいろいろな形で、いろいろな利害もあって寄せられるんですけども、その信憑性を確認するって本当に難しいというふうに思います。市の取扱規程の4条に、いわゆる指名審査会ですね、副市長がトップの、これを招集して審査するということで、6つの項目を上げていますよね。この6項目について考慮した上で信憑性があるかどうかを確認するんだというふう

に書いています。

私、最初にこの通知をもらったときに思ったのは、談合情報が寄せられた時点で開札したら、談合情報どおりに、例えばA社と今言われましたけれども、A社に落札するという談合情報で、開札したらB社であったというのだったら、これは明らかに信憑性なしということになるわけですよ。ところが、開札をせずに事情を聞くわけですよ、まず亀山市のやり方は。そうでなくして、開札をして、その情報と、それから実際のあれが合うのかどうか、例えば97%という落札率まで言っているわけですから、それが合うのかどうかということを開札してみればわかることじゃないですか。それをやらないんですね。

やっぱりこういうことを考えてみると、たまたま三重県のを見つけたんですけど、三重県の建設工事等談合対応マニュアルというのが去年の4月に改正をされてあります。今回のような、亀山市のような、通報が開札前に、あける前にあった場合は、発注機関は開札までの手続を進め、そして談合情報と開札結果を照合し、それから事情聴取するという。つまり、あけて中身を談合情報と照らし合わせて、その上で事情聴取をするかどうかを決めるというのが、県のいわゆる談合対応マニュアルなんです。

やっぱりこれは亀山市よりも、私はすぐれているのではないかというふうに思うんですけども、亀山市を読むと、とにかく事情聴取の後の対応について、取扱規程は、談合があった場合となかった場合の2つに大きく、2つだけなんです、選択肢は。県は、その間に談合の疑いが払拭できない場合という、いわゆるグレーゾーンですね、そういうときの対応というのを3つ想定しているわけですよ。やっぱりこういう対応の仕方というのが要るんじゃないかなと。

今回もどうもはっきりしませんけれども、談合がなかったとは言い切れないけれども、聞く限りでは談合を確認できなかったと、こういうことですね。だから、それはあくまでもやっぱりグレーであろうというふうに私は思うんですけども、やっぱりこういう亀山市のいわゆる談合取扱規程ですね、これが平成19年からずっと改正されていないままなんです。この間、櫻井市長になってからでも一般競争入札を導入したり、いろいろな形で入札制度が変わっているにもかかわらず、この対応は変わっていない。だから、やっぱりこういう問題が出たときに、こういうような問題が出るのではないかなと私は思うんですけども、このままでいいというふうに考えてみえるのか、それともやっぱりこれは見直しをする必要がある、取扱規程を見直しする必要があるというふうに考えてみえるのか、これは市長にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市発注工事の入札に係る談合情報がありましたのが、平成23年以来ということになります。現行の規程におきましても運用上に大きな問題があるとは考えておりませんが、亀山市建設工事等談合情報取扱規程は平成19年に新規制定をされました。その後、2度の改定を経ておるわけではございますけれども、いずれも組織改正に関するものでございまして、手順であるとか判断基準などについては変わっていないわけでございます。その間に入札方式も多様化して、入札実務の手順などについても変化をしてきておるのは事実であろうかというふうに思います。さらに適正で円滑な入札を執行するために、改善すべき箇所があれば適切に対応したい、あるいは規程の見直し等につ

きましても検討したいというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

もう1点、これは指名審査会の会長、副市長にお聞きしたいんですけれども、県の対応マニュアル、これと亀山市との比較で、やっぱりこういう点は非常にすぐれておるなどか、そういう部分があればお聞きをしたいと思うんですけれども、亀山市との比較で、多分文書も見ていただいておりますけれども、その点、県のいわゆるこういうマニュアルをどういうふうに見てみえるのか、評価してみえるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

広森副市長。

○副市長（広森 繁君登壇）

県のほうで、先ほどもご質問ございましたように、談合の疑いが払拭できない場合といった条項も県のほうでは設けられているところでございます。ただ、この点につきましては、国土交通省の対応マニュアルも亀山市と同様に談合の事実があったと認められる場合と認められない場合、2つに分けて対応を行っております。これまで当市における談合情報に関する対応を振り返ってみましても、特に問題はなかったように思っているところでございます。

ただ、談合の事実があったと認める場合というのは、本当に現実的になかなかないというふうに思われますので、払拭できない場合、グレーゾーンの場合でございまして、こういった場合もあるかと思われますので、今後の見直しの課題ということで認識をしているところでございます。

また、開札の有無でございまして、現在では談合情報がありましたら中止をしたところでございまして、県においては開札を続けておるということでございまして、開札をすることによりまして新たな事実といったものがわかることもございまして、談合情報により入札、開札を進めるか否かにつきましても、今後の見直しの課題というふうに認識をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

入札問題は、常にやっぱり動く問題やというふうに思います。新たな対策を講じたら、それに対してもう1つ違うやり方をしてくる。それに対してもう1つ違う対策を打たなきゃならないというような、こういうことの繰り返しだというふうに思いますので、ぜひ今回の談合情報、私はこれはどういうものなのかはわかりませんが、少なくともこういうことを機会にして、亀山市の対応の仕方、それからその対応の規程ですね、これ自体をやっぱりぜひ、市長が言われたように見直しをしていただきたいと思います。

やっぱり今の亀山市がやっている入札制度に対応できるような、そういうもの、例えば今やと郵便入札ですかね。県は電子入札だから開札が可能やというようなことも聞きましたけれども、そういうことも含めて、大きな工事については、小さな業者のところまで電子入札にすると大変なことになりますけれども、大きな企業が参加するようなところであれば、十分電子入札ということも可

能になりますし、そういうことも含めてやっぱり検討する必要があるんじゃないかなあというふう
に思っています。

今回、談合情報への対応に絞って質問をさせていただきました。私は常々入札問題についてはい
ろいろと関心もありますし、いろいろここでも質問をしてきたわけですが、今回は談合情報
への対応に絞って質問をさせていただきました。

次の機会には入札制度そのものを一度取り上げて質問をしたいということを申し上げて、質問を
終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時52分 休憩）

（午後 3時03分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 森 美和子議員。

○9番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。

一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、4月に起こりました平成28年熊本地震で被災されました皆様にお見舞い申し上げ
ます。

今回は大きく2項目について質問します。答弁もよろしくお願い申し上げます。

熊本地震によって自治体における防災対策がさらに問われております。そこで、今回、今後第2
次総合計画を策定していくに当たり、亀山市の防災・減災の考え方を問うていきたいと思いま

す。まず初めに、皆様にお配りをした資料をごらんください。平成19年、亀山市で震度5強の地震
が起こったときのものであります。本来であれば、私はその当時の新聞を持っておりまして、
それをお配りしたかったんですけど、著作権の問題で、それは行政側のほうから提供された写真と
なっております。正確には2007年、平成19年4月15日午後0時19分ごろ、三重県中部を
震源とするマグニチュード5.4、亀山市で震度5強の地震でした。この地震より10年目、まだ
まだ私たちにとっては記憶に新しいと思いますが、多門櫓の石垣が崩れたり、堤防に亀裂ができた
りと、市内でも大きな被害が出ました。

議員になって半年ほどでしたが、このことがきっかけで私は防災士の資格を取り、地域の中でも
意識啓発の活動を続けております。ただ、防災・減災の継続した啓発の難しさも痛感をしておりま
す。

亀山の地震から3カ月後の7月に新潟県上中越沖地震、震度6強、2008年6月岩手宮城内陸
地震、震度6強、2011年3月東北地方太平洋地震、いわゆる東日本大震災、震度7、2016
年、ことしの4月熊本地震、14日と16日で震度7という地震が起きております。

調べましたら、平成19年の亀山の地震後で震度5以上の地震は、ことし4月の熊本地震まで1

26回起きております。改めて南海トラフに対する備えと、亀山市全体で再認識していかなければならないと強く思いました。

そこでお伺いをしたいと思います。

今回の特徴としては、震度7クラスが連続で2回も起きていることでもあります。熊本県は、災害時に国などから救援物資を受け入れ、各地の避難所に分配する広域防災拠点として県消防学校のほか3施設を設定しておりましたが、地震による施設損壊で物資の受け入れが不可能になり、急遽県庁で対応するなど現場に混乱が生じたほか、前震、本震ともに震度7を記録した益城町に加え、大津町、宇土、八代、人吉の各市は、損壊などを理由に庁舎を閉鎖されました。

今回の熊本地震で庁舎が損壊したとの報道を聞かれ、市長の率直な感想というか、感じられたこととお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、熊本地震におきましてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災地の皆様にお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、さきの熊本地震においては、今ご指摘のように観測史上初の想定外2回の震度7の破壊力に大きな衝撃を受けたところであります。

また、地域の災害拠点となる自治体庁舎や病院に被害や支障が出ている現状は、極めて深刻だと受けとめておるところであります。

とりわけ宇土市役所初め5市町の庁舎については、財政難などから耐震性の強化がおくれたことなどが指摘されておりますが、電算システムが使えないことなどによる市民並びに行政機能の混乱は、憂慮する事態だと拝察をいたすものであります。

また、熊本市民病院などの医療拠点におきましても、現耐震基準を満たしていないというのは論外ではありますが、電気、水道、ガス供給に問題が生じて患者の受け入れや診療の中止に至ったということなどは、他山の石にしなければならぬというふうに率直に感じておるものであります。

本市といたしましては、現在まで庁舎を初め公共施設の耐震化、市民・行政情報の分散化などの取り組みを進めてきておりますが、この熊本地震を経て、いま一度防災対策の重要性、防災拠点としての機能性等について調査・検証する必要があると感じるものでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

市長の感想というか、感じられたことをお聞きしました。

本当に極めて深刻な事態だなどと思いました。市長の口から想定外というお言葉がありましたが、もはや想定外はないと考えていかなければならないほどいろんなことが起きてくるんだなあということを感じております。

市長が触れられましたように、亀山市は平成18年から19年にかけて8,700万ほどかけて

庁舎の耐震化を行っていますが、平成26年3月に提出をされた亀山市公共施設白書によりますと、市役所が建設されたのが昭和33年から54年、東西南北で年代が違うみたいですけど、南棟で築後58年、西庁舎で49年となっております。この建物の耐用年数は50年。

2点目としまして、耐震化をされましたが、防災拠点として機能するのか、伺いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

耐震補強工事をしているが、防災拠点として機能できるのかというご質問でございますので、私のほうでお答えをさせていただきます。

市庁舎につきましては、一番古いもので本庁舎南棟が、この棟でございますが、昭和33年に建設され、既に58年が経過しております。また、昭和56年に建築基準法が改正されたことにより、それ以前の建物が現行の耐震基準に適合しなくなったことから、平成16年度に庁舎の耐震診断を行ったところ、耐震指標、I s値でございますが、0.6を下回っていたことから、議員おっしゃられたとおり平成18年度、19年度に約8,700万円をかけて耐震補強工事を行ったところでございます。

市庁舎については、防災拠点であることを踏まえて、I s値0.6の基準に対して、建物の重要度を考慮し25%増しの0.75以上とし、さらにコンクリート強度が弱い本庁舎南棟と西庁舎については、さらに1.1倍増強した0.825を基準として耐震工事を行ったところでございます。このことから、防災機能を持つ庁舎として対応できるものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

この答弁は、平成27年3月の尾崎議員の答弁と同じだなあとと思います。

では次に、平成20年に提出をされました亀山市新庁舎建設基本構想には、今後も劣化を含めた耐用年数、耐震震度などを考慮すると、市民の防災拠点としての市庁舎に求められる高い耐震性能を確保することは非常に困難であると課題問題点で指摘をされております。今は存在しない構想で、すし、櫻井市長が市政運営をされる以前のものですが、当時庁内で議論されたことは現状と違っているとは思えませんが、当時と認識が違うのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

新庁舎の建設を行う場合におきましては、地震等の災害発生時に機動的に対応できる機能を初め、行政機能を今以上に保持できるように高い耐震機能や防火性能を備えた庁舎にいたしたいという考えに変わりはありません。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

認識は違ってはいないということで確認をさせていただきました。

では、そのもしものときに備えて、この庁舎は耐震化をされておりますが、今回熊本のほうで起きたように2回も続けて大きな地震が起きたときに、本当に対応できるのか。もうこれは想定外とは言えない状況でありますので、そういった状況の中で、本当に今回、今部長が答弁をされました状況が可能なかどうかということ是非常に不安でなりません。もしものときに備えて代替拠点を決めておく必要はないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

代替拠点ということのご質問ですので、危機管理局からお答えしたいと思います。

私ども亀山市地域防災計画によりますと、本庁舎の代替地といたしまして消防庁舎ということで書かせていただいております。災害状況においては、いろんなケースがあるわけですが、計画上は消防ということでご理解願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

消防庁舎を代替拠点という形で言われました。

第2次総合計画の中間案が議会に示されましたが、活用すべき経営資源の弱みとして、本庁舎や消防本部など、災害対応拠点となる公共施設の耐災害性が低いとされていました。

答弁された消防本部さえ災害対応拠点としては課題があるということが示されておりますが、それに間違いはないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど私から答弁させていただきましたのは、亀山市地域防災計画上の2カ所目が消防本部ということでご理解願いたいのが1点。

それから、先ほど議員申されましたように、いろんな想定がございます。そういったものを一つずつ整理した中で拠点を決定しなければならないと思いますが、あくまでそういった決定も含めて災害対策本部が中心となって、亀山市本体の行政機関がどのような継続性を担保できるかということを考えていかなければならないと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

今までの議論を総合しますと、私としてはやっぱりこの庁舎に対する不安は拭い切れませんし、これ偶然とかということ片づけられませんが、この東海地震、南海トラフが来るであろうところを避けて今多くの地震が周りで起こっております。ということは、もういよいよ南海トラフに対する対策は強化していかなければならないと私は考えております。

市長はずうっとこの庁舎建設に関して、市長が出馬されたときから、庁舎建設以外に取り組むべき課題が亀山市にはあるんだというふうにおっしゃってきました。そこにてこ入れを随分されてき

たんだろうと思います。

この熊本の現実を見たときに、今後やっぱりこの庁舎の建てかえの判断をしていく必要が私はあるのではないかと感じます。この庁舎建てかえの判断はいつされるのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先ほど申し上げましたように、このたびの熊本地震では我が国の観測史上初めてとなる震度7連続2回の破壊力ということは、国民並びに国、地方自治体、さらには学会など、多くの関係者にとって衝撃を与えるものでございました。

今日まで本市は、本庁舎に関して国の現耐震基準に基づく耐震補強等の対応を行っておりまして、従来の知見の範囲においては、耐震性の確保はできているという中で政策判断はいたしてまいったものであります。

しかしながら、さきの熊本地震による新たな知見、教訓を持って、いま一度防災拠点としての機能性について検証する必要があると考えるものでございます。

今後、国の耐震基準等に関する議論も加速をしていくというふうに思われます。新しい知見をもとに、改めてこれを注視していくということと、庁舎のあり方につきまして、その新しい知見を持って検討する必要性を感じておるところであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

市長が当選をされてこの方、多くの議員が庁舎建設に関して質問をされてきました。私もそれをずうっと聞かせていただきながら、やっぱり市長がおっしゃるような取り組むべき優先課題というものも随分亀山市にもありますし、だけどやっぱり先ほども申しましたように、状況が随分変わってきたということだけは認識をしていただいて、検証する必要があるというふうなお言葉でしたが、しっかりと決めていく。市長の何か皆さんとの議論を聞くと、議員側がかたくなに庁舎を建てかえよという議論と、市長がしないという議論がすごい固まった議論のような形を感じるんですけど、そうじゃなくて、市長の発する言葉が市民の安心につながるということも、市長、しっかりと認識をしていただきながら、検証するとおっしゃったんですが、対応をとっていただきたいと思います。

今後、第2次総合計画を策定されていきますが、これが位置づけられていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご指摘も含めて、私自身の問題意識を申し上げたところであります。

現在、総合計画の策定過程にありますので、それらを踏まえて、早急に検証し判断をしていく必要があるというふうに現時点で考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

しっかりと前に進めていただきたいと思います。

次に移ります。

発災後、被災者は生活再建に向けて動き始めます。そのときに必要になってくるのが罹災証明書です。見舞金や義援金の給付、貸付金の申し込み、税の減免、公共料金の減免、仮設住宅等生活再建には欠かせないものです。

平成23年6月、私はこのことに関して被災者支援システムの導入をしてはどうかという質問をしました。このシステムについては、住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳をつくって、家屋の損壊、避難先、犠牲者の有無、口座番号、罹災証明書の発行状況など一元的に管理するものであります。

例えば被災者が義援金を受け取るために必要な罹災証明書の発行には、住民基本台帳、家屋台帳、被災状況、それぞれ照合する必要がありますが、現行ではこれらが別々に存在するため発行に手間取り、窓口で長蛇の列ができるほど被災者の方々をお待たせする状況が考えられますが、このシステムだとデータの一括管理によりスムーズな発行業務につなげられると言われております。現に今回の地震に関しても、長蛇の列ができたという報道もされておりました。

当時の答弁では、研究していくということでしたが、5年たって被災者支援システムの導入の現状をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、被災者支援システムの導入につきましては、このたびの熊本地震に関する対応ということで情報収集をさせていただく中で、罹災証明の発行事務等においてNTT東日本から提供された被災者生活再建システムが使われていることを知り、過日当該システム担当者に来庁いただき、導入に関する問題点等の把握に努めた次第でございます。

また、議員先ほど述べられましたように、西宮市で情報センターが運営主体でございます被災者支援システム全国サポートセンターにも問い合わせをいたしまして、システムの特徴、加入団体数、経費、また職員研修の進め方など確認をしております。

今後、当該システムそれぞれあるわけでございますけれども、亀山市として導入に関する問題点を整理し、検討をしてみたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

23年に質問をさせていただいたときに、研究するという答弁でありました。本当に研究していただきたいなと思いながら質問をさせていただいたところ、今の局長の答弁ですと、この熊本の地震を機会に情報収集に動かれたということでありました。5年たっております。5年間の間に、もしこの南海トラフが来ていたらと思うとぞっとします。亀山市民を大変混乱されている中でお待たせをする。そんな状況をつくっているということ、本当に恥ずかしいなと思いますので、ぜひ早く

このことは取り組みをしていただきたいと思います。

少し、私、別に西宮の被災者支援システムを導入してほしいという思いで言ったわけではなくて、やっぱり市民の方が被災をされたときに大変な思いをされるということですので、多分きょうの私のフェイスブックを見ていますと、この熊本地震によっていろんなところが動いているということも載っておりましたし、全国で西宮を発信としてさまざまなシステムが開発されているんだらうと思います。そこに目を向けながらやっていく必要があるんじゃないかなと思いますので、ほかのことを言おうと思いましたが、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

BCP（事業継続計画）の策定状況についてお伺いをしたいと思います。

事業継続計画とは、災害時に行政みずからも被災をし、あらゆる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画をいいます。これも同じ23年6月の質問をさせていただきましたので、その後についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

想定外の災害や火災などが発生した場合に、被害の軽減と行政機能の維持を図るための指針となります業務継続計画の策定につきましては、実効性ある計画として本年度中に策定する予定でございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

残念なことにBCPが策定されている自治体は、昨年12月時点で36.5%にとどまっているということも聞いております。

熊本でも、本庁舎を使えなくなった5市町のうち、益城町と宇土、人吉の両市は、この計画を策定していませんでした。益城町の役場は、町の保健福祉センターに仮住まいをし、家屋など被害を受けた住民が公的支援を受けるために必要な罹災証明書の受け付けが始まったのが、最初の地震発生から17日たったときだったと言われております。一方で、計画を事前に策定をしていた大津町は、計画に基づき、別にバックアップしておいたデータを活用して、住民票の発行など、すぐに再開をできたと言われております。

今、部長が答弁をされていた答弁は5年前の答弁と全く一緒で、実効性ある計画を、職員も被災する可能性があるため、実効性ある計画を策定していきたい。5年たってもできなかったということ。もう本当に情けないなあと思います、もう本当に。ぜひことし中に策定をお願いしたいと思います。昨年、内閣府からも作成ガイドも示されておりますので、どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

次に移ります。

災害時要援護者の避難支援についてお伺いをしたいと思います。

災害時要援護者とは、災害時の一連の行動をとる際に支援を要する人々のことで、高齢者、障が

い者、要介護者、乳幼児、妊婦、外国人をいいます。

平成18年、災害時要援護者の避難支援ガイドラインでは手上げ方式での名簿作成でしたが、平成25年の災害対策法の改正によって自治体の名簿作成が義務づけられたと思います。

当市の避難行動要支援者名簿、これ名前が変わったようなんですけど、名簿の策定状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

亀山市地域防災計画におきまして、先ほど議員述べられましたように、災害時要援護者という定義を持たせていただく中で、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等々を定義づけまして、その方々に配慮したまちづくりを進めることとしております。

現在、亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱を定め、災害時要援護者の避難支援を図ることとしており、台帳整備については健康福祉部地域福祉室が担当をしております。平成28年4月1日現在でございますが、5,671名の登録者があることを確認しております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

5,671名登録をされているということで、以前は手上げ方式で載せてほしいという方を載せていたんですけど、この5,671名というのは要援護者全員の名簿になるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

この名簿5,671名ですけれども、先ほど議員おっしゃいましたように、平成18年3月、災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのが示されておまして、それを受けまして25年までの変遷があるわけでございますが、途中平成23年に東日本大震災が起きました。その教訓を生かした中で、手上げ方式からそれぞれの定義づけの方々を登録すべきではないかということで、災害対策基本法第49条の10により義務づけられ、それぞれの所管の室で確認をしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

全員なのかどうかというのを聞いたんですけど、この人数が。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

申しわけございません。ただいま申し上げましたような定義をもちまして、全員の方々が登録者ということで確認をしております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

わかりました。

次に、全体計画と個別計画の策定状況について伺いたいと思います。

全体計画は、要援護者対策の基本的な方針で、要援護者の対象範囲とか、要援護者についての情報収集、共有の方法など、災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにしたもので、個別計画とは、個々の要援護者ごとに避難支援者との関連づけ等明らかにした具体的な計画で、それぞれ個別につくっていくということですが、これは私が平成21年に質問した折、全体計画については、平成21年、今年度中の策定と答弁をされておりましたし、個別計画についても順次行っていくとの答弁でした。現状について伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

全体計画、個別計画でございますけれども、平成21年度にご答弁させていただく中で、私どもの整理といたしましては、亀山市災害時要援護者サポート事業実施要綱というものに事業展開を図りまして、その中で全体計画を平成21年の踏襲するような形、また個別計画というのは、それぞれこの要綱にもたらされて協定等を締結した地域団体の中で事業実施計画、また個別計画へと展開できるよう地域福祉室と危機管理室共同で進めております。

今日までの状況なんですけれども、こんな制度設計が先ほど来、るるあるわけなんです、それに呼応する形で要綱等を整備しております。

ただ、実行性、先ほど来、るるお話でございますけれども、やはりモデル地区というような形を持たせていただく中で、皆さんに見ていただくような環境を整えないとということで、2地区ほど昨年度事業の説明を行ってまいりました。しかしながら、なかなか制度設計等まで至っていない状況下でございますので、そちらのほうを引き続き現場に出向いて説明をさせていただくことと同時に、皆様方ご承知のように、本年度は市内22全てにまちづくり協議会が設立もされてございます。そういったものに関しまして、当該協定の締結から全市的に事業の展開が図れるよう取り組んでまいることとしております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

局長が言われたように、本当にさまざまな災害が起きる中で、災害対策基本法も改正をされておりますし、そういった中で、先ほどご答弁されたように亀山市におきましても22のまちづくり協議会も発足をされて、本当に全体計画にしても個別計画にしても、地域の人たちのお助けがなければ多分機能していかないことだと思います。災害というのは、いつ起こってくるかわかりませんし、この全体計画とか個別計画を立てながら、それが地域のつながりを強固なものにしていくのであれば、これはすごいことだなあとしますので、ぜひしっかりと、なかなか難しいというふうにおっしゃったのもよくわかります。地域の中で防災の啓発活動をさせていただいていても、自分自身、

私たちも本当に継続することの難しさとか、訴えても訴えても刺さっていかないというそういうジレンマに本当にさいなまれながら、それでも一步步つ前に進んでいかなければならないという思いの中でさせていただいておりますので、市民を守る本当に大事な、特にこの要援護者というのは弱い立場の人たちですので、しっかりと取り組みをしていただきたいと思います。

次に、自力避難が困難とされる要援護者情報の消防本部との情報共有の方向性についてお伺いをしたいと思います。

群馬県前橋市で、消防の情報通信システムに要援護者情報を反映させることで、災害弱者と言われる人たちを守る体制を整備したとの新聞報道がありました。記事では、市の福祉部との情報共有で、高齢者と障がい者など約9,000件の情報を反映。これによって指令センターと各車両に搭載されたモニターの地図上に要援護者がいるかいないかがわかるマークが映し出され、災害時、一目で判別ができるというふうに書いてありました。

1点目、亀山市でも要援護者情報を現在の消防の持つシステムに落とし込むことは可能なのかどうかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

私も消防本部のシステムに要援護者の情報を入れることができるかのご質問でございます。

ご質問の災害時要援護者として該当される方の情報につきましては、現在のところ消防本部としては把握をしておりませんが、関係部局との連携により情報を共有することで、通信指令システムへの登録は機能的には可能でございます。

なお、車椅子が必要な障がいのある方90件、聴覚障がいのある方77件、緊急通報システムを利用されている方209件、救急医療情報キットを利用されている方973件、合わせまして計1,349件につきましては既に当システムに登録済みとなっております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

既に1,349件は中に入っているということで、お伺いをしました。

では、2点目に情報共有の方向性についてお伺いをしたいと思います。

前橋市では、高齢者と障がい者などの約9,000件の情報のほかに、自治会や民生委員などの協力で災害時要援護者の申請と情報共有の同意を進め取りまとめた情報に関しては、今年度中にシステムに反映をされると書いてありました。大規模災害に限らず、火災等にあっても、その周りに要援護者がいることが一目でわかるということは利点があると思いますが、市の方向性についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど消防次長がご答弁されましたように、5,671名中の千三百何がしということを確認いたしました。

今後におきましては、市全体の減災に向け、福祉部局、消防本部との連絡を図りつつ情報共有を図り、災害時要援護者避難支援を考えていくべきであろうと考えております。

ただ、この問題点が5,671名から1,300ということで、まだかなり数字的には離れております。よく名簿のお話をしますと、プライバシーの問題とか、個人情報保護というようなことを先におっしゃる方が近年多うございますが、やはり先ほど議員申されましたように、災害時の要援護の中で市全体として生き残りをかけた施策であることを強調しつつ事務を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

ぜひ進めていただきたいと思えます。災害時要援護者といいますが、先ほど言いましたように乳幼児や妊婦、外国人も含まれておりますので、なかなか妊婦さんも出産して1年ほどたてばもう職場復帰されたり、そういった状況の中で変化がある部分と、それからまた高齢者で認知症になったとか、要介護者になったとかという加わる部分もあろうかと思えますので、しっかりとまたこのシステムに落とし込めるような形をとっていただきたいと思えます。

じゃあ次の大きな2点目に移らせていただきます。

食べられる食品が捨てられている、食品ロス問題について市の認識と取り組みを問うとしました。

食品ロスとは、食べ残しや賞味期限切れなどで、本来食べられるのに捨てられてしまうものです。

国連食糧農業機関によりますと、世界中で1日に約4万人以上が飢餓により命を落としている一方で、地球全体の食料の約3分の1となる13億トンが無駄に廃棄されていると言われております。実際昨年9月に国連で採択された21世紀の国際社会が目指すべき新しい共通目標、持続可能な開発目標の中で、2030年までに世界全体の1人当たりの食品廃棄物の量の半減と、食品ロスの減少を達成することが上げられております。

とりわけ日本では、年間642万トンという膨大な量の食品ロスが発生しております。これは、国連が食糧難に苦しむ人々に援助している総量約320万トンのおよそ2倍に当たります。そして残念なことに、半数の312万トンは家庭から出ていると言われております。

そこで、市の食品ロスについての認識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

食品ロス問題でございますが、その定義は、今議員おっしゃいましたように食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のことで、小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品や、飲食店、家庭での食べ残し、食材の余りなどが主なものとされております。

今議員おっしゃいましたように、日本でも年間642万トンということでございますが、これについては国民1人1日に換算しますとおよそ茶わん1杯分の御飯に相当するというふうに言われておまして、これも議員おっしゃいましたが、そのうち半分が一般家庭から出される食べ残しや大根の皮の厚むきなど食べられない部分を除去する際に過剰に除去した部分、あるいは賞味期限切れなどによる食品として使用、提供されずに食べずに捨てる直接廃棄などによるものとされております。

す。さらに、食べ残した理由や食べ残した料理を廃棄した理由は、その大半が料理の量が多かったり食べる見込みがなかったということによるものとされております。

さらに一方で、食品ロスの大部分が生ごみとして処理されますが、生ごみの約80%が水分と言われており、水分をたくさん含んだごみを処理するためには多くのエネルギーが必要となり、ごみ処理費用への影響や環境への負荷も避けられないところでございます。

このようなことから、一人一人が自分の食べることができる量を知り、もったいないという気持ちを持って食卓や外食時などさまざまな場面で適量の食事に心がけ、食べ残しを減らすなどの意識改革を高めることが必要であるというふうに認識しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

2点目としまして、4月から始まった政府の第3次食育基本計画では、食品ロスの削減のために何らかの行動をしている人をふやすことを柱としております。子供がやる気になれば家族への波及効果が期待できるという点もでございます。

亀山市でも食育推進・健康増進計画の次期計画を策定していきますが、食品ロスの位置づけをされていくのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

内閣府は、食育基本法に基づきまして2016年5月に第3次食育推進基本計画を策定しております。この計画には、先ほどおっしゃったように、残飯などとして廃棄される食品ロスを削減したりすることなどが新たな項目として盛り込まれたところでございます。

市が計画を策定する場合には、この食育推進計画を基本として策定することが法律で求められておりますので、今年度策定する市の食育計画にも、この項目についても反映する必要があるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

じゃあ次に移ります。

学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育環境教育は、従来より行っていたいておりますが、現状と、本来食べるのに捨てられてしまうという食品ロス削減のためという啓発を展開すべきだと思いますが、その現状についてと、この食品ロスについての何か取り組みがあればお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

大澤教育次長。

○教育次長（大澤哲也君登壇）

学校、幼稚園における取り組みでございますけれども、教育活動における食育は、正しい食生活を営む知識や行動を学び、健康な心と体を育む重要な指導であり、家庭への啓発にもつながって

くものと考えております。

小・中学校におきましては、各学校が定める食に関する指導の全体計画により、学年に応じて正しい食生活、地産地消のよさや仕組み、自然の恵みに感謝し残さず食べることなどを学習するほか、給食もその指導、啓発の場面となっております。

給食における残菜につきましては、個々に食べる量を加減するなど必要な配慮を行うとともに、偏食の改善に向けた対応や指導を行ったり、児童・生徒みずから給食の残食チェックに取り組んだりしてございます。

また、幼稚園につきましては、いろいろな食べ物を知る、好き嫌いなく食べることの大切さを知る、個々に応じた量を残さず食べるなどの年齢に応じた目標を定めまして、園だよりなどを通して継続的な啓発を行い、園と家庭が協力して指導に取り組んでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

伊藤子ども総合センター長。

○子ども総合センター長（伊藤早苗君登壇）

食品ロス問題について、まず保育所等における給食調理につきましては、給食材料について当日納品、当日使用を原則としていることから、腐敗や期限切れで廃棄するようなことは基本的にはありません。

次に、子供に対する食の指導としましては、給食において食べ物の好き嫌いがある子供には、苦手なものを少しずつでも食べられるように指導することで好き嫌いを克服できるように取り組んでおります。

また、子供の年齢や食事量について個人差がありますことから、給食の量を調整するなど、給食をなるべく残さない工夫をしております。

このことから、各保育所における給食の残渣は、1日当たりお茶わん1杯から3杯程度となっております。

また、保護者に対する啓発につきましては、買い過ぎ、使い忘れ等、食品を捨ててしまう原因の紹介や無駄をなくす工夫として、計画的な買い物、保存方法、賞味・消費期限の確認などについて、食への感謝の心とともに食育だよりで紹介しており、今年度についても同様の啓発を予定しているところです。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

学校や幼稚園、保育所などでしっかり取り組みをしていただいております。

先ほど申しましたように、食育基本計画の中で子供がやる気になれば家庭への波及効果が期待できるというふうに記載しておりましたが、先ほど教育次長のほうからも、家庭への啓発にもつながっていくというふうにご答弁いただきました。

なかなか震災のとき、東日本大震災のときにも釜石の奇跡の片田先生がおっしゃっていた、本当に防災教育を学校で行っても、家庭に行くともうすっかり変わってしまうんやという、子供たちが家庭に及ぼす影響というのがなかなか伝わっていかないということから、また命を落とされた方も見えるというお話も聞かせていただきました。

粘り強く本当にこういうことも、家庭への啓発という子供たちを通した啓発というのも大事にしていかなければならないなあと思いますし、先ほど環境部長がおっしゃったように、本当になかなかこのもったいないという精神が失われているんじゃないかなというぐらい、これは私自身に、今回の質問をさせていただくに当たって、やっぱり自分が率先してやらなあかんということで、家庭においても、あっ、期限切れになっていないかとかという意識が少し変わったというか、買い過ぎないようにとか思うその気持ちが、本当に一つ一つが大事なんだなあというふうに思わせていただきました。

次に移ります。

市民、事業者が一体となった取り組みについてということで、一体ということも一つになってやるということではなくて、足並みをそろえてやるということについてお伺いをしたいと思います。

地方自治体として初めて、京都市が食品ロスの削減目標を示しました。2020年までに食品ロスの発生をピーク時から半減させるとして、家庭で食材を無駄にしないための啓発活動などを展開しております。調査によりますと、生ごみの種類を見ますと野菜の皮くずなど調理くずが56%、食べ残しが39%、この食べ残しのうち買ったけど手つかずのものは22%あったそうです。市独自の試算で出た食品ロスは、4人家族で年間6万5,000円の負担になると示してあります。非常にわかりやすい調査結果だなあと思います。この家計の負担という明確な金額が示されることで、損をしたくないという気持ちが市民に芽生え、意識啓発につながっていると聞いております。

また、長野県松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と、終了前の10分は自席で食事を楽しむ3010運動を進めていると言われております。ぜひ亀山市でもしていきたいなあと思います。

この市民、事業者が一体となった働きかけについてをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、市民、家庭における食品ロス削減に向けた取り組みといたしまして、食材を買い過ぎず、また使い切って食べることや、賞味期限あるいは消費期限を正しく理解するなど、もう一度申し上げますともったいないということを意識して、食品を無駄に捨てないよう日ごろの生活を見直すことが重要であるというふうに考えております。

今も京都の数字をおっしゃいましたけれども、少し本市の場合古い資料になりますが、平成22年度に三重県が可燃ごみの組成分析調査を行っております。亀山市、四日市市、津市など、県内5市で行っております、集積場に出された可燃ごみのごみ質を重量比であらわしたもので、本市では厨芥類、いわゆる調理くずや残飯が一番多く、全体の36.5%を占めておりました。さらに、この厨芥類36.5%のうち手つかずの未利用食品、開封しないまま消費期限が過ぎてしまったもの、買い過ぎてしまったものなど、またもらったけど手をつけられなかったものなどが全体の6.5%を占めていたということがわかっております。このため、家庭でできる食品ロス削減として、必要な食品を必要なときに必要な量だけ計画的に購入するなどを啓発するほか、小学校4年生の場合、総合環境センターのほうへ施設見学に来ていただいておりますが、給食などを残さず食べるように、その際呼びかけているところでございます。

今後はさらなる取り組みといたしまして、事業者として、例えば飲食店における客のニーズに合った質、量の食事の提供や余った食事の持ち帰りへの対応など、市民、事業者がそれぞれの立場、場面で、まずは身近なところからできる行動を紹介してごみの減量と食品ロス削減に向けた意識改革に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

亀山市も平成22年に県の調査で出ているということでしたので、これが金額として出たらありがたいなあと思いますので、もしできるようでしたら、それも意識啓発につながっていくんじゃないかなあと思います。

現在、食品ロスに関しては、期限切れが迫った食品を引き取り生活困窮者へ無償提供するフードバンクをNPOが行ったり、桑名市では、ボランティアで行っている子供食堂も知られております。未利用食品を生活困窮者や児童養護施設など、食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク事業の支援を求め、この貧困対策だけでなく食品ロス削減にもつながっていくと言われております。

最後になります。

災害備蓄品の有効活用についてお伺いをしたいと思います。

災害備蓄品については、期限切れが近づいていたものから有効活用されているというのは、私もいろんな防災の講演会とか行かせてもらうといただいて帰ってきますのでわかっておりますが、どのような種類があるのか、備蓄品に。それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

災害備蓄品につきましては、亀山市地域防災計画に明記されておりますように、人口の10%の避難者を想定し管理をいたしております。

品目といたしましては、アルファ米、乾パン、防災用クラッカー、生命のパン、保存水、それから粉ミルクでございます。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

今言っていたこの種類の中で活用していないもの、多分その賞味期限が切れると廃棄するものはないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁申し上げましたアルファ米類につきましては5年ということで、それぞれ防災教室等で使っておりますことはご承知かと思いますが、廃棄となりますと粉ミルクを廃棄しております。

○議長（前田耕一君）

森議員。

○9番（森 美和子君登壇）

この粉ミルクにつきましても、やっぱり先ほど言いました生活困窮とか、それからまた施設とか、もしそういう活用ができるのであれば、廃棄をしてしまうということで済まさないで、やっぱりいろいろ方法を考えていただきたいなあと思います。

食品ロスというのは家計に負担をかける上、それから企業の利益率を下げるという、そういう要因にもなりますし、ごみとして出されたものの処理費用は自治体の負担にもなります。先ほどおっしゃったとおりでございます。焼却処理でも、二酸化炭素を排出して環境負荷を与えており、あらゆる面でいいことはありません。本当に放っておけばごみですけど、活用すれば食料になりますので、そういった意識啓発をしっかりと市民と一体となって行政も取り組みをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

9番 森 美和子議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時01分 休憩）

（午後 4時10分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番 豊田恵理議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

まず1番目に、平成27年12月定例会でも同じタイトルで質問をさせていただきましたが、再度シティプロモーションについてお聞きしたいと思います。

昨年の12月定例会で、亀山市の考えるシティプロモーションについて、企画総務部長や関支所長、そして市長にお考えをお聞きしましたが、前は主に観光担当である関支所長から答弁をいただきました。今年度は、国の進めるまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で行われるということで、主に企画総務部に亀山市役所全体にわたったお考えをお聞きしたいと思います。

まず、今回亀山市が考えるシティプロモーションについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほど議員からご指摘がありましたとおり、本市はシティプロモーションを本年2月に策定しました亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、重点プロジェクトの一つに位置づけたところでございます。

本市が進めるシティプロモーションの目的は、本市の多様な魅力を強力にアピールしていけるようシティプロモーションの方向性を定め、積極的な活動を展開することにより、若い世代の定住促

進につなげるということでございます。

次に、プロモーションのターゲットでございますが、目的を若い世代の定住促進としておりますことから、若い世代、特に子育て世代を対象として取り組むこととしております。

次に、着地点でございますが、さきに申しました目的を掲げ、ターゲットを定めて効果的なシティプロモーションを行うことによりまして、最終的には亀山市人口ビジョンが示します2060年におおむね5万人の総人口を確保する、こういったことにつなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

前回の答弁と比較させていただきますと、まず先ほどもおっしゃったようにターゲットを絞った点、そして方向性、具体的に持っていきたい到着点など、随分具体的になったと思います。

前回の質問で私が繰り返し申し上げたのは、検証と結果を踏まえた次のステップ、つまり今まで行ってきた取り組みに対することを検証できる方法の確立。その結果を踏まえて次に生かしていくことをすべきということをお願いしました。

これから行おうとしているこのシティプロモーションは、そういった検証と結果を踏まえているのかどうか、またその手法について考えているのかどうかについてお聞きします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これまで本市が進めてまいりましたシティプロモーションは、議員ご指摘がありましたように観光を中心として行ってきたところでありまして、取り組んでまいりました事業としては、美しき日本、伊勢亀山城、歴史を見詰めた城などの3本の動画を制作し、ホームページに公開をしております。

また、三重テラスにおいてPRイベントを開催し、平成26年度、27年度で5回を開催し、合わせて1,400人の皆さんに会場をいただきました。このイベントにより、亀山宿、関宿、坂下宿の東海道3宿の存在や魅力、みそ焼きうどん、ローソク、亀山紅茶といった物産の紹介など、本市の魅力を発信できたものと考えております。

さらに、マイタウンかめやまの特集番組をホームページにおいて5本を公開しており、昨年7月から公開を初め、これまで合わせて1,300回を超える再生回数があり、中には台湾、香港などからの海外の方にも視聴をいただいております。

これらの取り組みによりまして、本市の知名度向上と来訪者の増加など、一定の成果があったものと考えておりますが、検証といたしましては、情報発信の対象が広過ぎて誰がどう捉え、どのような影響を与えたか、こういったところが不明瞭な部分もあると存じます。

したがって、今回のプロジェクトにおきましては、これまでの成果、反省を十分に踏まえまして、シティプロモーションの方向性を若い世代の定住促進に明確に定めまして、全ての部署がその目的に向かい事業を推進できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

明確なご答弁いただきました。

次に、前回の質問で、これも何度も強調したことですが、市全体、そして市民の誰もが亀山市に愛着と誇りを持ち、まちの魅力を理解してシティプロモーションに参加していることが重要だとも申し上げました。それに対して企画総務部長、そして市長も同意であるということを伺っておりますが、そういった市全体で盛り上がる仕掛けというか、作戦というものはできているのかどうか、お聞きします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

これにつきましては現在進めておるところでございますが、まず市に愛着を持てるものが集まっている企画をしていくということで、まずこの市が目指す目的等につきましては、職員がプロジェクトチームをつかって、その目的を定めたところでありまして、また外部の委員等もつくらせていただいて幅広いご意見をいただきながら、市に愛着を持っていただける方を集めてシティプロモーションの進め方を検討していきたいと。これにつきましては今後進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今後ということで、こちらについてはそれまでにしたいと思います。

次に、今回のシティプロモーションに係る予算についてお聞きしたいと思います。

資料でいただきました平成27年度繰越予算内訳表がございますが、この項目の詳細についての説明をお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

委託料の詳細な内訳でございますが、まずシティプロモーション戦略策定業務委託は、戦略策定に加えましてシティプロモーション専用ホームページの作成とキャッチコピー及びロゴマークの作成も含んでおりますが、合わせまして1,296万円、また専用ホームページ作成に関連して現ホームページの修正委託に60万円、行政情報番組の特集番組制作委託に126万3,000円などを計上いたしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

シティプロモーション推進事業の中で、共済費とか賃金とかいろいろあってそれも教えていただきましたんですけども、特に時間もありますので、今委託料についての部分、全体で1,482万3,000円、ここの部分についてお聞きをしました。

やっぱり見て思ったのが、かなり委託費が多いのですが、これはどこに委託するつもりなのか。どこと言えないのならば、どういったところに委託するのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

全体の経費として戦略策定に係る委託料が随分高いというご指摘でございますが、この策定委託につきましては、特に情報発信をしていく上でメディア戦略策定に重点を置いて行うものでございまして、どこへというまだ業者名等は申せませんが、客観的な視点で本市を分析できて、情報発信について専門的な知識、ノウハウを有する事業所、広告代理店なんかを考えておりますが、こういったところに委託する手法が最も効果的であるというふうに判断をいたしているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

私の考えは前回は申し上げましたが、シティプロモーションというのは市全体、市民も含め全体で取り組むことが重要であると思っています。

外部に委託するのは、もちろんいろんな意味で、今までもほかの事業に関しても委託というのはたくさんございますけれども、今回のシティプロモーションというものは市の魅力、つまり市民全体、職員さんも私たちも含めて全体が知っていくべきであり、そこを開拓していくとか、調査していくべきだと思うんですが、委託ということでかなりの大部分が委託費になっているんですけれども、もちろん金額で言われるものではないですが、そうする考えに至った経緯、委託の考えについて教えていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の事業では、先ほど申し上げましたようにシティプロモーションの目的とターゲットを絞り込み、効果的にプロモーションを行ってまいります。その中で、本市の魅力や地域資源の発掘、またどの階層をターゲットにプロモーションするかについては、中堅、若手職員層を中心としたプロジェクトチームを設置して職員が検討を行ってまいりました。

しかしながら、情報発信に際しましては、どのタイミングでどのメディアを活用するかという先ほど申し上げたメディア戦略については、正直行政が不得手とするところだというふうな認識がございます。こうしたことから、客観的な視点で本市を分析でき、情報発信について専門的な知識、ノウハウを有する事業所に委託する手法が最も効果的であると判断をいたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今の答弁ですと、専門的にしていただくというのが情報発信、メディア戦略、あと本市の分析等もなのかな、そういったものをしていただくということで、では質問を変えますけれども、1,5

00万円ほどこの委託ということにかかっておりますけれども、このほかの使い道というのは考えなかったのか。それだけの予算があれば、かなりいろんな可能性、例えば職員さんを雇うなり、そういった何かほかのことにも使えるといういろんな可能性が考えられますが、そういったことは考えなかったのかについてお聞きします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今回の交付金につきましては、地方創生の加速化交付金を活用して申請をさせていただいておまして、国へ申請する段階では既にこういった経費の内訳で、例えばこの委託料の1,482万3,000円も含めた形で国へ申請をしておりますもので、これ以外の手法での申請というのは考えなかったところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

これは私が地方創生をいろいろ勉強させていただく中で思ったのは、本市というか、職員さん皆さん全体、それこそ市長がよく言うオール亀山でやっていくというのがすごく大事だと思います。シティプロモーションって、例えば面接に例えれば自分をどうやって相手に対してアピールしていくかということなんですけれども、その大部分がすごく大事な部分だと思うんですけれども、そういうことを大きな部分で委託という考え方、考え方の違いと言われればそれまでですけれども、その部分がちょっと私は解せません。ちょっと中身がどのように、1,480万ですか、そのあたりがどのように使われるかというのが、今までの答弁の中でもちょっとわかりにくいので何とも申し上げられませんけれども、やはりがちできちんと向き合っていただきたいなというふうに私は思います。

続きまして、オープンデータについてに移りたいと思います。

オープンデータについては、平成25年度の12月にバスの質問の中で、このオープンデータ、これから重要になってくるんじゃないのかという重要度について触れさせていただきました。その後、平成26年9月には同じ会派の前田議員が、そして平成27年6月、ちょうど1年前には私もオープンデータに関する市の全体的な考え方を質問させていただきました。

全国で自治体がこのオープンデータに取り組み出しておまして、亀山市が一体どのように考えているのかお聞きしたところ、前回も前向きな答弁はいただいておりますが、それ以降どのような動きがあったのか、また状況が全然見えておりませんので、現在の進捗状況についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

本市におけるオープンデータの取り組みにつきましては、以前よりご答弁申し上げておりますが、まず市ホームページにおいて地図情報の公開を取りかかりとして実施しております。この地図情報公開の展開でございますが、追加公開する情報について整理をいたしまして、既に本市が保有して

いる地図情報につきましては、近々公開する予定で進めているところでございます。さらに、今後新たに地図情報を作成し、公開するものにつきましては、完成次第公開する予定でございます。

その他のオープンデータの取り組みにつきましては、現在策定中のICT活用計画が本年度策定となりますもので、この中で方向性を明らかにした上で、市民や地域、事業者などの利活用として地域課題の解決につなげることができるよう内容の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

オープンデータにつきましては、本年度に方向性を明らかにしていくということで、今お話をお聞きしました。

総務省が言うオープンデータというのは、機械判読に適した形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ。そして、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするものことというふうなホームページのほうでも定義してございます。

そういう意味では、今回今年度は今地図情報システムでというお話ですけど、少しそれるんですけども、このときにオープンデータ、昨年度も質問させていただいたときに地図情報システムについてもお話をさせていただいておりますので、こちらについてもお聞きいたします。

地図情報システムについては、昨年度の6月と12月に質問をさせていただいております。しかし、こちらのほうも、たびたび私も画面のほうを見ますけれども、変化はなく、職員さんからの報告もございません。進捗状況が見えない状況ですが、昨年12月の本議会では道路破損箇所、フラワーロードの件がすごくお話に出ておりました。そういった道路破損箇所等に関する情報を市民の方、いろんなそこを通る方と双方向で連絡が可能なシステムを本年度中に提供予定という答弁をいただいておりますが、道路部署に確認しましたところ、できていないと聞いております。こちら進捗状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

市民の方が地図情報システムを使って道路破損箇所の通知をするなど、自由に書き込みのできる双方向でのやりとりをする仕組みにつきましては、議員からご提案をいただきまして、現在地図情報システムの機能の一つとして、市民の方から位置情報、コメント、写真などをメールで送っていただく仕組みにつきましては確立をさせていただいたところでございます。

ただし、市民の方から書き込みをいただくということでございますもので、その運用についてはしっかりとした検討が必要となってまいりますもので、現在その検討を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

現在は確立しているということで、先ほど確認させていただきました。

画面を見るだけではこちらもわからないので、こうやって確認をしなければいけないんですけど

も、双方向のシステムというのは、多少確かにいろんな意味で個人情報といいますか、いろいろやりとりの中で問題はありますので、多少時間がかかるのはわかります。

ただ、この前も少しお話をさせていただきました、例えばアイコンであったり、地図情報システムをもっと市民の方に使っていただきやすいもの、そういったものについてすぐできるものじゃないのかということで質問させていただいたんですけれども、これも全くできていない状態。このできていない理由というのは一体何なのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほどの地図情報システムの運用と重なる部分もありますが、このオープンデータにつきましては、二次利用等をする場合に、これも前回議員からご指摘がありましたが、ルール化をすることが非常に大切であり、著作権等の問題もございまして、先ほど申し上げましたように、こういったものについては慎重に検討する必要があると思いますので、現在二次利用のルール化等も含めて検討いたしております、少し時間がかかっておる状況でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

オープンデータは二次利用というふうにも言いましたけれども、地図情報システムについては、オープンデータというよりは利便性を高める一つのツールと考えていただいたほうがいいと思うんですが、私がこの前言いましたのは、ほかの民間の方であったりとか、組織であったり団体であったり企業であったり、そういった方々から情報を提供していただいて、それで地図を一緒につくっていくのがいいんじゃないかというお話でした。

地図情報システム、亀山市のほうは見ても、皆さん見ていらっしゃるかどうかわかりませんが、全然進んでおりません。

でも、今既に亀山バリアフリーマップというのがあるのでご存じでしょうか。バリフタウン推進の会さんと車椅子レクダンス普及会亀山支部さんによってつくられていました。これは私、偶然知ったんですけれども、きょうちょっと問い合わせしてみましたら、ここでも発表してもらっていいですよということでちょっと今お名前出させていただいたんですけど、私がまず地図情報システム、何でそれをしてほしいかというのは、簡単な意味で、例えばトイレマップであったりとか、例えばこのバリフタウン推進の会さんとか、車椅子レクダンスさん、車椅子の方でもどこにトイレがあるのか、こういったことがすごく困るらしいです。だから、その例えば地図情報システムの中に協働センター・みらいがありました。そこには多目的の障がい者の方でも入れるトイレがあります。そういった表示が入っているだけでも、かなり安心してまちを回れるわけなんです。トイレってどうしても必要ですのでね。

それを見させていただきますと、多目的トイレの有無だけでなく、例えば写真もついていました。そのトイレはこんな感じですと写真をつけて、そして男女の多目的トイレがありますよとか、幾つのトイレがありますよ、広さこんな感じですよとか、駅から何メートルぐらいのところにありますよというのも書いてありました。これは多分、この会の会員の方々と一緒に行って、そこ

で写真を撮って、そうやって地図情報システムではないですけども、グーグルマップを使って今地図をつくっています。

きょうお話を聞きましたら、高齢者施設マップというのも独自でつくられております。こういったのをやっぱり職員さんも知ってほしいなと思いますし、聞いてみたら三、四年前にはつくっているというお話でした。

何を言いたいかといいますと、私これ別に全部市がやる必要はないと思うんですよ。こうやって必要と感じてやられている市民の方が実際にいらっしゃるわけです。そういう団体の方がいらっしゃいます。そういう方と連携してやれば、もう本当にグーグルマップを使っていらっしゃるので、本当に地図情報システムとほとんど一緒なんですけれども、すぐできるんですよ。今でも多分できる。これが何でできないのか。もうずうっとこれ思っていたんですけども、なかなか二次利用だとか、すごく難しいとか、精査しなきゃいけないと、この前も同じような答弁をいただいたんですけど、実際本当なのかなと疑わしく思ってしまう。なので、こういった有用なツールというのはきちんとやっていってもらいたいなと思います。

例えば商業のこと、お店のことだったら商工会の方に頼むなり、また福祉だったら今のバリフタウン推進会だったり、また多文化のことでしたら国際交流会さんとか、いろいろな頼めるところもあると思いますし、協働できると思うんですよ。これが協働だと思います。

働きかけというか、これを一緒にやろうよという働きかけを言うのが市の行政の役割だと思うんですけども、多方面への声かけというのは言ったことがあるのかどうか、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご提案につきましては、市民や地域、事業者が情報を作成し更新することにより、より精度の高い情報共有のあり方であると。これにつきましては、先ほど申し上げましたが、ICT利活用計画の中でもこういった位置づけをしておりますもので、そこで検討をしておるところでもございます。

今議員がおっしゃられた市民への呼びかけ等につきましては、まだ現在行ってはおりません。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

何度か申し上げてはいますが、ぜひ声がけをしてほしいと思います。これは別に企画さんだけじゃなくて、今も申し上げましたけれども、多文化であったりとか、商業のほうであったりとか、市民部であったり、いろんなところと連携できると思います。

地図情報システムって本当に汎用性が高いですので、書き込みもしやすいですし、無料でできますし、何よりメンテ代がかかりませんので、そっちのグーグルのほうで見られますので、そういったことはきちんとやっていただいて、これで情報の蓄積というのをしっかりやっていただければと思います。

では、時間もありませんので、次に移りたいと思います。

地域公共交通についての質問をさせていただきます。

ここではバスに限って質問をさせていただきますが、つい先日、東部と南部ルートについて、ようやく大詰めを迎える段階に入ったというお話を伺っております。

一方で、実際に立てられた計画と比較しますと随分おくれておりますが、今後また新しく公共交通計画を作成するという事もお聞いております。これまでの計画、今のシティプロモーションのときも聞きましたけれども、検証と結果についてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

答弁の前にちょっと、今議員、東部、南部ルートが大詰めをとおっしゃいましたが、東部ルートについては昨年10月にもう再編を済んでおりますので、よろしく願いいたします。南部ルートについては、今大詰めを迎えておるといったような状況でございます。

地域公共交通施策につきましては、現在、平成25年度に策定いたしました計画に基づき、廃止代替路線と重複して運行している路線の整理や市民ニーズ、地域の移動需要に応じた路線の再編を進めているところでございます。

その検証課題とか、検証結果ということでございますが、これにつきましては今後具体的に行っていく予定でございますが、私も平成26年、27年と色々な再編にかかわってまいりまして、一つの課題というふうに申し上げますと、例えば南部ルートが着手から約2年半再編にかかりました。その要因といたしまして、当初は市は10人程度のワゴン車両でのデマンド型運行を予定しておりましたが、運行に対する地域の要望やら、さらには市内でデマンド運行を行う交通事業者の事情等もございまして、最終的には間もなく再編ができると思っております南部ルートにつきましては、定時定路線型の運行となったところでございます。一つの課題として、地域の現状だけではなく、交通事業者の現状についても的確に把握し、地域の特性に応じた運行手法を提案することが必要であるというふうに認識をいたしましたところでございます。

このような中、現計画は本年度末で終期を迎えますことから、今年度にバス利用者アンケート、まちづくり協議会を通じた意見聴取、バス事業者とのヒアリング等の実施を予定しております。こうした調査結果も踏まえ、現計画の検証を行って新たな計画策定に着手してまいりたいというふうに考えております。

また、現計画では高齢者、障がい者といった自立した交通手段を持たない方への対応を行うことには限界がございますことから、新たな計画では地域公共交通機関の本来の目的、役割を明確にした上で、地域公共交通機関で対応できないところにつきましては他の交通手段との連携を図る等、総合的な公共交通ネットワークの構築を目指してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

ありがとうございます。

今、課題の洗い出しということでいろいろお聞きさせていただきました。そういったことがこち

らの側にはどうしても見えない部分でしたので、お聞きしたいと思いました。

その中で、先ほど地域だけでなく事業者の声も必要というふうにありました。実際、私もそう思います。

地域公共交通のバスについてですけれども、バスというのは利用者だけでなく、その地域であったり、そして市もそうですし事業者さんも、3つが関連しながらこれで連携があってこそ持続できるものだと思っております。その中で、ちょっと先ほど触れていただきましたけど、一つ一つお聞きしていきたいと思えます。

まず、地域と市のかかわりについてどのようにしているのか。先ほど少しお話はありましたけれども、具体的にどうやってお話し合いをしているのかということに関してちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市と地域とのかかわり方についてでございますけれども、現在の計画を策定する際にも、住民の声を反映させるために住民アンケートを実施したほか、市内を12の地域に分けて住民懇談会を開催し、課題を整理したところでございます。

また、本計画においては、行政だけでなく地域住民の方々にも問題意識を持って、ともに考えていただける場をつくることも重要と考えております。このようなことから、昨年10月に再編いたしました東部ルートに関しましては、その運行計画案策定について運行経路やダイヤ等地域ニーズに対応するため、川崎地区まちづくり協議会と協議を行ったところでございます。さらに、昨年10月の運行開始後も利用者の増加に向け、四半期ごとに利用状況の報告や利用促進について引き続き協議を行っております。

また、近く再編できるというふうを考えております南部ルート再編につきましても、昼生地区まちづくり協議会と路線再編について協議を行ったところでございますが、東部ルートと同様に、再編後の利用者の増加に向け、利用状況の報告や利用促進に向けた取り組みにつきましても、引き続き昼生地区まちづくり協議会と協議を行ってまいりたいと考えております。

一方、次期計画の策定におきましては、実際のバス利用者へのアンケートのほか、先ほど申し上げましたが、市内22の地域まちづくり協議会に対して、公共交通に関する意向調査を行うなど、地域の声も確認しながら進めてまいりたいというふうと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

今まちづくり協議会が全地域できておりまして、そこでいろいろお話をされているということでした。

先ほどの目的と役割を明確化し、総合的に考えていくというお話がございました。本当まさにそういう時期なのかなと私も思っております。

少しお話というか事例として、先月の5月16日に名古屋大学のほうでバスのシンポジウムをしておりました。そこで事例発表していただきましたのが名張市の美旗町というところでした。

美旗まちづくり協議会さんに、先週6月7日に訪問してきて、ちょっといろいろお話を聞いてきました。何で行ったかといいますと、ここはまち協さんがみずからでバス運営しています。平成24年4月からずっと運営をされておりまして、まち協の中でバス専門の組織をつくり、まちでアンケートをとって、そして計画も自分たちで立て、自分たちでバスのデザイン、そしてバスの名前も全部全て手づくりでやっております。

ここで会長にお話を聞いた中で特に印象に残りましたのが、バスを通すことというのは面識社会、面識って顔と顔の面識するという顔のことなんですけど、これづくりなんだということを言っていました。何でかという、バスに乗って家の外に行く。外に行くと人と会う。人と会ってコミュニケーションをつくっていく。これはつまりまちづくりにつながっていくのかなあというのをすごく思いました。いいところは、地域の皆さん、まち協さんだけで、独自で自分たちでやっているというのがあったんですけども、最初はやっぱりいろいろまちの中で反対意見とかがあったらしいんですけども、走り出したら皆さん、自分たちのところも走ってほしいということで入ってきたりとか、あとは美旗町ってちょうど名張市と伊賀市の一番隣接地域にあるんですけども、伊賀市さんのほうの地域のほうからも乗り入れしてほしいという声があったそうです。それで、伊賀市さんと協議をして、協賛金をいただくことによって伊賀市にも、違う市外にも渡っている、そういう乗り入れもしているということです。

やっぱり市民ニーズというのがきちんと合っていれば人が使うようになる。人が使えばそこが活性化していったって、またそのバスが動き出す。動くサイクルがどんどんよくなっていくというのはすごい大事な事かなと思いますので、そういった意味での総合的な考えというのも大事なかなというふうに思います。

自分たちで責任を持ってつくり上げておりますので、市との関係もすごく良好でして、市に何かこうしてくれ、ああしてくれではなくて、自分たちでしっかりやっていくというのがあるので、すごく折り合いもいいというふうに聞いております。

そこで今度、今市と地域の連携ということをやりましたけれども、次は市と企業、つまり事業者ですけども、市と事業者のかかわり方について、こちらについてお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

市と交通事業者との連携のことでございますが、これにつきましては安全な運行を目指して平素から情報交換を密にしているところでございます。

また、交通事業者には公共交通会議の委員として参画いただいておりますことから、バスルートの再編、公共交通計画の策定等、公共交通施策の大きな方向性を決める際にも、交通事業者の立場から意見をいただいているところでございます。

さらに、ルート再編を行う際の運行計画案の策定につきましては、利便性はもとより、運行の安全性の確保の観点から運行経路の課題、ダイヤの調整、バス停等の位置等、交通事業者と現場確認を行うなど、十分調整を行っているところでございます。

一方で、日常業務におきましても、特に台風による悪天候時の運行、また利用者からの苦情等に対しまして、その都度交通事業者と十分調整を行い、その対応を行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

事業者とも、もちろん連携をとってやっつけらっしゃるということで、利便性、そして安全性、こういったものを重視しながらというお話でした。

先ほどの美旗町さんで、うまくいっているキーは何ですかというふうに言いましたら、こちらさんは名阪というタクシー会社さんかな、そこに委託をして運行しているらしいんですけども、キーは運転手さんだと言っていました。つまりどういうことかと言いますと、運転手さんがいい人が入ってくると、その運転手さんを目的にバスに乗る方がいらっしゃるそうです。ちょっと不思議な感じかもしれませんが、私も買い物するときにレジで並ぶところを決めていたりとか、結構そういうことであると思うんですが、今言った面識社会ではないですが、人ってとっても大事です。そういった運転手さんに対するかかわりなんかも大事なのかなと思いますので、その辺もぜひ行政と事業者さんとの連携の中にぜひ考えていただきたいといいますか、お話の中に上げていただきたいと思います。

そして最後に、各連携ということですが、行政の中でも、やはりバスというのは商工さんだけではなくていろんな意味でバスって大事だと思います。例えば、この前の3月の予算のときも言いましたけれども、福祉的な意味合いもよく持っているということで、本当に商工の部署でいいのかというお話もさせていただきましたが、行政内の連携体制、こちらについて最後にお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

地域公共交通に関する市内部の連携体制のお尋ねでございますが、これにつきましては、従来から市のバス等の公共交通に関する庁内調整の機関として、亀山市バス等検討委員会を設置しておりました。本委員会は、昨年度まで室長級の職員で組織しておりましたが、市全体で多方面から調整するという考えのもと、各部署間の連携がよりの確に図れるよう、本年5月に規定の一部を改正し、副市長を委員長として、昨年度までの室長級委員が所属しておりました部署等を統括する8部署の部局長級の職員を委員とする委員会として新たに組織改革を行ったところでございます。これによりましてさまざまな地域のニーズ、利用者のニーズに対してバス運行単体での考え方だけでなく、市全体を面で捉えるような合理的な公共交通ネットワークの調整や、より迅速な意思決定が可能となったものと考えております。今後は、本委員会によりこれまで以上に他分野の相互連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

質問を幾つかさせていただいた中を通して、バスに関してさまざまいろいろ今回部長級の方が集まるようになったということで、さまざま工夫をされるというか、いろいろ対処されているのかなということがよくわかりました。

実は今回の質問、シティプロモーション、オープンデータ、そしてバス、最後に各部署の連携体制についてということで質問させていただいております。シティプロモーションもそうですし、バスもそうです。オープンデータも、先ほどもお話しさせていただいたけど、そうなんです、この連携体制というのが本当に大事だということで、最後にこれを聞きたいと思います。

そもそもこの質問をするのは、庁内の連携体制が機能しているのかというところに疑問がありまして、もともと現在のご時世ですけれども、本当に課題がさまざまございます。それで、その問題も課題もさまざま多面的であって、それに対して行政のほうも多面的でなければいけないし、ただ市民部だから市民部のことだけ、建設のほうだから建設だけということではいけない。そういった状態に今なっています。市長も横串を刺すという言葉をいつも使っておられますけど、それがすごく大事なことだと思います。

そんな中で、幾つか具体例を挙げながら聞いていきたいと思います。

まず1番目に、市民文化部が本庁と関支所に分かれていることの弊害についてと書かせていただきました。

弊害がなければいいんですけども、私がこれを感じるのは、シティプロモーションなどを実践していくときに、観光分野を扱う観光振興室が企画部と同じ場所がないことにとっても違和感がございますが、どういう連携体制をとっているのかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

シティプロモーション担当部署につきましては企画総務部でございまして、観光担当部署につきましては市民文化部ということで、ご指摘のように現在の配置といたしましては、本庁と関支所になっておりまして、物理的には離れている状況でございます。

連携に係る現状でございますが、現在は戦略を検討する段階でございますので、観光に限らず関連する担当部署からこれまで事業成果や課題、将来構想、アンケート結果など、資料の提供を受けるなど連携を図っております。

また、内部情報系システムのメール、掲示板、ライブラリーを活用し情報連携に努めているところでございます。

なお、今後素案作成時の段階では、経営会議や部長会議を活用し意思疎通を図りますとともに、実施段階におきましては、プロジェクトチームに観光などの担当者を配置し、チームリーダーを中心に所属を超えた働きかけにより業務を推進するなど、緊密な連携体制を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、全庁的にシティプロモーションの目的に沿った方向での注力が必要と認識しておりますので、庁内における連携が密に図れますよう最大限の配慮の上、事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

所属を超えて今プロジェクトチームもつくっているというお話なんですけれども、やはりもちろ

ん離れていても連携体制がとれるのが一番なんですけれども、やっぱり近くにあるべきなんじゃないかなということで、やはり部署のあり方、実は私もどういふふうにすれば本当に横串というか、いい庁内連携ができるのかというのはいつも考えているのですが、なかなか難しいです。

ただ、やはり何でそうなのかな、何でこれうまくいかないのかなというのは常に考えていただいて、そして失敗とかを恐れず、まずいろいろ試行錯誤はしていただきたいかなと。その中で生まれてくるものって実際たくさんあると思うので、よく考えていただきたいと思います。

そして2番目に、長寿健康づくり室の設置後について、これは今年度から健康福祉部が大きく変わりましたので、ここも長寿健康づくり室がかなり大世帯になったというか、健康推進室が大きく中に入った感じになっているのでそこを聞いたかったんですけども、済みません、時間の都合でちょっとこれは割愛させていただきます。

大きく聞いたかったのは各部署間の連携体制、問題点、私も今何だろうと思っておりますが、企画総務部長の視点で問題点、何だと思うか、これについてずばりで聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

各部署間の連携に対する問題点ということでございますが、まず1点目は、やはり場所の問題も大きな問題で、亀山市の場合は支所もございますもので、そういった本庁と支所間の連携ということもございます。

それと今回、平成18年に部室制を導入してずうっと部局長の二層管理体制という形で進めてまいりましたが、こういった部局間の連携、こういったものもやはり今見直しとか検証も行っておる中では、こういった管理体制にもやはり若干の問題はあるのかなあと、今私の認識としてはそういった認識でございます。

○議長（前田耕一君）

豊田議員。

○7番（豊田恵理君登壇）

私も確かに場所の問題、これは今さっきの長寿健康づくり室とか市民文化部の話だけでなく、いろいろな意味で、福祉部署でもいろんなところにまたがりますのですごく難しいなとは思っています。あとはやはり部室制、こちらにも仕組みに限界があるのではないかというふうにも私もすごく感じております。

こういった中で、やはりいろんなほかにも人員不足であるとか、あとは財政の問題もあるとか、いろんな声もお聞きしていますし、私も実際そういうこともあると思うんですが、私というか創政クラブ自身もそうなんですけれども、地図情報システムとか、オープンデータとか、情報化に向けた施策の推進は、何回かここで取り上げさせていただいております。

情報化というのは、本当にそんな大それたことというか、難しいんじゃないとか、すごく時間がかかる、お金がかかると思われるかもしれませんが、多様化する行政の問題点、課題点に対して、それをうまく対処していくための一助となる大きな可能性を持っているとは思っております。どういうことかといいますと、先ほども申し上げましたけど、地図情報システム、こういったものを一個の住民参加、そして市民参加、組織参加、そういった企業もそうなんですけれども、そう

いった一個の地図情報システムをツールにして、そこにみんなに入ってきていただくことによって人員不足、これは市でやらなきゃいけないことではなくて市民の方、例えばこういうことに興味がある方にやってもらおうとか、オープンデータも、もともとは二次利用することによって、私たちが今行政の中で持っている情報を、ほかの人だったらもっといいことに使えるかもしれない、開発していただけるかもしれない、そういったことの可能性も兼ねてオープンデータというのを国のほうもやっているわけなんです。だから、そういったのをもうちょっときちんと受けとめていただいて、時間はかかるかもしれませんが、こういったことをきちんと向き合えば、官、民、産、学、そういったものが全部入ってきていただいて、それこそ一緒にまちづくりというのができるんじゃないかと私は思っております。

そういった意味で、地図情報システムだけでなくオープンデータ、こういったことにもしっかり取り組んでいただきたいと思います、最後に市長のご意見をいただいて終わりたいと思います。お願いします。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議員ご指摘のような情報を共有して、それを地域づくりや人づくりに生かしていくと、これは大変おっしゃるとおりであろうというふうに思っております。

したがいまして、なかなか情報施策が私どもうまくスピーディーに展開できていないところをご指摘のとおりであります、オープンデータの推進につきましても、現在策定中のICT利活用計画の策定の過程でしっかり検討して展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

7番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了しておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

よってそのように決定しました。

あす15日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ありがとうございました。

（午後 4時59分 散会）

平成28年6月15日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成28年6月15日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新 秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森 美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田 稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市 長	櫻井義之君	副 市 長	広森 繁君
企画総務部長	山本伸治君	財 務 部 長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君
危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消 防 長	中根英二君	消 防 次 長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター事務局長	落合 浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教 育 次 長	大澤哲也君
監 査 委 員	渡部 満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君

選挙管理委員会
事務局 長

松 村 大 君

●事務局職員

事務局 長	松 井 元 郎	議事調査室 長	渡 邊 靖 文
書 記	大 田 より子	書 記	村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

10番 鈴木達夫議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

皆さん、おはようございます。ぽぷらの鈴木でございます。

一般質問をさせていただきます。

私の質問は、各種公共施設のランニングコストについてということで、欲張りまして、7つの施設についてランニングコストについて質問をしますが、朝一番でございますので、さわやかに、まず里山公園「みちくさ」から始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成18年に開設をしましたこの里山公園、さまざまな事業を展開され、入園者もここ年間約1万2,000人強、大体イーブンの形で推移をしていると。私もザリガニ釣りとか、孫を連れてよく行くんですけども、実は本題に移る前に、先日の木曜日にちょっと訪れまして、まあ東小学校、田植えを終えまして、いよいよ本格的な来客者が多くなる季節を迎えるなあという思いの中で、田植えを終えられたちょっと南側の木製の橋がもう崩れかけているというのか、もう崩れ落ちていまして、管理人も非常に何度も市のほうに言っているんだけど、なかなか手当てしていただけないということで、早急な対応を、これはもう本当に危険ですので、管理責任を問われたら非常に大きな問題ですので、ぜひ、いつ改修するのかということのを初めに、これ後で答弁いただきたいんですけども、本題の、あわせまして、この施設、里山公園設立に幾らかかったのか。いわゆるイニシャルコストですね。それからランニングコストは幾らかということと、当初開設する前に、これは幾らぐらいかかるであろうと予測したか、あるいはその予測を何らかの形で公表してあったのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

西口環境産業部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

おはようございます。さわやかに答弁を申し上げたいと思います。

失礼しました。済みません。

まず、木製の件ですけれども、議員ご指摘の田んぼ南側の木製の広場のことだと思うんですが、下が湿地になっていることから腐食が進みまして、以前から腐食部分の部分的な補修を重ねてまいりましたが、昨年にその多くが破損しましたことから、現在、立入禁止措置をしているところでございます。改修方法につきましては、今後の活用方法も踏まえ、撤去も含め、早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、里山公園「みちくさ」のイニシャルコストでございますが、その前に、里山公園につきましては、平成15年から平成17年度までの3カ年をかけて公園整備を行ったもので、平成18年5月に開園して、今年度で11年目となります。イニシャルコストにつきましては、まず用地購入費が5,650万円、管理道の取り付け、八つ橋の設置、井戸掘削等の公園整備やトイレ、駐車場等の管理施設の整備などに約7,350万円、合計約1億3,000万円の経費をかけて整備をいたしましたところでございます。

続きまして、ランニングコストの関係でございますが、里山公園に関するランニングコストを示した文書はございませんが、維持管理につきましては、園内施設の木製の歩道の一部を木チップ施設の歩道に変更したり、市民団体等にイベント運営や草刈り等のボランティア活動を協力していただいたりするなど、維持管理コストの抑制に努めております。また、平成22年度から26年度までの5年間の里山公園管理費の決算額のうち、維持管理費用に要した費用につきましては、年平均約710万円で、主な支出といたしましては、里山公園管理人の賃金や池のしゅんせつ等の工事請負費でございます。これに担当職員の人件費を含めた平均年間経費は約1,270万円となっております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

1億3,000万かけて、ランニングコストについて当初から幾らぐらいかかるという示した文書はないということで、非常に残念。それから1つ、今の答弁の中で、職員の人件費も含め1,270万という、この表現は、余り今までにもないといえますか、いろんなシートには書き込みがありますけれども、どうしてもそういう管理費だけ七百万十萬だということでは終始してしまう中で、人件費も含めという答弁に対して私は評価をさせていただきたいと思います。

次に、当然今の私が見てきた今の施設が、大分橋と歩道等老朽化してきていますね。その中で、今ご紹介いただきました管理運営協議会ですか、この中で、今後の大修理とか改装の予定、あるいは今後どういう方向性、あるいは見直し、意見が出ているかどうかを聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

その老朽化が進んでいる中で、大規模改修の予定はあるのかということだと思いますが、1点目は。

開園から10年以上が経過いたしまして、一部施設が老朽化してきておりまして、これまでも八つ橋の修繕とかいうのを行ってまいってきております。全体的な大規模改修ではなく、今後も計画

的に、池のしゅんせつも含めて木製歩道の修繕等を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の方向性でございますが、まず管理運営方法につきましては、里山公園の利用及び維持管理にかかわる市民団体を構成する里山公園「みちくさ」管理運営協議会を平成24年度から組織しております。自然環境保護に関しての専門的な知識や施設運営に対する助言・提言をいただくとともに、里山の魅力発信に向けた今年度から里山塾の開講とか、草刈りボランティアなど、管理運営におけるさまざまな面において自発的な取り組みも実施していただいております。今後も、この管理運営協議会と協働しながら、さらなる民間活力の導入による管理運営に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

田植えの行事とか、稲刈り、里山塾、これは年間5回とか、フォトコンテスト、餅つき等、いろんな行事を行政の押しつけでなくて、自然保護団体や市民の自発的な活動がふえてきたと思うんです。本当に1万2,000人、これからがこれをどういうふうに膨らましていくかというのが本当に真価が問われるときだと思しますので、管理運営あたりもこれらのいろんな団体に委ねるとか、そういう方法も検討してもよろしいかなあと思います。

時間がないので、今度は加太の「やまびこ」へ行きます。まとめて質問をします。

平成23年から加太の梶ヶ坂4.2ヘクタール、総事業費6,500万をかけて整備した公園かと思えます。過去の5年間の維持管理経費を示していただきたいということと、先ほども同じように、当初からこのランニングコストについて算出があり、示されていたかということ、それからあわせて整備前の目標の来園者数と現在の実績、これをまとめてお願いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

今度は森林公園「やまびこ」のお話でございますが、やまびこにつきましては、平成20年3月に、仮称でございましたが、当時、森林公園整備構想を策定し、本構想に基づき平成20年度から22年度まで3カ年かけて公園の整備を行ったもので、平成23年4月に開園し、ことして6年目となります。過去の維持管理の経費でございますが、23年度から26年度までの4年間の管理費の決算額は、年平均約400万円で、主な支出といたしましては、シルバー人材センターの公園管理業務委託料でございます。また、担当職員の人件費を含めると、全経費は年平均で約550万円となっております。それからランニングコストの事前の公開があったのかという話でございますが、これもみちくさと同様、事前に試算し、公開したものはございません。ただ、平成18年度から加太地区コミュニティの地域づくり部会及び当時の亀山環境市民大学大学院第1ゼミと協働して現地調査等を行い、両者から意見をお聞きして、平成20年3月に、先ほど申し上げた森林公園整備構想を策定いたしましたところでございます。本構想において、開園後の維持管理については、地元雇用を優先して、その際の管理形態は、指定管理・委託管理・直営管理のいずれかの方法で検討を進めるというものでございました。開園前の平成22年5月に、整備構想策定メンバーを中心に亀山森林公園整備等検討委員会を設置し、今後の公園の管理・利用について協議し、開園後の管理に

については、先ほども申し上げましたが、地元雇用を優先した委託管理で行うこととしたところがございます。その際、管理後のランニングコストにつきましては、詳細には試算しておりませんが、開園後の経費を年間約400万円と見積もったところで、現在までその額で推移をしております。

最後に、整備前の目標来園者数のお話でございますが、当初、年間の来園者数5,000人を目標として平成23年4月に開園したところでございますが、23年度、24年度につきましては、3,000人台半ばでございましたが、25年度以降、2,000人を下回る状態が続いております。このような中、26年度に策定いたしましたみえ森と緑の県民税市町交付金活用計画によりまして、森林公園「やまびこ」を利用したイベント等を計画したことで、27年度は少し持ち直したものの、目標には達していないという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

丁寧の説明していただくのはありがたいのですが、ちょっと時間もありますので、今4つ質問して、端的にお答えいただければありがたいなと思います。

入園者数、これは所管の事務事業概要の中では、里山公園の入場者はしっかり数字として上がってくるんですけど、この事務概要の中で、このやまびこというのは見たことがないんです。何か意図があるんでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

特に意図はございません。例えば年2回お出ししております所管事務事業概要では、森林公園の利活用の実績計画を中心に記載しておりまして、やまびこの来園者数につきましては、市のホームページから事務事業評価シートをごらんいただきますと、公表はさせていただいておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ホームページの中の事務事業評価シート、この中にあらわしているんだという答弁をいただきました。

この事務事業評価シートの評価について、こういう書き込みがあるんです。市民参加の活動グループにより自然観察会や体験活動を実施したことにより、森林活動を進める活動につながったと。それで、総合評価B、まずまず進んだということなんですね。もちろんこの事業に熱心に携わってくれた、見守っていてくださる方もいて、大変に失礼な話なんですけれども、もくろみが5,000人で、今の入園者が1,700人、1,800人と。しかも、このやまびこには100人クラスを集客するイベントというのがあるんですね。海と森を結ぶ交流事業とか、森の学校野外編、これは年3回やっているんです。それから森の講座とか、言ってみれば100人クラスを集客する事業がこれだけあって、これを除けば、ほとんど1日の来園者はごく数名だと思うんです。私も木曜日に行ったら僕だけだったんですけどね。

私は、今後の利活用に対して、何らかの展開を考えないかんですよ、これ。このままいきますと、これは尻つぼみで、だから何らかの対策がない場合は、やはり管理運営を中止する判断も必要じゃないかという意見も出ても、これはいたし方ないようにも思うんです。何か打開策があれば。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

里山公園「みちくさ」、それから森林公園「やまびこ」につきましては、開設前に、いずれも担当あるいは担当室長としてかかわらせていただいたところから、当初、里山につきましては、目標を1万人ということで、全市的に不特定多数の方に来場いただくという趣旨がございました。それに対して森林公園につきましては、いろんな活動グループ、当時4つあったわけですが、4つの活動グループを中心に、そのフィールドとしてご利用いただくというような当初の目標の違いがあったということもご理解をいただきたいと思うんですが、そんな中で、今後どうするのやというお話ですが、先ほども申し上げましたように、まず平成26年度に、26年度から始まりましたみえ森と緑の県民税市町交付金を活用したいろんな講座や、今おっしゃった森の講座やそんなのを、実際は27年度から仕掛けさせていただいております。さらに、森林公園につきましても、先ほど申し上げた利活用の検討委員会がございますので、その辺の検討委員会を通じて、さらなる民間活力の導入も含めて今後検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

大変いい公園ですので、ぜひアイデアを出して、もう一度リセットすることを要望します。

それでは、西口部長つながりで総合環境センター、続きでいきます。

ランニングコストを考えた場合、何よりも気になるのがこの施設でございます。いわゆるごみ処理ですね。ごみ対策の経費。市のさまざまなアンケートによる亀山のごみ政策は非常に評価が高いということは、私も何回も紹介をしているところではございますが、私の質問のテーマでもありますランニングコストだけを見れば、やはり一定の検証は必要かなあと思い、質問をします。

市民の方にわかりやすい情報の提供の意味で、今、亀山のごみ処理のために、一体幾らを1人当たり、あるいは1世帯当たりかかっているかと。私のざくっとした計算では、この業務処理に年間約10億、言ってみれば5万人ですから、1人当たりの負担は2万円です。それから1世帯当たり、これも約5万円という認識をしていますが、その認識でよろしいかどうかという問題。

それからあわせて、ガスの熔融処理という形ではなく、焼却型とか、この経費だとかなり半分ぐらいかなあというような市町もあるんですね。実際のところの経費と他市との比較等正確な数値を、答弁を明確に、簡単に、短くお願いします。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

まず、ごみ処理経費の比較方法でございますが、毎年、環境省は一般廃棄物行政の基礎資料とするため、全国全ての自治体や事務組合等を対象に一般廃棄物処理事業実態調査を実施しており、こ

れによって経費の比較が可能となります。最新のデータ、26年度のもので考えますと、本市は平成26年度の実績で建設改良費を除く経費は、先ほど10億とおっしゃいましたが、年間9億4,294万8,000円となっており、市民1人当たりに換算すると1万8,667円、1世帯当たりに換算すると4万8,473円となります。近隣自治体と比較いたしますと、例えば鈴鹿市は1人当たり1万5,417円、1世帯当たり3万9,292円、津市は1人当たり1万6,313円、1世帯当たり3万9,730円となります。そのほか、例えば人口が比較的近寄っておりますいなべ市、志摩市等で比較しますと、いなべ市は1人当たり9,829円、1世帯当たり2万6,605円、志摩市は、同じ溶融炉の稼働1年目でございますが、1人当たり1万7,393円、1世帯当たり4万2,997円となっております。

本市では、県下で初めて溶融炉方式を採用して、稼働後16年が経過いたします。他の焼却方式では事故による運転停止も見られますが、本施設では事故もなく、安全・安心な廃棄物処理に努めてきましたところで、若干、確かにうちの方式、溶融炉方式で見ますと、県下の他市と比べると若干高いところがございますが、今紹介しなかった市では、うちより高いところもございます。以上でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

私が先ほど示した数字、おおよそ合っていますね。9億4,300万、1人当たり1万八千七百、六百、これは担当の部長の給料を含めば大体さっきの僕の数字に合っているかなあと。

ただ、ここの答弁の重要な点は「建設改良費を除く」という言葉なんです。あたかも建設改良、会計区分上どうなっているかは別として、私は、例えばここ23年から26年の4年間で、いわゆる維持管理は39億2,600万ですよ。年間9億8,000万。だけど、建設改良費も15億600万かかっている。いわゆる年3億8,000万近いお金が、たまたまこの長寿命化の事業もありましたので、この大きな、大げさなというか大きな数字。私は、市民に対してランニングコストを示すときは、やはりイニシャルコスト、七十数億かけたと思いますけど、これは百歩譲って置いておいて、この建設改良費あたりも含めたものを正直に伝えるのが説明責任としては合っているのではないかと思います。その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

先ほど申しあげましたように、その比較の根拠となった資料が、環境省が出しております一般廃棄物処理事業実態調査でございますので、他市につきましては、何と申しますか、建設改良費等については全体的な比較として建設改良費を除くというふうになっておりましたので、先ほどの答弁ではそのような状況を報告させていただきました。

今後、建設改良費を含む1人当たり、あるいは1世帯当たりの比較が必要であるということであれば、またそれについては資料を準備したいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

まあ資料の出が環境省のというそれは、意識として、やはりこの建設改良費もあわせて示して、それでもこの方式が市民の満足度を高めているんだと、それをやはりてんびんにかけて比較対照するという考え方が非常に大切だと思います。

次に、ランニングコスト削減に対する取り組みの実績、今後の対応についてという質問を用意しましたがけれども、これは大体想像できますので、コークスとか灯油を下げるとか、入れる投入量をどういうふうにまぜるとかね、そういう答えだと思いますので、次の質問に移ります。

包括管理委託、長期包括管理委託という言葉、これは私議員にさせてもらって、そこに座っている草川局長が室長のときからずっとやっているんです。もう10年近くこの問題、そういう管理委託できないかという、その進捗を聞きたいと思います。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

長期包括契約は、公害防止基準の遵守など、事業者が最低限満たさなければならない性能要件のみを示すことで事業者のノウハウを活用することができ、また運転管理や設備など、個別に事業者が発注していたものを一事業者に包括的に委託することで業務全体の効率化を図ることができ、さらに、従来の単年度契約から10年ないし20年の複数年契約にすることで、長期的視野に立った事業計画を立案し、さらなる業務の効率化を図ることができるといったメリットがあるというふうに認識しております。

他市町村の施設における状況といたしましては、建設当初あるいは稼働後間もなく長期包括契約を導入されておりますが、本市溶融施設は建設から16年が経過しており、施設の維持管理、維持修繕や運転管理についてリスク想定が難しいという課題がございます。また、溶融施設以外にも老朽化した破碎粗大ごみ施設、あるいは2軸破碎施設などがあり、これらも包括した契約ができるのかといった課題があるところです。

いずれにいたしましても、廃棄物処理施設は、その性質上、安全で安定的な運営を円滑に行うことが生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から強く求められるということを大前提といたしまして、この導入を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

この管理委託が有利であるから導入を検討したいと言いますけどね、これは何年やっているんですか。もう1つ、16年も経過したからリスクの想定は難しいって、だからこれをやるんですよ。リスクの想定が難しく、もう突拍子もない予算、2億、3億というのがぼんと出てくるから、いわゆる財政的にも見通しがつかないから、この長期包括管理システムにきなさいと。これはもう実際にはできないですよ。これだけ老朽化して、新たに新設したところならできますけれども、もう業者も、だってどんな仕事も100%とれるんですから。もう100%に近いお金でとれるんですよ。だから、わざわざそういうものを契約して、もう業者が乗ってこないと思うんです。だから、私は長々とは言いませんが、この辺はおくれていますよ。やる気があるならもっと早期にや

るべきだったんです。もう今からはできない、これは。できないことを、何かあたかも検討して、有用であるから今進めていきますみたいな答弁はやめてください。

それで、今長々という言い方をしたんですけどね、1つ紹介をしますけれども、これは財務部長に質問しますが、私、環境センターへ行きますと、玄関のところに「日鉄住金環境プラントソリューションズ亀山事業所」という看板があるんですね。その施設の中に事業者が置かれているということは、賃貸なり土地・スペースを貸しているんですから、何か契約が交わされているかどうか、お願いします。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

財務部長で答えよということですから、私のほうでお答えさせていただきますけれども、まず亀山市では公有財産規則というのを定めております。その中で、財産の管理は、所管部署が行政財産を管理するという形になっています。環境センターそのものは行政財産になっておりまして、所管部署は環境産業部の管理の責任者は室長ということで規則がなっておりまして、そのものを行政財産の目的外使用という形で貸す場合は、行政財産の目的外使用で貸す契約が必要なんだろうというふうに思われます。今言われました維持管理上、その施設そのものを維持管理として業者に委託する場合は、判例なんかを見ていると、発注仕様書にその旨を書くとか、当然そういう場合はやむを得んだろうというような見解も出ておるところでございまして、あそこを全面的に施設管理を日鉄ソリューションズに委託している以上はそういうことも必要ではないのかなあというふうに、今の話を聞いて私は考えておるところでございまして。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

いや、私はそういう契約書があるかどうかということを知っている。それからもう1つは、いわゆる市の公有財産が各部の判断でそういうものを管理するというのを私は初めて聞いたんですけども、これは余り正当性がないように思うんですね。まず契約があるかどうかだけ聞きたい。

○議長（前田耕一君）

西口部長。

○環境産業部長（西口昌利君登壇）

総合環境センターでは、ごみ溶融処理施設の稼働を開始いたしました平成12年以来、継続して現在の運転管理受託者が事務室や休憩室等の施設の一部を使用しております。施設の使用に関しましては、業務委託仕様書において本市が支給する物品及び負担費用として記述しており、本業務委託を履行する上で必要な使用に限定され、行政目的を遂行するものとして使用を認めてきたところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

市の大切な公有財産を、仕様書の中に裏づけがあるからいいんだと、私はこれはちょっとずさん

だと思いますよ。私もちょっと勉強して調べますけれども。

ここの項のまとめとして2つ。建設改良費も市民が負担する立派なコストであるという意識はしっかり持ってもらいたい。それから今の委託業者の関係ですけれども、もちろん一生懸命、使命を持って、プライドを持ってお仕事されているというのはわかりますけれども、形としているんな工事が100%に近い随意契約の中で行われている。もちろん専門性とか安全性ということは理解はできますから、やっぱりそんな中だからこそ、よりしっかりした規律を強くしていくと、これがやはり行政に求められることかなあという思いをして、この項をまとめたいと思います。

次に、都市公園に移ります。

市内には、亀山公園、西野・東野公園と大きな公園があるんですが、これは別として、我々が日々ごく身近な地域の公園といいますか、いわゆる街区公園ですね、この数と面積、それから維持管理費は幾ら用意しているのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

おはようございます。

街区公園が市内に幾つあるかということでございますが、現在亀山市内には、大きな公園を除く街区公園が全部で69公園ございます。面積は11ヘクタールで、全体の約20%でございます。単純に1公園当たりの面積は約1,500平米で、管理料といたしましては、全体は指定管理料として、大きな公園も含む83公園で6,500万円でございますが、そのうち街区公園に係る部分につきましては、約1,600万円程度ということでございます。単純に1公園当たりにはとしまして、約23万円程度かなということでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

わかりやすい答弁だと思いました。全体で11ヘクタール、街区公園ですね。それで1,600万を要していて、単純に1,600万割る11ヘクタールですということで、いわゆる平米150円として私は理解をしました。

この数字、また後で出させていただきますが、次に、この都市公園の指定管理、26年から30年、この地域社会振興会が受けられているわけですが、この選定時には、身近な街区公園の管理を地域にだんだんに移していくような基本方針があったかのように私は思っているんですが、間違いありませんか。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

指定管理者の提案で、指定管理者から事業計画の管理運営の基本方針の一つに、市民や関係機関、団体との連携、協働した管理運営というのがございます。まずは環境ボランティア、アダプト・プログラムでございますけれども、そういった団体の活動で現在19団体、約500名で協働いただき、進めていくこととしており、またそのほかにも、公園見回り隊といったソフト事業も現在展開

しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

2つ確認をしたいと思います。基本方針の中にこんな書き込みがあるんです。1つは、地域の代表者や市民団体代表者などによる都市公園運営協議会を設置して、市民の声を管理運営に反映しますということ。それからもう1つは、サポーターズ制度を設置し、可能な業務を登録、主体的に管理運営に携わっていただき、自分たちの公園という意識の醸成に努めますと。この2つの基本方針の進捗をどう認識しているか、答弁願います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

先ほど述べさせていただきましたが、市民や関係機関、団体との連携といたしましては、アダプト・プログラムということで、美化ボランティア活動を実施してございます。また、もう1点につきましては、その他の公園の見回り隊といったソフト事業ということで展開してございますが、それ以外のものについては、まだ余り進展していないという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

サポーターズ制度はまだ進展をしていないと。協議会についても多分年に一度かそんなもんかと聞いていますけれども、私、この振興会の基本方針を見たとき、非常に大きな期待を持っていたんです。だんだんにやっぱり都市公園、街区公園あたりは、地域の人にだんだん移っていったほうがいいなあ、いくべきかなあというような思いで見守ってきたんですけれども、なかなか離してくれないというか移らないと、残念なんです。

そんな意味で、私、まちづくり協議会とこの街区公園の関連について今から質問しますが、これは議場でもさまざまな場面でも私は地域の街区公園はだんだんに地域の方々に移していくような何か後押しを行政はすべきだというようなことは、市長も私の意見みたいなものを何度もいろんな場面で聞いていただいたと思うんです。例えば、先ほどの街区公園、平米150円ということを確認したんですけれども、当然これは地域社会振興会に支払っているお金がベースなんですから、関係する職員とか車両とか保険とか時間なんかを考えると、実際にはもっとかかっていると思うんですけど、それは別として、平均で1,500平米、23万円と、1つの街区公園が。それで、例えばお祭りなんかができているちょっと大き目の、例えば3つぐらい例を挙げますけど、本町公園、これは4,800平米あるんですね。これは単純に150円掛けると72万円、それから関富士ハイツの公園、これは69万、みどり町中央公園が85万5,000円、みずきの中央公園も。これは22の協議会が設置されて、いろんな要件を1つずつクリアをして、例えば一番主なのは、やはり安全のセーフティーネットですね、保険等、これをどういうふうに整備するかということは非常に難しいんですけれども、やはりこれあたりは地域に一定の額・要件を示して進めるべきだという思いがあるんです。いわゆるまちづくり協議会が22設立した、それでは何をやろうという意味では、

本当に素材としては、あるいはソースとしてはどうか、一つのツールとしては非常におもしろい僕は材料になり得ると思うんです。これを建設部のいわゆる公園の管理をしている部署でなくて、企画も財務も、そして市民部も含めて、どうにかこれアイデアを出し合って、一歩もう進める時期だと思う。取っつきやすいというか、地域の方が愛着を持っている公園を自分たちで管理することを一定の財政のいわゆる網をしっかりと担保しながら、あるいはセーフティーネットも担保しながら、どうにかやっ払いこうということを段階的に、そんなに一遍に69もできなくてもいい。1年に2つでも3つでもいい。こういうことを市長ね、進めるべきだと思うんですが、そういうお考え、スタートする準備、私の一つの提案、アイデアに関してどう思うか、感想を聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

現在、平成30年度の末まで指定管理者制度で都市公園、街区公園も含みます都市公園83カ所を地域社会振興会に維持管理をお願いいたしております。議員今ご指摘の地域の身近な街区公園を地域の皆様がさまざまな形でかかわっていただくということは、大変意義深いというふうに考えております。

現在も既に、少し今触れましたいわゆる里親制度、アダプトシステムを活用して、多くの市民の方がボランティア活動で展開をいただいております。今、その活動が余り進んでいないということを少し触れられましたが、しかしこの数年で、13カ所の皆さんが、グループが参画をいただいて、確実にこれは前へ展開しておるといふふうに思っております。ただ、当然、公園や施設の状況とか利用形態はさまざまでありまして、ご協力いただく地域の方々の実情とか思いも、これもさまざまでございます。

ご提案のまち協によります委託ということは、本当に理解できるものでございます。しかし、ご案内のように、この年間通しての日常的、継続的な公園管理は、草刈りだけではなくて、遊具の点検とか小修繕とかメンテ等の多くの業務がございますので、さらに環境美化のボランティア制度、あるいは指定管理者制度との関係を考える必要もありますので、これらを十分踏まえた上で段階的な検討が必要であろうというふうに現時点で考えるものであります。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

まち協がかかわりを持つことは理解できる、意義深いということ、段階的ということですので、ぜひこれはいろんなアイデアを出して、今までの既存のいろんなアダプト制度とか、これも整合を図りながら、どうにかこれを動かしてもらいたいということだけをここで述べさせていただきます。

時間がありません。多分、庁舎の問題と川崎小学校の問題はできないということを前提で、山車会館をやらさせていただきます。

局長、お待たせしました。山車会館、やらさせていただきます。

実は、このランニングコストのテーマを取り上げようとしたきっかけは、ことし3月の予算決算委員会でありました。資料説明、山車会館、3年をかけて3億2,000万の経費で今から始めるよということを資料をいただきました。それで、私質問したんです。ランニングコストどれぐらいかかりますかということ質問したときに、今の局長がこんな答弁をしたかどうかを確認したいんですけども、おおむねは算定しているけれども、具体的な整備内容によって額が変わる可能性もある。だから、今の時点でははっきりとした金額を示せないという答弁があったかどうか、確認をします。

○議長（前田耕一君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

3月の予算決算委員会の中で、維持管理経費についてのご質問をいただいた中で、まだ今後、計画を具体的に進めていく段階でございますので、さまざまな条件の変更があり得るといふような考えの中で、そのような答弁をさせていただいたというところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

3億2,000万も要する大きな事業に対して、一体全体1年に幾らぐらいかかるのか、二、三百万で済むのか、500万もかかるのか、ひょっとしたら1,000万も。これに対して、非常に大体知りたいなあと思ったんですけど、それでは今、あれから3カ月たちましたけれども、多分進んでいると思いますけど、山車会館、ランニングコスト幾らかかるか、お教え願います。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

「関の山車」会館につきましては、その整備の方向性を庁内で検討する中で、平成27年6月に「関の山車」会館整備についての計画を、見直しなどを行ったところでございます。この平成27年6月に作成しました計画の中で、管理に必要な最低限の人員費、あるいは施設維持管理に必要な光熱水費等により、年間の管理経費を594万円と試算したところでございます。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

簡単に、これ入はあるのかどうか。それからランニングコストの594万というのは、入は差し引いた額なのか、確認。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

先ほどの維持管理経費につきましては、入を見込んでいない数字でございます。

入につきましては、開館後では有料によります公開を考えておりまして、観覧料等の収入を見込んでおります。収入額の試算につきましては、同じく関宿内で公開施設である関宿資料館が大人1

人300円、年間1万5,000人ほどの入館者がありますことから、同等の450万円ほどを見込んでおります。これに物品販売等による収入を加えて、年間の収入見込みを474万円と想定しております。このことから、管理に必要な経費594万円から入館料収入等474万円を差し引きました170万円ほどが年間の支出になるのではないかと試算をしているところでございます。

120万円でございます。失礼いたしました。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

今、局長といろいろ問答しましたが、ここまでの話は予算決算委員会の中で議論されるべきなんです、これ。議案を予算を認めてこんな問答をしていたらだめなんです。議会基本条例第12条、議会は市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、市長に対し、次に上げる事項について明らかにするように求めるものとする。求めるものとするんですよ。いろいろあるんですね。政策を必要とする背景、経緯、類似団体との比較、市民参画等の有無、総合計画との整合性、財源措置、そして将来にわたるコスト計算、これは予算時に示さなければいけない。いいですか。この議会基本条例は、ちょっと担当部長に聞きたいんですけども、今言った7つについて、議会は求める権利があるだけではなく、市長はその政策を提案するときに、このことを特に意識して明確に示さなければならぬと私は読んでいますが、担当部長の見解をお願いします。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり議会基本条例におきましては、議会は市長が提案する重要政策については、将来にわたるコスト計算について明らかにするように求めることができるとされておりまして、これにつきましては、市が進めます政策施策について、その水準の向上と議会審議における公平性・透明性を確保するために行うものと認識しております。したがって、議員ご所見のとおりというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

鈴木議員。

○10番（鈴木達夫君登壇）

求めることができるんじゃない。求めることとすると書いてある。全然違うでしょう。できるんじゃないですよ、するんです。

時間がありません。やはり整備内容がしっかりしていないからランニングコストは示さないという答弁では、残念ながら説明責任は果たしていなかった、不十分であったということを指摘しまして、庁舎の問題、井上教育長職務代理者、大変失礼ですけども、質問をなくしてしまいました。またの機会にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

10番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午前10時51分 休憩）

(午前11時00分 再開)

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 尾崎邦洋議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

今回は、熊本地震の後を受けまして、亀山市で今後発生30年以内に70%確率が予想されております南海トラフ地震に備えてというテーマでやりたいと思います。

その前に、本年4月に熊本地震により被災されました皆様に対し心よりお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられました方々のご冥福を申し上げますとともに、早期の復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、今後発生が危惧されている南海トラフ地震に備えてということで質問させていただきます。

過去の地震の被災状況とか、そういったのを新聞とかテレビ等で見ますと、いつもよく聞かれるのは想定外の災害だったということを開きます。そこで、現在、亀山市が想定している最大の被害状況というか、この件につきまして簡単にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

5番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

議員ご質問の想定する被害状況といたしましては、さきに議員各位にもお示しさせていただいております平成26年3月18日に公表されました三重県地震被害想定調査結果がございます。海溝型の南海トラフ地震や活断層型の養老―桑名―四日市断層帯など、5つの被害想定が示されたところであり、亀山市地域防災計画の附属資料にもあるように、これらをもって本市の地震想定としております。例えば、議員先ほどおっしゃいましたように、最大となりますと、南海トラフ地震、理論上最大と称されているわけでございますけれども、想定死者数は、最大で約80人、想定避難者数は1万2,000人と明記されております。

これらの想定ラインを踏まえ、私ども亀山市地域防災計画にのっとり、市民のコンセンサスを得ながら、今の亀山市として講じることができる最大の人・物・金を用いて減災に向けた取り組みを重ねているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

それでは、2番目の質問に移ります。

非常食等の備蓄状況についてということで、先ほどお聞きしました数字の中で、避難者数が1万2,000人ということが想定している最大の被害状況ということを開いたんですけれども、非常食の備蓄ですね、これは現在、駅の近くにも備蓄されているのを知っておりますが、備蓄されている食料は、現在3日分というふう聞いておりますが、現在いろんな食料を備蓄していると思いま

すけれども、これが避難者1万2,000人の3日間、対応できるのか、その辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

災害用備蓄品、食料品でございますけれども、亀山市地域防災計画に明記されておりますように、人口の10%の避難者を想定し、管理しておる状況下でございます。数量でございますが、現在、アルファ米が2万6,500食、乾パンが1万3,632食、クラッカー類等のお菓子類が1,396食、粉ミルクが1,358缶、保存水、これはペットボトル1.5リットルですけれども、それが3万2,320本ということでございます。

先ほど1万2,000人の想定の中で、この数値がいかなるものかという質問でございますけれども、これらの備蓄品に加えまして、今考えておりますのは、既に締結している各関係機関や民間業者との災害発生時の応援協定を有効に機能させる中で対応を図りたいと、かように考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

人口の10%というと、5,000人分を現在、3日間過ごせるだけの備蓄食料があるという話になると思うんですけれども、じゃあ、この想定している1万2,000という数字とは7,000人の開きがあるんですけれども、想定どおりの1万2,000人避難者が出た場合、それは現在、その協定を結んでいるところも食料がそんなに十分に入ってくると思えないんですけれども、これで満足しているのかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

1万2,000人と先ほど私が答弁させていただきました10%のかかわりでございますけれども、基本的には1万2,000人を公という立場の中で網羅できるような、そんな体制もあるかもしれません。ただ、我々が追求しておりますのは、災害対策をやる中で、自助・共助・公助という考え方を一番に話させていただいております。やはり行政需要の中でいろいろな選択肢を含めての意思決定をさせていただきながらも、この備蓄品等を準備させていただいておりますので、そういった考え方を今後とらせていただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

自助・共助というお話も出ましたけれども、熊本のときもそうなんですけれども、夜中とか昼間にかかわらず、備蓄してあるというのは我が家でもそうなんですけれども、1カ所にまとめて置いてあると。大きな揺れが来たら、まず自分が避難するのが第一で、備蓄米を持つとか、そういったことにまで神経が多分回らないと思うんですよね。それで、そのまま家が倒壊すると、せつかくの

備蓄も役に立たないということになると、やっぱり過去の災害の例を見ても、なかなかやっぱり公に頼るといえることになると思うんですけども、ここに時間をかけ過ぎてもあれなんですけれども、次の質問に行く前に、最後に1つはお願い事なんで、提案なんですけれども、市のほうは市民の方に向かって3日分の備蓄とかいうふうなことを過去にもPRしておりますが、やっぱり3日分では、持って逃げたときに、過去、熊本を見てもどこを見ても、なかなか3日分というのも少ないような印象があるんですけども、やっぱり最低でも2週間、3週間分は備蓄をやって、もし持って逃げたときには、また分け合っても食べるような、そういうようなこともできるような体制をとっていただきたいというふうで、今後はそういったPRも市のほうからぜひやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

市の庁舎の非常電源というのは過去に聞いたことがあるんですけども、この非常電源について、毎年というか半年に一度か、その辺はわかりませんが、定期点検などは行っているのか、その辺のところを一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

市庁舎の非常用発電装置は、昭和54年に設置し、平成23年度に経年劣化のためオーバーホールを実施いたしてきました。以後、設備の機能維持を図るため、年2回、機器の点検整備を実施するとともに、年度末には庁舎を停電し、非常用発電装置の可動テストを実施いたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

年2回やっていただいているということで、一応は非常時に使える体制はとられていると思いますが、燃料、非常用電源を使うにしても、やっぱり燃料というのが要るかと思うんですけども、現在何を使っており、平時、現在、市での備蓄数量、これはどれぐらい備蓄されており、またこれは何日分ぐらいに相当するのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

本庁舎の非常用発電装置の燃料は、軽油を使用しております。その非常用発電装置の燃料は60リットルタンクを備えておりまして、稼働時間は、負荷にもよりますが、燃料タンクいっぱい60リットルで約3時間程度稼働できることとなっております。しかし、燃料を追加すれば延長が可能となりますことから、現在のところ、ドラム缶1本分、約200リットルの軽油を貯蔵し、備蓄をいたしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

60リッターのタンクで3時間という、1日もつかもたないかというぐらいの感じになるんですけど、当然、前回お聞きしたときには、ガソリンスタンド等と協定を結んで、非常時のときは持ってきてもらうということになっているんですけれども、平時の場合ならポンプで吸い上げることなく、電源さえあれば自動的にドラム缶に詰めて、また車で走ってこられるということも考えられるんですけれども、阪神・淡路のように、電柱が倒れたりして、道路にそういうものが横たわると配達すらできないと。また、その非常用に、過去に聞きましたときは、電源がなくても手動でという話なんですけれども、実際にスタンドに勤めてみえる方や、その経営者の方がスタンドの近くに住んでおれば何とかの対応をできると思うんですけれども、家が遠くて、車も使っては来られないとか、また家族が被災したという、なかなかその辺にも神経が回らないと思うんですけれども、そういったことを考えて、その辺のところも危機管理として考えておられるか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、災害対策本部が3階の大会議室なりに置かれるということで、今の非常用発電装置だけでは足りないだろうということを想定しておりまして、3階の大会議室に非常用発電装置にプラスして仮設の発電機を整備することで、照明及び非常用コンセントを使用できるように工事を平成21年度に行っております。先ほど私が申し上げましたとおり、昭和54年の発電設備でございまして、機能的に全てのいろんなところに使えるようにはなっていないところもございまして、下水ポンプとか水道ポンプ、エレベーター、電話交換機、一部の照明の設備だけしか稼働できないということで、それと、もう1つは、その装置が連続で2日も3日もすると熱を持ってくるということもありまして、オイルの交換も必要であるということも聞いておりまして、私もこの熊本地震が起こった後、外の非常用発電装置も見てまいりましたけれども、そんな状態で、燃料だけでは少し問題もあるのかなあと、課題を抱えているのかなあとということも見てきたところでございまして、そのオイルについても購入するように指示をいたしましたけれども、なかなか全体としては、それだけでは全部を補うことは難しいだろうというふうに考えるところでもございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

いつ来るかわからないという災害なんで、早急に手を打たないと、災害が起きてからしまったなあということでは、とてもじゃないですけれども、災害時の本丸になるこの庁舎で電源がないとかそういうことになったら、かなりダメージを受けるのは市民やと思いますので、早急に次の対策というのを打っていただくようお願いしまして、次の質問に入りたいと思います。

4番目ですけれども、福祉避難所についてということで、昨年の3月議会で質問させていただきまして、その回答として、市内の福祉施設と協議を行い、指定に向けた事務を進めるとともに、施設事業者との応援協定の締結を福祉担当部局とも考えているということでしたが、この1年間の間にどのように進捗したのか、お聞かせ願いたいと思います。また、今後についての考えもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

福祉避難所につきましては、地震・風水害等の災害発生時に、一般の避難所では避難生活が困難な要援護者が避難生活を送ることができるよう、特別養護老人ホーム等、一部を福祉避難所として使用することについて、昨年7月1日、本市と社会福祉法人6法人との間で災害時要援護者の福祉避難所に関する協定書という形で締結をさせていただいたところでございます。全体での受け入れ数は5名から30名の幅がございしますが、合計で80名となっております。

今後におきましては、地震・風水害等の災害に備え、各福祉避難所協定締結者との意思疎通を図り、減災に向けた取り組みを進めてまいります。また、受け入れ先として、今回、特別養護老人ホームを中心に考えましたが、今後、グループホームなども検討したいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

現在、協定を結んでいるところが6法人で、全体で80名の収容ができるということなんですけれども、これで実際に足りているのか。もし不足しているということであれば、何名ほど足りないのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

今回、福祉避難所をご利用いただける想定の人数の確認というのは、福祉部局でそれぞれ詰めさせていただいておりますが、要援護者の名簿等の事務も含めまして、今後確定する予定としております。よって、今回行いましたのは、そういった絶対数を網羅するという定義よりも、まず福祉避難所の必要性を全市的にとりたいということが1つ。それから横断的な物の考え方の中で、先ほども答弁させていただきましたが、グループホームなどにも声かけをさせていただく中で、市民全体が減災に向けた考え方を1つランクアップしていただけるような、そんな施策となるよう考えてまいります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

減災に向けての取り組みということですが、こちらのほうがひよっとすると難しいかと思うんですけども、全体数、これが実態がわかっていないと、現在何名分が足りないかということも掌握しないと、やっぱり今後の対応といえども災害が来るのは待たがきかないと思いますので、まず弱者をどうするかということは当然考えていただかなければいけないと思いますので、これについてもやっぱり早急に手を打っていただくということが大切だと思いますので、ぜひともこれについてはまた質問させていただきますので、年内のうちに、年内というか、もうすぐにでもそういった調査をやっていただいて、やっぱり対応できるようなことをやっていただきたいと思います。

次に、5番目の仮設住宅の建設用地についてということで、熊本地震で仮設住宅を整備すること

になった熊本県内15市町村のうち7市町村は、国の事前の要請があつたにもかかわらず、あらかじめ建設候補地を決めていなかったと。このため、候補地選びに時間がかかり、その分、完成がおくれるという事態になっているという記事を新聞で見ましたが、現在の亀山市の状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

亀山市地域防災計画において、応急仮設住宅建設用地として、1番目に、当面利用目的が決まっていない公共用地、2番目に都市公園、具体的にはテニスコート、野球場等と付記してございます。また、3番目に、民間の遊休地の順で決定すると記載されております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

地域防災計画を見ますと、仮設住宅の建設として亀山市で想定しているのは、小・中学校とか、そういったグラウンドを全部書いてあると思うんですけども、実際に熊本の例とか被災地を見ると、避難所というか、そういったところには体育館とかいろんなのを使うんですけども、住宅を建てるということで、仮設住宅をそういう公共の施設に建てるというのは、どうも合点がいかないと。学校は早くから始まりますが、運動場が使えないというのは、ちょっとおかしいというふうに感じます。

それで、ちょっと参考にお話ししたいのは、仮設住宅の建設主体は原則として都道府県で、用地は市町村が選ぶということになっています。国の基準では、発生から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないとされており、国土交通省のマニュアルは、前もって必要戸数を想定し、二次災害の危険性、ライフラインの整備状況を考慮して候補地をリスト化するように要請していると。民有地の場合は協定を結んでおくように求めているということになっているんですけども、現状、簡単に小学校のグラウンドということを地域防災計画の中にはうたってあるんですけども、やっぱりふだんから、例えば公共の施設、例えばどこにと言われれば、文化会館にも広い駐車場がありますし、例えば農協の駐車場とか、そういったところも仮設住宅として考えられるのであれば、また民間地としても、農耕地で、できるだけ民家に近いところでないと、そういうインフラの設備がないところには無理かと思うんですけども、そういったことを考えて結んでおかないと、いざ災害が起きて仮設住宅を建てようとしたときに、土地の所有者がどこへ行ったかわからんとか、それで現在の小学校しかないというときは、これは非常事態だと思うんですけども、やっぱり平時の間にそういうことをやっておかなければいけないと思うんですけども、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

先ほど事例的に議員申されましたように、三重県に応急仮設住宅建設候補地という定義づけの中では、東野公園であったり、西野公園、また関町の総合スポーツ公園多目的グラウンド、小・中学

校の運動場というような定義もなされております。ただ、現在、危機管理局といたしましては、先ほどご質問もありましたように、仮設住宅という問題がかなり発災後、大きな問題となっていることを承知しておる中、昨年度からではございますが、三重大学の浅野研究室と三重県建築士事務所協会から応急仮設住宅ガイドライン研究会への参加と資料提供がございまして、関係市ということで、関係室ともども参加をさせて、情報収集に努めているところでございます。また、当該研究会において、昨年度の中間報告として、3公園の運動場のライフライン等、現況の調査が行われた結果、西野公園運動場と野球場が適地とされまして、最大119戸の建設が可能というような報告はございました。

なお、本年度からでございますけれども、その他の市の所有地、また民間の遊休地、先ほど事例的に協定は必要じゃないかというようなご意見も頂戴いたしましたが、研究会におきまして、仮設住宅用地としての是非等も含め検討する予定でございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

この被害想定のあるからいきますと、建物全壊とか焼失というのは2,200戸を見ているんですよね。だから、2,200家族がいるとは言えないんですけれども、現在のところ119戸ということになると、かなり不足することも考えられますので、被害が最小におさまることが一番なんですけれども、やっぱり起こってしまえばその対応ということがあるわけで、平時の間にそういったことも考えて、できるだけ早く協定に結びつけて、戸数が不足することがないように対応していただきたいと思えます。

時間もありませんので、次に移りたいと思えます。

6番目の市庁舎及び他の公共施設の耐震基準についてということで、熊本震災のときに、財政不足ということから市庁舎の建てかえがおくれた宇土市の庁舎は半壊し、災害対策におくれが出たということがありました。このような現実、亀山市のほうも耐震工事はやって、何とか対応はとっていただいているんですけれども、このような熊本とかこの辺の状況を見て、一体市長はどのような考えなのか、その辺を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

尾崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

ちょうど昨日も森議員のお尋ねにお答えをさせていただいたんですが、さきのこの熊本地震において、観測史上初の震度7、2回というこの破壊力に大きな衝撃を受けたところであります。また、地域の災害拠点となります自治体庁舎や病院に被害や支障が出ている現状は、極めて深刻だと受けとめておるところであります。とりわけ今ご紹介いただきました宇土市役所初め5市町の庁舎については、財政難などから耐震性の強化がおくれたことなどが指摘されておりますが、電算システムが使えないことなどによる住民並びに行政機能の混乱は憂慮する事態にあるというふうに拝察いたします。また、熊本市市民病院などの医療拠点につきましても、現耐震基準を満たしていないのは、これは論外ながらも、電気・水道・ガス供給に問題が生じて、患者の受け入れや診療

の中止に至ったということなどは、他山の石にしなければならないというふうに率直に感じておるところであります。

本市といたしましては、現在まで庁舎を初め公共施設の耐震化、市民行政情報の分散化などの取り組みを進めてきておるところであります。従来の知見の範囲におきましては、耐震性の確保ができていたと考えるものではありますけれども、今回の熊本地震を経て、いま一度、地域防災計画の重要性、防災拠点としての機能性について調査・検証する必要があると感じるものであり、庁内に指示をしたところあります。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

市の庁舎の建てかえということをおもってきいているんですけども、こういったことを踏まえて、ぜひ。

最近の建物は、免震ということで、揺れを小さく抑えろとか、そういった機能をつけている建物というのは意外と強いというふうに聞いておりますので、ぜひ市の庁舎建てかえも、ぜひ検討の中の一つに入れていただきたいと思っております。

時間もありませんので、その次に行きたいと思っております。

次は7番目、被災後の職員の確保と支援についてということで、職員の応援態勢について質問させていただきます。

亀山市が被災したときに対応するのは、正規職員というふうに防災計画の中にはなっております。実際に大災害に見舞われたときに対応は十分なのかを聞きたいと思うんですけども、現在、正規職員が約580名として、四日市、津市、また鈴鹿からも来られていると思うんですけども、この辺から通勤している職員等が、災害が起きたときにこの亀山市まで来られるかという点もありますし、また地元の職員でも、家族に被害を受けて重傷者が出たとか、実際に自分の家が倒壊しかけたとか、そういったときには出てこなくていいというような規約になっていると、この580人が580人そろって出てくるかどうかというのも考えられません。実際に、市のほうに庁舎に出てこようとしても、道路が寸断されたりする場合もあり得ると、580人が580人として機能しない場合があると思うんです。

そこでお聞かせ願いたいのは、現在、正規職員で580名のうち、他の市からこちらへ通勤している方、それと病院とか非正規の方、そういう方は何名おるか。実際に被災して市としてのこの業務をやるのは、やっぱり医療センターとかそういうところで働いている方は当然こちらへ行ってもらうわけで、実際のこの正規職員の580名が一般の市民の対応ができる人数を知りたいというので、他の市から来ている通勤者が何名、またそれとか医療センターとか幼稚園とかそういう勤務している方を除くと一体何人になるのか、その辺のところを数字を上げて教えていただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、現在の職員数でございますが、本年4月1日現在でございますが、正規職員が583名で

ございます。また、これに対する非正規職員は536人ということでございます。また、正規職員の中で、市外から通勤しております職員は166人でございます。また、議員からは、消防職員、病院職員及び幼稚園、保育所の職員等、日々の日常業務の中でなかなか災害対応ができない職員につきましては、消防職員が83人で、病院職員が82人、幼保の教諭等が68人ということでございまして、実際に技術職と事務職等の職員のみということになりますと、300人程度になるかというふうに思います。その中から、また市外の職員等がこの中では約100名等がございますもので、例えば道路等の寸断等が行われ、市外の職員が登庁できない状況になれば、正規職員の市内としては200人程度で対応するものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

いろんな事情があると思うんですけども、やっぱり災害が起こる、災害に備えるということは、やっぱり最悪のことを考えて対応もしなければいけないと思うんですけども、実際にこの200名で、実際にここに先ほど言いました避難者が1万2,000名、負傷者が1,100名、これは別ですけど、死者が100名、建物の全壊2,200とかというようなこの数を、被災者が出たときに、この200人でどれだけ対応できるかと。また、この200人の中でも自分の家の倒壊とか負傷者が出た場合は来られないとなると、これではもう絶対対応し切れないと思うんですけども、今後の対策として、非正規のこの536名の方とか、やっぱり市のOBとか、また例えば消防も市の職員ですけど、地域の方でそういう方を自治会としてどういう方が出てもらえるかというようなことを確認して、やっぱり何かあったときにはそういう対応ができるような対策を打たないといけないと思うんですけども、その辺について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

最大で1万2,000人の避難者が出た状況を顧みますと、実質何人の職員で市の必要な業務をこなせるかということにつきましては、早急に算出する必要があると思います。これにつきましては、昨日、森議員にもお答えいたしました。BCP計画（業務継続計画）を本年度中に策定してまいりますもので、今議員がおっしゃられました非正規職員の活用でありますとか、地域の方々の活用等、こういった視点もBCP計画の中で検討しながら策定に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

ぜひやっていただきたいと思います。

それと、ちょっと新聞で見たんですけど、南海トラフとかそういうようなときで、津波とかそういうような、亀山は関係ないんですけども、災害が起きると、全国各地からやっぱり救援物資とかそういうのが届くんですけども、市の職員だけで、その運搬とかそういうようなことができないということも当然あると思います。そういったことで、今やっていることは、トラック協会、そ

こまでいなくても、亀山市にも運送会社があるもので、市の職員が車を運転して運ぶということではなく、こういったときにトラック、運送会社との協定も結んで、そういった運搬はやってもらえるし、食料とかそういった仕分けとかそういったことも、やっぱり民間の手をかりてできるところは、そういったこともぜひ今のうちに考えておけばということを提案しまして、次の質問に入ります。

罹災証明書等の各種証明書の速やかな発行についてということなんですけれども、熊本の場合もそうですし、災害が起きたときに、今回の罹災証明も出るのは1カ月以上かかったと、そういうようなことを世間では言われております。亀山市の場合、この庁舎が、果たしてこの震度7とかそういったあれに耐えるかどうかというのは実際に起こってみないとわからないことで、実際にそういうような、もしこの市の庁舎にも被害が若干でも及んだりすることも考えられるんですけれども、そういったときに、罹災証明を早急に出してほしいという要求も来るかと思うんですけれども、そういった罹災証明書、これの速やかな発行ということ、災害が起きたときにどのように考えて対応しようということや、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

亀山市地域防災計画には、災害対策本部設置時におきましては、各対策部の所掌事務が明記されておまして、罹災証明、先ほど事例的に申されました発行であり、また台帳の作成につきましては、総務対策部の総括班ということになっております。また、平常時におきましては、私ども危機管理室が担当してまいるわけでございます。

なお、平成19年4月15日発生の三重県中部を震源とする地震、昨日森議員からも資料等提示していただいたわけでございますけれども、その折の実績値になりますと、罹災証明ということで、おおよそ200件ぐらいの申請がなされたということでもございました。危機管理室、少数でございますので、全市的な、横断的な人的配備の中で、各担当部署からの応援を引く中で、罹災証明を発行してきたということでもございます。

それから昨日もご提案いただきましたように、当該システムに関しましては、西宮方式等々が現在広く入手可能になっておりますので、私どもの亀山市として一番よりよきシステムを構築すべく、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

罹災証明ということもあるんですけど、庁舎がこのままの姿で残っておればいろんな対応ができると思うんですけれども、罹災証明をもらってということは考えられるんですけれども、この中の一つで、例えば、この中に想定される中には死亡者というものも何人か入っておりますが、実際にこの庁舎があれば問題はないと思うんですけれども、死亡者が出たときの、例えば夏場であれば、やっぱり腐敗とかそういったこともあると思うんですけれども、市のほうは、例えば火葬場がそのまま残って市の庁舎がちょっと何かあったときに、そういったときの火葬の許可証とかそういったものは速やかに発行できるのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

坂口市民文化部長。

○市民文化部長（坂口一郎君登壇）

埋葬許可証等のことですが、平成27年の東北の地震のときに、こういった埋葬の許可のことにつきまして、厚生労働省より連絡がございました。具体的には、死体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれがある場合につきまして、そういった埋葬許可証が速やかに発行できない場合につきましては、市町村としては死亡診断書、または死体検案書の内容及び申請者の住所氏名等を確認の上、埋火葬許可証にかわって特例許可証を発行して、火葬場においては、その特例許可証をもって埋火葬を実施してほしいと。さらに、その特例許可証が発行もできない場合においては、死亡診断書及び死体検案書の内容及び申請者の住所氏名等の確認の上、埋火葬を行ってほしいと、そういった連絡がございまして、被害の状況に応じまして、国・県等と連携をして、そういった対応をとることになろうかと思えます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

医者の方で死亡診断書等をとるとしましても、民間の方であれば、個人の開業医とかそういうのでは、避難されたりいろんなこともあるかと思うんですけど、そういう場合は、医療センターというのは被災さえしなければ、やっぱり死亡診断書等をとる場合は医療センターへ持っていけばいいかどうか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

答弁を求めます。

井分局長。

○危機管理局長（井分信次君登壇）

死亡診断書となりますと、いろいろな法律の絡みも出てまいると想定ができます。よって、医師法並びに戸籍法等々の確認をさせていただき中で、行政として対応してまいりたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

応急措置として火葬もできるかもわかりませんが、火葬をやった後で、また保険の対応とかそういうようなので、また火葬した後では出ないとか、そういうような問題があると困るもので、その辺のところですね、また個別に個人的に聞きにいきたいと思えます。時間がありませんので、次へ行きたいと思えます。

職員のメンタルケアということで、熊本の例でちょっと見たんですけれども、結構少人数で大勢の被災者を見ていると。昼夜問わず被災した後は、市の職員の方はそれぐらいの時間で対応しているということになると、家族に被災者とかそういうようなのがおる場合は出勤しなくてもいいとはいえ、軽傷であれば出てくるような方もおると思うんですけれども、これが1週間、2週間で終わればいいんですけれども、長引いて1カ月とかそういうような状況になった場合、やっぱり鬱とか、

それとかノイローゼとか、そういった職員が熊本のほうでも実際には出ていると。それ以外にも、やっぱり東日本のときなんかでも職員の方というのは、かなり長期間にわたってそういう対応をされたと思うんですけども、こういったメンタルケアというんですか、こういったことは市のほうでも、やっぱりこういった平常時に考えておかないと、なかなかそういったときの対応はできないと思うんですけども、その辺のところをどのように考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

被災状況が激しく、被災者の対応や復旧が長期化するにつれまして、肉体的な疲労や災害時のショックなどのさまざまな要因から心的ストレス、いわゆるPTSDを感じる職員が増加することは、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本の大震災においても事例が報告されているところでございます。

本市におきましては、過去に東日本大震災直後、被災地に消防職員を派遣しております。その際に、帰還しました消防職員の心理状態を臨床心理士が診察を行い、医師につなぐといったメンタルケアを行った事例がございます。災害時における職員に対するメンタルケアとしましては、このような対応が想定されますほか、本年度から導入します精神状態をアンケート形式で調査するストレスチェックの活用でありますとか、産業医による健康相談、その後、治療が必要な場合には、専門医の医師につなぐなどの対応も想定しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

最後の質問に入りたいと思います。

地籍調査についてなんですけれども、現在、亀山市は休止状態というか、そういう状態で、進捗率は非常に悪いと思います。そういった中で、もし災害を受けて、それで私も本町というところに住んでいるんですけど、隣との境界とかそういったのは、なかなかもうあの家を建てかえたときにははっきりしているんですけども、実際に家屋が倒壊したときに、次に建てかえということを考えた場合、もちろん揺れているときにはやらないと思うんですけども、1カ月、2カ月たてば、当然直すという、原型をとどめておけば内部だけでも済むかもわかりませんが、倒壊や半分倒壊したというような状態になると、家を建てたいという欲求が出てきて、建てかえるときに、自分のところが勝手にこの辺やということで家を建てても後で問題が起きるかわからないんですけども、その辺、災害を受けて家を建てかえ等のときに、この調査が進んでいないために家も建てられないということになる可能性はあるかということで、おくれることはないのかということは産建の委員会の中で聞いたときに、非常に時間がかかるかもわからんという回答は得ているんですよ。それで、今後やっぱり地籍調査、時間がかかってもやってもらわないと困るんですけども、地籍調査については市長のほうから、今後どのように進めていただけるのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

地籍調査のお尋ねでございます。平成28年度につきましては、新たな事業着手を行わず、着手済みの地区の成果を法務局に送付するための事業を実施いたしております。この事業は、国・県の補助事業の対象とはならないため、市単独事業で実施となっております。そして今後、平成29年度以降の新規事業につきましては、現在、用地管理室におきまして、年度末を目途に、区域とか手法等を含めた計画を検討中でございます。これまでの事業の進捗状況を見ますと、事業推進には、土地の所有者を初めとした調査地区の関係者のご理解とご協力が必要不可欠でございますので、地籍調査事業の啓発に一層努めまして、事業効果が得られる地区の選定等を進めていきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

尾崎議員。

○5番（尾崎邦洋君登壇）

過去に地籍調査がおくれているということと、それと早急に、やっぱりこのままいけば何百年かかるかわからないという速度でやっているということで、やっぱりこういう災害とかそういったときの復旧とか復興のためにも、地籍調査はやっぱりきっちりやっていただきたいということを申し上げまして、これで今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（前田耕一君）

5番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 中村嘉孝議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

新和会の中村でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

本日は3点ほど質問いたします。

まず1点目の地方分権（地方分権一括法関連）についてでございますが、これまでの分権改革に対する見解ということでお尋ねしたいと思っております。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されまして、かれこれ16年が経過いたしました。これまでの機関委任事務が廃止され、地方自治体の行う事務が自治事務と法定受託事務とに大別されたと、そういったわけでございます。これまでの中央官庁主導型の通達行政から脱却して、住民本位で考え、みずからの裁量権をそれで想像力を発揮すると、そういった市政が期待されていると、そういったわけでございましたんですが、しかしながら現実には、地方分権は建前にすぎず、機関委任事務も法定受託事務に名を変えただけであったと、そういったこと。

この分権改革の目的の一つとして、特に弊害の大きい東京一極集中をなくして、地方創生、再生するというところでございました。ところが平成27年、昨年でございますけど、この東京圏、首都

圏ですけど、約12万人の転入超過があったらしいと。このいわゆる東京圏、首都圏でございますけど、人口が現在約3,600万、これは約全国の3分の1ということで、こんなことは少し異常な時代じゃないかと、そのようにも思っております。日本列島で3分の1が首都圏におると。特に、この人口流出というのは、大学の進学時や就職のときに集中していると。地方の企業への若者の人材確保が大変難しいということ。我が国の発展を支えてきましたこの中央集権体制の社会経済システムというのが、もはや有効に機能しなくなってきたと、そのようにも考えております。

一方で、ご承知のとおり地方は、分権一括法による市町村合併、平成の合併でございますけど、行財政改革にも懸命に取り組んでおり、はるかに国を上回る努力と実績を積み上げてきたと、そのように考えておるわけでございますが、今般、まち・ひと・しごと創生総合戦略等行われているわけでございますけど、地方は疲弊する一方でございます。地方から声を少しでも上げていくべきだと、そのように考えまして、今回のテーマは少し大きいんですけど、質問させていただくわけでございます。

そこでお尋ねしたいと思うんですが、これまでの分権改革、約16年間に対する市長のご見解をお伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地方分権改革につきましては、ご案内の平成5年の衆参両院の地方分権の推進に関する決議を起点として、機関委任事務制度の廃止等を行った第1次地方分権改革から三位一体改革、次いで、義務づけ、枠づけの見直しや、国から地方への事務権限の移譲などの第2次地方分権改革と変遷をし、既に20年余が経過をいたしました。議員ご指摘の平成12年の地方分権一括法の施行からも、はや16年ということでもあります。

分権改革は、これもご指摘ありましたが、中央集権的な我が国の行政システムがもたらす首都圏への一極集中や地域経済の空洞化、これらを解消する意味でも大変大きな歴史的な転換点というふうに認識をさせていただいておるところであります。振り返りますと、長きにわたりますこの分権改革を通じまして、確かに事務権限の移譲や義務づけ、枠づけの見直し等によります個別的な進展もございましたけれども、ご指摘のように、例えば税財源の配分など、まだまだ国と地方の関係が飛躍的に改善されたとは言いがたい状況にあるというふうに考えておるものであります。中でも初期のころの地方分権改革は、団体自治の拡充により重きが置かれておったところでもありますけれども、今日、真の地方分権改革を実現するためには、住民自治の進展・成熟化が不可欠でありまして、そうした考え方からも、本市の場合、市民参画や地域コミュニティの仕組みづくりに積極的に取り組んできたという一面もございます。また、国と地方が真に対等・協力のもとに、そういう関係となるためには、本当にこれは繰り返して恐縮ではありますが、地方税財源の拡充、この50%、50%の国と地方の配分比率というものをやっぱり実現させていくということは、この実行ある協議がなされることを引き続き求めていかなくてはならないというふうに考えております。

こうした中で、国は地方の発意と多様性を重視した改革の推進を図ることとしておりますので、

こうした動きを捉えながら、引き続き地方の自主・自立につながるような環境整備に、これは地方6団体、本当に英知を結集してこれからも勝ち取っていかなくてはならないというふうに考えておるものであります。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。

市長が言われるその税源移譲の話、以前からの話でございますけど、これはまた後段でちょっとお尋ねしたいと思います。

やはり、この中央集権体制も、いずれは抜本的に見直して、国は国で本来の国の仕事をする。地方は、市民とともに独創的な行政運営ができる真の分権型社会に移行することが求められておると、そういうことでございまして、この地方分権一括法についてでございますけど、第2点目でございますが、今回第6次、1次から6次で、今回6次まで新しく法律が施行されたわけでございますけど、28年度5月に成立しましたこの、正確に言いますと、この法律の名前が地域の自立性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律と、長い名前でございますけど、今回も権限移譲や、市長が言われました義務づけ、枠づけの見直し等が示されたわけでございます。第1次一括法が平成23年に公布され、第6次まで成立したわけで、この一括法を、これにとってメリットがあるのは指定都市とか政令市、そういうところはメリットがあるらしいんですけど、なかなか小規模市町村ではメリットもないとも聞いております。

そこでお尋ねしたいんですけど、必置規制、以前からありました、これも廃止・緩和でございますけど、これが行われてからかなり長い年月が流れておるわけでございますが、現在はこれが義務づけ、枠づけに変わったと、そのようにも理解しておるわけでございますけど、現状は、この必置規制はもうどうなっているのか、現在わかる範囲でお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

必置規制は、国が地方公共団体に対し、特別の資格を有する職員や附属機関を設置しなければならないと義務づけられているものを指し、その廃止と緩和は、第1次地方分権改革における地方分権一括法による関係法律の整備によって行われました。これは議員ご指摘のとおりでございます。

こうした国による自治体への規制の緩和の取り組みは、第2次地方分権改革における義務づけ、枠づけの見直しへと引き継がれ、本市におきましても、社会教育委員の委嘱基準、また消防長及び消防署長の資格の基準等に関し、関係条例の整備を行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

必置規制もその2点ぐらいということでございます。

次に、その義務づけ、枠づけの見直しについてですけど、今回新しく見直された事項につきまして、それと過去、一括法の見直しの代表的な義務づけ、枠づけの見直しもどんなものがあるのか、

その内容をお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

義務づけ、枠づけの見直しにより、附属機関の委員の基準や施設・公物の設置管理の基準が法律から条例に委任されたことから、これまで公民館運営審議会の委員の委嘱基準や、市が管理する道路の構造の技術的な基準などについて、関係条例の一部改正を行ったところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

今回のこの第6次の義務づけ、枠づけの見直しでございますけど、毎年あるわけですが、当亀山市にとって、今回のこの義務づけ、枠づけの見直しは、その効果とメリットですけど、どんなことが考えられるのか、あればご答弁願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

義務づけ、枠づけの見直しの効果・メリットということでございますが、効果といたしましては、これまで国が法令で定めていた基準について、地域の実情を踏まえ、自治体が条例で自己決定する余地が拡大し、地域の自主性・自立性が高まることにつながってまいります。また、地域の実情に応じた基準を定める条例を議会においてご審議いただくことで、政策議論が活性化することは、メリットの一つであると考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、権限移譲でございますけど、今回の6次一括法においても権限移譲があったと考える。国から市へはほとんどないと思うんですけど、県から市への権限移譲があったと思うんですけど、具体的にどんな事項があったか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

第6次地方分権一括法では、一括改正された15法律のうち11法律の改正が地方公共団体への事務権限の移譲等に関するものでございます。これらの事務権限移譲のうち、国から地方公共団体の事務権限の移譲につきましては、議員ご所見のとおり、本市が対象となるものはございませんでした。また、都道府県から市町村への事務権限の移譲のうち、本市も対象となるものとしたしましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、都道府県が策定することとなっている高齢者居住安定確保計画が市町村において策定可能になるものでございます。このほかに事務権限の移譲ではございませんが、第6次一括法による法改正によりまして、地方公共団体への権限付与並び

に新たな雇用対策の仕組みとして地方版ハローワークの創設などがあるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。このご答弁のありました権限移譲につきましても、当亀山市において、同じ先ほどのあれじゃないですが、メリットがあったのか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

権限移譲による市のメリットでございますが、事務権限の移譲によるメリットといたしましては、市が事務権限を持つことにより、市民の意向を反映した主体的な意思決定や、市の特色を生かした行政の展開が可能にある点であると存じております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。

次に、提案募集方式の取り組みということで、今回の一括法で、前回からもちろんあったんですけど、今回特にこれが目立っておるということで、平成28年の分権改革に提案方式の取り組みということが出ておりました。その趣旨として、個性を生かし、自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進する必要があると。このため、地方分権改革において地方の発意に根差した取り組みを推進することにして、個々の自治体から改革に対する提案を広く募集して、その提案の実現に向かって提案募集方式を導入すると、そういったものらしいです。

このことについて、提案の対象や提案主体も幅広く、我々議会のほうもあるらしいんですが、この募集方法及び時期等、具体的にご説明お願いいたします。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

提案募集方式の内容でございますが、募集方法等につきましては、まず国から直接、各地方公共団体に対してということと、今おっしゃられたように議会ということに対しても対象となってまいりまして、これについては年1回募集が行われるというふうに確認しておりまして、募集時期につきましては、例年春先から夏にかけてということで確認をしております。

募集方法でございますが、その際には各部局に照会を行い、情報共有を行っておるのが現状でございます。しかしながら、提案実績については、現在のところない状況でございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

まあなかなか中身も難しいので、そりゃあそういうこともあるかもわかりませんが、一応提案主

体も市も対象になっておりますので、当亀山市も今回いい機会だと考えるわけでございますけど、難しい問題もありますけど、提案する意思はあるのかなのか、それをお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたが、県内の市町から提案の募集の実績は現在はない状況ではございますが、引き続き事務権限の移譲を受けることで改善が見込まれる事務、こういったものがある場合には、提案募集制度の活用については検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

はい、わかりました。今のところないということで。

先ほど市長が言われました分権改革の考え方でございますけど、今後の。地方分権推進法が施行されて、先ほどこれも市長も言われまして、20年たって、一括法が施行されて16年と、かなりの年月がたったわけでございます。その間、いろいろ三位一体の改革とか地域主権改革等々、いろいろ分権改革がなされたわけでございますけど、なかなかその効果が上がっていないのが現実でございます。特に、その改革の中で最重要課題でありました、これは市長がお触れになった例の地方税の改革、税改革だと、そんな思いでございますけど、普通、地方分権改革といいますと、権限の拡大やら権限移譲、そういったものを思い浮かべるわけでございますけど、ほとんど成果らしきものがなかったと。

東京一極集中、中央集権が以前に増して進む中、改めて真剣に分権改革を考える時期だとも思います。確かに、全国市長会や市議会議長会を初め地方6団体が長年にわたって国へ強く要望していただいているのはもう十分承知でございますけど、なかなか国が動こうとしない。知事会もかなり、全国知事会も先般もテレビで言うていましたけど、必死になって要望はしていただいておりますけど、一向に動かないと。当然、我々も含めてのことでございますけど、これまで以上に強く国へ要望していかなければならないと。何もしなければ余計動かないと、そう思いますので、このことにつきまして市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市といたしましても、今後についてもみずからの地域をみずからでつくるという、まさに真の地方分権、分権型社会への転換という、これを目指して、息の長い取り組みをまだまだしていかななくてはならないというふうに思っております。

先ほど申し上げましたし、議員もお触れいただきましたが、この地方分権改革の推進につきましては、これまでも全国市長会など地方6団体を通じて要望活動を重ねてまいりました。当然個別的にもさまざまな要請をしたり、そういう活動を展開いたしてまいっておりますが、引き続きまして、国と地方の協議の場などを通じまして、まさに国と地方が対等・協力の関係を築いて、地域の自主性、自立性を高めていけるよう、関係団体との連携を一層図りつつ、その実現につなげてまいりたい

いというふうに考えておるところであります。

また、これは議会におかれても、議会改革でありますとか、さまざまな取り組みを進めていただいているのは、まさに団体自治を強化していこうということであろうかというふうに思いますし、私ども、いわゆる住民自治を高める活動も含めて、本当に本市の自治の力がさらに前進できますよう、しっかり国に対しては申し上げてまいりたいというふうに思いますし、努力をいたしてまいりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ありがとうございます。毎回言うていかないとなかなか前に進まないですので、よろしくお願ひします。

何年たってもこの東京一極集中というのはとまらない、権限移譲も重要なものはおりてこない、地方は疲弊する一方と、なかなか小さな市町が頑張ってもなかなか難しい面もございますけど、地方は地方で頑張ってきたと、そのように今国を上回る実績も上げてきたと、そんな思いでもございます。これからも地方都市が地方分権の担い手として声を上げて、少しでも改革の道のみずから切り開いていかないと全然前に進んでいかないとしますので、ひとつ市長、よろしくお願ひいたします。

次に移ります。

地域コミュニティのしくみづくり支援事業でございます。

地域活性化支援事業補助金についてということでございますが、この事業について、以前いただいた資料によりますと、その事業概要として、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げる自立した地域コミュニティ活動を推進するために、多様な主体による地域の包括的な議論の仕組みづくりや、その主体的な活動を支援すると、そのように表記がございました。市内全域で現在まちづくり協議会が22地区設立されたこの現在、こういったまち協が自主的な活動を展開できるように、この補助金で財政面での支援をすると、そのようにもあります。

この補助金は、地域予算制度に向けたインセンティブ制度、つまり地域予算制度に向けた奨励制度といえますか、こういった制度創設のための報奨的な仕組みといえますか、つまり外からの動機づけと、そのように私なりに理解しておるわけでございますけど、この補助金の内容と、これが地域予算制度にどんな役割を果たすのか、このことについてお伺ひいたします。

○議長（前田耕一君）

深水市民文化部参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域活性化支援事業補助金につきましては、地域まちづくり協議会が行う自主的かつ主体的な活動に対し交付する公募型の補助金で、特色ある豊かな地域づくりを促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とするものでございます。

具体的には、まちづくり協議会が地域課題解決のために実施する事業を支援するための制度と位置づけております。これまでに地域まちづくり計画の策定や河川環境の整備、獣害対策、鉄道遺産群の説明板整備など、多様な事業に活用いただいております。また、この補助金は、地域まちづく

り協議会を対象としておりまして、上限30万円で3分の2の補助率の公募型の補助金でございます。したがって、3分の1の自己財源を必要としますことから、既存の事業の見直しが求められ、また新たな地域課題の解決に向けてまちづくり協議会が事業を提案して、選定委員会での選定を得て取り組んでいただくものでございます。

こうしたことから、この補助金の活用状況を踏まえまして、地域予算制度の創設の参考といたしたいと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

地域予算制度の参考としたいと、そのように理解させていただきました。

この地域予算制度でございますけど、いま一歩、私もちょっとどんな制度かというのが理解できない。きちっとご説明も今のところないので、それも仕方ないと思うんですが、市民の方々も、ほとんどこの制度については聞いたこともないようなことも言うてみえる方も多いですし、ほとんどまだ理解がないのが現状だと思います。

しかしながら、この資料を読ませていただきますと、もう来年の4月から導入、運用と、そのように表記がございましたので、もう時間がなかなかございません。私が思いますには、先ほど市長がこれも言われていました、前段で言った中央集権から地方分権、地方分権から地域分権というか、極端に言うたらそんな話だと思うんですけど、この地域内分権といいましても、市役所には国から補助金が来ます。それは市役所に補助金が来るということで、地域には直接お金が行っていないということで、財源の一部をさらに地域へ移すということで、行政だけでなく、市民やまち協が地域の課題解決等にそういった仕組みづくりを進めていくと。そういう形の中で、具体的に言うならば、地域予算制度というのは、従来の市民団体に交付している限定的な補助金、そういった制度でなくて、その使途が自由で、補助率のない交付金のようなものと。つまり、各地域に一定の予算を配分して、その使途を地域において意思決定してもらおうと、そういった制度と認識しておるわけでございますけど、この地域予算制度について、わかりやすくご説明願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域予算制度につきましては、議員おっしゃるとおり、地域へ交付されております補助金等を一括化するなどして、地域にとって自由度が高く使い勝手のよい交付金制度を創設するものでありまして、それぞれのまちづくり協議会の自立した活動が促進されるように、平成29年度の開始を目指して、現在制度設計を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

先ほどお尋ねいたしました地域予算制度の補助金も、地域活性化支援事業補助金、これに類似したようなものだと理解させていただきました。

現在、先ほど言われましたように、うちの地区でもトータル30万2,400円、活動費と人口

割と基本額と、そういった形で、これはまち協に対していただいておりますけど、他市でも名張市とか現在盛んにやっているところもあるんですけど、その予算制度のタイプとして予算提案型と交付金型と、その大きく2通りがあると聞いておるんですけど、当市はどんなタイプの補助金になるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。上限はどれぐらい考えてみえるのか。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

お尋ねの地域予算制度のタイプでございますが、他市の状況を見てみますと、地域予算制度のタイプとして、均等割、人口割等に基づき、地域の組織に対し地域予算として一括交付金を交付する交付金型や、地域の組織が予算提案権を持ち、地域の提案に対する行政の予算査定を得て、予算化された事業を行政が執行する予算提案型などがございます。亀山市の地域予算制度につきましては、一括交付金を創設する交付金型を基本に現在検討を進めております。

また、上限はどうかということでございますが、一括交付金の上限などの詳細につきましては、現在検討している段階でございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

現在のところ上限も決まっていないと、そのように理解させていただきました。

地域のつながりが強くなって、信頼関係も増して、よりよい地域社会をつくると。近年、私もこれは知らなかったんですけど、ソーシャル・キャピタルというんですか、そういった言葉が注目を浴びておるようでございます。インターネットで載っていましたが、これはつまり簡単に言えば、皆が仲よくつき合い、互いに信頼し合って助け合えば、世の中は万事うまくいくと、具体的に言えばそういうことらしいです。

この地域予算制度も、究極的にはそういうのを目指しておるのかなあと、そのように思うんですが、この地域予算制度も先ほど言うたように、運用がもう来年4月ということでございまして、全く時間がないし、この地域の住民の方々にとっても、まだ先般、まち協がコミュニティから22地区ですけど変わったばかりで、その中でもまだ課題・問題点も多い中で、なかなかいきなり来年の4月から導入となると難しい面もあると思うんですけど、この1年間で導入に向かって周知等々、どのようにされるのか。また、22地区全部同時に導入されるのか、それについてお尋ねします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域予算制度は、平成29年度の制度開始を目指して、全地域に同時導入に向け検討を進めているところでございます。

制度の設計につきましては、地域まちづくり協議会連絡会議や自治会連合会を中心に、地域のご意見を伺い、現行の補助金と一括交付金化する範囲や一括交付金の配分方法などの詳細について制度設計してまいりたいと考えております。また、制度導入に当たっては、混乱が生じないように、地

域の方々と十分に調整を行ってまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

まあ混乱が生じないよということ、とにかく時間がございませんので、市民に理解していただきますように、難しいですけど、とにかく一生懸命頑張ってもらって、来年の4月に間に合うようにやっていただきたい、そのように思います。

3番目の、その地域担当職員の配置ということでございますけど、地域まちづくり計画の支援を行うために地域担当職員の配置を継続すると。この担当職員の役割として、地域課題の解決に向けた相談に応じたり、法令等、現行制度の範囲内で優遇された支援のメニュー、そういった活用について明示をしたり、地域の自立をサポートするのが役目らしいんですが、この地域担当職員の役割などはどこまでするのか、具体的にご説明を願いたいと思います。例えばまち協の会議に毎回出席するとか、その辺のところですけど、お伺いいたします。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担当職員の役割としましては、地域の会議に出席して地域にかかわる多様な情報の収集を行うとともに、地域まちづくり計画の策定のための情報提供、相談対応、助言、会議を円滑に行うために必要な支援などを行うことと、地域担当職員を構成員とする亀山市地域まちづくり推進チーム設置に関する規定に定めております。したがって、この規定に基づきまして、地域まちづくり協議会の定例会議には地域担当職員が出席させていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。地域担当職員の方も市役所の職員でということ、温度差もいろいろあると思いますし、その担当職員の方の職務によっても残業等々多い方も見えると思います。そういった中で、夜の会議等々も出ていただくのもその職種によっては大変だと、そのように思いますが、担当職員として、どういったことをするのかというような決まりとございますか、そういったものがあるのかどうか、こういうことをしなさいというような書いたものがあるのかどうか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担当職員の業務でございますが、地域の会議に入らせていただきまして、会議での議事の円滑な進行の助言だとか、例えば地域で課題解決に向けての取り組みを行う場合、行政の施策としての整合性などの情報提供などのところの助言などを行っております。また、あと地域担当職員につきましては、それぞれ全地区22名配置されておりますので、それぞれの地区の現状や課題についての情報の共有を行っておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。いろいろ温度差もあるし、地域によって違うと思います。ちょっと時間も押しておりますので。

それと、またその地域リーダーの養成につながるような研修、講座を開催すると、そのような表記もございました。現在、市の職員の方が通常勤務のある中で、地域担当職員も兼ねてみえるわけですけど、この地域リーダーというのは、地域担当職員が対象になっているのか、それとも地域の方の代表の方どなたかを選ぶのか、その辺のところについてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域リーダーの養成につきましては、対象としましては地域の方々、地域の担い手の方々を対象としておりますが、地域担当職員も地域出身の職員ということでもありますので、あわせて、そういった地域の方々と地域担当職員も一緒にリーダーシップが発揮できるような養成を行っていきたいというふうなことを考えております。それで、地域活動を行う方々や地域担当職員であります市職員を対象に研修を実施することで、地域と行政が連携しながら地域全体をまとめるリーダーや各分野でのリーダーなどの担い手の発掘や育成を進めていくことが今後大切であると考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

済みません、もう1回確認したいんですけど、現在まち協でもまち協の会長がおりますし、役員もおりますし、それぞれ部会に分けていろんな事業もやっていますね。そういった中で、新しくこの地域リーダーの養成ということで、各22地区の中で地域リーダーというのは新しく来年から、急には無理だと思うんですけど、養成していくと、そういったリーダーをつくと、そういうお考えですね。その辺のところをお尋ねしたい。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

地域リーダーの発掘及び養成の対象者として、今現在、まちづくり協議会でご活躍いただいているほかに、次の担い手となる人がいないかどうかも含めまして、その人たちを対象にまちづくり講演会とか地域でのワークショップ等々を開催しながら発掘に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

ご答弁によりますと、必ずしもこの地域リーダーをつくと、そういうことじゃなくて、いなけ

ればいけないで、現在の会長とか役員でいっても、そのままそういった状況でよいと、そのように理解していいわけですね。どうしても地域リーダーをつくると、そうじゃないわけですか。それをちょっと確認だけ。

○議長（前田耕一君）

深水参事。

○市民文化部参事（深水隆司君登壇）

いずれの地域におきましても次の担い手がいないというふうな課題も抱えている中で、今後、地域で活躍できるような人を掘り起こしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

わかりました。とにかくこの地域予算制度が来年の4月から導入ということですので、周知等徹底して、よろしく願いいたします。

次行きます。

最後の障害者差別解消法についてでございます。

今回、市長の現況報告にもございましたし、この法律が4月から施行ということで、先般、同僚議員でも3月議会でもご質問があったんですけど、確認も含めてお尋ねしたいと思います。

この法律は内閣府を中心に作成されまして、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事項や、国や地方、民間業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現につなげることを目的とすると、そのように聞いております。そういった表記がございましたが、この法律の目的と位置づけでございますけど、障害者基本法第4条というのがございますけど、この差別等、その規定を具体化する新しい立法と、このもともとある障害者基本法の第4条のそれを新しく具体化する立法として、そのように理解をしていいのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

議員おっしゃられたとおり、この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されております。また、この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の差別の禁止の規定を具体化し、それが遵守されるような具体的な措置を定めるものとして、平成25年6月に制定されたものでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

この法律でございますけど、どのようにしてその障がい者の方々の差別の解消を推進するのか。例えば、何かもう政府から対応の要領とか指針、基本方針等々が示されているのか、それについて

お伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

政府では、障がいを理由とする差別の解消に向けまして、施策の総合的かつ一体的な推進を図るとともに、行政機関間や分野間におけます取り組みのばらつきを防ぐために、施策の基本的な方向を示します障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針というものが策定されております。また、国の各省庁におきましては、個別の対応要領も作成しておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

その基本方針というものが出されておられるというご答弁でしたんですが、その部分、少しだけで結構ですので、頭部分でも、どんな内容か、ちょっと教えていただけますか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

これは先ほど申しましたとおり、施策のばらつきが出ないように、障がいを理由とする差別の解消に向けて施策の基本的な方向を示すものとしてつくられたものでございまして、平成27年2月24日に閣議決定をされております。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

もう少しわかりやすく中身を触れていただきたかったですけど、まあ結構ですわ。

次に、この障害者差別解消法が施行された後も、この法律が国民に理解され、受け入れられるようになるのが重要な課題だと思います。例えば、個別事例を集めたり、独自の機関を設けたり、また条例の整備等々、そういったお考えがあるのか、また今後の課題もあると思うんですが、今後の課題につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この法律に対しまして、市としまして、平成27年2月に国が策定しましたが、先ほど申しましたが、基本方針を受けまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領というのを作成いたしました。この対応要領によりまして、職員による障がいを理由とする差別に関しまして、障がい者及びその家族などからの相談に的確に対応するため、企画総務部人事情報室と健康福祉部地域福祉室の2室に相談窓口を設置するとともに、職員に対応要領の周知徹底と制度の周知のために、本年3月に職員研修会を開催したところでございます。

なお、市民に対する啓発につきましては、市広報で既に昨年12月1日号と、ことしの4月15日号に記事を掲載いたしましたし、同時に市のホームページにおいても掲載して周知を行ってお

るところでございます。また、民間の事業者さんに対しましても、先月開催されました雇用対策協議会の総会におきまして、障害者差別解消法の説明もさせていただいたところでございます。

あと、障害者差別解消地域協議会の設置とか条例の制定とかにつきましては、法律で市町村の努力義務となっており、それらの扱いについては今後の課題ではございますが、行政として、まずは障がい者の方の声にしっかりと耳を傾けて仕事をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

中村議員。

○14番（中村嘉孝君登壇）

どうもありがとうございました。この法律が生きるように努力していただきたいと、そのように思います。

これで質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

14番 中村嘉孝議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時50分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 福沢美由紀議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀でございます。

一般質問、よろしく申し上げます。

大きく2つ、介護保険のことと、市の指定の天然記念物の保護について、2つのことについて伺いしたいと思います。

介護保険がスタートして17年目となりました。日本国民の約7,300万人が加入し、40歳以上の方から保険料を払っていますので、7,300万人の方が加入されて、でも保険証を持っておられる方は2割弱ということで、8割ぐらいの方がいわゆる掛け捨て保険みたいな状況ではあるんですが、安心な介護制度がこの17年間で構築できてきたのかということが問われております。

昨今、介護心中、介護殺人というニュースが本当に多く聞かれて、表面化されているものだけでも年間に50件から70件あるということで、週に1回ぐらいは起こっているのではないかという状況です。また介護離職、親が介護状態になったために仕事をやめなくてはならないという方が全国で10万人ぐらいおられると。また、介護難民といって特養ホームになかなか入所できないという方が、これはなかなか減らないですね、52万人まだいらっしゃるということで。

介護施設に行きましては人手不足ということが言われていますし、また今回私が質問するのは、要支援1、2の方対象の介護制度のことですけれども、国のロードマップを見ていると、要介護1、2の方の介護サービスまで見直していこうと。その法案をこの2017年の1月の通常国会に出していこうということまで予定されているという状況の中で、本当に安心な介護保険というもの

に対して、みんなの目でしっかり見て、みんなの声を出していかなくていけない大事なときになっているなど感じ、こちらの質問をきょうさせていただきます。

2017年4月から始まります介護予防・日常生活支援総合事業について、今回取り上げます。このことにつきましては、私は平成26年の12月定例会でもこの亀山市議会の中でお伺いしましたし、もちろん広域連合議会でも何度か取り上げてきてはおりますが、いよいよこの執行猶予期間もあと数カ月となりましたので、今の時点で亀山市としてはどういう状況なのかということの一つ一つ伺っていきたいと思いますが、まずはこの通告の1番と2番の順序を、済みませんが入れかえさせていただきたいんですけれども、この介護予防・日常生活支援総合事業がどのような制度なのかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

現在、介護保険事業は鈴鹿亀山地区広域連合で実施されておりますが、介護保険事業の一つであります地域支援事業のうち介護予防事業につきましては、広域連合から鈴鹿市、亀山市両市へ委託されているところでございます。

この介護予防事業は、平成26年8月の介護保険法の改正によりまして、新しい介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業でございますが、そちらへ移行する必要がある、鈴鹿亀山地区広域連合におきましても、平成29年4月から新しい総合事業に移行することとなっております。

この新しい総合事業につきましては、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とがございます。

介護予防・生活支援サービス事業につきましては、訪問型サービス及び通所型サービスでは従来の要支援者を対象に、介護予防給付として全国一律の基準で行っておりましたが、新しい総合事業に移行することで広域連合が行う事業となりまして、サービスの基準、報酬単価なども広域連合が独自に定めることとなり、多様なサービスを総合的に提供することが可能となります。

また、もう1つの一般介護予防事業でございますが、こちらは要介護や要支援の状態に陥る可能性の高い高齢者を対象とした従来の2次予防事業と、全ての高齢者を対象とした1次予防事業とを一元化して、高齢者の状態に応じて支援やサービスが途切れることなく行われ、地域の実情に応じた住民主体の介護予防事業の育成、活動支援事業としてご利用をいただくことができるようになります。

なお、現在、厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインというのがあるんですが、そちらに記載のサービスの例示等を参考にしながら、事業開始に向けて広域連合、鈴鹿市、亀山市の3者で協議を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

広域連合議会でも質問しましたけれども、広域も考え、亀山も考え、鈴鹿も考え、それぞれが一

緒に考えているわけなんですけれども、広域連合議会の役割としては何ですかということをお聞きしたところ、やはり両市のサービスの平準化を図っていくとか、細かい要綱や規則やそういうことをきちっと整えるとか、そういうことも大事なんだということを書いていて、個々の多様なサービスについては、それぞれの市がそれぞれの地域で探してやっていくんだということでした。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、この前に26年度12月にお聞きしたときには、要するに受け皿となっていく多様なサービスを、これからどんどん皆さんに、市民の方にも、市民団体にも声をかけて探していくんだと。サロン活動もなかなか今のところ毎週やっているようなところは少ないけれども、ふやしていきたいみたいなことをおっしゃっていたと思うんですけれども、その多様なサービスというものがこの2年間の準備期間の中でふえてきたのか、どのような状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員おっしゃられたとおり、準備のほうを今現在進めておるところでございまして、例えばサロン活動なんかにつきましては、現在27年度で51カ所というふうに、徐々にふえておるところということで、しっかり準備を進めておるところでございまして。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

この介護保険制度、受け皿論ですけれどもなかなか進みませんので、サロンについては、物すごく、少しだけふえたんかどうかわかりませんが、ふえてきて、これからもふやしていくんだということなんです。

ちょっと話が戻りますけれども、制度の説明をいただきましたけれども、結局介護保険がスタートしたときには、要介護1、2、3、4、5だったのが、やはり予防が大事じゃないかということで、途中から要支援1、2というのが組み込まれて、ここに来て、この要支援1、2という軽度なサービスについては、保険の中ではなくて地域支援事業の中でサービスをやっていくというようなことが今回の制度の大まかなところだと思うんですけれども、この制度で影響を受ける方がどういう人かということをお伺いしたいんですけれども、前回質問したときに、どう変わるんですかというお伺いをしたら、制度が変わるときに、今サービスを受けている人はそのまま受けていただければいいので変わりませんというお答えだったんですが、改めてお聞きしたいんですけれども、この4月から制度が変わることによって影響を受ける人というのはどういう人かをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

新しい総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス及び通所型サービスにつきまして、厚生労働省のガイドラインの留意事項には、新しい総合事業開始の時点で既に介護予防給付サービスを利用して、介護予防給付サービスの利用継続が必要と認められるケースに

については、介護予防相当のサービスの利用に配慮することとされております。

また、新しく事業の対象となる要支援者等に対する介護予防・生活支援サービス事業につきましては、住民主体による支援等の多様なサービスで行う一般介護予防事業のサービスとを組み合わせることで利用を促すこととされております。

鈴鹿亀山地区広域連合では、このガイドラインに従いまして事業開始に向けた調整を行っておりますので、現行の訪問型のサービスや通所型サービスの利用者では、利用者自身の状況に変わりがない限り、特に影響がないものと考えております。

また、現行のサービス利用者を含め事業開始後に訪問型サービスや通所型サービスを利用しようとする方につきましては、現行よりも多様なサービスが受けられる可能性があるものと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

何度かいろんなところでお聞きしていて、多様なサービスというのが足されるというイメージで、今の、例えば要支援1、2の方、そして新たに要支援1、2ぐらいの要介護度の方というか要支援度の方に対して、今まであったサービスよりももっとたくさんのサービスが受けられますよというふうに受け取れるんですが、そういう見方も一つはあるかもしれませんが、私は忘れてはならないのは、やはり保険給付内にある事業とサービスと、やはり地域支援事業に移ったことで随分変わってくるということをやはり地方自治体は認識していなければならないと思います。変わりませんよということですのでご説明をなさるんですが、お金の出どころが変わるだけですよとか、そういう言い方をするんですけども、やはり保険制度内であれば認定を受けたら、ちゃんと保険料を払って認定を受けたら給付を受ける権利というのが獲得できますし、また保険給付を提供する義務というのはこちらには、市側には広域連合側には、提供しなきゃならないということが発生してくるわけなんですけれども、この事業というのはそういう縛りはなくて、市民に給付を受ける受給権もなく、基準も全国だったのが広域になって、そして市町でやるということになったら、またさらにいろんな多様な事業ということで、基準もばらばらになっていくと。

保険内であればサービスの質の担保が図られますが、事業となれば質の保障というのは、一生懸命していただくとは思いますが、亀山市の本当に4番窓口初め、一生懸命頑張ってもらっているのはよくわかるんですけども、質の保障というのはないという、この事実だけを認識しておかなければならないと思います。

次に移りたいと思いますが、要介護認定の申請権についてと上げました。

現在の申請がどのような流れになっていて、そしてどのような職員が対応しているのかということとをまずお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

現在の介護認定の申請の場合の利用者さんにつきましては、まず広域連合または市の健康福祉部の長寿健康づくり室へいらっしやいまして、そこでおおむね地域包括支援センターの職員が対応す

ることになるんですが、その職員といいますと、ケアマネジャーとか看護師、そして社会福祉士が対応することになります。そして、手続が終わりますと、後日広域連合の職員、認定調査員でございしますが、認定調査にお伺いします。そして、広域連合がその申請者が申請書に記載された主治医から主治医意見書を取り寄せて、認定審査会で認定が決まるという段取りでございします。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

現在の要介護認定の申請については、今おっしゃっていただいたような流れでありまして、決して申請権について不安を持つものではない。求めればきちんと対応していただいて、申請をすることができて、後でチェックをした加減で思った介護度でなかったり、そこに入らなかったりすることはあるかもしれませんが、申請権については不安のない状況が今であります。

次の基本チェックリストについてということをおっしゃっていただきましたけれども、これはこの新しい制度になって使われるリストなんですけれども、厚労省のガイドラインを見ておきますと、今言っていたような申請の流れではなく、来ていただいた人について、要介護認定が必要かどうかを窓口で振り分けるということなんです。その振り分ける方法として、面談もありますけれども、チェックリストという25項目の簡単なチェックをしていただくということがあります。先ほどの説明ですと、必要な方には申請をしていただく。この人には介護認定まで必要ないと思われるなら、チェックリストをしていただいて、それに応じた多様なサービスに向けていくというようなことのご説明だったように思うんですけれども、このチェックリストが簡単で、そこで申請をされない人がいることも大きな問題なんですけれども、1つ確認しておきたいのが、その振り分ける職員は一体どういう職員でどういう資格を持っている人なのかということが示されているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

振り分ける職員といたしましては、先ほど説明いたしました職員と同じでございまして、私どもの場合でしたら、地域包括支援センターの職員、ケアマネとか看護師、社会福祉士とかが振り分けることになります。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

新たな制度になりましたも、亀山市の場合は今までと同様に介護福祉士や看護師やケアマネが対応するというのを今確認しました。

実は、私はなぜこれを聞いたかと申し上げますと、厚労省のガイドラインにはこの窓口担当者は専門職ではなくてもよいと書いてあるからです。非常に、何ていうのかな、ばかにした話だなと私は思って、こういうことがもし行われるようであれば、申請をしたくてもできない人が出てくるといことが懸念されましたので、1点確認をさせていただきました。

この基本チェックリストといいますのは、本当に簡単なチェックで、「バスや電車でひとりで外

出していますか」とか「日用品の買い物をしていますか」「預貯金の出し入れをしていますか」「友人の家を訪ねていますか」「家族や友人の相談に乗っていますか」「階段は手すりや壁を伝わらずに上っていますか」「椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか」「15分間続けて歩いていますか」「この1年間に転んだことがありますか」「転倒に対する不安は大きいですか」「6カ月で二、三キロ以上の体重減少がありましたか」「半年前に比べてかたいものが食べにくくなりましたか」「お茶や汁物などにむせることがありますか」「口の渇きが気になりますか」「週に1回以上は外出していますか」「昨年と比べて外出の回数が減っていますか」「周りの人からいつも同じことを聞くなど物忘れがあるとされますか」「自分で電話番号を調べて電話をかけることをしていますか」「きょうが何月何日かわからないときがありますか」「ここ2週間、毎日の生活に充実感がないですか」「ここ2週間、これまで楽しんでやれてきたことが楽しめなくなっていますか」「ここ2週間、以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じていますか」「ここ2週間、自分が役に立つ人間だと思えないですか」「ここ2週間、わけもなく疲れたような感じがしますか」という20、あと身長体重あわせて25項目です。

介護認定を受けますと、調べに来てくれるときもチェックリストを使いますが、これはもっとたくさんの方のチェックリストを使って見ていただきます。それで、多分立ち会ったご経験のある方もあると思うんですけども、もっとたくさんの方のチェックリストをもっても、やはりその人の本来の状態というのはわからなくて、それで決まってきた介護度に対して不服審査請求などが出てきているのが事実だし、やはりこうやってチェックをしてもらおうとすると、いつもより頑張ってしまうのでありのままの介護度が出ないというのがよくある、聞く話だと思います。そういうことであるのに、その窓口だけで振り分けてしまうということについては、非常に私は危険があるのではないかな。その多様なサービスというところに専門職がいなくて、その人がまた年をとって調子が悪くなったときに発見してもらえなくて、すぐさまいい看護につなげていただけないのではないかなという心配があると思うのですが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

専門の職員が基本チェックリストをしっかりと、聞き取りも行いながら対応していきますので、心配ないと存じております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

心配がないとおっしゃいましたが、心配です。一回、出会ったばかりのときにその方の状況を判断するわけですから、非常に心配です。ただ、広域連合でもご答弁いただきましたけど、介護認定の申請をしたいとおっしゃった方については、その申請権を剥奪するものではないということでしたので、介護認定をされるかどうかということの確認をきちっとしていただきたいし、そこに来られた方は介護認定というものがあるのかどうかともわからない方もいらっしゃるし、例えば既にやっておられる市町の話をお聞きすると、介護認定をされると時間がかかりますよと。一月以上かかりますよ、それよりこのチェックリストだけですぐにサービスができるので、こちらでどうですかと

言われたら、やはり高齢者の方、ほんな長いことかかったり迷惑かけるんやったらこっちでええわなどと言って認定をされないというケースは多々見られています。そういうあり方ではなくて、きちんと今まで介護保険を払い続けてきているんですから、認定はしていくという権利がしっかり本人にあるということをおわかった上で、そんな安心して切っていないで仕事をしていただきたいなと思います。

次の質問ですけれども、基準緩和中心型ということで上げています。

これは、新潟県の上越市なんかで例が挙げられていますけれども、要するに多様なサービスといっても急には用意ができないということで、今あるデイサービスをやっておられるところなどに、その専門の職員がやっておられるんですけれども、その職員を無資格者、一定の研修を終えた無資格者に置きかえたり、設備の基準も緩和したり、個別のサービス計画がなくてもいいよということにしたりして、そして報酬はこれまでの予防給付よりも大幅に低いものにするということで、そういう多様なサービスをつくっていくということが、それは国から勧められてやっているところがあるわけですけれども、これについては、実際、事業者アンケートをされた結果を見ますと、この新潟の社保協の結果を見ますと、やはり緩和された利用者を受け入れることで報酬が下がって経営が悪化しているとか、事業者の中にはもう事業の継続が困難になっているというようなことが言われています。

こういうことについて、亀山市は進めようとしているのか、それともしないのかお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

新しい総合事業につきましては、国の要綱におきまして、訪問型サービスと通所型サービスともに複数のサービス類型が提示されております。これらのサービスのうち、現行相当の通所型サービスと訪問型サービス、つまり現行のデイサービスやヘルパー派遣の人員、設備、運営等の基準を緩和した基準を広域連合が決めて、サービスを提供することも可能となっております。

現在、具体的なサービスの内容につきましては、利用者に対して適切にサービスを組み合わせ、提供できるように、厚生労働省のガイドラインのサービスの例示等を参考にしながら、広域連合、鈴鹿市と三者で協議を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

要するに、今おっしゃったご答弁は、やるともやらないともわからないというご答弁だったと思うんですけど、ガイドラインにはやるように書いてあるわけで、義務ではないのでやらないという選択はできると思うんですけれども、今検討しておるということなんですけれども、いつ検討結果が出るでしょうか。これは、事業者がどうやっていくかということで非常に重要な問題だと思うんです、事業者さんにとっても。やるんだったら考えなくちゃいけないということがありますし、いつぐらいに結論が出ますか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

この事業のやり方の決定につきましては、広域で決めることをごさいます、市独自で決められませんので、ちょっといつというのは申し上げられないんですが、今のところ、参考に申し上げますと、鈴鹿亀山地区広域連合において緩和された基準で新たにサービス提供を行いたいとする事業所があるとは聞いておりませんし、市への相談も今のところないところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

積極的に進める気持ちはないことはよくわかりましたので、ぜひそのようによくわかって、多分鈴鹿亀山広域連合と鈴鹿と話し合いをする機会は何回かあると思いますので、そのようにしていただきたいなと思います。

最後に介護の卒業という認識についてです。

端的にお伺いしますが、要するにガイドラインで言っているのは、介護認定を受けない人をふやさないということが言われている。介護認定を受けない人をふやすということは、認定を受けさせないか、受けた人を切るか、どちらかしかないように思います。それで、介護を卒業という認識で、三重県の桑名市もそれで自立してということでやりかけていますけれども、それによって介護度がかえって悪化したという報告もされているところです。実際、介護の認定する人は減っているという実績も上がっています。亀山市としては、このような認識をお持ちかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

介護サービスの利用につきましては、介護保険法によりまして、利用される方の要介護度に応じてサービスの量や種類が規定されているところでございます。それらの選択に当たりましては、利用される方の自立支援を目標として、ケアマネジャーがご本人やそのご家族、支援者の方々と協議して、最善と考えられる支援を提供しております。また、その提案がご本人やご家族の意向に沿わないような場合は、相互に意見を尊重し合いながら納得いくまで話し合う必要があるものと存じております。

新しい総合事業におきましても、このことに変わりはありませんので、介護認定を更新しないことを広域連合の担当者やケアマネジャー等の一存で決定したり、強要することはあり得ないと考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

安心いたしました、あり得ないということで。

この軽度の支援の方、そして今度計画されております要介護1、2という方でも、別に軽いから切ってもいいというわけではなくて、やはり今のヘルパーの訪問やデイサービスへの通所が本当に

命綱になって、元気にお暮らしだという方がたくさんいらっしゃいますので、ぜひとも丁寧に現場を見ながら、温かい、本当に市民のためになる介護を構築するために頑張っていただきたいと思っています。

次の質問に移ります。

市の指定の天然記念物の保護についてお伺いします。

天然記念物、亀山市には樹木だけだそうなんですけれども、今幾つかあります。

そもそも、天然記念物を保護する目的は何なのか、そして今の亀山市の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

天然記念物は、文化財保護法では動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で学術上価値の高いものというふうに定義がされております。

こうした定義に基づきまして、市指定天然記念物は、市の豊かな自然でありますとか、自然と人々の営みを示すもの、あるいは地域の成り立ちや歴史を示す、あるいはこれを記念するものとして教育委員会が指定するものでございます。

現在、亀山市では於々奈気神社の大クスや、伊勢屋ソテツ、川俣神社社叢など、8件を指定してその保護を図っております。市指定のものにつきましては、樹木ばかりでございますけれども、例えば国指定のものでありましたら、魚あるいは動物などもあるところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

亀山市には、現在のところ、樹木が全部で8件の天然記念物があるということで、個人の持ち物もあるみたいですし、それがその人だけのもの、所有者だけのものではなくて、市として本当に大事なものであるということが、先ほど目的の中で述べられました。

それほど大事な天然記念物を、日ごろどのように保護して管理しておられるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

天然記念物の日常の管理というところでございますが、市の文化財保護条例では、文化財の日常的な管理は所有者が行うこととなっており、既に指定を行っております、例えば樹木などでおきましては、枝葉の剪定、樹木周辺の環境美化など、所有者、管理者において実施をしていただいているところでございます。

市は、文化財の所有者、管理者に対しまして、文化財の管理に関する必要な指導助言をすることができることとなっておりますことから、所有者、管理者に対し、適宜保存管理の方法等について助言を行いますとともに、必要があれば樹木医などの専門家を派遣するなどしているところでござ

います。

一方、病虫害の発生でありますとか、枯死、枯れました枝がふえるなど、保護上の重大な異常が認められる場合には、日常の管理では対応が不可能となりますことから、病虫害の駆除でありますとか、施肥、樹勢回復などの措置を実施する必要が生じ、文化財保護事業として適宜対応をさせていただいているところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

日常的な管理については所有者が行うということで、周りの美化や剪定などは行うということでした。じゃあ、その樹木によって、今先ほど指導や助言とありましたけれども、その管理の仕方というのは全ての所有者に対してきちんと指導が行き渡っているのかどうか。どういう、例えば年に1回されるのか、指定したときだけするのか、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

この指導助言という意味で言いますと、私どもが現地の状況などを正確に把握しておく必要があるかということになります。定期的な巡回というものは行ってはおりませんけれども、台風でありますとか大雨などが生じた後には、そうした文化財へのこういう災害の影響を調査するために、巡回を実施しております。こうした巡回の折に天然記念物についても確認を行っているところでございまして、こうした巡回によって異常が確認されました場合には、所有者、管理者にその状況をお知らせするとともに、復旧等の方法についてご相談をさせていただいているところでございます。

日ごろのことにつきましては、主に所有者の方々からご相談をいただいた折に、細かいところについてお話をさせていただくというふうな状況でございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

定期的なチェックで回っているわけではなくて、台風などのときに見て行っていただくということですね。私は、でも、例えば木の芽がふくときなんかに見ていただいたら、枝が枯れていることもよくわかるし、定期的なチェックを8カ所ぐらいいただらしていただいてもどうなのかなという思いがしますし、樹木医さんも年に1回については無料でというか、していただけるということなので、ぜひとも計画的にチェックをしていただきたいなというふうに思います。

それと、そういうチェックをしたことを、済みません、1点、文化財保護審議会というのがあるようですけれども、例えばその文化財がきちんと保護されているのかどうかということを、審議会できちんと確認したり上げられたりしているわけですか。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

文化財保護審議会においては、毎年実施の折に指定しました文化財の状況などについてご報告を

させていただいておるところでございますし、また現状変更等が生じた折には、その内容についてご審議をいただいているところでございます。

例えば天然記念物なんかの場合ですと、先ほど樹木医ということもございましたけれども、文化財保護審議会委員の中に樹木を専門としていただいている先生もいらっしゃいますので、その先生に現地に出向いていただくというふうなことも実施をしているというところでございます。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

この文化財保護審議会に樹木医さんもいらっしゃるということで、私も現場にちゃんとその委員さんはいらっしゃるのかなということを思ったんですけども、見ていただくということで、天然記念物よりもほかの記念物というか、ほかの文化財のほうが亀山市は多いので大変だとは思いますが、生きているものですので、やっぱり毎回の審議会の中で8カ所あるなら8本とも、ことし大丈夫だったねということできちっと押さえていただきたいなと思います。

そして、先ほど指導を、言われたら指導するとか、台風のときにゆうておうたらするというようなことがありましたけれども、静岡県文化財保存協会天然記念物（樹木）を診るという冊子があったんですけども、文化財所有者と行政担当者のための樹木観察マニュアルということが上げられていますけど、そういう何か一つツールがあったら一緒に大事にしていこうという思いもまたされるんじゃないかなと思うので、ぜひ考えていただきたいと思いますので、そのお考えをまたお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

日ごろの管理の状況について、私どもが定期的に見せていただいた状況などについては、まだまだ所有者の方々にしっかりとお伝えできていない状況があるということについては、今後そのような部分についても充実をさせていきたいというふうに考えております。

一方で、天然記念物を多くの方にごらんいただくという部分でございますけれども、実は県の天然記念物となっております大イチョウがございます。これについては、県の補助事業として樹木の剪定といいますか、樹勢回復の事業等を行いましたけれども、この折にはその所有をされているお寺の方々と一緒に改めて木を見る機会などを設けるというふうな事業なども実施をしてきたところでございます。日常的なことに加えて、こうした事業を実施する折には、そういう機会を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

それでは、写真を出していただきたいんですけども、先ほどご紹介いただきました天然記念物のうちの一つの中庄町の神社であります於々奈気神社の大クスです。これが全体で、もう1枚、この写真を見ていただきたいんですけども、根っこが張る場所がなくて周りの石の柵を押して、そして鉄パイプのところもあるんですけども、その鉄パイプを根が巻き込んで飲み込んでいるとい

う状況です。下も根が張ってちょっとコンクリートが割れていたり。

それで、問題になったのは、私はこれ見ても、ちょっと写真とってもよくわからなかったので今回上げなかったんですけども、何本か枯れている枝があるということで、2年前でしたか、愛知県で枯れた枝か伐採した枝かわかりませんが、高いところから落ちてきて、小さな子供さんに落ちてきたという事故があったのを思い出しますけれども、やはり危険だからこれはきちんとしたいという所有者であります中庄の自治会からご相談があったところです。

先ほどから、天然記念物の保護と管理についてお伺いしてきたんですけども、あれほど丁寧にやっているふうにおっしゃったんですけども、先ほどの2枚目の写真ですけども、何であんなことになるのか。それほど毎回見ていただいたのに、どうしてあんなことになるのかというのが、私はちょっと疑問なんですけれども、あそこだけ見てなかったんでしょうか。まずお聞きしたいんですけども。

○議長（前田耕一君）

嶋村局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

見ていないのかといいますと、いつ見に行ったかというふうな点検の記録が現実には私の手元にはございません。私自身は見に行ったことがございますので、そのときに確かに少し異常があるなというふうに感じたところではございました。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

木は物を言いませんけど、ぜひしっかり見ていただきたいですし、枝が枯れているということの原因が、先ほど写真でお示ししました、もう一回出していただきたいんですけども、2枚目でお示ししました根っこがああやってコンクリートでされているところであるとか、あと写真には出していませんけど、そういういろんなことが原因なんだとしたら、早く対処しなくちゃいけないということで、まずは切らなくちゃいけない、切るだけでもお金が要る。周りのことをちゃんとするにもお金が要るということで、これ2つに分けても一遍にはできないよねみたいなことで相談をしていたんですけども、私は天然記念物といったら市の指定だから市がしてくれるんかしらと思ったら、亀山市については、全体の3分の1だけを市が見てくれて、残りの3分の2は所有者が持つということだそうです。

私もこれはちょっときついなと思って、いろんなところをちょっと調べてみたんですけども、三重県については県は2分の1なんです、県が出すのが。津市も2分の1なんです。いなべ市は3分の2、50万円以下に限りですけど3分の2。四日市市に至っては2分の1からいろんな条件があって、4分の3まで出せるところがあると。鈴鹿や松阪はうちと一緒に3分の1でした。

これ、何百年たった木なのか私もちょうとはっきりと十分言えませんが、今の私たちの生きているこの何年かの間に枯らしてしまうということがあることはやってはならないことだと思いますので、全く全然うちは出さないとやっているわけでもなく、何とか助けてもらえないだろうか、何とかこの木を早う楽にしてやりたいというか、よくしてやりたいという思いがまちの人はあるわけなんです。

端的に申し上げまして、補助率が3分の1という中ではなかなか難しいんですが、これは市長にお伺いしたいんですけども、こうやって先ほど他市の例もちょっとお話しさせていただきましたけど、もう少し上げていくという、そういうお考えはないでしょうか。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

端的な質問でございますけれども、ご案内のように、現在の市の指定の文化財はこの天然記念物だけではなくて、有形の文化財とか無形文化財、それから有形無形の民俗文化財等、全部で109件ございます。この文化財を末永く保存していくというためには、全ての文化財においてその保護事業、適宜適切に行っていく必要があるかと思えますし、今日までの本市の流れの中で、今ご指摘のような補助率3分の1という制度の運用をさせていただいてきたというのが現状であろうというふうに思っております。

今後、そここのところはぜひご理解をいただく必要があるかと思えますが、日ごろより文化財の保護にご尽力をいただいております皆様には、日常の管理についての助言でありますとか、あるいは専門家の派遣、それから関係する民間の助成金等の活用等々につきましても、さまざまな形で市としては支援体制を組んで対応してまいってきておるところでありますけれども、その充実に努めていきたいというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、地域の宝の文化財を守っていくということに対しましては、ぜひご理解ご協力をいただきたいと思えますし、トータルで文化の力を高めていくということにつきましても、当然大事なことでございますので、しっかりと本市としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

福沢議員。

○8番（福沢美由紀君登壇）

地域の宝であると同時に、市の宝なんです。やっぱり県のものとか国の記念物とか、あと建物なんかもいっぱいありますけれども、やはり生きているものということについては、やはりちょっとスピードというのは要るんじゃないかなと思います。

ぜひとも、ぜひとも一度ご再考いただきたいということを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（前田耕一君）

8番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時51分 休憩）

（午後 3時00分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

創政クラブの前田 稔です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めの、地域包括ケアについてということで、2025年から2035年にかけて、団塊の世代が高齢者になってくるとい時代を迎えるわけなんです、日本全体がそういう超高齢者の時代になって、若い者が多くの高齢者を支えていかなければならないということで、国のほうではそれに対しての施策を考えておるといことで、いろんな法整備の改正などもあると思うんですね。

そんな中で、地域包括ケアシステムというのを構築していかなければならないといことで、各自治体にそういう地域包括ケアシステムというのを構築するように求めておるわけなんですけれども、それについて、亀山市の取り組みについて、まず地域包括ケアというものについて説明をいただきたいなと思うんです。

結構いろんな多岐にわたって各部署の連携とかいろいろありますので、非常にわかりにくい部分があるので、地域包括ケアとはまず何かといことからお伺いをしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

佐久間健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

先ほど議員少しお話いただきましたですけど、地域包括ケアシステムといいますのは、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けまして、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制をいいます。

地域包括ケアシステムは、介護保険者であります広域連合を初めといたしまして、市、県が地域の自主性や主体性に基づき、また地域の特性に応じてつくり上げていく必要がございます。

今後は、認知症高齢者の増加が見込まれますことから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が急務となっているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

医療と介護、それから住まい、予防、生活支援と5つの要素があるというふうな話でありまして、これを総合的にやっていかなければならないといことなんです、まず医療と介護の一体化といことも一番ポイントになるかなといふうに思いますので、この4月から新しく地域医療部といのができまして、そこで包括ケアというのを、地域包括ケアというのを取り組んでいくといことなんです、今答弁されたのは、健康福祉部の部長さんが答弁されたわけなんです、こちらは介護のほうになってくるんだろうと思うんですけれども、それぞれの部署で役割があると思うんですよ。それを連携していくわけなんですけれども、それぞれの医療と介護の一体化について、その役割を説明いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

私のほうから一括してお答えさせていただきます。

平成26年6月に成立いたしました地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律というのがあるわけなんです、それで病床機能の見直しを図り、地域包括ケアシステムを構築して、医療・介護のあり方を一体的に見直すこととしております。

このことから、健康福祉部では地域包括支援センターを強化して、在宅医療・介護連携や、認知症施策などの充実を図りまして、介護保険事業の制度改正による新しい介護予防事業への対応を行っているところでございます。

一方、地域医療部では、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の確保を行うための取り組みや、在宅生活への復帰支援の受け皿として地域包括ケアシステムを支える病棟であります地域包括ケア病棟の充実などの調整を図っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

まず地域包括センターという話がありましたんですが、この地域包括支援センターについては亀山市内ではセンターというのは何カ所あるんですか。そしてまたどこにあるのかということをお答えいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域包括支援センターは、高齢者の地域ケアの中核拠点として設ける機関でありまして、鈴鹿亀山地区広域連合の圏域におきましては、鈴鹿市に4機関、亀山市に1機関、その1機関というのは、あいあいにございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この地域包括支援センターは、亀山で1機関、それから鈴鹿で1機関なんですけれども、これ今後、地域を、例えば亀山を3つぐらいに分かれたとかそういった場合には、複数、その地域ごとに地域生活支援センターというのをつくることはできるんですか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

済みません、先ほどちょっと私の言い方が悪かったかもわかりませんが、鈴鹿亀山広域連合の圏域におきまして、鈴鹿市に4機関、そして亀山市1機関でございます。

亀山市1機関、地域包括支援センターがございまして、そのほかに在宅介護支援センターが3カ所あるという状況でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私のちょっと勘違いかわかりませんが、その地域包括ケアシステムなんかでも一般的に国で言われているのは、中学校区単位ぐらいで構築するというふうに聞いておるんですが、そういうことは考えはないでしょうか。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

中学校区単位で設置しておるのは、先ほど少し申しあげました在宅介護支援センターのほうでございまして、亀山市としては、地域包括支援センターは1つでということ考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

済みません、私のほうのちょっと勘違いですね。在宅介護支援センターですね、わかりました。

もう1つ、今後の介護保険事業の制度改正というものがあるんですけども、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

介護保険事業につきましては、平成26年8月の介護保険法の改正によりまして、鈴鹿亀山地区広域連合におきましても、平成29年4月から新しい制度に移行することとなっております。

今回の介護保険の制度改正につきましては、先ほども申しあげましたが、2025年に団塊の世代が75歳となり要介護認定者数が大幅に増加することが見込まれていることから、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを継続するため、心身機能の状態や生活環境の変化に応じまして、医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせて提供する仕組みであります地域包括ケアシステムを構築するために行われたものでございます。

この地域包括ケアシステムの構築に当たりましては、要支援に相当する比較的軽度の高齢者を対象として、在宅生活を可能な限り長く継続するために、高齢者がみずから持つ能力を最大限に生かして、要介護状態を予防するか、また在宅生活の前提であります調理、買い物、掃除などの生活支援をどう確保するかが重要となってきますので、現在の介護予防事業から在宅での生活支援や介護予防の取り組みに重点を置いた制度に移行するものとされているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、この前も教民の委員会で社会福祉協議会とちょっと意見交換会をしたんですけども、このときに、社会福祉協議会の位置づけとか役割というのを確認したんですけども、それははっきりと明確にはされなかったんですけども、社会福祉協議会としては市の計画に沿って我々はやっていきますよという話だったんですけども、社会福祉協議会の位置づけとか役割についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

佐久間部長。

○健康福祉部長（佐久間利夫君登壇）

地域包括ケアシステムにつきましては、在宅医療、在宅介護だけでなく、できる限り要介護状態とならないためのサロン活動等、通いの場の提供による介護予防の取り組みや、ひとり暮らし、高齢者夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加を踏まえた、見守り、配食などの生活支援サービスや財産管理などの権利擁護の体制整備が必要とされているところでございます。

地域包括支援センターでは、サロン活動の支援、認知症高齢者の財産管理など、地域包括ケアシステムに資する取り組みの一部を社会福祉協議会に担っていただいておりますので、今後も社会福祉協議会としっかり連携して、体制整備を進めてまいりたいと存じます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

そうすると、社会福祉協議会は主に生活支援ということですね、それと財産管理、そういう部分やと今お聞きしました。

次に、課題や問題点についてお聞きしたいと思うんですけども、介護と医療の連携を図っていくということなんですけれども、介護と医療、どのように連携を図っていくのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

介護と医療の連携ということですので、地域医療部からご答弁させていただきます。

介護と医療の連携には、亀山医師会の先生方と介護の多職種が連携し、医療センター等の後方支援を活用しながら在宅医療を行う亀山市在宅医療連携システム、亀山ホームケアネットと申しますが、の強化、充実の必要があると考えております。

また、高度急性期から在宅医療、介護までの一連のサービス提供体制の確保を行うため、病床の機能分化、医師確保、支援等、市の地域医療に必要な医療資源の確保につきまして、三重県が設置する地域医療構想調整会議において調整を図りながら、医療センターの地域包括ケア病床の設置に取り組んでいく必要があるとも考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

非常に重要なところだと思うんですけども、医療と介護を在宅でということを進めていくということなんですけど、地域のお医者さんと連携をとっていくということで、今後医療報酬ですかね、診療報酬も変わってくるというふうに聞いておるんですけど、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

平成28年度の診療報酬改定で、2025年に向けて地域包括ケアシステムと効果的・効率的で質の高い医療体制の構築を図るために、病床の機能分化・連携の促進、質の高い在宅医療・訪問看護の確保等に重点が置かれた診療報酬の改正となっております。

このため、地域医療部におきましても、医療センターの地域包括ケア病床設置に向けた調整を初めといたしまして、在宅医療・介護についてこれまで以上の推進を図りながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた体制強化を進めているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

在宅介護・医療に重点を置いていくということなんですが、診療報酬では今まで待っているだけでよかったというお医者さんが、今度在宅医療にシフトをしていくような方向で、国がそういうふうな改定をしていくということでもよろしいんですかね。多分、国がそういうふうな仕向けているということだと思んですが、そういうふうにしていかないと、今までのように待っているだけではお医者さんは成り立っていかないよというような言い方だと思うんですけども、実際のところ、亀山市内それで協力してくれるようになるのかどうか、そこら辺のところちょっと確認をしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

昨日、中崎議員のときにもご答弁させていただきました、現在亀山市内のホームケアネットのご登録をいただいた方にご協力いただいております医師会の先生方、9医療機関でございます。

なかなか現在のところ医療機関がふえていかないというのが、一つの大きな課題というふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今課題として考えておるといっただけで、対策は何も今のところないというようなことでよろしいんですかね。

それと、医療の部分でもお医者さんですけども、介護のほうもケアマネジャーだとか、それからライフサービスアシスタントというのかな、何かLSAというんですか、そういう職種もあるそうなんですけれども、そういう専門的な方を今後、やっぱりどんどん高齢者がふえてきてそういう介護が必要な人がふえてくると、そういった人の人材確保というのが必要だということを先ほど言われたと思うんですね。だから、その人材を確保するとともに、養成もしていかなければいけないと思うんですけども、そういうことに対しての取り組みについてあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

介護職、医療職につきましては、全国的に人材不足が叫ばれているところでございます。

いずれの職種につきましても、三重県において計画をつくりまして、人材の確保や養成、資質の向上に取り組まれております。

市独自の取り組みといたしましては、在宅医療・介護や認知症対策における多職種連携を進めるに当たりまして、医師会の先生方と連携を図りながら、研修会や事例検討会を開催しております。その中で介護専門職への支援を行っているところであります。

また、医療センターにおきましても、医師・看護師等の確保にも現在取り組んでおるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

前向きには考えているということなんですけど、実際これがずっとシステムが動き出していけば、かなり厳しい、取り合いになったりとかするんだらうなというふうに思います。早目に真剣に考えていただいて、そういうことも考えていっていただきたいというふうに思います。

最後、今後の取り組みということなんですけれども、各自治体ではいろんな先進的な取り組みも行われております。

亀山市において、今現在取り組みもされていると思うんですけれども、サロンとかそんなんで、ちょっと分野別にお聞きしたいと思うんですけれども、先ほど言われました、まず医療についてのことですね、新たな今後の取り組みについてどんなものがあるのか在宅医療だけなのかわかりませんが、それ以外に何かあれば教えていただきたいのと、介護についてはどういう取り組みをされていくのか。また予防というのがありますね、先ほど言われました予防。これは、引きこもりになった高齢者に対して何か活動の場を与えとか、そういうことだと思っただけなんですけれども、そういう取り組みをどのように考えているのか。

また、亀山市はちょっと聞くとところによると、介護施設が結構充実しているということで、待機者は見えますけれども、都会に比べてはそういう施設があるので、住まいに関してはちょっと充実しているのかなと思いますけれども、今後は圧倒的にふえてくるし、また私たちのところでも独居老人というのが多いんですね。独居老人になったときに、そういう独居老人の世帯を見てくれる人がいない。子供らは外に出ていってしまっていたりとか近くにいないんで、そんなときに、やっぱり病気になったりとか痴呆症ですかね、痴呆とかそんなときになったときに、非常に困るんですね。

私らのところも特に痴呆症で困るのは、いいときは、隣近所でも見守りというか、一応、元気にしているかなと思って声かけたりとか見に行ったりとかしているんですね。ただ、過去に、痴呆症になってしまうと、いろんなことを忘れてたりするんで、特にお金なんですけれども、このお金をどっかにやってしまったのをなくしたとか、取られたとかいうふうになって、たまたま警察沙汰になることもあるんですよ。今まで行き交いしておったんですけど、警察沙汰になると、警察が入ってくると、そう簡単に入出入りできなくなるという状況もあるんでね、その地域によって、その近所でも。今まで仲よくしておったけども、ひよっとしたら疑われるんやないかという、そういうこともあって、ちょっと引いてしまったりなんかして、しょっちゅう声かけできないとか、そこに勝手に

家に入っていけないというような、そういう困ったこともあるんですね。

そういうことなんかも踏まえて、そういうこともあるので、どんな対策ができるのかとか、あと生活支援についてもそうなんですけれども、何か今、今後の取り組みで、亀山市独自として何か考えていることがあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

古田部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

先ほど、議員がおっしゃいました、住まい、医療、介護、予防、生活支援、この一体的に提供することが地域包括ケアシステムにつながっていくこととされております。議員おっしゃったように、住まいにつきましては、当市におきましては、持ち家率が非常に高いことに加えまして、サービスつき高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの高齢者専用の住宅が多数建設をされておるところから、ある程度充足はされているのかなというふうには考えております。

次に、医療介護につきましては、先ほど来申し上げましたように、在宅医療の推進と介護の連携の強化、これによりまして、またさらに医療センターに地域包括ケア病床の設置をすることによりまして、進めてまいりたいというふうには考えております。

先ほど、健康福祉部長も答弁をさせていただきました介護保険法の改正によりまして、来年4月から新しい総合事業が開始をされます。この事業につきましては、地域力の結束が一層期待をされているところでございます。

最後のこの予防、生活支援につきましては、この新しい総合事業というのを的確に進めることによりまして、この地域包括ケアシステムの実現に近づくというふうには考えております。

おっしゃってございました認知症対策でございますが、地域包括支援センターを中心に、認知症初期支援集中チームも設置をされておりますので、そういうふうな認知症専門の先生方等の協力を得まして、認知症対策もさらに進めてまいりたいというふうには考えております。

医療や介護の適切なサービスや地域の皆さん、先ほど申し上げましたように地域の皆様のご支援によりまして、地域包括ケアシステムがより具体的なものとして確立できるように、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

たくさんしゃべっていただきまして、きれいにまとめていただいたような気がしてあれなんですけれども、本当にうまくいくのかなという思いはありますけれども、最後に、地域医療統括官、4月からなられました。本当に重要な局面を迎えると思うんですよね。その中で医療の再生というか、そこにも尽力をいただかなきゃならんと思いますけれども、地域包括ケアに対しても、やっぱりいろんな部分で、多岐にわたる福祉の部分、特にそれは今まで培われたその福祉の部分を持ってみえるので、また病院の事務もわかっておられるということになったんだろうと思いますので、今後の非常に難しい地域包括ケアというものを、システムを構築していく中でやっぱり統括官の能力というのは非常に期待するものでありますので、統括官の抱負、今後の思いがあったら、一言いただきたいというふうに思います。

○議長（前田耕一君）

伊藤地域医療統括官。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

地域包括ケアシステム、これの推進整備につきましては、介護と医療の連携が議員も言われるとおり非常に重要だと考えております。特に、急性期から在宅へつなぐ医療機関としての医療センターの役割、さらには在宅医療の後方支援病院としての入院病床を有する医療センターがその核になると考えておるところでございます。その医療センターに地域医療部を今回設置したということによりまして、医療と介護との連携体制が強化されたものと考えております。

私、地域医療統括官といたしましては、この組織をリードし、組織全体としての力を発揮できるように精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございます。

福祉政策、医療政策、それから住宅政策、地域振興という4つの行政の縦割りを排除していただいて、公民連携の仕組み、これを考えていただきたいというふうに思っています。地域の社会資源を把握して、どのように連携して新しい価値を創出するかを考えることが重要であるというふうに考えていますので、よろしく願いをしたいと思えます。

続いて、空き家等に関する条例についてお伺いをしたいと思えます。

昨年12月の定例会で、建設部長は空き家等に関する条例を6月定例会に提案すると答弁されたが、9月に延期になったのはなぜかということです。答弁を願います。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

議員ご指摘のとおり、昨年12月議会におきまして、できましたら予定ではございますけれども6月議会には提案したいというふうに考えておりますというふうな答弁がなされているというふうに考えております。

その地点でございますが、12月議会の時点で検討をしておりました条例制定の内容につきましては、法に規定のございます協議会の設置及び空き家等の対策計画の規定のみを条例化することを想定しておりましたが、その後庁内調整の中で、法に規定されていない事項を上乗せして規定したほうがよりよい空き家等対策として効果があるという意見が庁内の調整の中で出されたというふうに聞いています。

具体例といたしまして、台風時による倒木などの緊急時の措置、及び適切な管理が行われていない状態が法で定めます特定空き家等に比べて軽度な空き家等に対する予防のための改善措置、助言、指導、勧告などを行えるようにすることなどでございます。

こうした意見を踏まえ、12月時点で検討した内容の見直し及び調整に時間を要しましたことから、条例に制定に当たり必要となりますパブリックコメントを6月議会までに実施することが困難な状況となりましたので、本議会の委員会におきまして、状況を報告させていただくことといたし

まして、9月定例会に提案をさせていただく考えでございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

台風時のときの緊急処置というようなことも言われていました。この空き家の特措法は去年の5月に制定されまして、その中の空き家等に関する定義の中で、空き家に付随する構築物または立ち木というのが空き家と定められています。ですので、構築物が例えば台風等で、例えば市道に倒れてきたり落ちたりしたときは、即管理者がそこを片づけに行くと思うんですね。だから、指導勧告なんていうのは、後からそれは条例がなくてもできるようなことなんで、あともう1つ、そのパブリックコメントも、今計画をつくと常にパブリックコメントがついてくるんですね。だから、これは何か今回言いわけの一つにしか当たらないなというふうに私は思います。

松本建設部長はこの4月からなられて、非常に恐縮ですけれども、どんな引き継ぎがあったのかちょっと、これは前の担当部長が12月定例会で私の質問に対して、6月に提案しますと言って、4月からですからね、今度の建設部長はね。ですので、どんな引き継ぎがされていて、そのときにこの条例の制定に当たってどの程度進捗状況、できていたのかということをお答えいただきたいなと思います。

○議長（前田耕一君）

松本部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

私が引き継ぎを受けた段階につきましては、当初考えておりました条例に基づきます協議会の設置及び空き家等対策計画の規定のみを条例化するところから、さらに上乘せ規定を踏まえて条例案を見直していくという作業にかかっている段階で引き継ぎをいただいた状態でございます。

ですので、その時点から、先ほども申し上げましたけれども、いろんな作業工程を考えますと、非常に6月議会に間に合わせるというのが困難な状況だというふうに判断をいたしましたので、先ほど答弁させていただいたとおり、9月に延期をさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

何か歯切れの悪いあれですけれども、結局ほとんどできていなかったんじゃないかなと思うんですけれども、12月に上程すると言ったんですから、3月かそのくらいの時点ではある程度できていないとパブリックコメントもできないだろうし、だから今度新しい部長が来る時点では大体できていないと無理なんだなというふうに思うんですね。その時点で多分できていなかったんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、これは私の私見ですけれども、その前に、12月定例会ですけれども、このときは担当部長が6月に上程するよと言ったんですけど、そのとき市長はそれを確認されておったのかされていなかったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

確認をしております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

はっきりと確認をされていたということでございます。ですと、やっぱり監督責任というのちょっとあると思うんですね、これ、できなかったという。市長もそこにやっぱり部長が言ったことを確認して、それでそれおかしいやないかと何か言えばあれですけども、そのままほっておいたということは、市長の監督責任もあるんじゃないかなと私は思うんですけども、市長、それについてはどのようにお考えですか。ご所見があれば。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この特措法の前後をいたしまして、空き家対策がいかに本市の今後の地域づくり上重要であるかということの必要性は申し上げてまいりましたし、そのための検討をずっとやってきたわけでありまして。そして、具体的にそれを条例化していこうということの方針のもとに、担当部においてさまざまな積み上げをしてきておったわけでありまして、先ほど部長が申し上げましたように、ある時点、内部のこの法制の調整の過程におきまして、従来想定しておりました条例の体系、内容、これではだめで、実効性も含めてだめではないかという判断をいたしました。したがって、それをもう一度見直し、法の上乗せを含めて再検討を指示し、その作業の中でこの議論、調整に時間がかかったためにおくれてきたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

当初は、6月の条例制定を想定してその作業を進めておったわけでありましてけれども、そういうその背景の中で、今回この空き家条例の制定につきまして9月議会に提出させていただくということになったということはお理解いただきたいと申します。

しかし、昨年の5月に特措法が施行されました。ご案内のとおりであります。その施行前に、既に先行して、名張市さんを初めこの施行前に条例を制定されておった自治体はご案内のようであったわけでございますけれども、いずれにせよ、この特措法の施行後に新たに条例を制定するということでは本市が初めてとなりますので、その意味でもしっかりした条例として制定をしたいという思いでその作業を積み上げてきておると申すことは、ぜひご理解いただきたいと申します。

しっかり進めていきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私は、もう1つ感じることもあるんですね。一応、部長がそういう形の本会議の上で答弁を答えて、その職員は、それに向けてその時点でやっぱり計画を立てて、6月に間に合わせるようにしていくということが本来の使命であったと思うんですね。それができないということは、忙しか

ったとかいろいろあるかわかりませんが、最近のその見ていると、自分たちのまちをつかっていくとか、計画していくという中で、何かいろんな業務委託というのを丸投げしている部分がよく見られます。そうなってくると、職員の自分たちでまちをつかっていこうとか、計画をしていこうという思いが出てこないし、計画をつくることによって職員のスキルとか、ノウハウとか、そういうのが培われていかないと。だから、一方でそういう、何かこうやり切ろうというその意識がないんじゃないかなと私はちょっと感じました。

だから、そういうことを、昔だったらたき上げの職員がおって、これは俺に任しておきたいなそういう人がおったんじゃないかなと思うんですけど、最近はそういう俺がやっとうという、そういう強い意志を持った職員がなかなかなくなってしまったのかなというふうに感じるんですね。

だから、もうちょっと職員のスキルアップ、それから自分たちでまちをつかっていかなあかんという思いをもっとしっかり持っていたきたいなということだけ言わせていただきます。

それでは次に、リニアについて質問をしたいと思います。

新聞報道ですけれども、リニアの東京・大阪間の開業が前倒しされるという報道がありましたので、これについて詳しい内容が知りたいと思いますので、答弁願います。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア整備への財政投融資への活用に関する報道につきましては、6月2日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2016、いわゆる骨太の方針において、リニア中央新幹線全線の整備促進と、そのための財政投融資等の活用等の検討について明記がされますとともに、安倍首相よりリニア中央新幹線の大阪延伸の早期実現に向けた支援が表明されたところでございます。

これを受けて、事業主体でありますJR東海においては、経営健全と安定配当を堅持しつつ、品川・名古屋開業後、速やかに名古屋・大阪間の工事に着手するように全力で取り組むとの前向きなコメントが発表されたところでございます。

このことによりまして、全線開業が最大で8年間前倒しになる可能性が生じたことから、リニア中央新幹線の建設促進や、リニア駅誘致活動を推進しております本市といたしましては、このような国の支援表明については、大変喜ばしいことであると受けとめているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

財政投融資で政府の肝いりで8年間前倒しになったということで、2045年が2037年ですか、私もひよっとしたら乗れるかなというふうな思いになりましたけれども、そういう喜ばしいことでありましたじゃなくて、その8年間前倒しになったことで、亀山市としてどうしていくのかという何かそういう変わったことがあるのかなのか。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

まず、これらの支援内容やそれを受けての整備計画の変更等につきましては、事業主であるJR

東海につきましては、まだ具体的な事項について現段階において決定をいたしておりませんことから、今後も国や事業主体であるJR東海の動向を注視しながら、さらなるリニア中央新幹線市内停車駅誘致活動を展開していかなければならないというふうに考えているところでございまして、今の情報を受けて、今後の具体的な動きというのは決定していくというふうに考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

以前から京都府は食指を示していますし、聞くところによると三重県内の近隣の市も何とかというような話も聞いています。ですので、やっぱりこのアピールをしていかないかんと思うんですね。亀山市も市民を巻き込んで、そして市内外に向けてのアピールをしていかなあかんと思うんですよ。

前も、カレンダーとかマウスパッドとかいただいたんですけども、やっぱりもっと見える形で、例えば駅の構内にリニア誘致みたいな、亀山駅というポスターを張るとか、それから亀山に来る観光客にもわかるような形で、タクシーにそういうステッカーを張るとか、そういうことを積極的に取り組んでいかないと、京都なんかはすごく活動をしているみたいです。ですので、多分ルートは奈良を通過するというふうになると思うんですけども、やっぱりそういう中で地元がもっと積極的に市内外にアピールしていかないと、何かよそに取られてしまうんじゃないかなという気もしますので、そこら辺をもっと積極的にやってほしいなというふうに思っていますんで、何かご所見があればお答えをいただきたい。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

この最大で8年間の前倒しということは、リニア推進にとっては非常に朗報であるというふうに考えてございまして、今までこのリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議、これを通じて約四半世紀の誘致活動を行ってきたところでございます。

それで、これを受けましてということではございませんが、本年度におきましては、市内両尾町地内に設置してあります新名神高速道路の通行者向けのPR看板のデザインを一新しまして、本市へのリニア駅誘致について大きく表示し、県内外の方へ広くPRしていく予定でございまして。

それと、先ほど議員からのご指摘のありました目に見えるPRの方法ということで、市民へのリニア中央新幹線の整備や、駅誘致に関する機運醸成のための目に見える形でのPRの具体的な方法としましては、昨年度策定をいたしました自己粘着フィルムのステッカーやポスターをコンビニや大型の量販店等に掲示することや、関係機関の協力を得まして、鉄道、バス、タクシー等の公共機関の社内へのPRへの広告の掲示や、ステッカーの貼付などの方法も考えられます。

今お示しをいたしました方法以外にも、さまざまなPRの方法があると存じますので、他の自治体のPR方法等も参考にしながら、効果方法等も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田耕一君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

終わります。

○議長（前田耕一君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時47分 休憩）

（午後 3時58分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長しますのでご了解ください。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

町並み保存事業についてと新教育長制度の考え方について、ちょっとお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、先般も町並み保存事業30周年記念を済まし、ちょうど私も議員生活29年、町並みと同じように議会活動をさせていただいております。ちなみに、町並みがどのような形で今日まで来ておるかというのも、私のかす頭でも大体理解していると思う。

1点目に、まずこの30年に及ぶ事業実績、金額、修景件数、それに付随した伝建に関する公共事業等々あると思うんですけど、カラー舗装とか電柱移転の費用等も、その他いろいろ裏道の事業とか。

59年に文化庁から重要伝統的建造物群として26番目に指定された地域です。一体、今までの実績を一遍お教え願いたいし、皆さん方にも知っていただきたいと思いますので、あえて質問をさせていただいております。よろしくをお願いします。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

嶋村文化振興局長。

○文化振興局長（嶋村明彦君登壇）

関宿重伝建の地区、関宿伝統的建造物群保存地区は、昭和59年12月に国の重要伝統的建造物群保存地区に、これは全国で20番目でございますけれども、選定をされまして、以降32年にわたって保存事業を継続してきたところでございます。平成26年には、かめやま文化年2014のリーディング事業として関宿重伝建選定30周年記念事業を行ったところでありますし、また昨年の5月には20年に一度の東の追分一の鳥居の建てかえ及びお木曳きの行事を行ったところでございます。

伝統的建造物群保存地区の保存事業の基礎となります事業が、個々の伝統的建造物の保存修理修景事業でございます。昭和60年度から国・県の支援を受けて事業を継続してきておりまして、これまでに延べ600件の事業を実施してきております。この間、交付をいたしました補助金の総額は約8億円余りでございます。現在、修理・修景を完了いたしました建造物の割合は、東海道を面

した建造物の約55%となっております。補助金の額8億円ということでございますので、民間の方々の実施されました事業費なども含めると、保存地区の中で行われました修理修景事業全体としては20億を超えるのかというふうに考えられます。

保存地区全体を対象としました景観の整備といたしましては、東海道の無電柱化、あるいは道路路面の地道風カラー舗装、また一部については裏道の整備なども実施してきたところでございます。

保存地区を特徴づける核的施設の整備といたしましては、国指定重要文化財であります関地藏院本堂その他の修復でございますとか、関まちなみ資料館並びに関宿旅籠玉屋歴史資料館の開館、さらには百六里庭、西の追分、地藏町、木崎3カ所におきます関宿散策拠点施設の整備、市の指定有形文化財であります旧田中家住宅や旧落合家などの整備も進めてきたところでございます。

また、保存地区周辺におきましては、道の駅関宿、足湯交流施設などを整備したほか、保存地区の周囲に景観形成推進地区を設定するなど、保存地区周辺を含めた一体的な景観形成へも取り組んできたところでございます。

一方で、裏道の整備、防災設備の充実など、課題も残るところではございますが、また保存してきた町並みを活用した地域振興への取り組みも進めていかなければならないというところでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ありがとうございました。

基本的には、修景事業で20億、他の公共事業等で恐らく十四、五億のお金がかかっていると思うんです。30年間に三十五、六億の事業で、30年間で現在の町並みができておると思います。先ほども、伝建指定物件としてはあの町並みに200戸指定されておると思います。そのうちの55%ということです。

この事業の結果、市長等にお聞きしたいのは、伝統的建造物の地域で空き家となって荒廃している物件が多々あると。55%だか45%の中に、いまだ手つかずの、居住者も不明、また居住者も市内に居住されておって放置状態になっておるといような物件が多々あります。その中で、今後、行政としてどのように対応されるのか。

ちなみに、私が代議士の秘書をやってますときに、東町商店街の修理修景事業がありました、街路事業が。今、それから修景が終わった後、テナント営業等のいろんな困難の中で、俗に言うシャッター街ができた。それが、今いろんな形で、アートとかいろんな形で、市も力を入れて空き店舗をいろんな形で活用しておるとい中で、当然いろんなイベントもやっていただいて、各種団体がいろんな活用をしてみえると。

その中で、関の伝建の中の今後のその空き家の中で、基本的に修復するのか。今も前田議員が言われた空き家等特別措置法という中での、いろんな形で出てきております。その中で、どのような形で今後進めていかれるのか、その点をお聞きいたしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

櫻井議員のご質問にお答えをさせていただきます。

関宿の伝建地区におきまして、伝統的建造物群として特定されておりますもののうち、空き家となっておるものが現在20戸余りございます。そういう中で、どのように今後対応していくのかというご趣旨でございますけれども、ご案内のように、保存地区内の伝統的建造物は現状変更の規制によって取り壊しのみを行うことは許可することができないこととなっております。このことから、所有・管理される皆様には保存修理修景事業の補助金等をご活用いただいて、修理・修景を実施いただけるよう働きかけを行ってきたところでございますが、これまでも空き家を修理いただいた上で借家などとしてご活用いただいた事例が多数ございます。その一方で、相続などによって所有権が分散するなどして十分にご対応をいただけない事例が少なからずございますので、放置されたまま荒廃が進んだようなケースもあることも事実でございます。

こういう状況の中で、今後もやっぱり所有・管理をされておられる方々と、本当に今日までもそうではありますが、丁寧にお話し合いをさせていただいて、その修理等の実施を働きかけてきたり、あるいはサポートしてきたりという取り組みを愚直に展開してきたところでありますが、今後におきましてもそのように丁寧に、これは続けて頑張っていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そういうふうには持ち主に懇切丁寧に理解をしていただいて、伝建地区としての町並みを保存していくという、その意義は、もうそれはわかっておるんですね。ただ、やはりそこで居住しておる市民の方、その方についてはいろんな方法で説得もできると。だけど、居住等をしていない市外在住の、または相続等でやっぱり困難なところ、それから居住者の死亡によりその親族の人に渡った物件等々が点在しております。

私の町内、27軒ぐらいあるんですけども、私の町内でも27軒中、維持管理をしてみえる持ち主の方が2戸ですね。それから相続人が他市に住んでおって、行方もわかっておるんですけども、なかなか連絡がとれない人が1戸。それで、相続権利者がいろんな形でやっておるんですけども、なかなか連絡がとれない。それでもう1軒は、半分は裏を売って、表側は、これは伝建物件ではないですけども、存在しておると、そういうような状況なんです。確かに、その隣の町内で2軒ばかりは私は直しましたけれども、その隣の2軒は放置されておると。

そこで、ちょっと前田議員の特措法のことについて、いろいろ答弁のやりとりがありましたけれども、基本的にその特措法について、特措法とは一体何でしょうか。私も調べましたけれども、特措法というのはどのような法律なんですか。それはご存じだと思うんですけども、基本的に近々では大規模地震対策特別措置法、それからテロ対策特別措置法等々が出ています。それ以前には、シベリア抑留とか、それに対する特措法が出ています。これは、皆さん方も聡明な方ですのでよくご存じだと思うんですけども、特別措置法、これは一体どんな法律ですか、ご存じだったら。ご存じだと思いますけれども、改めてご回答いただきたい。

○議長（前田耕一君）

松本建設部長。

○建設部長（松本昭一君登壇）

空家等対策の推進に関する特別措置法でございまして、この目的でございますが、この法律は適切な管理が行われていない空き家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空間等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策の推進をするために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とするということで目的が定められております。

先ほど議員おっしゃられた、関におきます重伝建の建物につきましては、文化財保護法の規定もございまして、単純にこの法律に基づいて空き家の対策を行っていくということのみでは対応ができないというふうに考えておりますので、文化財保護法との調整を図りながら適切に対処してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それは空き家対策に関するあれですけれども、基本的に特別措置法とは、緊急事態などに際して、現行の法制度では対応できない場合に集中的に対処する目的で特別に制定される法律であるというのが特別措置法です。というのは、これは国が平成26年11月27日に公布して、平成27年5月26日に施行しておるわけです。これは、空き家対策というのは、これは日本国中で空き家に対する対策が必要やないかと、時の政府がそのような特別措置法をつくったと。それによって対処しなさいと。それで、各自治体においては、それぞれその措置法の条例をつくって、それでやりなさいと。

それで、この特別措置法の目的の第1条には、この法律は適切な管理が行われていない空き家等が防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の活用を促進するため、空き家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む等々）による空き家等対策計画の作成、その他の空き家等に関する施策の推進をするために必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とすると、これがこの措置法の、空き家対策等のあれです。

確かに今部長おっしゃったように、関の町並みについては文化庁との絡みがあると。確かに、今から20年前になりますかな、文化庁に、高山の市長が町並み保存会の会長で、我が関町の山内町長が副会長で、町並み保存事業においては固定資産税の免除をやってくださいというようなことを申し出て、そのときの大蔵省から、土地については免除はできないけれども、家屋については非課税にすると。そのかわり、地方としても財源に困るから、75%は交付税で措置するから、25%は自治体として泣いていただきたいというような形で、家屋に対する固定資産税は免除されています。ところが、土地については、そのときの財務官が言われた話ですけれども、土地については有形財産ですからやっぱり免除はできないので、その点はこらえていただきたいという中で、それで

関の町並み保存条例の中には、伝統的建造物に指定された物件を行政の許可なく取り壊した場合においては罰金5万円を納付すべしという罰金過料がついています。それでもいろいろあるんですけども、そんな条項があった中でいろんな形でやっておるんですけど、実際、今現在困っておるんですよ。近隣の修復がされていない。だから、何らかの手当てをやっぱり行政は、この空き家対策の措置法に対する議案が9月に出てくるというようなことを言うてますけれども、この空き家等の等の中にはこういうようなものがある。この空き家等の定義は、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他使用されていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他土地に定着するものを含む）という規定が定義であります。

実際、町並みの表通り、それから裏側に当然庭を持っておるんですわ、それぞれ。中庭というか。それは10年ぐらい放置しますと、剪定もしませんもので、私の知っておるところの家屋は十四、五メートルの木が生い茂っておるというような状況なんです。それを持ち主に伐採してくれと言うても、これは金がかかるでうんちく言うてですね、やらんです。だから、そこら辺をきちっと、やっぱり保存事業をやっぱり継承していくんやったら、そういうのは、行政としてはこの条例をつくって、この特措法の中に書いてある中のことをやっていかなあかんと。

それで、仮に措置法で、この中で空き家が放置されている場合、所有者は以下の2つの処罰を、どちらかを受けるというのが含まれておるんです。その1つは、空き家の放置を行政が指摘した場合に、勧告というんですかね、勧告名で出せるはずなんです、この条例ができたなら。そうすると、その勧告に従わなかった場合は、固定資産税を6倍にすることができるということなんです。自治体が所有者の特定をして、強制的に解体を命じることができるんです。ただ、伝建物として残したいのはやまやまなんですけれども、ところが先ほど申し上げたように、目的の中に地域住民、隣接者の環境・生命・財産を守るためにこの特別措置法はできておるんです。それが、やっぱり文化庁はというよりも。やっぱりそれが亀山市の姿勢やと思うんです。ちょっと市長に、こういうような形で、その現状を市長はご存じかな。

確かに、正直これは関の町の、この関宿だけじゃないと思うんです。この亀山市全体において。というのは、空き家対策について、空き家の状況について、大変この亀山市内全域で、先般の前田君の質問の中にも、23年に質問したときには230戸ぐらいやったけれども、その次はもう何千にもなっておると、何百にもなっておると。実際、この町並み以外に空き家で、隣が空き家やで何とかならんかという困ってみえる市民はたくさんお見えになると思うんですよ。そういうようなことは、市長さんのお耳に入っていますかな、いませんか。入ってみえたら、この特別措置法、政府が緊急にした法律をなぜこういうような形で放っておかれたのか。ちょっと私は解せんのですけれども、市長さん、そういうような市内の空き家に隣接する市民の皆さん、居住してみえる市民の皆さんの苦情はお聞きになられたのか、聞いていないのか、一遍それを確認したいと思います。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在、市内約1,100軒の空き家がございますけれども、全てを把握しておるわけではございませんが、さまざまなご意見やご要望は頂戴をしておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

これは、確かに伝建地域については難しい点があると思うんですけども、基本的に空家等対策の推進に関する特別措置法第9条及び第14条、これはしかるに、一番これがもとやと思います。この空き家を解消するには。この条文をどういうふうに、私はこれだけやったらええと思うんですよ。パブリックコメントも協議会も必要ないですよ、これ。形だけつくっておきゃいいんですよ。この国の法律は、緊急かつ現行法律では対処できないために、この法案を内閣府かどこかがつくったんですよ。もうこれは、先般質疑で農業委員会の改正はばんとそのまま国の言うとおりに出してきた議案ですよ。だけど、この特別措置法は、これは内閣府がつくったのか、総務省がつくったのか、どこがつくったのか、私はそこまで勉強していないであかんのですけれども、これをそのままそっくり法律として、市の条例としてそっくり、何を、もっと言えば国の法律よりもええことを考えようとしているんですかな。私はこのままそっくりでええと思とるん。特に私が指摘したいのは、第9条、立入調査等。これはちょっともう説明しますわ。市町村長は、当該市町村の区域内にある空き家等の所有者及び当該空き家等の所有者を把握するための調査その他空き家等に関してこの法律の施行をするために必要な調査を行うことができる。それで、立ち入って調査をすることができる、こんなようなことが書いてある。それで、14条は、勧告することができる。それで保全を図るために必要な措置をすることができる。放置したら壊すよという勧告ができる。

町並みでも、これ、できると思うんですけどな、ある程度。表部分は残しなさい。だけど、裏は壊してもええとは言わんけれども、せめて表部分だけは修景して、表部分は補助金でやるで何とかしなさい。それとも、全体はもう寄附してくださいと。よう守りせんのやったら、もう市に下さいと。市が何とかしますと。借家にするか、店舗にするか、何とかもう市に下さいと。そういうようなお願いをしていけば、そんなんやったらもう頼みますわと言われるかわからん。そういうような働きは、市長、していったら、この特措法と文化庁との絡み、うまくいくと思うんですけども、そんなぐらいして、この今の近隣の困っておる住民を何とか亀山市民で、亀山市に住んでよかったという環境整備をしていくというお気持ちがあるかないか一遍聞かせてください、お願いしますわ。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

伝建地区において、手をつけられないまま荒廃が進んだ建造物に隣接してお住まいの方には大変ご苦勞をおかけいたしていることを認識はいたしておるところであります。これまでも、所有・管理をされている方々には状況の説明をさせていただくとともに、改善のための取り組みを促すなど、そういう取り組みを行ってきたところではございますが、残念ながら余り状況は好転していないということでございます。

また、これもご案内のように、私有財産であります各建造物について、市が主体的に何らかの措置を施していくということは法的に許されない部分というのもあろうかと思えます。大変難しい問題ではありますが、引き続き、先ほど、冒頭申し上げたような、地元自治会や近隣にお住まいの方々のご助力を得て具体的な成果が図れるよう働きかけを強めていきたいと思っておりますし、本当に30年以上の長きにわたって今日までご協力いただいていた保存地区の皆様の信頼を失わず、

今後につなげていく方策を考えていかななくてはならないと思っております。

市といたしましても、今までも伝統的建造物に対する税の優遇措置でありますとか修景事業の実施を行ってきておりますが、なかなかどうしてもご理解いただけないまま荒廃したり、危険であるような、支障を来しておるような建造物の中には、やはり何らかの政策的な対応を考える必要があろうというふうに、これは考えておるところであります。

今、特措法との関係をご指摘いただいておりますが、ちょうど私、亀山市長が今全国の伝建協議会の役員市ということで、萩市さんを会長に役員を微力ながら務めさせていただいております、ちょうど先月、石川県の加賀市で開催されました全国伝建協の総会におきましても、実はその空き家の問題が話題となったところがございます。今、全国に112の伝建地区がございますけれども、そういう中で文化財保護法との関係がございますので、文化庁との連携をしながら、全国組織におきまして、この空き家にかかわる問題について政策的な専門委員会を設置して、検討して、政策の提言をしていこうということの確認をして動き始めたところでもあります。

なかなか難しい問題でありますけれども、本市としても協議会の役員として、これは亀山市だけの問題ではなくて全体として本当に大きな力として、やっぱり積極的に政策提言をして、法体系を検討いただく必要があろうかというふうに思っておりますので、今後ともご支援をよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、だから、東町の商店街のアーケード街の活用もいいんです。やっぱり、私は今、きょうは伝建だけに絞った空き家をやっていますけれども、この亀山市内全部で、隣が空き家で困っているという家屋はたくさんあるんです、市民は。それを前提に入れてくださいよ。そして、9月に上程される中で、特措法の中で、必ず文化庁と協議して、その伝統的建造物の家屋であっても、道路面の修復が可能なものにおいては補助金の対象にするというものを組み入れてください、これは。それで、もしあれでしたら無償提供していただいて、そのときには市の財政で、基金もありますから、5億6,000万ばかり。それを活用して、11万5,000円で山車会館をつくるらしいですけど、別に買えと言ってませんで、寄附してもらって、それで9月に文化庁と一遍話をしてください。関の町並み保存の中にもそんなものが適用できた中での補助金の使用は可能やということ、それは全国の文化財の評議員をやってみえるのやったら文化庁ぐらいこと構わへんのやけどな、会長やといいんやけれども、そこら辺の、やっぱりそれは庁内で連携してやってもらわんことには、やっぱりあかんと思っております。

本当に今この議会始まる前に、実際私の町内で困っておるんですよ。何とかしてやって。これから台風シーズンになると困るんやと。瓦が落ちて頭当たったら痛いすやんか。頭にけがをするぐらいやったええけど、どこか打ちどころが悪かったらえらいことな。そのぐらいのやっぱり、速やかにこういうようなことをやっぱりやっていただきたいと思っております。

自治会の皆さん方も、一生懸命行政のほうへ要望しています。もう何年要望しているかわからんです。だけど、そうすると、やっぱり一度検討をして所有者に相談してと。それではらちが明かんです。できたらこの14条、特措法の、これは速やかに活用できるように、やっぱり勧告をして

撤去していない場合は、これ、もう1つ何やら言葉ありますわな、勧告に従わなん場合には行政代執行というね、行政代執行は何年待たないかんけれども、行政代執行は裁判所から申し出て、そしてその許可を得て、それで裁判所が札張って代執行しまっせという、要は京都でゴミ屋敷、ようやくやってますやんか。あれも行政代執行ですよ。これは可能なもので、それなりのやっぱり対処をしていただいて、住民のやっぱり生活を、隣接している人の悩みを一つでもなくすというのが、私は行政の仕事やと思っています。やっぱり自分の家族のことを精いっぱいやってみえる中で、ほかの心配までかけやんようなことをするのが行政の仕事やと私は思います。そのために、私らは給料をもらうていますんやから、皆さん方も、市長ともども。やっぱりそのために、一生懸命ですな、ともに、やっぱりいろんなことを市内で探してきますさかいに、いろんな注文をしますさかいに、それはやっぱりそういうふうに対処していただきたいと思っておりますので。

何か寄附されたときは、店舗とかそういうようなことを活用してもらうように働きかけていただくわけにいきませんか。例えば今民間アパートを貸してもらって、市がね。安い家賃で亀山市に住んでもらうとやっていますやんか。そんな制度をこの空き家で、割に隣の町並みに住んでみたいという人、割にちょこちょこ出てきはったんです、このごろ。この間も1件、鈴鹿の方、若い子ですけど、子供連れ2人がどこか関にないかなあと言うてきた。私も二、三軒当たったんやけれども、いや、私、今京都にいてるから、年行ったら帰ってくるもんで売らへんて言うてさな、そんな話もありますのや。割に住みよいまちやというようなことを言うてますもんで、そういうような施策を組んでもらうようお願いしたいんですけれども、担当部局で何かそんな考えがあったら、何かありませんか。もう答弁したくないかな。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

ただいま櫻井議員からご提案あったのは、まさに地方創生、今、総合戦略の取り組みの中で、今回移住交流促進事業というのも繰り越しの中で進めておりますが、そういった総合戦略、地方創生の観点でも空き家対策というのは非常に重要だと思っておりますので、ただいま議員からの空き家解消に向けたさまざまなご提案についても、その実現の可能性について検討を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

検討という言葉が出ましたので、また検討結果をまた次に聞かしてもらうので、そのときはまた検討しますと言わんように、前向きに進んでいますよというようなことは言わんように頼みますわな。

そんなら、ここら辺で次のあれに入りたいと思います。残り12分ですから。

新教育制度の考え方について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

確かに3月定例会で新教育長の人事案件が否決されました。教育長さんが不在です。これは、私は、もう教育行政には異常事態が起こっていますんやわ。

現在、本当に教育長職務代理者、井上先生、本当にご苦労さんですな。本当に月額5万4,10

0円でこうやって議会にも出ていただいて、普通やったら61万5,000円もらえるのを5万4,100円でこうやって出てもうて、それで4月の忙しいときにはあちこち行ってもうて、元先生でするので、現場も子供たちもよう知ってござるさかいに、前の教育長も一緒ですけれども。

あと市長さん、これ、私はこの教育長の新教育委員会制度を取り入れられて前回3月に否決されて、どんなことがあっても、その前に結局、今現在どのような状況ですか、現状。どういうふう
に職務代理者の井上先生にお世話になっておられるのか、それを教えてもらえませんか。もし先生、
言いたいことがあったら言うておくんなはれ。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の状況ということでございますが、本年4月1日に新教育長が任命されるまでの経過措置といたしまして、教育委員のうちから井上恭司委員を教育長職務代理者として指名をいたしたところでございます。その後、井上職務代理者には教育行政のリーダーとして教育委員会事務局の指揮を現在とってきていただいておりますとともに、市の内部の主要な会議でありますとか各種団体の会議やこういう種々の行事がございますが、これにも出席をいただいておりますという状況でございます。井上教育長職務代理者には大変負担をおかけしているところではあります、そのおかげによりまして教育行政は大きな混乱はございませんでして、これまで運営されているものと認識をいたしております。

しかし、現在の状態は、これは異例な状況でございますので、あくまで経過措置としてのもの
ございまして、つきましては現在も鋭意新教育長の人選を進めておるところでございますが、新
たな教育委員会制度のもとに教育行政の統括責任者としての、それにふさわしい方をなるべく早く選
任し、議会の同意をいただきたいというふうに考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

こんなことを言うたら私も言いわけになるかわかりませんが、おまえ何で否決したんやと
言われてますんやわ。反対やとって、わけを言えとって怒られていますんやわ、私、たまに。
そのような場合は反対した理由はきっちり言いますからね、こうこうこういうわけで。だからあな
たの言うことは間違っているという、私のほうが正しいんやとって。向こうは、おまえの言う
ことは間違えて、こうこうとかけ合いになるんですけれども、基本的にはやっぱりその当初、平成
26年12月でしたかな、教育長の再任のときに議会で提案された。そのときに、私、いろいろ
議論させてもろうたと思うんですけれども、亀山市は経過措置をもって旧教育委員会制度に基づい
て4年間、前任者である教育長に再任同意を出ささせていただいた。そのとき、私は、なぜ27年
4月1日から新制度が始まるのに、今その旧制度を4年間続けるんやと。新制度は3年間です。だ
けど、旧制度は4年間です、議会の議決で。それをただしたら、いや、亀山市は旧制度でいきます
と。ところが、1年たって、いや、新制度に変わります。このときにしかるべき時期という言葉が
あったと思うんですよ、答弁では。だから、しかるべき時期が1年後かと。それが、やっぱり政治
をつかさどる者の信念というものがないですよ。やっぱりこうと決めたら、それでこう、こうでは

ない、こっちへ行こうと思ったときは、それなりのやっぱり信念がなければ物事は進んでいかんと思うんです。それがやっぱり政治やと思いますよ。

皆さん方、後ろに見える方々私よりいろんな経験を積まれてあれですけども、私は政治をつかさどる、行政の方は政治をやったりつくっていく人やと思う。私らは、やっぱり市長は、副市長は、市民の皆さん方の意見は聞いて、そして生活をやる中で、私たち議員は、いろんな市民の声を市長に届けるというのが職務、それが政治やと思うの。政治というのは、一つの信念がなければいかんと思っています。ころころころころ変わってもうては困るんですよ。変わったことによって、私は否決に回りました。それで、井上先生に今職務代理者でお世話になっておるんですよ。

先般も、学校給食で3ミリの異物が入っておるというメールが入りました。そのときは井上先生の名前で来ました、職務代理者で。学校教育というのは、やっぱり次世代を担う子供たちの重要なところなの。教育長ポストは、今回は新制度については市長が任命権者ですから、前は教育委員会での互選でしたからな。大きくその任命権者の立ち位置、任命する者、任命された者の、その相互にやっぱり信頼関係があって行政をするんですよ。以前までは教育委員会での、しかるべき人を教育委員にするんですけども、教育委員の中から互選で教育長というのがされておる。その大きな開きがあるんです。教育長というのは、以前までは予算権がない。何を言うても金がないから、金がないからで、よう川崎小学校の空調のことを言われました。いつの間にかぼこっとできましたけどな、空調をつけますわと。その言いわけは、教育委員会としては財政を握っておりませんものという答弁があった。

こういうような中で、不在ということですけども、私はせめて3月が終わったら5月の連休明けぐらいにはせめて臨時会ぐらいは開かれると。それが開かれんだと。6月には何とか、やっぱり井上先生にいつまでも教育長代行をやってもらうのもご迷惑ですから、5万4,100円では。そんなんなら、しかるべきとき、いつですな。きょう、それは人選しておると言うけど、いつをめどに新教育制度の中での教育長の人事案件を提出される予定なのか、それをお聞かせ願いたい。もうしかるべきときというものではないと思う。もう新学期、4月6日ですか、7日ですか、新1年生が入って、新中学1年生が入って、中学校でも。学校が始まって、今はもうそろそろ梅雨が明けたら、運動会ももう過ぎました、これ、白川のほうは。いろんな行事をやっていくんですよ、運動会から文化祭から。必ず教育長さんは、そういうのが済んだらもう卒業式もありますよ、その後。いろんな行事をやる。それについてまたいろんなことを決めていかならん。それに代理者ではやっぱりあかんのですよ。どこら辺をやったり、いつその人事案件が行われるか、一遍お聞かせ願いたい、市長。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

ちょうど一昨日でありましたか、議員が農業委員会委員の任命は誰がするのかというご質問をいただきましたが、農業委員会の委員、そして教育委員会の委員、それは当然長が有する執行権でございます、二元代表制のもとに議会の同意を得て市長が任命するということであります。

今回の教育委員につきましては、もう申し上げることもありませんが、従来の制度からさらに教育委員会の中立性、継続性、安定性は当然のことながら、より強力な機動性を持った力強いリーダー

ーシップを發揮いただくための制度改正でありました。その趣旨を、法改正の趣旨や亀山の現状を踏まえまして、教育に関する豊かな識見を有して全市的な視野に立って教育行政を統括、引っ張る、それにふさわしい人材を選任いたしたいということで、3月、提案させていただいたところでございます。

先ほども申し上げましたように、現在、鋭意新教育長の人選を進めておるところでございますが、まさに新たな教育委員会制度のもとにこの教育行政、亀山の教育行政の総責任者として最もふさわしい方をなるべく早く選任をいたして議会に提案させていただきたいと考えておるものでございます。

○議長（前田耕一君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

いや、だから、空白期間をいつまでつくっておるんや。しかるべきとき、最もふさわしいって、あなたは最もふさわしい人を選んで議会で、機動性があるって中立性のあるって、それは前の教育長ですよ。今回は、新教育委員会制度というのは市長が任命するんだから、市長と両輪、中立でもない。機動性はもちろんそうです。だから、前回否決された、言うたら怒られますもんで、あまたの根拠があって採決に否決を投じた議員が9名となったわけですよ。だけど、最も、そうやけど、市長さん、もう2月5日、任期ですわな、任期満了ですよ。そうすると、時期は9月議会、12月議会、この定例会があるのはあと2回です。やはり教育行政をもう少しきっちりやるためには、9月までには何とかせなあかんと、9月までにやりますということは言えませんか、そうすると。それだけは、もう9月までには何とか臨時会をして、議会にも理解していただける中立性を持った、機動性を持った、教育行政に明るい方を任命したいで、その節にはよろしくお願ひしようと、ここで言うたらよろしいんやな。それを言わんということは、私はわからん。

時間が来ましたと議長が言うてますもんで、それは当然、待っていますわ。ありがとうございます。

○議長（前田耕一君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 4時52分 休憩）

（午後 4時59分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 宮崎勝郎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

緑風会の宮崎でございます。

一般質問の最後になりますが、よろしくおつき合い願ひたいと思います。

今回、質問の内容については、消防の現況と今後の消防力の充実についてと、それからリニア中央新幹線の今後についてという2つのタイトルで質問させていただきます。

それでは、まず1点目の消防の現況と今後の消防力の充実についてでございますが、私も消防職員でありまして、昭和37年に拝命し、約40年間の消防人生を送ってきた一人でございます。その中で経験も踏まえ、また現在の世の中に進んでいるようなことを踏まえて質問をさせていただきたいと思っております。

特に消防行政については、日進月歩のように非常に早く変わっていくと今感じております。私が退職してからでも、東京消防庁でのドラマ化があったり、いろいろ消防のことはテレビでも流れております。また、この亀山市においても、現況をケーブルテレビで、多々、時々流れておりますし、市民の皆さん方もそういう報を見ていただいて知識も持っていかれたというふうに思っております。

私の経験の中で、私が入った時点では、全く火事と台風、水防、そういう災害対応が基本でございました。特異な事案ですと、国道1号線の鈴鹿トンネルのトンネル火災も経験しております。それから数年たちまして、救急業務が地方自治体に義務づけされたということで、初めて救急業務に携わることに。今ではドクターにも負けないぐらいの救命士も育ててきております。その中で、消防行政は発展してきたんだなあとというふうに思っております。

それで、まず5点ほどお聞かせ願いたいと思うんですが、まず昨年度の災害の出動件数についてお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問に対する答弁を求めます。

平松消防署参事。

○消防署参事（平松敏幸君登壇）

議員お尋ねの内容につきましては、主に災害現場での消防活動に関することでございますので、私のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

平成27年中における出動状況につきましては、火災が12件、救急が2,017件、救助29件、また警戒や救急隊の活動支援、誤報などの出動、いわゆるその他出動と呼んでおりますが、こちらが204件となっております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

火災については12件、救急は2,017件、その他ということで204件ということをお聞かせいただきました。火災を見ますと、我々の時代には年間50件前後が発生しておったのが記憶にございます。予防行政が発達した中での、やはり火災件数が減っているんだなあとというふうには思っております。また、救急はいろいろな事案がふえて、我々の時分は1,000を超えるぐらいの数字でございましたんですが、2,000を超えております。これは、やはり世の中の移り変わりの中での、やはり救急対応の事案がふえたなあとというふうに思っております。

次にお聞かせ願いたいんですが、ことしの5月までの時点での状況を、昨年とちょっと比較したいのでお尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

平松参事。

○消防署参事（平松敏幸君登壇）

本年5月末までの数字ということでお答えをさせていただきます。

本年5月末までの火災発生件数は20件でございます。昨年の同時期と比較をいたしますと15件の増加となっております。その内訳といたしましては、建物火災が7件の増、その他火災が8件の増でございます。よって、このペースで推移をいたしますと、年間40件以上となることが懸念されます。

また、ことし2月の建物火災では、死者1名、負傷者1名が発生しておりますことや、昨年と比べ住宅火災が増加しておりますことから、常備でございます消防署、また非常備であります消防団がお互いに協力をし合って、適時適切な時間帯を中心に防火パトロールを実施しているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

建物火災がふえておる、特に特徴だと思っておりますが、そこで今までの現況の中では火災による死者がこの一、二年なかったかなあというふうに思っておりますが、ことし新聞で私知ったのが、加太の火災で亡くなったということも見ております。そういう中で、これからも大変に消防としても、やはり地域を巻き込んだPR等、またパトロールも含めてお願いしたいなあというふうに思っています。

特に、ことしの火災の中では、私が聞くところによりますと不審火があると聞いておりますが、そこらはいかがかなあというふうにもお尋ねするわけでございますが、また火災が連続して発生するという、サイレンが鳴っているのは多々耳にいたします。そのような状況も、ことしは建物火災等、火災件数がふえておる中でもそうかなあというふうに思っておりますが、この火災が発生した場合に、特に自治会による初期消火はどのような状況で現在やっておるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

平松参事。

○消防署参事（平松敏幸君登壇）

議員ご指摘のとおり、建物火災の中には出火原因として不審火の可能性のあるものがございます。しかし、こちらにつきましては現在のところ調査中でありまして、確定はしておりませんので、引き続き調査を行っているところでございます。

また、自治会等による建物火災の初期消火でございますが、最近の建物火災において自治会等によります消火栓を使用した初期消火が実施された好事例がございます。先日、その自治会に対しまして表彰をさせていただきました。これは、昨年度1年間で初期消火の大切さを訴えた行政出前講座を200回以上実施したことが功を奏したのではないかと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今の聞いた話でいきますと、初期消火の効果は出ておるんだというふうに思うんです。それぞれの自治会においても、消火栓の開閉器具等々、ホース等々の消防設備をつけていただいております、今

後もそれぞれの地域でふやしていただきたいなあというふうにも思っております。それは消防のほうでのPR、出前講座を含めてのPRの効果が出てきておるものと私も思っております。

それでは、次に3番目でございますが、救急出動におけるペア出動についてお尋ねしたいと思えます。

いわゆる救急も2,017件、昨年ございましたんですが、最近このいわゆるペア出動、救急車と消防車とのペア出動だと私は思っておりますが、救急車が出て、消防車も同じくサイレンを鳴らしておる、こういう事案が出ておりますが、こういう事案について、我々の現職のときには救助とか、また頻繁な高速道路等のやはり交通整理も含めてのペア出動はあるように思ったんですが、最近頻繁に出ておるように私は思っております。このような件数も聞かせていただいて、どのような状況なのかお尋ねしたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

平松参事。

○消防署参事（平松敏幸君登壇）

救急出動に対するペア出動でございますが、こちらはPA出動と、このように消防用語で呼んでおります。いわゆる救急車と消防車が同時に出動する支援出動というふうなことでございますので、このようにご答弁させていただきます。

これにつきましては、3名の救急隊だけでは搬送や活動が困難な事案におきまして、救急活動を迅速かつ的確に行うため、2名から3名の指揮支援隊を出動させ、対処しているところでございます。なお、支援出動は、心肺停止状態の傷病者やドクターヘリを要請した場合のほか、交通事故、自損事故及び過大事故を対象としております。

また、平成27年中の支援出動は177件、平成28年は5月末で88件でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

かなりの数字で出動していただいていると。これも救命を図るためにも非常に大事なことだろうと思えますし、また救急隊の安全確保も大事だと思いますので、非常に我々から見ては発達したんやなあ、発展したんやなあというふうにも思っております。

それから、次にドクターヘリの要請や活動についてお尋ねしたいと思えます。

私の経験から言ったら、ドクターヘリは当時は民間がやり始めたことでございました。搬送してもらえばお金はかかります。その後、公でやっておるドクターヘリ、防災ヘリとはまた違ったものでございますが、ドクターヘリが亀山市にもたびたび飛来してきておると、その業務のために来ておるとするのは自分も一度確認いたしました。市民の皆さんからもお聞かせ願っております。

そのドクターヘリが亀山でどれぐらい利用しておるのか、要請しておるのか、活動しておるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（前田耕一君）

平松参事。

○消防署参事（平松敏幸君登壇）

ドクターヘリの要請につきましては、平成27年中が35件、平成28年は5月末で15件でござ

ざいます。

その活動内容といたしましては、脳卒中や心臓発作、交通事故による緊急治療が必要な場合に、原則としてあらかじめ設定された公園、学校などの臨時離着陸場で救急隊とドクターヘリが合流をし、医師が早期に救命医療を実施しております。

また、ドクターヘリを安全に離着陸させるために、救急隊以外にも指揮支援隊や消防隊が出動しまして、安全確保等の活動を行っているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

やはり時代の流れで、救急業務の中でも発展しております。特に亀山で昨年で35件、本年に入って15件ということでございます。これのいわゆるヘリポート、離着陸場のヘリポートの整備についてはいかがかなあというふうに思っております。

私の聞くところによりました案件については、南小学校へ着陸したということでございます。これは交通事案だったと私は聞いておりますが、いわゆる南小学校は校庭が芝生化されておりますので対応がやりやすいんだというふうに思っておりますし、また芝生広場あたり、北東分署の専用ヘリのポートが、そこらへの着陸は大丈夫かなあ、これからも使っていかなければならなんだろうなあというふうにも思っております。

そのほかにも、亀山市、いろいろ広いでございますので、防災計画によっておりますヘリコプター、ヘリポートについては、現在の管理状況、また幾つかの個数をお聞かせ願いたいなあというふうに思っております。

○議長（前田耕一君）

井分危機管理局长。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

亀山市地域防災計画の附属資料に航空機場外離発着場として記載されておまして、三重県指定のヘリポートとして亀山公園芝生広場や関総合スポーツ公園多目的グラウンド、それから昨年でございますけれども、亀山消防署北東分署の駐車場を加えまして、現在20カ所でございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

県の指定も含めて20カ所ということですね。

20カ所あるヘリポートの整備については、先ほど私がお伺いいたしました南小学校が芝生化されておるとか、芝生広場とか、北東分署は当然専用ヘリポートですので整備されておりますが、他の学校とかいろいろなところは、今後の整備についてはどう考えておるのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（前田耕一君）

井分局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきましたように、市内20カ所あるわけでございますが、議員おっし

やいますように、それぞれの形態、また形状等も違ってまいります。やはり、今回三重県指定のヘリポートとして防災計画に掲載させていただいております以上、一定の機能が果たせるように今後確認をしてみたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

特にここでドクターヘリをお聞かせ願ったわけですが、これについてはやはり救急事案が発生し、早く医師の管理下になるというのが一つの特徴だと思っております。いわゆる今言った特異な症状、脳卒中とかいろいろな、近辺の医療機関ではできないものを、例えばドクターヘリが飛んでおる基地であります三重大学とか日赤山田病院とかというようなところから飛んでくると思っておりますので、早くやはり傷病者をドクター下に置くというのが非常に大事なあ、救命処置の上でも大事なあというふうに思っております。今後も亀山市、聞くとところによりますと亀山市は三重県でも多く使っておるということも聞いておりますが、それは私は気にしなくてもいいと思います。どんどん使って、やはり一名でも救命措置ができればいいなあというふうに思っています。

いろいろと消防の現状を聞いてまいりましたが、私の現職時代とは随分何もかも違っておりまして、複雑にもなっております。こういうような現状の中、市政の現況報告の中にございました、来年度に策定する、現行もございましたんですが、消防力充実強化プランというのがございます。来年度に策定がえをするというふうに現況報告で出ておりましたが、これについてお尋ねしたいわけでございます。

当然、消防力については、消防力の基準に基づいていろいろ数字を出していくものだと私は思っておりますけれども、そこらの考えがありましたらお聞かせ願いたいなあ。

○議長（前田耕一君）

服部消防次長。

○消防次長（服部和也君登壇）

お尋ねの亀山市消防力充実強化プランにつきましては、本部所管でありますことから、私のほうでご答弁を申し上げます。

現行の亀山市消防力充実強化プランは、第1次亀山市総合計画の方針を踏まえ、消防力の整備指針に即した消防力の整備の方向を中期的に示す分野別計画として平成24年度に策定をいたしました。今年度が計画の最終年度となることから、これまでの取り組みを検証した上で、市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、新たなプランの策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

今回はまた策定し直すということでございますが、私が今までの聞かせていただいた中で、救急のペア出動にしるドクターヘリにしる、いろいろな案件の中で、現行の消防の職員の数で足るのかどうかというふうに私はちょっと懸念するわけです。今後、亀山市民の安心・安全を守るためにも、そこらの検討も再度お願いしたいなあというふうに思っております。

確かに83名ですか、今現在おりますけれども、やはり初任科の教育を受けに行かんならん、現任科の教育を受けに行かんならん、また救急救命士の養成に何人か出さんならん、いろいろな面から考えまして、現在の人員で対応できるのかと。今後、私の希望としては増員は必要ではないのかなあという私の思いでございますが、そこらの見解がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田耕一君）

中根消防長。

○消防長（中根英二君登壇）

職員につきましては、多ければ多いにこしたことはございませんが、先日のご答弁でもさせていただいたように、その重複件数とか頻度とか、またはその帰署にかかる時間、これはまちまちでございますので、何名いれば十分かというふうなことは非常に難しい問題があるかと思えます。

したがって、今度の新しいプランの策定に当たりましては、今後の消防事情に的確に対応していく考慮が必要であると考えておりますが、職員の増員、どのような増員計画、そういう増員、減員もあろうかと思えますが、増員につきましては、今後想定される出動件数とか事案の内容などを客観的に推察することが困難でありますことから、盛り込む予定はございません。

一方で、出動件数の抑制を図る取り組みを推進することも重要であると考えております。救急につきましては、搬送された傷病者の約半数が入院の必要のない軽症者で、この中には本来救急車を利用する必要がなかったと思われる事案も散見されますことから、救急車の適正利用を今以上に呼びかけるとともに、火災については防火に関する広報・啓発をさらに推進し、市民の皆様のご理解とご協力により出動件数そのものを抑制することも重要なことではないかと考えております。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

消防長のご意見は聞かせていただきましたが、私の思いはもう少しふやすべきだなあというふうにも思っている。消防力の基準を申しますと、とんでもない数字になりますので余り言いたくございませんけれども、やはり少しでも近づけるという努力はお願いしたいなあというふうにも思っております。

当市の消防については、救急ワークステーション等も対応されておまして、これは県下でもモデルになるかなあというふうには私は思っております。それぐらいに前向きな対応をやっていただいておりますので、限られた陣容の中で頑張っていただくのも結構でございますけれども、余裕ができましたら、市長、また陣容を考えていただきたいなあというふうには要望しておきます。

続きまして、次にリニア中央新幹線の今後についてということでお尋ねをします。

私もこの議員になりまして、自民党議連の県の中で、このリニア中央新幹線建設促進同盟会というのを、亀山市、鈴鹿市、津市、伊賀市と、この4つのまちでこの同盟会を立ち上げまして、そのときに当然国会議員の先生も入っていただいたんですが、川崎代議士が会長で立ち上げたことでございます。その後、いろいろ活動もしてまいりました。

その中で、6月1日に、私、テレビを見ておりましたんですが、5時のニュース、17時、今時分ですね、このニュースを見ておりましたら、安倍総理が記者会見で、リニア中央新幹線の大阪延伸の前倒しを支援すると記者会見で発表されておりました。次に、6月2日に政府は、先ほど前田

議員も聞かれておったんですが、この部分については経済財政運営の基本指針、骨太の方針でも打ち出され、同じ日に偶然か予定されてかわかりませんが、東京・大阪を結ぶ沿線自治体などでつくるリニア中央新幹線建設促進期成同盟会が開催されたと聞いております。そのところに、多分市長さんも議長も出席はされておると思いますが、その今現在の現況をお聞かせ願いたいなあと思っております。

○議長（前田耕一君）

山本企画総務部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

今、議員からは直近の現況についてお話をいただきました。私からは、少しその前からも含めて、今までの状況をご説明させていただきたいと思っております。

リニア中央新幹線の整備につきましては、2027年、平成39年に先行開業を目指す東京・名古屋間においては、平成26年12月に工事が着工され、昨年、平成27年12月には、これは最大の難所と言われておりました南アルプストンネルの工事が開始されたところでございます。ことしに入りましてからは、1月に始発と終着の駅となります品川駅工事、また今月6日には名古屋城近くにおいて地下を通るリニア中央新幹線と地上をつなぐ非常口の名城非常口の工事に着手したとのことであり、東京・名古屋間の開業に向けまして着々と工事が進んでいると認識をしております。

折しも、このタイミングで、今議員が言われました骨太の方針の中にお示しをされたり、安倍首相からの力強い声明等があったところでございまして、私どもといたしましても非常に朗報であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

いろいろ現況を聞かせていただきました。私も、当初このリニア中央新幹線、いろいろな活動もさせていただいて、いろいろな先生方の話も聞かせていただいたわけでございます。しかし、私は2045年ですか、これが名古屋・東京・大阪間が開通するというところでございますが、当初はおったんですが、私の年齢から見て2045年はとんでもない、もう想像もつかない時期だなあというふうに思っておりました。しかし、8年前倒しにすることによって、私は年齢からいっても100歳はいきません。もう2045年だと100歳を超えていますので、もう希望も持てませんが、2037年ですか、そうすると九十何歳ですので、まだ多少の希望は持てるかなあというふうに自分も思ってお楽しみにしております。その思いを持ってこれから生きていかなければならんなあというふうに思っております。

それはそれとして、次にリニア中央新幹線の亀山駅誘致活動と今後の亀山市のまちづくりの思いについてお尋ねするわけでございますが、誘致活動につきましては前田議員のところでも話は出ておったんですけれども、当初、JC、青年会議所が亀山・名古屋間の複線電化とか、いろいろな活動の延伸ということでリニア中央新幹線の誘致も含めて中心になっていただいて、その後、亀山市民会議ができて今現在に至っておる。そのような活動の中で、今後の誘致活動をさらに推し進めなければならんと思っておりますし、またこの誘致を目指した中での亀山市のまちづくりの思いについて、これについては特に市長さんにお聞かせ願いたいなあというふうに思っています。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

先般、名古屋以西、大阪間のリニア中央新幹線の整備につきまして、国の財政支援の意思表示、それを受けてJR東海の意思表示、2045年の全線開業予定が最大8年間前倒しとなるという、この流れが出てきたことを本当に大変力強く思っておりますし、まことに朗報であったというふうに思うところであります。今後の具体的な決定でありますとか、あるいは実質的な影響をしっかりと見届ける必要があろうかと思っておりますが、本市としては今日までも四半世紀以上に及ぶさまざまな推進運動を展開いたしてまいりました。これらを礎に、今後におきましても着実な歩みにつなげたいと決意を新たにしております。

このリニア中央新幹線の整備は、交通の要衝であります本市の交通拠点性がさらに強化されることとなりますので、これによりまして県域を超えた広域的な交流・連携が一層進んで、本市はもとより、本県の産業や観光などの発展にも大きく寄与するものと期待をいたしておるところであります。また、もう言うまでもありませんが、地域経済の活性化、雇用の拡大、定住の促進など、さまざまなプラス効果が生まれることで魅力の向上や他都市との差別化にもつながってまいりますので、まさに地方創生の一助となるというふうに確信をしておるものでございます。

こうした千載一遇の機会を本市の発展のための大きなチャンスとして捉えて、今日まで進めてまいりましたリニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じた官民一体となったオール亀山市の取り組みをさらに強化するとともに、市といたしましてもこのインパクトをまちづくりに最大限生かすことができますよう、次なる検討を行っていく時期が近づいておると考えておりました、実現への最善の取り組みにきっちりつなげてまいりたいと現在考えておるところであります。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

市長の思い、力強い思いを聞かせていただきました。亀山駅に誘致が成功したならば、三重県の玄関口にもなると私は思っておりますし、そこらのアクセスの整備も県ともども考えていかなければならんというふうにも思っています。オール亀山じゃなくして、オール三重で行っていただきたいなあというふうに思っております。

いろいろ力強い市長の思いを聞かせていただきました。その中で、次にリニア中央新幹線誘致に伴う基金の積み立て強化の考えはあるのか。現在20億だと私は思っております、1年間に5,000万の積み立てだと思っておりますが、今後も目標がある程度見えてきた中での考えはどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

山本部長。

○企画総務部長（山本伸治君登壇）

リニア中央新幹線亀山駅整備基金につきましては、毎年度の財政状況を勘案し、目標である20億円に向けて本年度末で約16億円まで積み立てを行う予定となっております、引き続き計画的な積み

立てを行ってまいりたいと考えております。

基金の積み立て強化のご質問でございますが、名古屋・大阪間の整備ルートや駅位置の確定にあわせ、リニア市内駅を核とした新しいまちづくりの考え方を整理する必要がある場合がございますもので、基金の必要額についてもこの時点で改めて検討する必要があるものと考えているところでございます。

○議長（前田耕一君）

宮崎議員。

○12番（宮崎勝郎君登壇）

ありがとうございました。

いろいろ質問させていただきまして、また前向きな答弁をいただきました。今後の我が市の発展を左右するものと思っておりますし、亀山市の子供たちの未来の夢を実現できるように市としてもよろしくお願ひしたいと思っております。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

12番 宮崎勝郎議員の質問は終わりました。

以上で、予定しておりました通告による質問は終了しました。

これより、一般質問に対する関連質問に入ります。

通告に従い、発言を許します。

17番 小坂直親議員。

○17番（小坂直親君登壇）

大変お疲れのところ、ちょっと数分間をお願いしたいと思います。

我が会派、緑風会の尾崎議員の質問に対しての関連質問をさせていただきたいと思っております。

関連としましては、南海トラフ地震に備えての想定する被害状況について、担当部のほうは死者80名、それから崩壊家屋が2,200、避難者が1万2,000というふうのもとに、尾崎議員が語る、非常食だとか避難所やとか仮設住宅というものを質問につなげていったと思うんですけど、この一番の被害の想定が、これはあくまでも県が出した想定であって、これをうのみにして出しておるのか、その県の出しておる想定をどのように今亀山市が、亀山なりの南海トラフの地震を捉えておるのか。そうじゃなければ、これからの防災計画を立てるにしても、県の数字だけを丸々うのみにして、それをもとにして防災計画を立てるのか。

きょうの答弁を聞いていますと、あくまでも1万2,000と2,200の家屋、それから80人の死者をもとにきょうの質問が進められたと思うんですけど、あくまでもそれは県の想定であって、市としてはこの南海トラフ、また四日市の活断層の被害をどのように捉えておるのか。そして、その仮設住宅についても、あくまでも2,200に対して仮設住宅の用地やとか非常食とかいうのもおのずと変わってくると思ってくるんですけど、あくまでも県の数値、想定される数値をうのみにだけするのか、亀山市としてどのようにそれを分析しておるのかということをお聞かせ願ひたいし、その1万2,000の避難民というのは一体何をもって1万2,000なのかをお聞きしたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質問に対する答弁を求めます。

井分危機管理局長。

○危機管理局长（井分信次君登壇）

先ほど小坂議員から1万2,000人のまず根拠はということでございますので、ご答弁を申し上げたいと思います。

これは、平成26年に三重県が公表した地震被害想定調査結果の南海トラフ地震、理論上最大の避難者数であり、午前中、尾崎議員のご質問の冒頭にもお話をさせていただいたところでございます。

その根拠といたしましては、三重県が想定する全壊・半壊した棟数と1棟当たりの平均人数、断水人口等を用い、三重県独自の算出方法にて計算されていると聞いております。この三重県が行った想定調査でございますけれども、国により公表された南海トラフ巨大地震の想定や過去の震災、またさまざまな地形、地盤、建物等の最新データ等を参考に、地震被害想定の方針を進められたと伺っております。

それから、この数値を私どもの地域防災計画への落とし込みということでご質問を頂戴しておるわけでございますけれども、やはり自助・共助・公助と申しましうか、そういったものの考え方を基軸とする中で、目標値はかなり高うございますが、それにいかにして近づけていくかということ根幹に据え置き、また市民のコンセンサスも含めまして地域防災を考えてまいりたいと考えております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

その県の想定した数字なんです。この1万2,000というのは、これは帰宅困難者を含めて、しかし健全な建物が崩壊するのは1,400から2,200と言われておって、1万2,000の避難者を出ないはずなんです、そんなには。1戸当たり3人か4人かであれば、そんなに出ないはずなんです。だから、帰宅困難者、市民以外の方が1万2,000の中には含まれておると。尾崎議員は、あくまでも市民のための仮設住宅なり非常食なり、そういうことを一生懸命聞いておるんやけど、根拠となる数字が1万2,000とか2,200というのであれば、それを聞いておったことの想定が、頭の想定がもう全然現実に合わないのに、その質問の中身は、あくまでも尾崎議員は市民のための非常食であり、市民のための仮設住宅であり、市民のための避難所やというふうなのは結びつかなかったというふうに思うので、やはりそれはそれなりに、やっぱり尾崎議員が質問したのは、やっぱり亀山市民がどのように被害をこうむって、家屋が倒壊して、どんな避難者が出て、仮設住宅は一体幾らになるということをやっぱり分析する必要があるだろうし、この活断層において被害の出る状況はおのずと、能褒野地域と、それからまた南部と、また関、加太と、おのずと違うと思うんですよ。だから、そこらを十分把握した上での人口構成、地域構成をあわせて、避難誘導、また仮設住宅というものを生かして、やっぱり防災計画に結びつけるべきだろうと思うので、それについては十分、きょうの質問が頭の想定と、想定する被害状況と議員が質問した市民が望む被害に対することと、認識が若干違うたかなあという気がするんで、確認をさせていただきました。

それと、その次に地籍調査の件なんですけど、災害に伴って地籍調査が必要であると。もう言うことは、私も再三地籍調査についてはこの場で質問もさせていただいております。従前から、旧関

町時代から毎年やっておったことが、合併後途切れ途切れになっておるということは、市長に、そのものは、一体その地籍調査を本当にやる気があるのかないのかなあと。去年から中断してしまっただと。それで、整理をしておるんだから補助事業でやっていないんだということできょう尾崎議員は質問をされたんだけど、きょうの市長の答弁では、用地管理室において年度末を目途に区域とか手法等を含めた計画を検討中でありますということでは、まず来年度取り組もうという姿勢はまるっきり見えない。総合計画にどのように位置づけていくのか知りませんが、やるべきであるし、100年もかかるような地籍調査を引き続きやることによって、これが実効性を発揮してくると。年度末を目途にと言うが、年度末では予算は12月には作成するわけです、来年度の。そうすると、国へ補助申請をするのは、これは95%の補助率なんです。1,000万の事業とすれば、950万補助金 comes なんです。たかが50万で1,000万の事業効果が上がって、約3ヘクタールから4ヘクタールの地籍調査の実績が出るわけです。2,000万すれば4ヘクタールか5ヘクタール出るわけです。これはやるべきだということを、市長は去年中断してしまっただ。そうすると、今のきょうの答弁からすると、何もやる気がない。29年度以降の新規事業だ、これは新規事業じゃないでしょう、これは。継続事業ですよ、これは。その辺の認識が市長は全然足らんと思うんです。やる気がないのか、あるのか。来年度やる気があるのか、ないのか。どのように今取り組んでおるのか。市長の今日の答弁では、まるっきりやる気がないというふうにしかとれん。それについて、再度市長の考え方をお願いしたい。

○議長（前田耕一君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中に尾崎議員にお答えをさせていただいた答弁ですが、前に進めていこうということで申し上げてございます。少し誤解を招くような発言があったのであればご容赦いただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、この地籍調査につきましては、今年度は新規事業はございませんが、議員ご指摘をいただいておりますように、災害への備えとか、あるいは土地利用や公共事業の促進といった観点からも、これは推進していかなくてはならないというふうにご考えておるところであります。ちょうど現在検討を進めております第2次総合計画との整合性もありますので、そういう意味で年度内でそういう長期の計画をつくっていくということは検討をしっかりとしていきたいと思っております。

それから、来年度の再開に向けて今取り組んでいきたい、いくということをお願いしておりますが、それは年度末では遅いんじゃないかということで、当然のことであろうと思っております。これは29年度からの再開に向けまして、可能な限り早い段階で、調整もありますので、検討をして、立案して展開をしていきたいと考えておりますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（前田耕一君）

小坂議員。

○17番（小坂直親君登壇）

やっぱり今答弁いただいた、午前中いただいた件は、このままでいくと年度末ではできない。それから、国へ進達するのは、もう9月か10月には国への補助申請をせんなんと思うんです。どれぐらいの規模で、どれぐらいのあれをやるかということで申請せんなんと思うんで、あれより

具体的な計画を今検討してもらったら困るんです。既に確定して国へ出してもらわないとそんな補助はついてこないというふうに思いますし、もう1点、事業効果が得られる地区の選定と、こういうふうに市長は言われているんですけど、事業効果を上げられる地区の選定とはいかなるものなのか。これは、やはり地籍調査は順次進めていかなければ、飛び飛びしたって効率は上がらないんです。だから、その辺についても、地区の選定をするんやなしに継続してやることによって、地続きにやっていくことに効果が上がってくるのであって、こんなことを地区の選定をしておったんでは効果は上がらないというふうに思うんで。

そして、今までの質問の中には、どうしてもマンパワーが足りないという、各担当の用地管理室はいずれにしてもマンパワーが足りないと、臨時と職員が1人では。だから、やっぱりマンパワーはやっぱり95%の補助金があれば、それにまだ一般財源を上乗せすれば事業効果は上がるわけなんですよ。だから、マンパワーにしても、特に土木経験者の再雇用しておるのが、今3人も4人も過去におるわけですよ。あの方なんかは経験を持っておるわけですよ、地籍調査については知識も持ってみえるし測量意識も持っておる。だから、それがあれば、マンパワーは現職の職員でなくても、やはりOB、それから再雇用、そういった方のマンパワーを十二分に発揮すれば事業効果は十分上がると思う。そういう意味において、このまま市長の答弁を聞くと来年もないのかなあとお思いますけど、来年にはぜひとも国へ予算を獲得していただいて、来年度予算に反映していただき、長期計画に、持続可能な限り継続事業として毎年続いていただくということをご要望して質問を終わります。ありがとうございました。もう結構です。

○議長（前田耕一君）

17番 小坂直親議員の質問は終わりました。

これにて関連質問は終わります。

以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

16日から23日までの8日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

あす16日から23日までの8日間は、休会することに決定しました。

続いて、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの24日は、午後2時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

（午後 5時53分 散会）

平成28年6月24日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成28年6月24日（金）午後2時 開議

- 第 1 議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 第 2 議案第43号 亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第44号 平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第45号 平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第46号 市道路線の認定について
- 第 6 議案第47号 市道路線の変更について
- 第 7 議案第48号 専決処分した事件の承認について
- 第 8 議案第49号 工事請負契約の締結について
- 第 9 議案第50号 工事請負契約の締結について
- 第 10 議案第51号 工事請負契約の締結について
-

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	今岡翔平君	2番	西川憲行君
3番	高島真君	4番	新秀隆君
5番	尾崎邦洋君	6番	中崎孝彦君
7番	豊田恵理君	8番	福沢美由紀君
9番	森美和子君	10番	鈴木達夫君
11番	岡本公秀君	12番	宮崎勝郎君
13番	前田耕一君	14番	中村嘉孝君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	広森繁君
企画総務部長	山本伸治君	財務部長	上田寿男君
市民文化部長	坂口一郎君	健康福祉部長	佐久間利夫君
環境産業部長	西口昌利君	建設部長	松本昭一君

危機管理局長	井分信次君	文化振興局長	嶋村明彦君
関支所長	久野友彦君	子ども総合 センター長	伊藤早苗君
上下水道局長	草川博昭君	市民文化部参事	深水隆司君
健康福祉部参事	水谷和久君	会計管理者	西口美由紀君
消防長	中根英二君	消防次長	服部和也君
消防署参事	平松敏幸君	地域医療統括官	伊藤誠一君
医療センター 事務局長	落合浩君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長職務代理者	井上恭司君	教育次長	大澤哲也君
監査委員	渡部満君	監査委員事務局長	宮崎吉男君
選挙管理委員会 事務局長	松村大君		

●事務局職員

事務局長	松井元郎	議事調査室長	渡邊靖文
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午後 2時00分 開議)

○議長（前田耕一君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

それでは、去る13日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第42号から日程第7、議案第48号までの7件を一括議題とします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第43号 亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

原案可決

平成28年6月21日

総務委員会委員長 鈴木 達夫

亀山市議会議長 前田 耕一様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第48号 専決処分した事件の承認について

承認

平成28年6月20日

教育民生委員会委員長 服部 孝規

亀山市議会議長 前田 耕一様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第42号 亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

原案可決

議案第46号 市道路線の認定について

原案可決

議案第47号 市道路線の変更について

原案可決

平成28年6月17日

産業建設委員会委員長 豊田 恵理

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第44号	平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第45号	平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

平成28年6月24日

予算決算委員会委員長 前 田 稔

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

○議長（前田耕一君）

初めに、鈴木達夫総務委員会委員長。

○10番（鈴木達夫君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、21日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第43号亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正については、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、関連する条例について所要の改正を行うものであります。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告とします。

○議長（前田耕一君）

次に、服部孝規教育民生委員会委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、20日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第48号専決処分した事件の承認については、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の公布に伴い、平成28年4月1日から施行が必要であった規定について、亀山市国民健康保険税条例の一部改正を、平成28年3月31日付で専決処分したので、議会の承認を求めるものであります。

審査の過程では、現在の国民健康保険世帯数と軽減対象世帯数、また今回の一部改正による軽減対象の拡大の範囲について質疑があり、これについては、平成27年度の国民健康保険世帯数は6,692世帯で、そのうち7割軽減対象世帯数が1,521世帯、5割軽減対象世帯数が862世帯、2割軽減対象世帯数が822世帯で、軽減対象の拡大の範囲は、5割軽減と2割軽減が対象であり、7割軽減の基準については現行どおりであるとの答弁でありました。

次に、平成28年4月以降に新たに軽減の対象となる世帯数について質疑があり、これについては、平成27年分の所得に基づき算定を行うため、現在算定作業中であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で承認することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、豊田恵理産業建設委員会委員長。

○7番（豊田恵理君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定については、農業委員会等に関する法律が改正されたことにより、農業委員会の委員の選出方法が、選挙及び市町村長の選任制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されるとともに、農業委員とは別に、当該農業委員会に農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員が設置されることとなり、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数は条例で定めることとされたため、本条例を制定するものであります。

審査の過程では、農業委員と農地利用最適化推進委員との業務のすみ分けについて質疑があり、これについては、原則として、農業委員が行っていた業務のうち、現場活動的な業務については推進委員に移行するという法律改正の趣旨ではあるが、推進委員は自分の担当地区の案件について農業委員会にも出席可能であり、また農業委員が現場活動を行うことも法律では妨げていないとの答弁でありました。

次に、農業委員会における推進委員の採決権について質疑があり、これについては、最終的な採決は農業委員のみであるとの答弁でありました。

次に、24人の農業委員を14人減らして10人とする根拠について質疑があり、これについては、委員数については、より機動的に行うために少人数が望ましいという法の趣旨や、農林水産省による現農業委員の半数程度という見解を踏まえ、現在の選挙による農業委員20名の半数である10名としたとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第46号市道路線の認定については、和賀白川線の道路改良に伴い、当該路線と接続する住山11号線の路線認定について、議会の議決を求めるものであります。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、本路線を整備することで、並行して2路線できるが、維持管理費が高くなるのではないかとの質疑があり、これについては、管理区間は2倍になるが、交通量は新しく整備する道路に移るため、道路の損傷など通常管理しなければならない要素は大きく低下することから、維持管理費がふえることは考えられるが、2倍になることはないとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第47号市道路線の変更については、和賀白川線の道路改良のための終点の変更について、議会の議決を求めるものであります。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、市道と和賀白川線の延伸を早く進めてほしいという市民要望はあるのかとの質疑があり、これについては、亀山の南北軸が脆弱であるという認識のもと、今日までこの構想を展開してきており、その中には亀山市民、行政を含め、早期にこれを整備していくというコンセンサスのもとに進めてきているとの答弁でありました。

次に、この新規路線が住山公園と自治会所有の公園にかかるが、新たな公園を整備するのかとの質疑があり、これについては、自治会の公園は自治会と協議していくとともに、住山公園は広い公園であるので、道路整備により機能が損なわれることはないと考えているとの答弁でありました。

また、討論では、和賀白川線の延伸については、需要がはっきりしない中で、現在の財政状況から今やらなくてはならない事業ではないとの理由から反対討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり賛成多数で可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

次に、前田 稔予算決算委員会委員長。

○15番（前田 稔君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る13日の本会議で当委員会に付託のありました議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第45号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、20日に教育民生分科会、21日に総務分科会を開催し審査を行いました。

本日、市長、副市長初め関係部長等の出席を得て、当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

各分科会会長報告に対する質疑、及び討論はなく、採決の結果、議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について及び議案第45号平成28年度亀山市国民健康保険事業特

別会計補正予算（第1号）については、いずれも原案のとおり、全会一致で可決することに決定しました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑は終結いたします。

次に、議案第42号から議案第48号までの7件について討論を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

日本共産党議員団を代表して、議案第46号市道路線の認定及び議案第47号市道路線の変更についての2議案について、反対の立場で討論いたします。

まず、議案第47号です。

この議案は、既に完成をしている和賀白川線の終点を、現在の国道1号線側道から市道亀田小川線につながるところまで変更するものであります。この北への延伸工事については、これまでも予算審議などで、今の厳しい財政状況や今後の交通量の予測がはっきりしないなどの問題点がある中で、5億円から6億円もかけて優先して進めるべき事業ではないと指摘をしてきました。これが、反対する理由であります。

次に、議案第46号です。

この議案は、和賀白川線の北への延伸に合わせて終点の手前で東へ分岐し、住山公民館付近へ接続する市道を新たにつくるというものであります。住山公民館付近のS字カーブは、地元からも危険性が指摘されており、この付近の道路の改良には賛成しますが、今回の議案は和賀白川線の北への延伸される道路と一体のものであり、この議案には賛成できません。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の討論は終わりました。

以上で、通告による討論を終結し、ただいま討論のありました議案について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りいたします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすこととしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は、反対とみなすことにいたします。

それでは、討論のありました議案第46号市道路線の認定について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第46号市道路線の認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第47号市道路線の変更について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第47号市道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の、議案第42号から議案第45号まで及び議案第48号の5件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものとしております。

本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第42号亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

議案第43号亀山市職員定数条例及び亀山市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

議案第44号平成28年度亀山市一般会計補正予算（第1号）について

議案第45号平成28年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第48号専決処分した事件の承認について

は、いずれも原案のとおり可決及び承認することに決定しました。

次に、日程第8、議案第49号から日程第10、議案第51号までの3件を一括議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第49号工事請負契約の締結についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る建築工事につきまして、平成28年6月20日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札（事後審査型）で、契約の金額は1億6,696万円、契約の相手方は堀田・白川特定建設工事共同企業体、共同企業体代表者、亀山市東御幸町231番地、堀田建設株式会社、代表取締役 堀田 誠でございます。

次に、議案第50号工事請負契約の締結についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る電気設備工事につきましては、平成28年6月20日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札（事後審査型）で、契約の金額は1億4,040万円、契約の相手方は鈴鹿市高岡町654番地の1、株式会社鈴鹿電設、代表取締役 瀬古恭裕でございます。

次に、議案第51号工事請負契約の締結についてでございますが、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る機械設備工事につきまして、平成28年6月20日付で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び亀山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の方法は、条件つき一般競争入札（事後審査型）で、契約の金額は2億6,568万円、契約の相手方は津市島崎町248番地、ダイワ空調設備株式会社、代表取締役 田辺元幸でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前田耕一君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

これより、本各案について質疑を行います。

通告に従い、発言を許します。

16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それでは、通告に従い、質疑を行います。

3つの議案があるんですけれども、共通する項目も多いので、議案第49号の建築工事についてお聞きしたいと思います。

まず、この建築工事ですけれども、学校の建築工事という、平成21年6月議会で随分議論を

しましたいわゆる総合評価方式、いろんな項目の点数をつけて、金額だけではなくして、その点数の総合点でもって落札業者を決めるという、そういう新たなやり方を学校で導入をしたわけであります。あのとき、随分この問題については、議会でも議論がありました。

そこで、まず最初にお聞きしたいのは、なぜ今回同じような学校の建築工事であるのに、この総合評価方式というやり方を適用しなかったのかという点についてお聞きしたい。

○議長（前田耕一君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

上田財務部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、総合評価方式は、経済性だけではなく価格以外の要素を総合的に考慮して、総合的に最もすぐれた相手と契約をする入札方式で、ある程度の規模を有し難易度の高い工事の入札に適した方式であると言われておるところでございます。

今回の川崎小学校校舎建築工事は、仮設校舎を建てることなく工事をすることや、工期が限られていること、一般的な建築工事であること、また総合評価方式を採用した場合、入札手続が煩雑となり入札手続に係る時間を要することなど、総合的に判断した結果、今回は総合評価方式の採用は行わないとしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

平成23年2月22日の総務部契約管理室というところからいただいた資料で、総合評価落札方式の適用という、こういう大きなものが手元にあります。この中に、例えば品質、工事による価格だけではなくして、価格プラス品質という点で総合評価というのはいいんだということが言われている。その品質の中には、工事目的物の品質はもとより工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性、つまり工事そのものの質も含むということで、少しずつ思い出しておるんですけども、当時学校の改築ということになると、子供に対する安全の配慮とかということが随分大きなウエートを占めて評価がされたということなんですね。

だから、そういう意味でいくと、この品質の中に、特に安全性、環境への配慮というようなところ、これは大事なところであるから総合評価方式の適用をするんだというふうに言われているわけですね。そういう意味でいくと、学校という施設をつくる場合には、これがあなた方の考え方からいくと、これからいくと、やっぱり総合評価方式が妥当なんではないかなというふうに思うんですが、その点再度もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

入札方式は、絶えず変化をしておるものだというふうに理解をしております。

その中で、今回この川崎小学校の工事は、総合評価をしなくてもいけるんだろうというふうな判断をさせていただいたと、そのようなことを仕様を書くことで環境問題とか、設計の中でそれを配慮したことができておることであるというふうに思っております。それは、その平成21年当時、価格の問題と

か総合評価方式の問題でいろいろ議論があったことも私も承知をしております、昨今のこの学校建築工事について、他の自治体も総合評価方式の採用は余り導入をしていないということも考え、うちとしてどういう方式がいいのかを考え、今回は一般競争入札（事後審査型）の入札方式でいこうと決定をいたしましたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

部長の答弁によると、総合評価という入札方式のいわゆる値打ちは下がったというふうに理解しておきたいと思います。

2つ目にお聞きしたいのは、条件つき一般競争入札（事後審査型）という非常に長い名前なんですけれども、これは一体どのような内容の入札なのかということ、多分テレビを見ておられる市民の方はわかりにくいだろうと思うので、この点について、どういう入札方法なのかということ、説明いただきたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

今回の、亀山市立川崎小学校校舎建築工事は、議員おっしゃられたように条件つき一般競争入札（事後審査型）で、事後JV方式で入札を行ったところでございます。

条件つき一般競争入札につきましては、入札の参加資格として、基本的な建設業の許可業種や地域要件、亀山市に指名登録があるかないかなどを付し、入札に参加させる方法でございます。

条件つき一般競争入札（事後審査型）につきましては、開札の結果、第1順位の落札候補者に対して、配置予定の技術者の資格確認や市税の納付状況、事業実績、経営事項評価総合点、JVの場合の共同企業体構成員との協定書、経営規模等評価結果通知書などの資格を事後において確認する方法でございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

ある程度の条件をつけて、いわゆる全国どこの業者でも結構ですよというんじゃなくして、条件をつけて審査は事後に行うという、こういうことだろうと思うんですが、今の答弁の中で、1つわからなかったのは、事後JV方式ということですね。これはどういうことなのか、通常JVを組んで入札をするというのが一般的にはあるんですけれども、事後JV方式と、これはどういうことを意味しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず特定建設工事共同企業体というのをJVというようなことと呼んでおりますけれども、技術難度の高い工事あるいは大規模な工事の施工に際し、技術力を結集して工事の安定施工を確保するために、複数の異なる業者が共同で工事を施工する組織のことを、この特定建設工事共同企業体、

J Vと呼んでおります。

今回は、議員おっしゃられるように、事前にJ V、2つの業者を組んで入札する方法が事前J Vといたしますけれども、今回は事前にJ Vを組まず事後に組むということにしたのは、市内建築業者の育成を考えまして、相手方に事後J Vで市内AまたはBの業者を入れることといたしました。構成員Bとなる候補者が、市内にはA級が2者またB級が3者であると。県内の亀山市の格付のA級とB級が5者しかいないことを考え、事後J Vを採用したところでございます。これは、うちの業者の数等を考慮した結果、事後J Vの方式を採用したところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余りよくわからなかったんですけども、要するに市内業者の育成という立場から事後J Vを採用したと、こういうことでいいんですか。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、事前J Vですと市内の5者と事前に組む形となりますので、業者の数が決まるおそれが、数が少なくなるだろうということも予想しまして、まずは核となる業者をまず決めようと。それは、県内の建築工事で1,000点以上の県内の本店の業者の中で競争をしていただこうと。その競争で落札候補者になった業者が、市内のほかの5者の業者どこかとJ Vを組んで届け出をしていただくということで、市内業者の育成も考えた上で、競争性と市内業者の育成を考え、事後J Vの方法を採用したところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり一般競争入札というのは、競争性の問題が非常に高いんで、金額も要するに競争すれば当然安くなるという問題がありますんで、そういう意味で一般競争入札というのは大事だと思うんですけども、ここまで条件をつけてしまうと、何かもう一般競争入札でないような印象を私は受けます。

続けて聞きたいのは、企業要件の中の地域要件として、県内に本店を有するものに絞ってありますが、これはなぜ県内に絞ったのか、広く問えばそれだけ競争性も高まるし、金額も安い金額で品質のいいものがとれるかもわからないということを考えると、県内に本店を有するものに絞ったのはなぜかということをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

工事業者の選定条件につきましては、工事の内容、規模、難易度をなどを勘案した上で、競争性と経済性を確保することはもちろんですが、市内業者の育成や下請業者を含めた産業の振興についても配慮する必要があると考えており、市内の施工業者で施工できる工事は市内業者に、県内の施

工業者で施工できる工事は県内業者を選定することを原則といたしております。

今回の川崎小学校の建築工事につきましては、亀山市にとっては大規模な工事でございます。構造や施工方法は一般的なものであり、三重県の経営審査の総合点が1,000点以上で、延べ床面積2,000平米以上の学校建築と、延べ床面積5,000平米以上の公共施設または公益施設の施工実績がある企業であれば、十分に市が求める品質や納期を満足する施工が可能であると判断をいたしました。この条件で、候補対象者を検討したところ、三重県内の本店業者だけで競争性の担保ができる数がございますので、大手の支店業者まで対象を広げることは行わず、県内業者を対象といたしたところでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

じゃあ、県内の本店を有するものということに絞られたということですけども、実際の入札のあれを見ますと、3者で入札をされている。この県内に本店を有するものという条件に当てはまるのは何者あるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

県内本店の施工業者で、建築一式の三重県総合点1,000点以上で、亀山市が求める施工実績を有する企業数は、9者あることを確認しております。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

9者あるけれども入札は3者しか応札をしなかったと、こういうことですね。

もう1点聞きたいのは、事後審査型というこの方式なんですけれども、いろんなこういう資料で見ますと、事前の審査型という一般競争入札もありますけれども、この事前審査型と事後審査型で何がどう違うのか、なぜ今回事後審査型というのを採用したのか、お聞きしたいと思います。

○議長（前田耕一君）

上田部長。

○財務部長（上田寿男君登壇）

まず、議員おっしゃるように事前審査型と事後審査型とどう違うのか簡単に申しますと、事後審査型はいろんな入札の参加業者の落札決定の候補者の第1順位のものだけを審査すればいいと。事前審査は参加業者の全ての案件を事前に審査をしなければならないということがあります。

どんなことを審査するんかと申しますと、配置予定者の技術者の資格の確認、市税や県税の納付状況、事業実績または経営事項評価総合点、経営規模評価結果通知書などいろんなことを評価することを、事後ですとそこの落札候補者だけをチェックすればいいということになるということでございます。

○議長（前田耕一君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

簡単に言うと、行政が仕事が楽に済むということですね。要するに、事前に全部目を通さなきゃならないのを、落札した業者だけの分を見れば済むというような意味で事後審査型をつかいたいというのか、適用したいというようなふうに私は理解をいたしました。

あとこれ、この後委員会でも質疑がありますので、私はこの程度にとどめておきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田耕一君）

服部孝規議員の質疑は終了しました。

以上で、予定しておりました通告による質疑は終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第49号から議案第51号までの3件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、教育民生委員会にその審査を付託します。

委員会開催のため、暫時休憩します。

（午後 2時38分 休憩）

（午後 4時44分 再開）

○議長（前田耕一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほど教育民生委員会にその審査を付託しました日程第8、議案第49号から日程第10、議案第51号までの3件を一括議題とします。

教育民生委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第49号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第50号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第51号	工事請負契約の締結について	原案可決

平成28年6月24日

教育民生委員会委員長 服 部 孝 規

亀山市議会議長 前 田 耕 一 様

○議長（前田耕一君）

服部委員長。

○16番（服部孝規君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

先ほどの本会議で付託のありました議案の審査に当たるため、当委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、一括質疑に入り、審査を行いました。

議案第49号から議案第51号までの工事請負契約の締結については、亀山市立川崎小学校校舎改築工事に係る建築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、平成28年6月20日付で仮契約したため、議会の議決を求めるものであります。

審査の過程では、今回の入札は、条件つき一般競争入札（事後審査型）であるが、なぜ事後審査型としたのかとの質疑があり、これについては、近年、大規模事業の入札契約方式として採用する自治体がふえている。市内の建築業者数が少ない状況の中で、今回、市内業者は必ず構成員になれるメリットもあることから、事後審査型の方式をとったとの答弁でありました。

次に、過去に市内業者同士でJVを組んだことはあったのかとの質疑があり、これについては、消防庁舎の例があるとの答弁でありました。

次に、分離発注した根拠について質疑があり、これについては、国においても少数業者の保護の観点から、極力分離発注を奨励しており、三重県においては1,000万円以上の工事について分離発注を行っているとの答弁でありました。

また、入札においては、さまざまな規模や背景があるが、市内業者の保護の観点も含めた亀山市に見合った入札方式を行うよう整理し、取り組むよう意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり、全会一致で可決することに決定いたしました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前田耕一君）

教育民生委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（前田耕一君）

ないようですので、委員長報告に対する質疑は終結します。

次に、議案第49号から議案第51号までの3件について討論を行います。通告はありませんので、討論を終結し、議案第49号から議案第51号までの3件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。
本各案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（前田耕一君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第49号工事請負契約の締結について

議案第50号工事請負契約の締結について

議案第51号工事請負契約の締結について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

次にお諮りします。

以上で今期定例会の議事は全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（前田耕一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、平成28年6月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでございました。

(午後 4時49分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成28年6月24日

議 長 前 田 耕 一

2 番 西 川 憲 行

11 番 岡 本 公 秀